

茨城キリスト教大学自己点検・評価報告書
(2012 年度)

2013 年 3 月

目 次

■ 序章

- 1 自己点検・評価における本学の姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 前回の認証評価以降の改善措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■ 本章

- 1 理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 教育内容・方法・成果
 I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針・・・・・・・・ 44
 II 教育課程・教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
 III 教育方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
 IV 成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- 5 学生の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
- 6 学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
- 7 教育研究等環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
- 8 社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
- 9 管理運営・財務
 I 管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
 II 財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 166
- 10 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175

■ 終章

- 1 理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況・・・・・・・・ 182
- 2 優先的に取り組むべき課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
- 3 今後の展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184

■ 序章

1. 自己点検・評価における本学の姿勢

本学は、1994年に財団法人大学基準協会の正会員となり、翌年、「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」を策定すると共に「茨城キリスト教大学自己点検・評価運営委員会」を設置した。このような本学の動きは、文部省が大学の自己点検・評価の体制整備を義務化する4年前のことであり、自己点検・自己評価の意義と必要性を早くから認識していたことを表している。

その後、自己点検・評価運営委員会による活動を積極的に推進し、2003年に自己点検・評価の内容をまとめ上げ、『茨城キリスト教大学の現状と課題－自己点検・評価報告書－』として社会に公表した。さらに2006年には大学基準協会の相互評価ならびに認証評価を受け、大学基準に適合と認定された。その結果はホームページで公表している。

自己点検・評価運営委員会は、常に建学の精神を反芻し、問い直しながら、大学の教育・研究・運営が適切になされているかを点検・評価し、大学の質の向上を求める活動を続けてきた。その延長上で、2012年度の「第13期中期経営計画」教学（大学）部門において、自己点検・評価と中期経営計画とを連動させる形を作り上げた。すなわち、学部、学科、関連部署における各中期経営計画が、それぞれのPDCAサイクルとの繋がりにおいて現状分析・進捗状況・到達度の自己点検・評価を行い、そのもとに具体的な改善・改革を実現していく体制を設定したのである。今回の認証評価の諸作業にあたって、その内容が現実の中期経営計画に位置づくものであるために、希望や決意の次元ではなく、実際の施行状況ならびに具体的な将来計画との関係を持つ報告書として作成することができている。

大学経営をめぐる厳しい社会環境の中で、本学が変わらず社会貢献を継続していくためには、全教職員が大学の現在置かれている状況を正しく認識し、その役割と責任を自覚して行動していくことが求められる。本学において自己点検・評価活動の重要性を意識化し、活動への積極的な理解と参加を促す一方策として、中期経営計画そのものと連動させたことは、その点で意義深いことであった。もちろん、今問われていることは、そこに留まることなく、自己点検・評価が教育・研究・運営に直接的に繋がったことの結果である。

改革・改善の重点は、総合的な「内部質保証システムの充実」にある。個々の学生が自分を成長させるために身を委ねる教育機関として本学を選択するとすれば、その最大の根拠は、本学の教育課程における「質保証」への信頼であるはずである。学生の人生形成上きわめて重要な4年間を預ける大学に対する選別の目は、18歳人口が減少していくに従って今後さらに厳しいものになって行こう。本学がその社会的存在意義を認められ続けるには、選ばれる大学となるためのこの第一条件を常に意識し、探求していくことが必要であり、同時にその公開が欠かせない。建学の精神を基盤とし、自己点検・評価を直に教育課程の質保証に繋げる努力を一層強化していかなければならない。

2. 前回の認証評価以降の改善措置

前回の認証評価において、「助言」として受けた事項は2点（3項目）あった。それらに関して2010年7月に改善報告書を提出した結果、大学基準協会より2011年3月11日付けで改善への取り組みとその成果を評価するとの検討結果を受理している。その具体的な内容は以下の通りである。

- 1) 1年間の履修登録単位数の上限 60 単位を 2009 年度より 50 単位未満とした。
- 2) -1 国際交流部を 2011 年度より国際理解センターとし、国際交流活動を全学的活動として位置づけなおし、国際交流プログラムの拡大を図った。たとえば、全学部学生が履修可能な共通科目として「海外文化研修」を開設した。また、非英語圏の提携大学を増やすと共に、大学間交流の多国化を進めた。2008 年度からは提携大学との組織的な研究交流もはじまり、現在もそれは継続している。
- 2) -2 大学院文学研究科の国際交流の促進は、毎年 2 名程度の留学生の受け入れが実施されてきたが、2008 年度には本学研究科学生のダブル・セメスター留学制度を海外 2 大学との間で提携した。2007 年、2008 年に各 1 名が留学している。大学院 FD 関連で提携大学との交流も行われている。2013 年度には、新たに留学協定を結んだハワイ大学に 1 名の大学院生が留学する。

これらの他に、前回の認証評価以降に改善された主な事項に次のようなものがある。

- 3) 自己点検・評価体制の強化： 前述したように、2012 年度の「第 13 期中期経営計画（4 年間）」と大学自己点検・評価とを連動させ、自己点検・評価運営委員会が中期経営計画を検証する体制を構築した。これによって教職員全体による組織的な自己点検・評価活動が実施されるようになった。
- 4) 大学教育管理体制の充実： 2012 年度より副学長制度を設け、学長職機能の補佐的執行職を新設した。教育運営を司る運営会議との連携を図りながら、将来を視野に入れた改革の検討が進みつつある。
- 5) キャンパス運用の効率化： 2011 年度に新校舎 11 号館が完成し、その 1 階部分に教学・学生指導を担当する学務部を配置した。それまではキャンパス内の南北の建物に学部別の担当事務部署が 2 ヶ所配置されていたが、この統合により学生サービスは一段と向上した。
- 6) 教育・研究支援体制の整備： 2013 年度に教育研究センターを設置する。これにより複数存在していた研究所の統括が果たされると共に、積極的な教育・研究支援体制が構築されることになり、教員・院生の研究ならびに教育実践に大きく寄与する学内体制が出来上がる。
- 7) 地域との連携強化： 地域連携推進室と地域連携推進室運営委員会を中心に、近隣大学との連携が進み、また近隣市町村との連携プログラムが推進されている。

以上のように、運用システム、組織、施設、学生支援、地域連携などの面で大きな進展を見ている。ところで、この間、2011 年に東日本大震災と福島原子力発電所事故が起こり、本学は被災地の私立大学として多くの課題を背負うことになった。本学自らの復旧はもちろんのこと、地元地域の復旧・復興への長期にわたる物心両面の支援が必要となったのである。その結果として、地域自治体との連携企画がいくつか立ち上がり、ボランティア活動の密なる繋がりも進展して、両者の関係は図らずも一層深いものになった。また、この時期は、リーマンショック以降日本国家の衰退への危惧が強く意識され、その面から高等教育の再構築が声高に叫ばれはじめたときと重なっている。本学の教育理念において、キリスト教の精神に基づく地域連携・貢献、国際連携・貢献は二つの大きな柱として定置されているが、リーマンショック、東日本大震災、福島原子力発電所事故の発生とその後の経過は、あらためてその点を強く認識させられるものとなった。

日本を取り巻く国内外の環境変化の中で、国もまた大学教育の質充実と質保証システムの樹立を求め、しかも単に学部教育課程のみならず、生涯学習・留学生制度・社会啓発活動等の広がりを持った方針として提起してきた。そこには財政・経営基盤の充実もまた重要課題として掲げられており、私立大学はこれまでになく自らの全てに関わる自己点検・評価への真摯な取り組みが迫られている。そのような状況が、今回の第二期認証評価のあり方を変えた背景にあるが、未来を支える人材教育に対する危機意識は、もちろん現場の大学においても共有しているものである。とりわけ、被災地にある本学は、その危機感を、意識次元ではなく強い皮膚感覚として抱いている。未来に向けて、どのように教育の質を高め、有為な人材を育成し、自らの存在意義を増していくかは、単に一大学の問題ではなく、地域社会の復旧・復興に関わる重大事項と認識する。茨城県北部における唯一の総合大学として、本学の役割はきわめて重い。今回の認証評価の申請作業は、自己点検・評価が具体的改革・改善へと至るシステム作りを進める一つの梃子となったが、今後そのシステムの維持継続を図りつつ、地域連携・貢献、国際連携・貢献をさらに進展させるために、鋭意努力を重ねていく所存である。

■ 本章

第1章 理念・目的

1. 現状説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈1〉大学全体

1945年、長く悲惨な戦争が終わると、この地のキリスト者たちは、すぐに社会文化活動を含む教育活動施設の設立を模索しはじめた。荒廃した国土を前に、平和国家の建設のためにキリスト教の愛の精神に基づく学校を作りたいと望んだのである。

1945年9月にアメリカの原爆調査団が来日したが、その中に戦前からこの地で伝道活動をしていた宣教師がいた。彼は、帰国直前の12月に常陸太田を訪ね、学校設立の希望を抱く常陸太田の「キリストの教会」関係者と話し合った。翌1946年12月に、その意向を支持するアメリカの「キリストの教会」の宣教師が来日し、教育施設構想をまとめてさっそく候補地探しをはじめた。

ちょうどその頃、「多賀キリスト教会」では、教会堂の建設に伴って多賀学園という私塾設置の準備が進んでいた。夜間英語学校と、「戦争に痛められ、生活に傷つけられた幼児」の「楽園」となる幼稚園を作り、将来は社会に開放された図書館、戦前の生活学校のような教育施設、そして授産所などを作ることが目指されていた。1947年1月に成った多賀学園設立趣意書には、真の教育は社会との深い連携の下で成り立ち、「社会全体が教育の場」であり、「本当の学問は働く所から生まれて来ます」という理念が、学園設立の基盤として記されてある。

翌2月に、「多賀キリスト教会」は常陸太田の「キリストの教会」と接触し、共同で教育施設を作ることを決めた。両者は3月に「シオン学園総合大学事業計画書」を発表するが、そこには大学、高校、中学、幼稚園、夜間学校、生活学校、図書館、講堂、さらに実習施設としての酪農場、授産所、療養所まで備えた総合学園としての構想が掲げられている。キリスト教の精神の下に、「謙遜で友愛の心に富」み、他人と日本と世界のために貢献する人材を輩出して、「平和的文化国家」を再建する総合教育施設を目指すと、その趣意書は謳った。

設立地を常陸太田と多賀の中間地点にある大甕と定めたのは、アメリカの「キリストの教会」から代表者が来て、記念野外礼拝を行った11月16日のことである。このときこの地で、キリスト教の愛の精神に基づいた平和な日本と世界を作る礎となる教育機関を設立したいという思いが、常陸太田の「キリストの教会」と「多賀キリスト教会」の間で共有され、互いに協力してその実現への歩みをはじめた。アメリカの「キリストの教会」はそれを強く支援した。本学園はこの日を創立記念日とする。このひと月後の1947年12月15日に、彼らは国に対してシオン学園設立許可願いを提出した。

本学の母体となる財団法人シオン学園は、翌1948年の2月に設置許可を受け、4月に登記認可された。その際の「寄附行為」第3条には、「本法人はキリストの教に則り教育並びに社会事業をなすを目的とする」と、学園設立の目的を掲げている。このとき、夜間英語学校、多賀幼稚園、そして高等学校を開校する。翌1949年12月に、名称を茨城キリスト教学園に変更し、1950年に教養主義教育を掲げた短期大学を設置した。1951年、私立学校法の施行に伴う学校法人化にあたって改めて定められた「寄附行為」前文には以下のようにある。

第1章 理念・目的

「神の栄光と総ての人類のために、茨城キリスト教学園の設置者である吾人は、次のような主旨の下にある教育機関を設立すべく企図している。即ち 1. まず何よりもイエス・キリストの新約聖書にあらわされた神の聖に対して忠実であること。2. 若い人々をして学問的には完全に、精神的にはキリスト教徒らしく育成すること。3. 教育課程の中心に神の言として尊重すべき聖書をおくこと。4. 心をつくして教会に事え、総てのキリスト教徒の協力を求めるが、教会内の行政に立ち入るものではない。同時に又教会から何らの制約をも受けぬ立場に立つものである。このような目的を達成するために、吾々はこの寄附行為を制定する。」

第2代学園総長ローガン・J・ファックスは、「寄附行為」前文をさらに敷衍した「我々が学園の理想」（資料1-1）と題する次の一文を1955年に起草している。

「クリスチャンの学生が、ここに学ぶことによって、信仰が強まり神に対する深い愛と悩める人々への伝道の熱意が高まって、やがては燃えるがごとき情熱と化する学校。キリストを知らない学生達が、福音の言にふれて回心し、彼らの全生涯を自分の救世主に捧げようとするようになる学校。敬虔にして、しかも、学問的な聖書研究の中心であり、有能にして献身的な福音の伝道者が陸続として流れ出て、日本にある諸教会に奉仕することができるような学校。学生が民主的な生活方法の理論と実際とを学び、これなくしては、いかなる人も民主的になり得ない霊的勇気のみられる学校。神の前に、その真、その善、その美の前に学生も教師も共に頭をたれ、然も他のいかなるものにも、すなわち、刻まれた偶像であろうと、頑迷な独裁者であろうと、富であろうと、権力であろうと、あるいは不正であろうと、虚偽であろうと、断じて頭を下げない学校。思索の精神が昂揚され、偏見、迷信および無知が容赦なく攻撃される学校。そして何にもまして、愛が総てを支配し、自己中心的な態度と規則にしばられている行為に愛の原理がとって代わっていくような学校。以上は我々が学園を建設するにあたっての理想であります。」

1962年に中学校を開設し、1967年にはいよいよ大学を設置して、当初の総合学園としての教育事業体制は19年の時を経て整えられた。その教育理念は、このローガン・J・ファックスの「我々が学園の理想」に則ったものであった。

その後、順調に教育活動が続けられ、設立から40年を過ぎた1991年の理事会において、「我々が学園の理想」の内容は大きな発展を遂げた学園の現状とは十分に合致しなくなったとの認識に至り、時代に即した新たな「我々が学園の教育理念」（資料1-2）を策定する。それが、現在本学園の掲げている以下の教育理念である。

「茨城キリスト教学園はキリスト教の精神に基き、謙虚に真理を追求し、公正を尊び、真の隣人愛をもって人と社会に進んで奉仕し、人類の福祉と世界の平和に貢献する人間の育成を目的とする」

もちろん、設立時の清冽な精神を忘れずにいようとする思いは変わることなく抱き続けられており、1951年の「寄附行為」前文を今でも本学園の「寄附行為」にほぼ変わらない形で載せている。なお、現在の「寄附行為」（資料1-3）第3条「目的」は、前述したものから、「この法人はキリスト教教育を施すために、教育基本法及び学校教育法に従い学校を設置することを目的とする」と変更し、国の教育方針・法令と違わないことを明記している。

本学は、設置当初文学部のみの一学部体制であったが、1999年の短期大学との統合の後、2000年に短期大学部生活文化学科を廃止して生活科学部を設置し、2004年には短期大学部

第1章 理念・目的

の募集を停止して看護学部を新設し、2011年に経営学部を開設して、現在4学部体制となり、より一層社会的貢献度を高めることができるようになった。大学学則（資料1-4）第1条で、「我らが学園の教育理念」の下における「目的および使命」を以下のように定めている。

「本学は茨城キリスト教学園に属する幼稚園、中学校、高等学校と連携し、一貫した教育体系の最高機関として、キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもって地域社会はもとより広く国際社会に奉仕する人物を養成することを目的とする。」

大学院は、1995年に文学研究科を開設し、2011年に生活科学研究科・看護学研究科をそこに加えた。大学院の教育目的については、大学院学則（資料1-5）第1章第1条において、以下のように定めている。

「キリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、高度の専門の学術について、その研究方法、理論及びその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする」

キリスト教の精神の下に設置された本学においては、これらの教育理念ならびに教育目的はきわめて明瞭であり、大学・学部・研究科ならびに諸施設間にこれに関する齟齬は存在しない。すなわち、本学の教育によって育成する学生像は、隣人愛の精神を身につけ、公正を尊重する教養を修め、真理の学修に取り組み、知的応用能力を持ち、福祉と平和に貢献すると共に地域ならびに国際社会に奉仕する人材である。そのために本学は、一貫して変わることなくキリスト教の精神を堅持し、学術研究体制の充実を図り、グローバル化に努め、地域社会のニーズに適応する姿勢を持つように努めつつ教育研究活動を行っている。

〈2〉文学部

文学部は、学則（資料1-4）第1章に掲げた本学の目的ならびに使命のもとに、学則第2章において個別の目的ならびに使命を明記している。すなわち、幅広く豊かな教養を身につけ、教育、保育、国際交流など、多様な分野において地域社会ならびに国際社会に貢献する人材の養成を目指す、というのがそれである。

文学部に所属する現代英語学科は、国際交流語としての英語の基本的かつ高度な運用能力を習得させ、急速にグローバル化する日本社会において活躍できる人材を養成することを目的にしている。学部の理念・目的の内、国際社会に貢献する人材の養成に力点を置く学科である。本学は古くから地域社会において「英語の茨キリ」と言われ、国際交流を強みとする大学として認知されてきた。その中心を担ってきたのがこの現代英語学科である。

児童教育学科は、児童教育・幼児保育の2専攻から成り、地域社会に貢献する教育者・保育者を輩出する目的・使命に基づく教育活動を行っている。児童教育専攻においては、初等教育に関する専門知識を習得させ、未来を担う子どもの成長支援と学校教育等に携わる有為な人材を養成することを目的・使命としている。幼児保育専攻では、初等教育および保育に関する専門知識を習得させ、就学前の子どもの教育・保育ならびに子育て支援に関わる人材を養成している。

文化交流学科は、国内外の歴史、社会および文化に関する専門知識を学修すると共に、実践的な交流を通して世界に奉仕できる人材を養成することを目的・使命とする。日本ならび

第1章 理念・目的

に日本企業・産業界のグローバル化が遅れ気味であることの原因の一つに、社会・組織を構成する人材全体のグローバル化への不適合さというものがある。近年、エリート部分のそれはそれなりに進んだと言えるとしても、分厚い中間層次元でのその部分は依然として大きく遅れている。そのことは、国の教育政策上の立ち遅れの反映であると共に、分厚い中間層の教育を担っている各種教育機関の側の認識・施策面での責任もある。本学において、現代英語学科とならんでグローバル化に適応した人材の育成を目指す文化交流学科を設置したことは、その意味で先進的な施策として位置づけられる。ここでは、将来を見据えて、とりわけアジア諸国の提携大学との交流に力を入れてきた。また、実践活動面では、地域社会との交流にも大きなウェイトを置いて地域諸団体との提携を実現してきた。その中で、世界と地域に貢献できる人材の養成に尽力している。経済・社会・情報に関するボーダレス化の流れは今後も一層強まっていくことは確実である。現在、世界不況の続く中でナショナリズムが高まり、領域紛争等による国際関係上の歪みも深刻な様相を呈しはじめてきた。世界と自国を知的に見られる人材育成を目指した大学教育におけるグローバル化の展開は、本学においても依然として緊急課題と認識している。

いずれの学科も教養教育科目の積み上げと専門教育科目との補完関係を強く意識したカリキュラムを持ち、本学の理念に沿いつつ学部の目的・使命と合致した教育内容を備えている。

〈3〉生活科学部

隣人愛に基づいた社会奉仕を実践していくという本学の建学の精神は、傷つきやすく精妙な人間を癒し、慈しみ、社会の中で良き生を守る知恵を持った人材を育てることを目的・使命とすると学則（資料 1-4）第 2 章に謳っている。それに則り、人間福祉学科と食物健康科学科とを備えている。

人間福祉学科は、社会の抱える諸問題の影響を強く受ける子どもならびに老人、そして障がい者、あるいは心の問題に苦しむ人々に対する援助と自立支援の方途を探り、具体的貢献・奉仕する人材を育てている。そのために「心理」と「福祉」という二つの専門領域を内に持ち、それらが相互に専門性を高めながら学生教育に携わることで、その両面を備えた人材として地域の福祉に貢献する学生の育成を目指している。

食物健康科学科は、人間の内なる環境、すなわち身体の健やかなありようを追求するという視点から、身体の健康が依拠する最も基本的な要素である「食」をめぐる諸問題を扱っている。その科学的・文化的観点からの研究・教授により、地域社会の発展に寄与し、食べ物と健康の関わりを管理・研究・教育する人材の養成を目指す。

本学部においては教養教育科目・学部基礎科目・専門科目の相互関連性に配慮しながら、本学の理念に沿うと共に学部の目的・使命と一致する教育内容になっている。

〈4〉看護学部

看護学部は、キリスト教の精神に基づいて生命の尊厳への深い畏敬の念を抱きつつ、人間に対する洞察力と温かい感受性を有し、地域の保健医療福祉に貢献する人材の育成を目指す。2004 年に地域からの強い要望の下に設置された経緯を踏まえて、大学における看護学部の役割を深く自覚しつつ、単なる有資格者を育成するのではなく、専門的な看護学教育を学修

第1章 理念・目的

させると共に、教育理念に基づいてキリスト教精神に沿った人格教育と豊かな教養を身につけた看護専門職の育成を目的・使命とする。学則（資料1-4）第2章にそれを明確に掲げている。1学部1学科構成として看護学科を備えている。

〈5〉経営学部

2011年に設置した経営学部は、少子高齢化が進み、グローバル化の波が押し寄せている地域経済の要請に基づき、経営の専門知識と技術を本学の教育理念の下で学んだ人材を輩出して地域経済の活性化を果たすことを目的としている。それは地域の要請を満たすということに留まるものではなく、文学部の項で見たように、現代英語学科・文化交流学科と同様に、分厚い中間層に対するグローバル社会に適応した教育を推進していくことによって、日本ならびに日本企業・産業界の出遅れを取り戻すための高等教育機関としての地域に対する能動的な働きかけという意図も持つものである。

文部科学省に提出した設置認可申請書（資料1-6）には以下のように記した。1.幅広い教養と倫理観を備えた人材の養成。2.「マネジメント」「会計」「マーケティング」を主要分野とする経営の専門的知識と技術を有する人材の養成。3.将来を見据える能力を備えた人材の養成。4.企業人あるいは自営業者として地域社会に奉仕しうる専門的知識と技術を身につけた人材の養成。5.地域活性化に貢献する。

すなわち、本学部の目的・使命は、キリスト教の精神に沿った倫理観と奉仕・貢献意識とに裏打ちされた専門知識・技術の学修、そして幅広い教養を持つグローバル社会に適応した人材の育成にある。1学部1学科構成として経営学科を備えている。

なお、地域との関係を重視する意味から、講演会、シンポジウム、経営フォーラムの開催にも力を入れている。2011年度は「大震災後の日本経済」と題した講演会を実施し、2012年度は「経営フォーラム 新生 JAL が果たすべき使命と求められる人材像－日本の観光立国政策の一端を担って－」ならびに「県北地域産業活性化と振興復興のためのシンポジウム」を開催した。

〈6〉文学研究科

キリスト教精神を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、「茨城キリスト教大学大学院学則」（資料1-5）第1条において、「高度の専門の学術について、その研究方法、理論及び、その応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする」と大学院全体の目的を掲げ、さらに専攻別の教育目標を学則第3条2項に掲げている。

文学研究科は、英語英米文学専攻と教育学専攻の2専攻で構成されており、各専攻とも各々のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを持っている。その3ポリシーは、いずれもキリスト教精神に基づいた人間教育という目標に貫かれたものである（資料1-7）。

英語英米文学専攻は、リベラル・アーツとしての教養を身につけ、地域の英語教育に寄与する人材を育成する。カリキュラムは「英米文学」「英語学」「英語教育」の3分野および関連科目群で構成されている。なお、「英米文学」では文学を通して、キリスト教精神とリベラル・アーツを学ぶ。「英語学」では理論的思考力を育み、教養人を育てる。「英語教育」で

第1章 理念・目的

は英語教育に携わる教養ある人材を育成する。これらを大学院学則第3条2項において、「英語学及び英米文学の分野における精深な学識を授け、英語圏において培われてきた文化や伝統を社会に生かす良き市民の育成をめざすととともに、英語教員等の高度英語専門職業人の育成を図る」と表現している。

教育学専攻は、現代人の心の問題を探究し、その成果を地域社会への貢献に応用できる人材を育成する。カリキュラムは2012年度現在、「教育学」「教育心理学」「臨床教育」の3分野および関連科目群で構成されている。「教育学」では、現在の教育現場で起こっている複雑で多様な問題について、教育哲学や教育思想史、教育方法学などの基礎領域の観点から探究を行う。「教育心理学」では、子どもから大人まで、現代の人々が抱える様々な心の問題や行動上の問題について、発達・教育・臨床心理学の観点から探究する。「臨床教育」では、実際の臨床場面で活用できるカウンセリング理論や技法を実践的に学ぶ。特に、学校現場で求められるカウンセリングや支援のあり方について重点的に学修する。2013年度からは新たに「特別支援教育」の分野を追加する。これらを踏まえて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを改訂するための作業を行った。大学院学則第3条2項には、これらをまとめて、「教育学専攻は、教育学・教育心理学・臨床教育学の分野における精深な学識と実践力を授け、広く教育の発展に寄与する良き市民の育成をめざすととともに、教員や学校カウンセラー等の高度教育専門職業人の育成を図る」と記している。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科食物健康科学専攻は、2011年4月に、茨城県で初めて生命・健康を支える食物と人間の関わりを専門的に教育・研究する機関として開設した（資料1-8）。

大学院学則（資料1-5）第1条に記したキリスト教精神を教育の基本方針とする本学建学の理念のもとに、同第3条3項において、生活科学研究科の教育目標として、「食物科学及び人間栄養学の分野における精深な学識と実践力を授け、高い倫理性と高度な専門知識技術をもって地域社会に貢献する管理栄養士、食品衛生監視員、栄養教諭、家庭科教員等の高度専門職業人の育成を図る」と掲げている。

研究対象領域は、食物が含有する栄養、嗜好、生体調節の各機能成分を探索する食物科学分野と、摂取した食物が吸収・代謝されて健康の維持、疾病の予防など人間の生理の面から食物を捉える人間栄養学分野の2分野に分かれている。地域や国際社会で活躍する教育、研究分野の専門職業人の養成を目指し、具体的には以下の3つの目標を設定している。

- 1) 地域健康支援を担う健康・福祉・医療分野に精通した高度な管理栄養士の育成
- 2) 知識と技術の高度化に対応できる専門職業人の育成
- 3) 食の支援を適切に行う優れた教育研究者の育成

〈8〉看護学研究科

キリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、「茨城キリスト教大学大学院学則」（資料1-5）第1条に大学院全体の目的を掲げ、専攻別の教育目標を学則第3条4項に掲げている。

2011年4月に、社会の保健医療ニーズに応える高度専門職業人の育成と、基礎看護科学

第1章 理念・目的

研究や実践看護学研究とその教育の担い手を育成することを目標として、看護学研究科看護学専攻を設置した（資料1-9）。専攻内には、基礎看護科学分野および実践看護学分野（慢性疾患専門看護師教育課程を含む）の2分野を持つ。地域社会の要請に応えるため、教育と研究を通して看護学の発展への努力を続け、その結果を看護教育と看護実践に役立て、学則第1条に掲げた「地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材の育成」により、広く地域および国際社会に寄与することを目指している。

（2）大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

本学は「茨城キリスト教大学」という名称であり、学園内に礼拝堂があり、キリスト教センターが設けられて活発な活動をしていることから、キリスト教主義の精神に基づく教育研究活動を基本理念としている点に関しては、教職員間はもちろん地元地域においても十分に認知されている。具体的な教育理念、教育目的ならびに使命については、大学ホームページにおける「大学について」の「情報の公開」（資料1-10）の頁、学園のホームページでは「本学園の概要」（資料1-11）にそれぞれ記載している。入学時のオリエンテーションやガイダンスの際に配布する『Campus Life 2012』（資料1-12 p.1）『履修要覧』（資料1-13 p.15～24）にも明記し、それらを見ながらガイダンスの際に口頭でも説明をして、在学生への周知を図っている。大学院でもそれは同様である。また、入学式、学位授与式はキリスト教の礼拝形式で執り行っており、建学の精神を認知する機会としている。教育理念、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、大学学則、大学院学則は、すべてホームページ上で一般社会に公開しており、自由に閲覧ができる（資料1-14）。

〈2〉文学部

本学創立以来の学部である文学部においては、その理念・目的は、40年を超える伝統の中で学部教員・職員の間にはしっかり根付いている。学生や一般社会に対しては、大学ホームページ、各種印刷物、入学時オリエンテーションを通じて積極的に公表し定着を図っている。学部内に地域貢献や国際交流に積極的な学生が多いことから、学部学生にそれらが認知されていることが分かる。「学則」および「学科のめざすもの」は『履修要覧』に印刷したものが全学生・全教員に配布されており、年度初めのガイダンスで必ず確認するため、学内での周知は果たされていると言って良い。本学部のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは『履修要覧』（資料1-13 p.22～24、p.16～17）『入試ガイド』（資料1-15 p.1～9）や大学ホームページ（資料1-10）に掲げている。

〈3〉生活科学部

2000年に学部設置をして以来、学則に理念・目的を明示し（資料1-4 第1条）、『履修要覧』（資料1-13 p.22～24）に記載することで学生を含む大学構成員への周知を果たしている。また、社会に対しては文学部と同じくホームページ、パンフレット、入試ガイド、学科リーフレット等様々な媒体によって認知を得る手立てを尽している。

〈4〉看護学部

看護学部も上記と同様であるが、とりわけ医療の分野に奉職する人材に求められる人間像などについては、授業の中で折に触れキリスト教の精神に立ち返り、人間愛について考える機会を持ち、人としての感性を高めるための議論を重ねる形で周知徹底している。

〈5〉経営学部

経営学部は独自に「経営学部の誓い」を書いたプレッジ（資料 1-16）を新入生交流会で所属学生全員に配布している。

〈6〉文学研究科

研究科においてもアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは各研究科教員の議論のもとで作成し、ホームページで公開している。また『大学院学生募集要項』（資料 1-17）『大学院 Guide Book』（資料 1-18）ならびに『履修要覧』（資料 1-19）においても関連方針を掲載している。ちなみに、『大学院 Guide Book』は、年間 700 部発行し、学校その他各方面に郵送・配布しているものである。

〈7〉生活科学研究科

2011 年 4 月に設置した生活科学研究科の設置申請（資料 1-20）・設置計画履行状況報告（資料 1-21）関係書類は、文部科学省ウェブサイトおよび本学ホームページにおいて公開している。また、理念・目的等も学部と同様に教職員・学生・外部に向けて周知を図っている。

〈8〉看護学研究科

2011 年 4 月に設置した看護学研究科も生活科学研究科と同様に、その設置申請（資料 1-22）・設置計画履行状況報告（資料 1-23）関係書類は文部科学省ウェブサイトおよび本学ホームページにおいて公開している。理念・目的等も学部と同様に教職員・学生・外部に向けて周知を図っている。

（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

文学部、生活科学部、看護学部においては 3 年から 5 年の間隔でカリキュラムを評価し、カリキュラム変更を行っている。その際、理念・目的との間の適合性についての検討もなされている。また 2011 年には 3 学部ディプロマ・ポリシーの明文化をしたが、それを機に十分な議論がなされ、その成文は学長・学部長・学科主任の間で最終的に合意を見た。大学院は文学研究科において 2011 年に学部と同様の検討を行った。経営学部、看護学研究科、生活科学研究科は設置間もないため、完成年度を迎えたのちに本格的な検証を行う。

これまで中期経営計画の策定時に前年度の計画の検証を経ながら次年度の計画を立案してきた。2010 年からはその検証過程および検証結果を自己点検・評価運営委員会に報告することとし、次期中期経営計画に確実に反映できるようにした。

第1章 理念・目的

2012年度は中期経営計画のあり方を改訂し、4年間を目処とするPDCAサイクルを伴う計画を策定し、それを毎年検証していく方式に改めた。これまで、毎年のローリングによる計画見直し方式で行ってきたため、計画達成度の検証・改善の部分が弱かったことによる。この改訂により、2012年度からの「第13期中期経営計画」(資料1-24)は自己点検・評価運営委員会においてその進捗状況の把握と検証を行うことになった。また、今後4年間の全学的方向性を全教職員と共有するため、2012年から2015年の大学の行動目標を運営会議において立案し、教授会・理事会等で発表して周知を図った。今後毎年行われる計画達成度の検証時において、この全学的な行動目標と照らし合わせたことにより、具体的な検証を実施できるようになった。

〈2〉文学部

建学の精神、教育理念は堅持するが、そのもとでの学部ディプロマ・ポリシーに関しては金科玉条のものとは考えていない。軽々に変えられる性質のものではないが、常にその適切性に関する議論を重ねていく必要がある。

直近では、2012年5月から6月に、各学部長・学科主任間でディプロマ・ポリシーを再検討する会議を持った。そこでは各学科のカリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシーとの整合性の検証作業も含めて議論がなされた。その結果として、現状において学部と各学科の教育活動は適切であると判断した。

文学部においては現代英語学科が2004年度に英語英米文学科から現代英語学科に転換して新たな目的を掲げたが、そのカリキュラムの有効性・問題点等を検証したところ、若干の改革が必要であると認めたことから、2010年度にカリキュラム改訂を行った。さらに、2013年度にも、理想に近づけ、時代に即した教育を実践することを目指して再度カリキュラム改革を実施する(届け出済み)。児童教育学科においては、児童教育専攻で取得免許状を変更したことに伴い、『履修要覧』(資料1-13 p.18)に掲げた「学科のめざすもの」を2011年1月に見直しをした。文化交流学科は、カリキュラム改変の際に、理念と目的の適切性についての検証を行っている。たとえば、2012年度カリキュラム改訂時には、国際性の強化という視点から科目数が少ないと判断されたヨーロッパに関する科目を新設した。

〈3〉生活科学部

生活科学部人間福祉学科は、2013年度に向けた心理福祉学科への学科名称変更を検討する際に、学科の理念目的の適切性について討議し、心理カウンセリングに関する実践的知識を一層備える必要があると認識した。食物健康科学科は、2000年に学科を開設したのは、栄養士法改正によるカリキュラム改正時(2003年)と学科の定員増・編入制度廃止時(2005年)において、学科の理念・目的の適切性についての検証を行った。2011年度にも学部長から諮問を受けて、再度学科の理念・目的について検証を行い、その適切性を確認した。今後も、社会情勢の変化を踏まえながら定期的な検証を行う予定でいる。

〈4〉看護学部

看護学部看護学科は、完成年度の2004年に学科の目的と教育課程の整合性について検証し、その結果に基づいてカリキュラム変更を行った。その後、養護教諭一種免許状取得課程

第1章 理念・目的

を置き、保健師資格取得課程を選択制とした。これらは社会情勢の変化を踏まえながら検証を重ねた結果である。また、2011年、2012年に『履修要覧』の「学科のめざすもの」（資料1-13 p.20～21）を改訂した。

〈5〉経営学部

経営学部経営学科は開設2年目であり、学部完成年度を迎えていないが、「中期経営計画」（資料1-24）において今後定期的にカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを検証していくことを謳った。

〈6〉文学研究科

文学研究科においては、3つのポリシーに関して、年度の初めに科長が所信表明と共に確認を行っている。その有効性については、学生による授業評価等を用いて検証するように努めている。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科は2011年4月に設置したことから、完成年度の2012年度末まで設置計画を着実に履行するよう努めているところである。完成年度後の2013年度に、理念・目的の妥当性の検証を行うと共に、教育・研究水準の一層の向上を目指して、授業評価等結果を用いて検証を行う予定である。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科も設置2年目であり、完成年度までは設置計画に基づいて着実に計画を履行するよう努めている。教育・研究水準の向上を図るために、専攻学生が全員履修する専門共通必修科目において授業評価を実施し、検証の一助とする予定である。また、看護学研究科委員会において、教育・研究が適切に遂行されているかを確認しながら、自己点検・評価運営委員会に報告している。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

4学部、3研究科共に社会的要請を取り込みながら理念・目的に沿ったカリキュラム検討を実施している。これらにより、学科、研究科の教育内容・方法は学生目線に立った、地域のニーズに応じるものに改善されてきた。これらの改訂に関しては、『入学案内』（資料1-25）等のパンフレットやホームページを通じて学内および社会に公表している。

理念・目的の検証は自己点検・評価運営委員会で行われており、その責任主体は学長を中心とした運営会議にある。運営会議は、2012年度に今後4年間の大学行動目標を設定し、これを教職員間に共有させた。同時に、全学的な目標達成度の継続検証がなされるシステムが樹立されたことで、本学の理念・目的のもとにおける自己点検・評価に関する効果が出てくるものと考えている。また、2012年度より新たに副学長を置いて執行部体制を強化した

第1章 理念・目的

が、本学の理念・目的のもとに全学を統括的に管理運営していく上で効果が出ている。

(2) 改善すべき事項

〈1〉大学全体

4 学部、3 研究科の相互理解を進める場所は、管理部門においては学長を責任主体とした運営会議があり、教員レベルでは合同教授会がある。しかし、合同教授会は、これまで理念・目的の共有という面で期待される横断的機能を十分には果たしてこなかった。本学の理念・目的を実現するために、教職員間での共有認識を作り上げていく必要がある。

〈2〉文学部

今後、各学部の教育目的を踏まえながら、学部間の相互連携による全学横断的な教育体制を模索していく必要がある。とりわけ、教養共通科目をめぐる連携は、各学部・学科の専門性をより深めるためにも前向きに検討すべき課題である。2012 年度の教養教育運営委員会からの答申に基づき現在タスク・フォースが 2015 年度での新体制移行を念頭に検討を進めているが、各学部においても並行して議論を重ねていき、協同作業の実を上げる必要がある。

ところで、所属各学科のアドミッション・ポリシーは明確になっているが、学科を超えた文学部としてのそれは掲げていない。2013 年 4 月には、学科レベルを覆った学部としてのアドミッション・ポリシーを明示する予定である。

各学科には以下のような改善すべき事項がある。まず、現代英語学科においては、プレイスメントテストによるクラス分けのみでは対応しきれない学生間の学力格差があり、それに対する教育方法の改善や授業外での学生サポート方策が課題になっている。児童教育学科児童教育専攻では、近年教員採用試験の合格者数は向上しているものの、現役合格率は卒業生の 2 割程度に留まっている。地域社会に児童教育学科の理念・目的を一層浸透させていくためにも、この数値のさらなる向上を目指す必要がある。幼児保育専攻では、現場に強い保育士・幼稚園教諭の養成に向けて、初年次の段階から現場対応の基礎力を養う教育体制を強めていくことが課題と認識している。文化交流学科は、国際社会への貢献と共に地域社会への貢献の部分を重視していることから、目的・使命にこの項目を独立させて盛り込むことが必要と考え、現在検討を進めている。

〈3〉生活科学部

学部の目的が実際にどの程度一般社会に周知できているかを検証する方策がとられていない。今後、学部として、それを定期的に検証していくシステムを構築する必要がある。

人間福祉学科においては、心理と福祉の学問的・教育的共通性と相違性について、個々の専門教員が相互にどう理解しているのか、より多くの時間を割いて情報交換を重ね、議論を積みあげていくことが必要だと認識している。

食物健康科学科では、新規採用教職員に対する学部・学科の理念、目的・使命の共有をしっかりと図っていきたいと考えている。また、広域にわたり学科の存在意義を認知させるため、学科のホームページ、学科発行のリーフレット等に関する改善・充実を図りたい。

〈4〉看護学部

第1章 理念・目的

2012年度で9期生を迎え、多くの卒業生を輩出してきたことから、今後は卒業生の動向追跡調査を徹底し、本学部における教育方針・教育目標等の適切性に関する検証を行うシステムを作り上げることが必要であると考えている。その方向の下に、昨年よりホームカミングデイを設け、卒業生との交流を図りはじめた。また、常に社会の変化や学生の実情に見合ったカリキュラムへの改正を心がけているが、今後も人々の健康や医療に関連する社会のニーズに即した教育となっているか、教育目標・教育方法などとの整合性は果たされているかを検証していく。

〈5〉経営学部

現在のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーはやや抽象的な表現にとどまっている。今後学部内での議論を重ね、具体的かつ容易に理解可能な表現にすることを検討する必要がある。

〈6〉全研究科

大学院で育てた人材を数多く社会に送り出すことで、はじめて研究科の活動や教育研究成果における社会貢献が果たせる。そのためには、看護学研究科は設置以来ほぼ定員を充足しているが、文学・生活科学の2研究科における定員未充足の状況を解決することが必要である。それぞれの研究科としての教育・研究成果を上げ、それを外部へ積極的にアピールする機会を設け、質の高さを幅広く広報していくことと共に教育目標・教育課程の社会的ニーズとの適応性に常に配慮したあり方を模索していかねばならないと認識している。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

2012年度に副学長制度を設けた(資料1-26)ことで、各学部長は学部運営に専念できる体制が出来上がった。これにより大学全体の管理運営を担う運営会議の機能強化が果たせた。学長・副学長・各学部長・大学院研究科長代表・各部署長・事務長等の運営会議メンバーは、自己点検・評価運営委員会の中核となって、大学理念・目的の適切性を評価しながら大学運営に臨む体制となっている。

昨今、社会状況の大きな変化の中で、大学もまた現在ならびに未来に向けた教育体制の改革を迫られている。本学も自らの理念・目的を踏まえながら、日本を取り巻く新たな状況に適応するため、どのような人材を養成すべきかを念頭に置いて大学としてのあり方を検討する小委員会を2012年8月に設置し、具体的な学科再編等に関する検討を開始した。同時にそれは、教養教育を担う組織のあり方と密接に関係するとの認識のもとに、教養教育運営委員会においても新組織への改革方法についての検討をした。その結果として、2012年12月にタスク・フォースを設置することになり、現在そこにおいて改革のための作業を進めている。これらは当然、本学各学部・学科の求める学生像やアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーならびにディプロマ・ポリシーの修正に繋がるものになると予想される。また、入試制度が、求める学生像やアドミッション・ポリシーとリンクしたものである以上、

第1章 理念・目的

その改変も不可欠であるとの考えの下に、学長・副学長・入試広報部長・同副部長の間で入試制度改革に関する話し合いも開始している。まずはそこで原案を作り、2013年度に学部長会議において十分に練っていく予定でいる。

2012年度から2019年度の8年間は、2020年度以降の18歳人口激減期に向けた体制作りの第一期と位置付けており（I期）、この間の変革を誤ることは許されないと考えている。大学改革に伴う学科再編の実現には、プラン作りに1年、カリキュラム作成に1年、申請ならびに社会周知に1年、設置後4年をもって完成年を迎え、ようやくその結果が出るという長期展望のもとになければならない。

本学における2020年度以降に向けた体制作りは2012年度から始まったが、その完成は7年後の2018年度になる。その過程を、いわゆるPDCAサイクル的管理手法で見れば、最初の2012年度から2015年度の4年間で新体制をスタートさせる（I期P&D）。その検証を翌2016年度にし（I期C）、必要となれば第二期目のプラン作りを行い（II期P）、2017年度に新カリキュラム案を策定し、2018年度にその申請ならびに社会周知、そしてI期の完成年度の翌年度である2019年度にII期目の体制がスタートすることになる。もちろん、I期体制でそのまま行けるとなればII期目の改革は不要となる。ともあれ、2020年度以降へ突入する万全の体制を確立することを目指して今後の諸作業を進めていく。

日本を取り巻く国際環境は、政治・経済の両分野において、戦後から続いてきた時代とは決定的に異なるステージに入った。そこにおける大学の社会的役割も変わらざるを得ない。まずは、未来を担う人材養成の方向・体制・運用に関して、抜本的な洗い直しをしなければならない。このような認識の下に、本学が今新たな一步を踏み出せていることは、本学のこれまでのあり方の正しさの証左であると考えている。この状況下で未来への改革を念頭に組織的動きに入れない大学に将来はないという思いの中で、本学は今後の発展を積み上げていくことになる。

（2）改善すべき事項

〈1〉大学全体

2012年7月の合同教授会において、「第13期中期経営計画」（資料1-24）に基づき、「本学の指針に基づく中期施策の骨子」と題して大学の現在ならびに今後の行動目標を提示したことは、大学全体としてどのような方向に向かうのかという点の議論をはじめのきっかけとなり、将来における改善への道筋をつけるスタート地点となった。今後、改善の過程において、大学を取り巻く環境の現状・未来、それに伴う財政的変化の予測などを交えながら、本学の理念・目的を実現するための教育研究体制に関する議論を盛んにし、教職員間での共有認識を作り上げていく。

〈2〉文学部

全学共通科目を教養教育科目という観点から見直しつつあることと連動して、文学部各学科の専門科目の位置付けに関して再検討する必要がある。大学全体が担うべき教養教育と文学部各学科が実践する専門教育という二分野の性格を明確にし、両者の連携を図るという趣旨の下に体系化を図りたい。文学部としての教育理念・目的を受験生に対しても明確に示す

第1章 理念・目的

ため、全学科に通底する学部としてのアドミッション・ポリシーを作成し、2013年4月には明示する予定で取り組んでいる。

各学科に関して言えば、現代英語学科では、プレイスメントテストによるクラス分けのみでは対応しきれない学生間の学力格差に応じた教育の充実が急務である。そのためには、学科教員のFDによる教育方法の改善、eラーニングやeポートフォリオの導入による授業外での学生サポートについて学科内で十分に検討し、実行に移していく必要がある。

児童教育学科児童教育専攻は、専攻の大きな目的である地域社会で活躍する教員養成に向けて、教員採用試験の合格者増を掲げ、教職指導室と学科がこれまで以上に連携して、情報提供の充実、自習室の拡充、試験対策の助言などをより活発に行っていく必要があると認識している。幼児保育専攻においては、実習園等保育の現場との協議をこれまで以上に緊密にし、現場で求められる能力についてより具体的に明らかにすることで専攻の理念・目的をさらに明確化していく。

文化交流学科は、現状の本学学則（資料1-4）第2条第2項において、「文化交流学科は、国内外の歴史、社会および文化に関する専門知識を有し、実践的な交流を通して世界に奉仕する人材を養成する」としており、積極的に海外での教育に取り組んできた。ここにある「世界」という表現には「地域社会」も含むものと捉え、地域との連携による教育活動も進めてきたが、この点をより明確にし、学科の理念・目的を明確化するために、この表現を「世界や地域」等に改めることも検討する。

なお、2012年度に補助金申請が採択された（資料1-27）ため、本学においては2013年度からeポートフォリオの前段階としての授業支援webシステムを導入する。この詳細については第4章Ⅲ教育方法において後述するが、この活用を積極的に図りたい。

〈3〉生活科学部

この地域において学部の理念・目的がどの程度周知されているかを検証する必要がある。それと同時に、定年退職等により今後数年間で学科構成メンバーの複数人が入れ替わるため、新規採用教員に対する学部・学科の理念、目的・使命の共有化・徹底化を図る必要がある。また、広域にわたり学科の存在意義の周知を図るために、学科のホームページ、学科発行のリーフレット等について定期的に見直し、改善・充実を図っていく。

これらの実現のため、本学部の両学科間の連携協力体制をさらに進め、定期的な検証システムを構築していく。その一つとして、2012年7月から学部長の主催の下に両学科主任会議を月1回開催して意見交換を始めた。

〈4〉看護学部

卒業生の動向について追跡調査を行い、本学部における方針・教育目標等の適切性についての検証を行うシステムを作り上げていく。その方策の一つとして、ホームカミングデイを2011年度から開始しているが、2012年度は在学生の参加も呼びかけ、相互交流の場とした。今後は在学生を主体として、卒業生がそこに組織的に参加できるように改革し、積極的に卒業生との連携を図りながら、学科の現状が健康や医療に関連する社会のニーズに即した教育となっているか、教育目標・教育方法などとの整合性は果たされているか等を検証する場としていく。

〈5〉経営学部

やや抽象的な表現にとどまっている現在のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについて、今後学部内での議論を重ね、具体的かつ容易に理解可能な表現にすることを検討する。これらのポリシーと学部内での具体的施策との関連性を明確に意識しながら、シラバスを検証したり課外授業を設定するなどして、日々の教育体制を作っていく。

〈6〉全研究科

看護学研究科は設置以来ほぼ定員を充足しているが、文学・生活科学の2研究科における定員未充足の状況を解決する必要がある。そのため、それぞれの研究科としての教育・研究成果を上げ、それを外部へ積極的にアピールする機会を設け、質の高さを幅広く広報していく。それと共に、教育目標・教育課程の社会的ニーズとの適応性に常に配慮した研究科のあり方を模索していく。

4. 根拠資料

- 1-1 我が学園の理想
- 1-2 我が学園の教育理念
- 1-3 学校法人茨城キリスト教学園寄附行為
- 1-4 茨城キリスト教大学学則
- 1-5 茨城キリスト教大学大学院学則
- 1-6 経営学部設置認可申請書類（大学ホームページ）
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_man.pdf)
- 1-7 大学院文学研究科 教育理念・方針（大学ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/master.html>)
- 1-8 大学院生活科学研究科 教育理念・方針（大学ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/master02.html>)
- 1-9 大学院看護学研究科 教育理念・方針（大学ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/master03.html>)
- 1-10 教育理念・方針（大学ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/index.html>)
- 1-11 我が学園の教育理念（学校法人茨城キリスト教学園ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/edu/const.html>)
- 1-12 Campus Life 2012
- 1-13 2012（平成24）年度履修要覧
- 1-14 情報の公開（大学ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/index.html>)
- 1-15 2012 入試ガイド
- 1-16 経営学部の誓い

第1章 理念・目的

- 1-17 2012 大学院学生募集要項
- 1-18 大学院 Guide Book
- 1-19 大学院 2012（平成 24）年度履修要覧
- 1-20 大学院生活科学研究科設置認可申請書類（大学ホームページ）
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_food.pdf)
- 1-21 大学院生活科学研究科設置計画履行状況報告書 2012 年度（大学ホームページ）
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ricou_food2012.pdf)
- 1-22 大学院看護学研究科設置認可申請書類（大学ホームページ）
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_nur.pdf)
- 1-23 大学院看護学研究科設置計画履行状況報告書 2012 年度（大学ホームページ）
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ricou_nur2012.pdf)
- 1-24 第 13 期中期経営計画
- 1-25 2012 年度入学案内
- 1-26 茨城キリスト教大学副学長選出規程
- 1-27 平成 24 年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」の審査結果について
- 1-28 茨城キリスト教大学教授会運営規則
- 1-29 茨城キリスト教大学運営会議規程
- 1-30 茨城キリスト教大学大学院運営委員会規程
- 1-31 茨城キリスト教大学大学院研究科委員会運営規則

第2章 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

学部における教育研究組織は4学部7学科である。そのうち文学部1学科は2専攻体制をとっている。大学院は3研究科が設置され、文学研究科は2専攻を置いている。学部においては1年次から全学生が基礎演習ならびにそれに準じる科目を履修するようにし、担当教員と常にコンタクトができる形を作り、個々の学生への手厚いケアがなされるように心がけている。大学院は少人数教育であるため、院生と教員との距離はきわめて近い。

大学に附属する教育・研究機関として聖児幼稚園、図書館、カウンセリング研究所、言語文化研究所、子ども未来研究所ならびに情報センターがある。聖児幼稚園は本学幼児教育の実践の場として機能している。図書館、情報センターは本学教育研究活動の基盤となる組織である。3研究所は、教職員・院生等の教育・研究の場であると共に社会貢献も目的として地域で活動している(資料2-1)。

文学部は1967年度に開設し、2000年度に生活科学部を開設するまで本学の教育理念を一身に担ってきた。当初は、人格育成を主たる目標においたキリスト教学科と、国際人の育成を目指した英語英米文学科の2学科構成であったが、地域社会の要請の下に1982年度に児童教育学科を加えた。1998年度には、グローバル化の進む社会の中において世界の現場で活躍できる教養ある人材を育成するために、キリスト教学科を発展させる形で文化交流学科を設置した。キリスト教学科の人格教育の理念の一部は、現在文化交流学科の国際教養主義教育の中に盛り込まれている。また、2000年度に開設した生活科学部人間福祉学科の中にも、キリスト教学科の理念は受け継がれている。児童教育学科は、2004年度に児童教育専攻と幼児保育専攻の2専攻体制に移行し、小学校教員育成のみならず広範囲な子育て支援教育も専門に加えた。英語英米文学科は2004年度に現代英語学科へ脱皮し、社会の要請に応じた即戦力ある人材の育成に焦点を絞ったカリキュラムに替えた。すでに地域において「英語の茨キリ」という定評は確固としたものになっていたが、この改革によって現代世界に貢献する人材を育てる大学としての側面の定着を目指したのである。2013年度にはさらに一部のカリキュラムを変更し、英語コミュニケーションとホスピタリティー分野を強化する改革を実施する。グローバル化の進む現在、求められる国際人としての人材育成を一層強力に推進できる形になるものと考えている。(資料2-2 p.24~49)。

生活科学部は、社会科学系の人間福祉学科と自然科学系の食物健康科学科という学問系統の異なる2学科から構成されている。前者は心理と福祉の融合により、「心の健康」を支援する人材の養成を目指し、後者は「身体の健康」を支援する人材の養成を目標としている(資料2-2 p.50~63)。本学の教育理念を広げた「良き生」の探求を目指し、その結果を地域社会に還元するという観点から、両学科の存在は本学においてきわめて重要な位置にある。2013年度より、人間福祉学科は心の健康への支援という面を学科名称に体现させるため、心理福祉学科という名称に変更する。心理と福祉をバランスよく学習し、心の通ったケアのできる福祉の専門職、福祉の知識を持つ心理のスペシャリストを育成し、支援を受ける人々の心と身体を総合的に扱うことのできる人材の育成を目指す。「良き生」の探求へのアプローチが一層向上するものと期待している。なお、名称変更を記念し、2012年12月に、心

第2章 教育研究組織

理学と社会福祉学の知見、自然の恵みと摂理、それらの関わりの中での療法に関する、「園芸療法—植物が育む心と身体健康と地域の絆—」と題した講演会を行った。

看護学部は看護学科1学科で構成される。その目的とするものは、看護学学士として社会に有用な人材を輩出することである。カリキュラムの基軸となる看護学においては、社会で生活するすべての人たちに貢献する教育を教授している。基礎から応用へと展開していくに従い段階的に専門的な教育へと進めるように教員を配置し、地域社会に貢献できる人材を積上げ方式の中で育成する体制を整えている。少人数教育、地域の医療施設との連携に強みを持つため、愛ある教育の下で無理のない進級が可能になっており、キリスト教の精神に沿った人格教育と豊かな教養を養うことができている（資料2-2 p.64~71）。

経営学部は、キリスト教精神による人間教育と教養教育を重視した教育によって高い教養や倫理観を持ち、同時に幅広い経営学の知識を身につけて社会活動に参加するという、良きハートと鋭いビジネス感覚を持つビジネスパーソンの育成を目指している。開設2年目であるが、「ハート・ビジネス」というスローガンを掲げて、本学の理念にふさわしい人格主義に基づく教育を展開し、それを支える組織構成にするよう努力している（資料2-2 p.72~77）。

文学研究科は、キリスト教の精神に沿って学びを深めるという理念の下で1995年度に創設された。2011年度の2研究科設置の際に大学院運営委員会ならびに大学院文学研究科委員会の承認を受けて、関連5規程（大学院学則（資料2-3）、大学院研究科委員会運営規則（資料2-4）、大学院研究科長選出規程（資料2-5）、大学院教員資格規程（資料2-6）、大学院学位授与規程（資料2-7））の改訂を行った。新設2研究科が応用科学的位置にあるのに対し、文学研究科は基礎学問の探究という位置付けを持つ。その専任教員はほとんどが文学部に所属していることもあり、学部教育との連携を明確に意識して教育の連続性を心掛けている。

生活科学研究科の研究対象領域は、食物科学分野と人間栄養学分野の2分野であり、それらの教育研究指導を通じて地域や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を目指す。地域の健康支援に精通し、高度な専門職業人として適切な食支援業務に携われる優れた人材を育成するための適切な教育組織体制といえる。

看護学研究科は、基礎看護科学分野および実践看護学分野を設けており、現代社会における教育・研究・地域貢献のニーズに応じ、理念・目的に従って適切に組織されている。

なお、大学院運営委員会委員長は学長が務め、本学の理念・目的に沿った研究科運営をするよう指揮監督している。また、3研究科の代表者は常に大学運営会議（資料2-8）に出席して大学全体の運営に参加し、大学執行部・学部・研究科間の相互性と意思の疎通に努めている。

1955年に本学に設立されたカウンセリング研究所は、日本のロジャース派カウンセリング研究所の草分けであり、本学はその発祥の地である。長年の実践的な活動の結果、現在では利用者の40%は学外の一般の方々であり、地域社会への貢献度は高い。地元ではもちろん、全国的にもここが発祥の地であることは有名であり、本学の理念を体現する存在として意義深い存在である。

言語文化研究所は、本学が開学時から学問的テーマの一つとしている言語・文化・国際を軸としながらそれら一つひとつの枠を越えた新しい研究の創出を目的として継続的な活動を行ってきた。海外提携大学から招聘教員が来た場合、ここに所属して本学での教育研究活動に従事するなど、国際貢献面での意義も持つ研究所である。

第2章 教育研究組織

子ども未来研究所は、学内の各専門分野の教員ならびに実際に保育にかかわっている教員が連携し、現場の問題を共有しながら、より良い保育・教育のあり方を研究することを目的としている。キリスト教の精神に基づく人格教育の実践場所の一つである。

この3研究所（資料2-9）を核にして、これまで本学の研究・教育支援体制は強化されてきた。それぞれの研究所が、紀要（資料2-10、2-11）、叢書、報告書（資料2-12）、ニューズレター（資料2-13）、支援のための褒賞、実践的な活動、識者を招いての講演会などの活動を展開してきている。

これらの組織により、社会奉仕と国際貢献を目的とし、その基盤に隣人愛の心と幅広い教養を身につけた人材を育成するという本学の理念、目的・使命は体现できていると認識している。

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織のあり方の検証は、カリキュラム検討を中心として学部・学科において継続的に行われている。その手続きを経て毎年6月に各学部学科の次年度人事計画案が学長・学部長会議に提示され、そこにおいてさらに現状の課題や将来性等について討議しながら検討される。ここは各学科の教育研究組織の適切性を全学的視点から検証する場となっている。

文学部各学科においては、退職教員が出る場合、機械的に同分野を補充するのではなく、社会的ニーズやカリキュラム・ポリシーならびに教員構成との整合性を十分に考慮し、議論を重ねた上で新規採用教員の専門分野を検討している。また、全学共通科目・教職課程科目・大学院文学研究科科目の担当に配慮し、それぞれの組織との連携という視点を持ちつつ教育研究組織の適切性を追求している。

生活科学部においては、ディプロマ・ポリシーの下に各学科におけるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性を追求しながら、学科の教育体制について機会を捉えて検証している。たとえば、人間福祉学科は、社会的支援と精神的サポートという二つの教育目標の実現のため、2004年度より社会福祉系と心理カウンセリング系の2コース制を導入した。これにより学びの核を明確にして効率的な学修を果たせるようにしたものである。しかし、近年、心理と福祉のどちらも学びたいという学生の声が強まってきたこともあり、学科内での真摯な討議を経て、2013年度からコース制を廃止して総合的な社会福祉の学びと精神的サポート方法を共に学修できる形に改めることを決めた。それに伴い学科名称も「心理福祉学科」に変更することとした。これは学生のニーズに応じて教育目標の実現を果たすための検証・改善事例の一つである。また、少子化現象の進展による志願者数の減少に応じ、また経営学部新設のための定員再編作業に伴って、2011年度より定員を90名から60名に減じた。これは、コース制の廃止と総合的教育を実現するためのきめ細かな指導体制の樹立を目指した改革と位置付けている。

看護学部は、次年度カリキュラム編成などを機に、看護の独自性と専門性を念頭に置きつつ、理念・目的との適合性と教育研究組織のあり方に関して検証を行っている。その際、とりわけ医療状況の変化や社会のニーズ、疾病構造の変容などの様々な状況変化に伴う教育内容の見直しや目標の見直し、また人員配置の見直しなどに配慮している。

経営学部はまだ完成年度を迎えていないため、教員組織は学部設置認可申請書（資料2-14）に記載した当初計画通りの状況にある。完成年度まで設置認可申請書に基づいて適切に遂行しつ

第2章 教育研究組織

つていく。

文学研究科は、教育研究組織の定期的な検証を行い、鋭意改善に向けた取り組みにあっている。とりわけ、適正定員を集められていないことから、教育研究組織のあり方への自己評価も含めた次元における検証に努めている。検証により明確となった問題点は、研究科長が招集する研究科委員会に諮られて検討される。また、他研究科にも関連する案件は、学長が招集し各研究科委員会構成員をもって組織される合同研究科委員会（資料 2-4）において審議される。その議長は各研究科長が交替で務める。これとは別に、大学院運営委員会（資料 2-15）がある。これは学長が議長となり、各研究科長、各研究科から選出された 2 名の教員、学務部長、入試広報部長、事務長等によって、より広い視点から研究科に関する諸問題の審議をする機関である。その召集権も学長にある。

2011 年度に開設した生活科学研究科および看護学研究科は完成年度に達していないため、申請通りの教員で研究組織の運営を行っている。教育研究組織の適切性については毎年度、研究科委員会で検証している。まだ修士生が出ていないため、その実績を待って本格的な検証作業に入る。

3 研究所（カウンセリング研究所・言語文化研究所・子ども未来研究所）の適切性の検証については、各研究所の中に運営会議（所長、運営委員、研究所員から構成）があり、定期的な会議の中で検証を行っている。2012 年度は第 13 期中期経営計画（資料 2-16）において研究所の統合等を目標として掲げ、検証および具体的な準備に取り組み、2013 年 4 月に「教育研究センター」（資料 2-17）開設が実現する。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

1967 年の開設時に文学部のみであった本学は、現在 4 学部 3 研究科となっている。これは、理念・目的に照らした教育研究組織の適切性について継続的に検証を行い、また地域社会の要請との適合性を検証し、学部学科等の組織改編を成し遂げてきた結果である。特に 2000 年の生活科学部開設以来、2004 年の看護学部開設、2011 年の経営学部・生活科学研究科・看護学研究科の開設等大規模な改編を行っており、これらが計画通りに改編できたことは、本学の検証とその実現に係る運営組織が適切に機能していることを示すものである。

教育組織改編に留まらず、2012 年度は研究組織の検証も行った。すなわち、第 13 期中期経営計画における重点課題として「7. 教育・研究支援体制の構築」を掲げ、第 1 の目標である 3 研究所（カウンセリング研究所・言語文化研究所・子ども未来研究所）の統合に取り組んだ。その成果として、2013 年 4 月に「教育研究センター」が開設されることになった。

以上により、本学の検証は教育と研究の両面において機能していると言える。

（2）改善すべき事項

前述のとおり学部・研究科の設置という大規模な改編を行ってきたが、検証を行う中で各学部等の改善すべき課題も明らかになってきている。

文学部の現代英語学科・文化交流学科は地域社会におけるグローバル人材育成の使命を担っているが、近年の志願者数推移から判断して、地域社会のニーズに十分応えられていない

第2章 教育研究組織

のではないかという懸念が現われはじめている。事態の改善のため、この両学科に関する教育研究組織の一部見直しを検討するため、2012年度に学長を中心とした定期会議を設置した。その結論は2012年度末に出る。これを叩き台として、運営会議や文学部教授会等でさらに議論を重ね、有効な案が出来上がれば2015年度に実施に移す計画である。

生活科学部は、学問系統の異なる2学科から構成されているため、今までそれぞれの学科での取り組みが分離する傾向にあった。学部開設から10年以上が経過したことから、今後は学部のディプロマ・ポリシーの目的達成のために、教育研究面における共同の取り組みを増やして成果を上げなければならない時期になっている。

また3研究所（カウンセリング研究所・言語文化研究所・子ども未来研究所）は、1990年代から2010年代に至る20年間における4学部体制化、大学院増設等、大学の規模ならびに対象とする学問分野の拡大に応じて多様な展開を図ってきた。すなわち、カウンセリング研究所は新しい心理学のあり方を模索し、言語文化研究所は日本語教育や言語研究中心から文化分野を含めたものへと対象を拡大させ、子ども未来研究所は食物や看護といった学部横断型の活動を展開するなど努力と工夫を重ねてきた。しかし、研究所の大元に据えられている研究分野が賅える範囲は無限大でないため、大学全体の広がりに対応しきれない状況が現れてきた。こうした問題点を解消するため、2013年度に総合研究所として「教育研究センター」を設置することが決まった。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

本学では、これまで理念・目的に照らした教育研究組織の適切性について継続的に検証を行い、また地域社会の要請との適合性を検証しながら学部および大学院の組織改編を行ってきた。今後も引き続きその検証を行っていくが、その際、有効に機能するプロセスをより明確にするために、毎年度行ってきた中期経営計画の策定方法を2012年度「第13期中期経営計画」より改めた。そこでは4年毎のサイクルの中で目標達成への取り組み方法を年度毎に各部署が具体的に記述し、現状分析、進捗状況、達成度の検証等を通して実際的な改革・改善につなげていくものにした。

この第13期中期経営計画に掲げられた目標の一つに3研究所を統合した「教育研究センター」の設置があったが、これは2013年4月が開設されることが決まった。なお、同センターの運営開始にあたり、今後はセンター内部の検証システムを明確にしていく。

(2) 改善すべき事項

文学部の現代英語学科・文化交流学科における学生募集状況上に現れている問題点の改善のために、学部を超えた本学のグローバル人材育成教育の内容についての検討を進めている。2011年度に開設した経営学部経営学科の完成年度を待って、2015年度から本学のグローバル教育を新たな枠組のもとで実践していくとの方針がその基礎にある。その際には、学部を超えた教育研究組織の検証が必要になってくる。2020年度以降の18歳人口激減期に備え、十分な点検と評価の下に、現在ならびに将来の地域と世界を見据えた改革を実施するために鋭意検討中であるが、現在の予定としては、2015年度実施を前提に素案作りを行っている。

第2章 教育研究組織

生活科学部は、2012年度末に第10回の卒業生を輩出する。両学科の卒業生の多くが地域社会で活躍していることから、社会の要請を把握すべく両学科内で在 student と卒業生を結ぶネットワークの構築に向けた取り組みを進行させている。今までそれぞれの学科での取り組みが分離する傾向にあったが、今後は学科単位のネットワークにとどまらず、学部の教育目標の達成のために、ネットワークを利用した共同の企画を増やしていく。それと同時に、学内における両学科共同の取り組みを円滑に機能させるため学部長を中心とした検討会議を開き、教育組織としての適切性の検証と改革に取り組んでいく。

研究所はこれまでカウンセリング研究所・言語文化研究所・子ども未来研究所の3研究所体制であったが、本学の学問分野の広がりの中では3研究所体制だけでは不十分であり、その両者の不整合性を解消するとともに、学術支援・外部資金獲得支援業務を充実させるために、2013年度に総合研究教育施設としての「教育研究センター」を設置する。この教育研究センターは、従来の研究所を基盤にしなが、新しい分野の学問に対しては、プロジェクト方式によって支援を行うものである。それにより学術の進展等の時代に即応した研究支援スタイルを整えることができると考えている。また、競争的研究資金の獲得を始めとする様々な支援も本格的に行っていく。このセンターの設置によって、本学が抱える全学問分野をカバーしながら、手薄だった研究教育支援体制の樹立を果たせる。

4. 根拠資料

2-1 組織図 (大学ホームページ)

(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/soshiki/soshiki_20120401.pdf)

2-2 2012年度入学案内 (既出 資料1-25)

2-3 茨城キリスト教大学大学院学則 (既出 資料1-5)

2-4 茨城キリスト教大学大学院研究科委員会運営規則 (既出 資料1-31)

2-5 茨城キリスト教大学大学院研究科長選出規程

2-6 茨城キリスト教大学大学院教員資格規程

2-7 茨城キリスト教大学大学院学位授与規程

2-8 茨城キリスト教大学運営会議規程 (既出 資料1-29)

2-9 研究所 (大学ホームページ) (<http://www.icc.ac.jp/org/index.html>)

2-10 カウンセリング研究所紀要 第28号

2-11 言語文化研究所紀要 第18号

2-12 子ども未来研究所報告書 2011

2-13 文学研究科ニューズレター No.4

2-14 経営学部設置認可申請書類 (大学ホームページ) (既出 資料1-6)

(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_man.pdf)

2-15 茨城キリスト教大学大学院運営委員会規程 (既出 資料1-30)

2-16 第13期中期経営計画 (既出 資料1-24)

2-17 茨城キリスト教大学教育研究センター規程

第3章 教員・教員組織

1. 現状説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

〈1〉大学全体

本学が教員に求める資質ならびに望ましい教員像は、「建学の理念」「寄附行為」「大学学則」「就業規則」「専任教員の職務および資格に関する規程」に明らかである。まず、「建学の理念」(資料3-1)「寄附行為」(資料3-2)「大学学則」(資料3-3 第1条)においてキリスト教の精神に基づく教育を行う機関であることを明記している。キリスト教の精神の下に設置された本学においては、求める教員像はこの点においてきわめて明瞭であり、教員の募集要項には「本学建学の精神であるキリスト教に理解がある者」と常に明記している。「就業規則」においては、「学園内相互の信頼関係に基づき誠意をもってこの規則を遵守し、相携えて本学設立の目的を達成するために努力しなければならない」と定めている(資料3-4 第2条)。また、教員の選考に係る全学的な基準を定めた「専任教員の職務および資格に関する規程」(資料3-5)では、以下のように規定している。

「第1条 教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の特に優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

2 教授の資格については、次の各号のいずれかによる。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、教育上の経験または識見を持っている者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められ、教育上の経験または識見を持っている者
- (3) 大学において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授または助教授の経歴が5年以上あり、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 芸術および体育等の担当教員については、上記の各項目に準ずると認められ、教育経歴のある者

第2条 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

2 准教授の資格については、次の各号のいずれかによる。

- (1) 博士の学位を有し、教育上の経験または識見を持っている者
- (2) 大学において准教授または助教授の経歴のある者、または専任講師として2年以上の経歴があり、教育研究上の業績もしくは能力があると認められる者
- (3) 大学において5年以上助教としての経歴があり、教育研究上の能力があると認められる者
- (4) 修士の学位を有し、教育経歴のある者
- (5) 研究機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- (6) 芸術および体育等の担当教員については、上記の各項目に準ずると認められ、教育経歴のある者

第3章 教員・教員組織

第3条 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。

2 講師の資格については、次の各号のいずれかによる。

- (1) 第1条または前条に規定する教授または准教授となることのできる者
- (2) 大学の助教2年以上を経て教育研究上の能力があると認められる者
- (3) 芸術および体育等の担当教員については、上記の各項目に準ずると認められ、かつ教育経歴のある者
- (4) 修士の学位を有し、教育経歴のある者

第4条 助教は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の知識および能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

2 助教の資格については、修士の学位を有し、教育研究上の能力があると認められる者

第5条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

2 助手の資格については、次の各号のいずれかによる。

- (1) 大学の学部を卒業した者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

学内における教職員間の組織的連携体制については、管理業務面に関して言えば、事務部署毎に教員による委員会組織を設けて、諸々の事務業務の教学的側面における問題の解決、議論、構想等を話し合うなど、教職員間の連携を強める方針で組織作りをしている（資料3-6）。たとえば、地域社会への貢献に関しては地域連携推進室運営委員会が管掌し（資料3-7第4条）、国際貢献面は国際理解センター運営委員会が担当する（資料3-8第4条）という具合である。そこに所属する教員達は各学科から派遣されており、全学的視点を備える委員会となっている。また、研究・教育活動に関して言えば、学部学科を超えた教員が集まっている3研究所内において果たしている。ただし、そのあり方には第2章2.（2）ならびに同3.（2）に書いたように、いくつかの問題があるため、2013年度に予定されている「教育研究センター」（資料3-9）の設置により、さらに活発になることを期待している。

〈2〉文学部

文学部の教員に求める能力・資質等については、大学設置基準の第14条から第17条に定められた教員の資格をさらに厳密化した本学の「専任教員の職務および資格に関する規程」において明確に定めている。

教員募集の際は上記規程に基づく応募資格を明記し、また「本学建学の精神であるキリスト教に理解がある者」を必ず明記している。この募集要項は、人事委員会、教授会、理事会の審議を経て公開される。教員の昇任についても、上記規程および所属学科の学科主任からの推薦に基づき、人事委員会、教授会、理事会の審議を経て決定される。

文学部に所属する教員は、それぞれの学科の専門科目を担うと共に全学共通科目も担当し、全学の教養教育を支えている。また、多くの教職課程科目も担っている。大学院文学研究科の科目を担当する教員もいる。このため文学部所属教員には、単に専攻分野の知識・能力および実績を求めることにとどまらず、おのずと専攻分野に隣接するより広い教養的知識・能力および実績を求めることになる。

〈3〉生活科学部

生活科学部の教員に求める能力・資質等については、大学設置基準の第14条から第17条に定められた教員の資格をさらに厳密化した本学の「専任教員の職務および資格に関する規程」において明確に定めている。また、本学園の教育理念であるキリスト教の精神への理解を持ち、学則に定める本学の教育目的、生活科学部の目的、各学科の目的を追求しながら、学生の教育と自身の研究にあたることのできる人材を求めている。

教員募集の際は上記規程に基づく応募資格を明記し、人事委員会、教授会、理事会の審議を経て公募している。教員の昇任についても、上記規程および所属学科の学科主任からの推薦に基づき、人事委員会、教授会、理事会の審議を経て決定される。

さらに、本学部の両学科は共に国家試験受験資格を取得するための養成部門でもあることから、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく科目の担当者を配置し、また「栄養士法」に定められた教員組織に則って編成している。

〈4〉看護学部

看護学部の教員に求める能力・資質等については、大学設置基準の第14条から第17条に定められた教員の資格をさらに厳密化した本学の「専任教員の職務および資格に関する規程」において明確に定めている。また、看護実践能力を有した看護師を育成するために、実践を踏まえて専門知識を教授できる教員を揃え、さらに教員の資格を厳密にした「茨城キリスト教大学看護学部教員選考内規」(資料3-10)を定めている。

具体的には、看護師、保健師の国家試験受験資格を取得させるために、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、地域看護学領域の7領域にわたり、豊富な臨床経験を持ち、専門的な教育を教授できる教員を、必要な人数を超えて配置している。教員に対しては専門性を生かした研究ができるように組織として支援し、その成果も上がっている。

〈5〉経営学部

学部設置申請書(資料3-11)において、教員組織の編成の考え方および特色を明記している。内容は以下のとおりである。

「専門教育は「マネジメント系」、「会計系」、「地域イノベーション系」、「マーケティング系」そして「ビジネス支援・スキル系」に区分され、各分野の専門家を専任教員として配置している。また実社会に役立つ人材育成を経営学部経営学科のカリキュラム・ポリシーで謳っていることから、「マネジメント系」「会計系」を中心にしており、開講科目数において専門教育科目の過半数をこの2つの分野が占めている。経営学部経営学科の専任教員は12人で構成され、研究分野ごとには「マネジメント系」4人、「会計系」4人、「地域イノベーション系」1人、「マーケティング系」1人を配置している。さらに本学の教育理念である教養主義やカリキュラム・ポリシーの特色Aを実現させる倫理観の涵養や言語的コミュニケーション能力の養成を図る専任教員を2人配置して、専門教育偏重とならないように、バランスよく配置している。

教員の学位については、専任教員12人のうち5人が学位(博士)を、6人が修士を

第3章 教員・教員組織

有している。この12人全員が経営学部経営学科のカリキュラム・ポリシーを実現させるため、多様な分野における実務経験及び資格を持ち、または大学院を含めた高等教育機関における専任教員としての教育実績を持った教員となっている。

専任教員12人を年次進行に沿って段階的に採用するものの、経営学部経営学科開設予定時（2011年4月1日時点）において、65歳を超えている教員は3人であり、さらに年次進行中に2人が65歳を超えることになる。これは、先に述べたように多様な分野における実務経験や高等教育機関での教育実績を豊富に持つ優秀な専任教員を積極的に採用したためである。しかし、完成年度後、さらに教育内容の充実を図るため、専任教員の世代交代を円滑にかつ計画的に実行し、年齢構成がバランスのとれたものとなるよう努めていく。」

上記のとおり、カリキュラム・ポリシーを実現させるために多様な分野における実務経験および資格を持ち、大学院を含めた高等教育機関における専任教員としての教育実績を持った教員であることを謳っている。現在設置2年目であるためまだ全教員は揃っていないが、2013年度に全員が揃うことになる。

教授等の職階別に求める能力・資質等については、「専任教員の職務および資格に関する規程」（資料3-5）において明確に定めている。

〈6〉文学研究科

文学研究科において求める教員の能力・資質等については、「専任教員の職務および資格に関する規程」において明確に定めている。さらに研究科担当教員の資格について、「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」（資料3-12）において以下のとおり定めている。

「第1条 この規程は茨城キリスト教大学大学院（以下、「大学院」という。）学則第32条に基づき、研究科担当教員の資格について定めることを目的とする。

第2条 大学院教員資格を持つ教員を研究科担当教員といい、研究指導教員、研究指導補助教員、および授業担当教員に分ける。

2 研究指導教員は、本学の教授のうち、次の各号の1を満たす者でなければならない。ただし、特に優れた実績があると認められる場合、准教授も研究指導を担当することができる。

(1) 博士の学位（外国におけるこれと同等と認められる学位を含む。以下同様）を有し、各専攻の研究指導および授業科目の担当教員としての知識と教育上の識見および能力を有する者。

(2) 博士の学位を有しないが、研究業績その他が前号の者に準ずると認められる者。

(3) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者。

3 研究指導補助教員は、本学の教授または准教授のうち、次の各号の1を満たす者でなければならない。ただし、特に優れた実績があると認められる場合、講師も研究指導補助教員として認めることができる。

(1) 博士の学位を有し、授業担当教員としての知識と教育上の識見および能力を有する者。

(2) 博士の学位を有しないが、研究業績その他が前号の者に準ずると認められる者。

第3章 教員・教員組織

(3) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、前条第3号の者に準ずると認められる者。

4 大学院が適当と認めるとき、授業担当教員として次の各号の1を満たす専任教員または兼任講師を当てることができる。

(1) 博士の学位を有し、授業担当教員としての知識と教育上の識見および能力を有する者。

(2) 博士の学位を有しないが、研究業績その他が前号の者に準ずると認められる者。

(3) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、前条第3号の者に準ずると認められる者。」

以上により、研究指導教員、研究指導補助教員および授業担当教員の資格は明確である。研究指導教員は、本学の教授または准教授で、博士号取得者もしくは博士号取得相当の知識・経験・指導力のある者とし、研究指導補助教員に関しては准教授または講師を配置している。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科において求める教員の能力・資質等については、「専任教員の職務および資格に関する規程」に基づき、さらに研究科担当教員の資格については「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」(資料3-12)において明確に定めている。

2011年度の開設にあたり、生活科学研究科の教育理念・目的を達成するために、教育課程編成の考え方と特色に合致した教員組織の編成ならびに教育・研究能力の高い教員の配置に努めた。引き続き教員組織を充実したものとするため、完成年度以降の教員の資質・資格に関わる選考手続については、「大学院教員資格規程」と「茨城キリスト教大学大学院生活科学研究科担当教員の資格に関する申合せ」(資料3-13)を設けている。資格審査においては、生活科学研究科内に研究指導教員から構成される大学院教員資格審査委員会を設置してこれにあたっている。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科において求める教員の能力・資質等については、「専任教員の職務および資格に関する規程」に基づき、さらに研究科担当教員の資格については「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」(資料3-12)において明確に定めている。

看護学研究科では、教育理念・目的を達成するために、教育課程編成の考え方と特色に合わせた教員組織を編成し、教育・研究を担当するにふさわしい能力を有する教員を求めている。また、教員の資質・資格に関わる選考手続については、研究科設置後2年を経過する2013年度に向けて、看護学研究科委員会に設置した大学院教員資格審査委員会において、「大学院教員資格規程」および「茨城キリスト教大学大学院看護学研究科教員資格に関する申合せ」(資料3-14)に従って実施することを決めた。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈1〉大学全体

第3章 教員・教員組織

大学基礎データにあるように、各学部、各大学院ともに大学設置基準で定める必要専任教員数を満たしている。教員配置に関しては、教育の多様性に応じて演習、実習、実験科目等を軸に少人数クラスによる教育を実施できるよう配慮している。各学部・大学院の教員組織については毎年度の人事計画において検討し、整備を進めてきた。なお、2011年度において、大学を取り巻く環境への変化に対応し易く、多様な人材の受け入れを可能にするため、助教の任期制（資料 3-15）ならびに特別任用教員制度（資料 3-16）を導入した。これは各学部・学科・研究科の教育課程の目標達成に向けた教員組織整備の方策ではあるが、大学財政の状況をも踏まえた施策としても有効に機能している。

本学の教員と担当授業科目との適合性を判断するのは、毎年学科内で行われる次年度授業担当者検討会議においてである。前年度受け持っていた授業に関して次年度も継続して受け持つかどうかを学科所属教員全員と協議した上でその決定がなされる。これにより作成された次年度学科科目担当者一覧は学部長によりチェックされ、学務部長が召集する全学規模の教務委員会において議題とされ、議論される。その承認を経て、授業科目担当者が最終的に決定される。なお、科目担当教員の適合性に関しては、カリキュラム変更ならびに教員採用募集の際に検証し、教育課程における教員組織の適切性を追求している。

〈2〉文学部

「専任教員の職務および資格に関する規程」（資料 3-5）に基づき、文学部各学科の教育課程に相応しい教員を配置している。

担当科目に見合った研究業績を有している点を重視して新任教員を採用するなど、教育課程に見合った教員組織作りを心掛けている。また、教育課程を確実に遂行できる授業実施能力を見るため、新任採用の際は模擬授業の実施を課して、当該分野の教育力を確認している。なお、教職課程の科目担当者には、義務教育課程における管理職経験者を一定数採用している。

〈3〉生活科学部

「専任教員の職務および資格に関する規程」（資料 3-5）に基づき、生活科学部各学科の教育課程に相応しい教員を配置している。

2012年度から5年間にわたる人事計画を策定し、学部の改革に合わせて進めている。本学部の設置最低教員数は、人間福祉学科 12名、食物健康科学科 16名（栄養士法）であるが、現在その数で構成されている。前節にも記載したように、人間福祉学科においては社会福祉士養成校として必要な教員の配置を行い、食物健康科学科も管理栄養士養成施設として「栄養士法」に基づいて教員配置をしている。その上で授業科目と担当教員との適合性への配慮を行いつつ、全体の教員構成を決めている。

食物健康科学科は、2010年度に厚生労働省関東信越厚生局の指導調査が入り、教育研究組織に関する指導を受けた。具体的にその指導内容とその後の対応（カッコ内）を記せば以下の通りである。まず、教員関連では、1.応用栄養学担当教員の見直し（その後、担当教員の退職に伴い適任者を採用した）、2.給食経営管理担当教員の教育歴不足（教員要件を満たすまで指導教員の下で担当させる）、3.教員組織体制の見直し（その後、担当科目関連の研究業績を積める学内協力体制の樹立について確認した）、4.教員の出勤状況記録（学科会で

第3章 教員・教員組織

確実に記録していくように指導した)。また、学生関連では、1.学生定員の遵守（その後、補欠者繰り上げ合格制度を導入した）、2.学生の出席簿の管理（担当教員から学務部に出席簿を提出し管理することに変更した）。授業関連では、1.教育内容の重複（基礎分野と専門分野の組織で話し合いを持ち、適切に教育内容を享受できるような体制に変更した）、2.授業概要の改善（前項の下に栄養士法の教育内容を盛り込んだ授業に改善した）。その他、施設設備に関する指摘に関しては、それに従って備品配備や改修工事などを実施し、改善を完了した。

〈4〉看護学部

「専任教員の職務および資格に関する規程」（資料 3-5）に基づき、看護学部看護学科の教育課程に相応しい教員を配置している。

7 専門領域において各々の専門性と独自性を保つ科目設定をしている。同時に、各専門領域間の関連性を考慮しながら、学生の習熟度に合わせて卒業時に到達目標の達成が果たせるように授業を組み立てている。各領域が講義や演習・実習科目を置いているため、教員も授業内容や時間数のバランスを考えて配置している。看護師、保健師の国家試験受験資格を与えることが前提であるから、そのことに十分な配慮をした教員組織となるよう整備に努めている。

〈5〉経営学部

学部設置申請（資料 3-11）の際に、学部の教育課程に相応しい教員組織となるよう構成をして認可を得た。分野別には、専門領域としてマネジメント系、会計系、地域イノベーション系、マーケティング系を置いている。専任教員は 12 名で構成されており、研究分野毎に見れば、マネジメント系 4 名（うち 1 名は 2013 年度着任予定）、会計系 3 名、地域イノベーション系 1 名（2013 年度着任予定）、マーケティング系 1 名、教養系 3 名であり、バランス良い構成となっている。本学の教育理念である教養主義や倫理観の涵養や言語的コミュニケーション能力の養成を図るための専任教員も 3 名所属する。これにより、本学部の教育課程に相応しい教員組織を整備できたと考えている。

〈6〉文学研究科

「専任教員の職務および資格に関する規程」（資料 3-5）および「大学院教員資格規程」（資料 3-12）に基づき教員を配置している。

英語英米文学専攻は、研究科担当教員として 8 名（教授 6 名、准教授 1 名、兼任講師 1 名）を配置しているが、このうち研究指導教員は 4 名いる。教育学専攻は、研究科担当教員として 12 名（教授 6 名、准教授 3 名、兼任講師 2 名、講師 1 名）を置き、研究指導教員はそのうち 5 名である。専任教員の年齢構成は 35 歳から 66 歳と幅広い。授業科目と担当教員の適合性は研究科委員会における次年度担当科目決定時にチェックし、新任教員を選ぶ際も専門領域を厳正に調査し、また審査している。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科は完成年度を迎えていないことから、その教員組織については設置認可申

第3章 教員・教員組織

請書(資料3-17)の「教員組織の編成」に記載の通り、文部科学省の設置認可を受けた教育・研究能力を有し、教育課程に相応しい教員組織によって運営している。研究科担当教員は、8名(教授7名、准教授1名)を配置し、うち研究指導教員5名、研究指導補助教員2名、科目担当教員1名の構成となっている。研究科担当教員8名のうち7名が博士号を取得している。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科は2011年4月に開設したことから、その教員組織は設置認可申請書(資料3-18)の「教員組織の編成の考え方及び特色」に細述した通りに運営している。担当教員は、文部科学省の設置認可を受けた教育・研究能力を有し、かつ教育課程に相応しい者により運営されている。研究科担当教員は合計15名(教授8名、准教授6名、講師1名)で、このうち研究指導教員は8名、研究指導補助教員は4名、科目担当教員は3名である。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

本学における教員は、専任教員(A)・(B)・(C)、助教、特別契約専任教員、特別任用教員、教職課程特任教員、兼任教員、準専任教員がある。教員の任用規程に関しては、「茨城キリスト教大学教職員任用規程」(資料3-19)「茨城キリスト教大学専任(B)任用規程」(資料3-20)「茨城キリスト教大学専任教員(C)任用規程」(資料3-21)「茨城キリスト教大学助教任用規程」(資料3-15)「茨城キリスト教大学特別任用教員任用規程」(資料3-16)「茨城キリスト教大学特別契約専任教員の就業に関する規程」(資料3-22)「茨城キリスト教大学教職課程特任教員の任用および就業に関する規程」(資料3-23)「茨城キリスト教大学兼任講師に関する規程」(資料3-24)「茨城キリスト教大学準専任教員任用規程」(資料3-25)があり、それぞれに関して明確に定めている。

教員構成にあたっては、新規採用等に際して年齢構成のバランスに配慮して職種を決めるようにしている。現状の年齢構成(資料3-26)は、30歳代19名、40歳代21名、50歳代36名、60歳代35名、70歳代4名となっており、平均年齢は52.7年とやや高いが、バランスは相応にとれている。なお、男女比率は、男60名、女57名であり、全国の女性教員比率の平均が21.2%であるのに比べ48.7%という際立って高い女性教員比率にある。男女共同参画社会の実現という社会的趨勢から見て、きわめて好ましい職場状況と言える。また、地域におけるその推進という観点からも、未来における有為な女子学生の教育という点で秀でた教育環境にあると言えよう。外国人教員は7名で、その比率は6.0%である。これは逆に、大学の今後のグローバル化を思えば、さらなる外国人教員もしくは海外大学での学位取得日本人教員の雇用を検討する余地がある。

教員の採用手続きは、毎年度初めに学長・副学長・各学部長による会議でその年の方向性を確認し、人事委員会(委員長は学長が兼ねる)において採用方針を提案する。それを踏まえて学科会議・研究科委員会で募集案を作成し、学科案は学科主任より学部長に提案される。学部長はそれらを検討し、自らの考えを加えた上で学長・副学長に提示する。研究科案は直接学長・副学長に提示される。学長は副学長と相談の上、自己の責任において各学部長案・

第3章 教員・教員組織

各研究科長案をもとに募集原案を作成し、運営会議に諮る。本学の教員募集は公募で行っているため、運営会議の審議結果を踏まえて学科・研究科で募集要領を作成し、再度運営会議でその要領を検討して承認する。承認された募集要領は、「茨城キリスト教大学人事委員会規程」（資料 3-27）に従って人事委員会にて審議に付される。人事委員会の承認が得られると、当該学部教授会や当該研究科委員会で審議し、その後に理事会の承認が得られたのちに募集活動に入る。採用候補者の選考は、人事委員会内に小委員会を組織し、書類選考および面接、模擬授業等を経て優先順位を付した原案を人事委員会に提示する。小委員会のメンバーは、学部長、学科主任、近隣専門教員、ならびに客観性確保のために他学部から1名が加わることを慣例としている。人事委員会にて審議・承認の後、当該教授会、当該研究科委員会および理事会の承認を得て最終的に決定する。

なお、兼任講師採用については、各学科と教務委員会においてその必要性が検討された後、当該学部長との協議を経て人事委員会にて審議し承認する。その後に当該学部教授会に報告され、理事会の承認を得て決定する。大学院の場合は、当該研究科委員会および大学院運営委員会の議を経て理事会の承認を得る。

教員の昇格については、各学科主任から提案されたものを当該学部長において検討し、運営会議ならびに人事委員会に提案して承認を得る。その後、当該学部教授会の審議を経て、理事会の承認によって決定される。

以上のように、本学の人事に関しては、各種規程に基づいて適切に運用され、諸手続きがとられている。

〈2〉文学部

専任教員の募集は諸規程に従って行われている。採用にあたっては学科との綿密な協議の下に募集要領を作成し、その手続きは人事委員会や学部教授会を通じて公正に行われる。また、書類審査・面接審査に留まらず、授業力を見るために模擬授業を課している。なお、教職特任教員の募集・採用に関してのみ、地元地域の教育界からの人材を活用する目的の下に非公募としている。

文学部の教員は、全学共通科目や教職課程科目を担当することが多いため、教員公募の際は担当教養科目も明示して、単なる専攻専門者の採用でないことを示している。また近年教員公募において模擬授業の実施を要求し、研究業績のみならず教育力も重視した採用方法を取っている。現代英語学科では、一定数の外国人教員を採用し、専門科目以外に全学共通の外国語科目（英語）を担当することで全学の国際化を推進している。

昇格については、「茨城キリスト教大学専任教員の職務および資格に関する規程」（資料 3-5）に基づき、公正に行っている。

〈3〉生活科学部

教員募集は、他学部と同じく諸規程に則り実施している。採用は書類審査により第1次選考を実施し、面接審査により第2次選考を実施して候補者を決定している。今のところ模擬授業による審査は実施していない。

昇格に関しては、「茨城キリスト教大学専任教員の職務および資格に関する規程」（資料 3-5）に基づき、研究業績等を勘案して審議をして決定している。

〈4〉看護学部

7 専門領域において教授、准教授、講師および助教の講義、演習、実習の時間数を考慮し、授業内容と学生数、時間数のバランスを保つために、新任教員の募集の是非を検討している。採用は公募で行い、各領域責任者の意見を求めながら、人事小委員会にて選考し、規程に則って人事委員会の議を経て教授会、理事会において決定する。将来を見据えた人事構想を学科主任や領域責任者を交えて討論し、その結果としての中期採用計画の下で透明性を持った人事手続きを行っている。毎年、「茨城キリスト教大学看護学部教員選考内規」（資料 3-10）に照らして適切な人材を確定し、人事委員会に推薦して、昇格人事を実施している。

〈5〉経営学部

完成年度を迎えていないため、教員の募集・採用・昇格は発生していない。ただ、欠員補充の募集については公募を行った。他学部の委員を加えた学部の人事小委員会で選考し、大学の人事委員会、教授会、理事会の承認を得るなど規程に則って諸手続きを経て決定した。

〈6〉文学研究科

文学研究科の教員募集は、人事委員会主導のもとに、学科との協議の上、常に公募により適切な審査をもって行われている。教員の昇格は、研究指導教員から成る大学院教員資格審査委員会の下で、業績と教育能力の評価を査定して行っている。その基準は「茨城キリスト教大学大学院文学研究科担当教員の資格に関する申合せ」（資料 3-28）による。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科は、2012 年度末に完成年度を迎えることから、それ以降の教員の募集・採用・昇格人事に向けた規程を現在整備している。本研究科は生活科学部食物健康科学科を基礎としているため、教員の募集・採用は学科との協議の上、公募により大学人事委員会の議を経て行う。また、大学院教員としての採用・昇格の審査は、生活科学研究科委員会内に別途設置する大学院教員資格審査委員会において、「生活科学研究科担当教員の資格に関する申合せ」（資料 3-13）に従って実施する。

〈8〉看護学研究科

2012 年度が完成年度となるため 2013 年度に向けて教員の募集・採用・昇格を行うことになる。本研究科は看護学部を基礎としていることから、すべての教員を学部専任教員として採用する。教員の資質・資格評価に関わる選考手続については、看護学研究科委員会に設置した大学院教員資格審査委員会において、「大学院教員資格規程」（資料 3-12）および「看護学研究科教員の資格に関する申合せ」（資料 3-14）に従って実施する。

（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉大学全体

大学教員にかかわるファカルティ・ディベロップメント（以下 FD）活動には主に三つの

第3章 教員・教員組織

側面がある。一つは教員の社会的役割の自覚、社会貢献への意識、教育体制に関する管理業務等への姿勢などの面で教員に求められる能力開発活動である。教員は教育研究行為を通じて社会的役割を果たしているのであり、その面をしっかりと自覚して自己研鑽に励まなければ、大学教育の質は担保できない。自己満足にとどまった教育・研究姿勢ではなく、自らの教育・研究活動がどのように社会に貢献しているのかという観点を持ち、その向上を果たしていくための能力開発がなされなければならないのである。ここでいう社会とは、教育面で言えば、教育の対象となる内外学生の所属する社会であり、大学が存在する地域社会であり、大学が関わっている海外の地域社会である。研究面で言えば、研究成果・研究分野の広がりにおける範囲の国内・国際社会である。

本学の教育理念は、隣人愛の下に、「人と社会に進んで奉仕し、人類の福祉と世界の平和に貢献する人間の育成を目的とする」ものであり、徹底的に社会とのかかわりの中で教育研究活動を行うことを基礎に置いている。その意味で、本学においてこの一つ目の「教員 FD 活動」はきわめて重要なものである。学園は、自らの主催の下に、これに関する講演会等の研修機会を毎年設け、全教員へ参加を呼びかけている。ちなみに2012年度は6月に「教育課研究と経営の高度化に資する大学マネジメント改革」、7月に「キリスト教教育研修会」、10月に「ハラスメント防止対策セミナー」を開催した。

二つ目のFD活動は、FDと言われてすぐに頭に浮かぶ授業方法の改善を軸とする教育能力の向上のための「授業FD活動」であり、その一環としての「研究FD活動」である。教育内容の質確保を直接目指すFD活動といえる。このうち「授業FD活動」については、第4章Ⅲ1.(4)に教育内容・方法・成果事項にかかわる検証・改善の項目があるのでそこで記述する。

大学における教育活動の質向上のためには、授業そのものの改善活動と共に、授業担当者による担当領域に対するしっかりとした研究活動が存在する。高度教育機関である大学の授業であるための、それは最低条件である。その認識の下に、本学の研究活動について様々な支援を行っている。研究活動の業績内容は、毎年個々の教員から提出される個人調書で見ることができるが、それが給与等に結びつくシステムにはしていない。その個人業績に関しては、外部に対しても本学ホームページにおいて公表している(資料3-29)。研究支援活動は、資金面での支援としては、「研究助成金規程」(資料3-30)によって定められたものがある。次いで、「研究業績出版助成規程」(資料3-31)において出版支援を行い、「教職員研修規程」(資料3-32)に基づいて長期研究出張が可能な環境を整えている。いわゆるサバティカル・リーフに近いものであるが、教員は有給のまま1年もしくは半年の海外研修あるいは国内研修を取ることができる。さらに、「学会等に対する補助金規程」(資料3-33)「海外学会出張に関する旅費規程」(資料3-34)によって、個々の教員の活発な学会活動を促している。これらは各審査委員会の議を経て学長が承認するという手続きの下にある。なお、教員の研究業績の発表媒体として、年一回刊行する『茨城キリスト教大学紀要』(資料3-35)がある。他に言語文化研究所が発刊する『言語文化研究所紀要』(資料3-36)もある。その他各研究所ならびに研究組織が同様の冊子の発刊を行っている。

FD活動の三つ目は、大学執行部構成員の能力開発活動である。大学教員は教育研究者として大学職を得て、大学在職中も多くの時間をそのために費やしている。委員会活動において初めて大学運営・管理業務に触れるが、それも一委員としての立場であればさほどの能力

第3章 教員・教員組織

開発は必要とされず、またその自覚化もないままに目前の業務をこなすことで済む。学科主任や委員会の委員長に選任されると、いよいよその自覚化が迫られ、また能力開発の必要性を感じはじめるようになる。また、学長、副学長、学部長、部署長という執行部のポジションに選任されれば、これまでの教育研究活動をメインにしてきた職業活動とはまったく異質の世界で業務に携わることになり、そのためのFD活動の必要性を強く感じるようになる。本学では、この「役職者FD活動」のために、役職者を積極的に外部で開催されている講演会・シンポジウム等に出張させており、そこで多くの知識と情報とを身につけさせ、役職者としての自覚化を促している。

〈2〉文学部

教育内容が大きく異なる3学科を有する文学部においては、学部全体としてのFD活動は実施しておらず、授業改善委員会や学科会での議論に基づき、それぞれの学科の責任において実施するよう促している。組織的な取り組みという観点からすると、学科によって教員の資質の向上を図る方策は一樣ではなく、その実施状況にも大きな差がある。

文学部の若い教員たちが中軸となり、広く全学の若手教員が参加している自発的な研究互助会が存在する。2010年度には9回の研究会を行った。2011年度は東日本大震災の影響もあって研究会は開かれなかったが、逆にランチトーク会という軽い研究FD活動を月に2回程度定期的にかけて活発な活動した。2012年度はランチトーク会と研究会を両方行い、「競争的研究資金の獲得の意義とプロセス」「海外留学&国際学会発表の意義とプロセス」「国際誌への投稿の意義とプロセス—これから国際誌に投稿する人へ— 院生・教員対象」等の発表や、学長を招来して「いま若手に期待すること」と題した座談会形式の話し合いセッションを行うなど、独自のFD研修活動を展開している。

〈3〉生活科学部

2011年度に人間福祉学科は心理カウンセリング・シンポジウムを実施した。2012年度には、これまで学科単位で実施してきたFD活動を初めて全学に公開し、「ティーチング・ポートフォリオによってできること」と題した講演会を、多くの他学科の先生方の参加を得て実施した。食物健康科学科では、教員の研究意欲を喚起すると共に地域に広く研究成果を活用してもらうため、県内他教育機関等との連携の下に「茨城県栄養健康改善学会」を設立してから10年が経過している。同学会の活動により、県内の諸地域との関係が密接化し、地域の声にこたえた教育活動への改善が果たされている。

〈4〉看護学部

看護学部は、外部者1名・内部者1名による査読協力の下に『看護学部紀要』（資料3-37）を発行している。その他、看護学部は独自にFD委員会を設置して、年2回の講演会・討論会を行っている。これらの活動のために、FD委員会において前年度中に企画内容を検討し、その後に学科会議で決定し、予算計上を行うようにしている。企画実施の際は、看護学部所属教員全員が参加し、内容報告・記録を残し、アンケート等で評価して次回のテーマ設定に活用する形を作り上げている。

〈5〉経営学部

経営学部も独自のFD委員会を設けてFD企画を練り、実施している。2012年11月には、外部講師を招いて「ケース・メソッドと授業法」の研修を実施した。また、不採択ではあったが、2011年度に科研費基盤研究(B)を申請して、所属教員の研究資質の向上のために積極的な研究FD活動を展開する姿勢を持っている。

〈6〉文学研究科

文学研究科では、講演会を実施して教員の研究意欲を向上させている。講演会は原則として隔年一回、国内(教育学専攻主催)と海外(英語英米文学専攻主催)から講師を招いて実施している。たとえば、2011年8月には、「大学院の教員としての研究教育活動のあり方について」という研修会を行った。2012年10月には、ハワイ大学教授を招いて講演会を催した。さらに、査読付き論文集である『大みか英語英文学研究』(資料3-38)『おおみか教育研究』(資料3-39)を編集して、共に年1回刊行している。ニューズレターは1回もしくは年2回発行し、教員の著書や論文を紹介して、地域への啓蒙に努めている。また教育学専攻は、2012年度より「修士論文執筆に関するガイドライン」(資料3-40)を学生に配布した。これは各教員が学生の修士論文に対して責任をもって取り組むことを確認する機会としても有意義なものになった。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科では、2012年度中に『生活科学研究紀要』を発刊する。研究FD活動の一環として、食物健康科学の先端研究についての外部講師を招き、今後の研究のあり方を考える機会とする予定である。大学院生に対しては、修士論文の作成指導はもちろん、研究成果の学会誌への投稿および学会での研究発表、学会が主催する研修等への積極的な参加を奨励している。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科は独自にFD委員会を置き、2011年度末にその活動として第1回茨城キリスト教大学大学院看護学研究科FDシンポジウム「大学院教育と看護師のキャリア形成—専門看護師育成の現状と課題—」を実施した。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

各学部とも教員の年齢構成が上がってきているため、その点に配慮した教員採用計画に基づいて新任教員採用人事を行っている。それにより30歳代から40歳代の若手教員が増加しつつある。また、2011年度の「任期制助教制度」(資料3-15)および2012年度の「特別任用教員制度」(資料3-16)の導入によって社会環境変化に対応しやすい教員組織整備を行えるようになった。教員間の組織的連携体制の下での管理業務の円滑な推進に関しては、各種委員会制度が有効に機能しており、好ましい状況にある。研究支援制度の利用度は高く、有

効に機能している。

〈2〉全学部

学部・学科毎に主体的に適切な人事構成を議論しながら新任教員募集計画を立てており、人事案件でありがちな上からの押しつけ的採用枠設定などの事態は起こっていない。また、教養教育科目と専門科目とのバランスあるカリキュラム配置に配慮し、それに適合した教員組織とするように毎年整合性を検討し、適切な教員配置に努めている。「研究 FD 活動」は各学部において一定の成果を出している。その結果、各種紀要類は、研究科編集のものも含めて相応の研究論文数を揃えることができている、大学紀要としてしっかり定着している。

〈3〉全研究科

研究 FD 研修会等には多くの参加があり、専門分野や立場の枠を超え、研究に関してどのような課題があるのかを共有する良い機会となった。生活科学部や看護学部ではこれまで比較的研究より教育に力点が置かれていたが、2011 年度に大学院を開設したことによって、所属教員の研究への取り組みが活発となり、学部学科・大学院研究科全体として活性化が図られている。

(2) 改善すべき事項

〈1〉大学全体

教員年齢構成は徐々に是正が進みつつあるが、今後ともしっかりとした人事計画の下に、バランスの良い年齢構成にしていく努力を続ける必要がある。教員 FD 活動、授業 FD 活動、研究 FD 活動、役職者 FD 活動は、それぞれの FD 活動の意義・目的を明確に意識しながら、全学的な組織の下で、中長期の視点に立った実施計画を策定し、実施していかねばならない。

教育課程に見合った新採人事に関しては、人事委員会等において常に長期的な視点に立つて計画を練っていくことが必要である。当然、人事委員長と各学部長・学科主任との間で、この点に関する明確な認識と相互理解が不可欠である。

今後 18 歳人口がさらに減少していく 2020 年以降には、それまでの新採人事策を継続することの困難なときが訪れると思われる。その際の執行部の人事方針は重要であるが、この点を念頭に置いた教員構成作りの準備を始めなければならない。また、その学内に対する周知をきちんと果たしていく必要がある。

〈2〉全学部

現在、設置基準上の最低限の教員数で運営されている学科もあり、教育内容の充実と質保証の観点に立てば、教員数の増加が望まれる。しかし、財政問題や長期的な教育体制について考えるとき、その他の様々な方法をもって質保証の実現を果たしていく道も同時に模索しなければならない。質保証に対する新採人事は不可避であるが、それは中長期的展望に立った計画との整合性のもとに初めて実施されるべきことである。

全体的に見れば、研究 FD 活動は良好である。しかし、その責任をそれぞれの学科に全面的に委ねていることにより、一部では組織的な取り組みという点で不十分な状況が生じてい

第3章 教員・教員組織

る。その状況を是正するため、学部として、「FDのPDCAサイクルを明確にする」という方針を実行していく必要がある。また、所属学会での活動や学術誌への論文発表を活発にするなど、外部での活躍の機会も増やすよう啓発していく必要がある。そのためには教員の研究時間を確保することが不可欠である。現在教員は教育に付随する管理業務に多くの時間をとられており、その効率化ならびに業務の削減を鋭意進めていかなければならない。

今後の大学を取り巻く環境を考えれば、自らの職場を維持し、教育研究活動を続けられるようにするために、全教員が大学運営に積極的にかかわることが必要な時代となっている。また同時に、本学の教員として、その教育理念の達成のために、地域貢献・国際貢献に関する自分の立ち位置ならびに姿勢を明確にし、今後どのように教育理念の達成にかかわるかを視野に入れた教育研究活動を展開する教員であることも必要である。大学ならびに大学人は、社会における自らの役割と真摯に向き合う姿勢がなければならず、日本の未来を支える人材をどのように育成するかを、自ら問いながら教育の現場を作り上げる視点を持たねばならない。その点、本学の現状は意識の高い教員によって支えられており、決して憂える状況にはない。しかし、今後の環境変化の中で未来を見据えたFD活動を企画するにあたり、各教員の社会ならびに本学における役割をより一層意識化し、その役割に応えられる教員となっていくためのFD研修会を立案することが必要である。これは、全国の大学において共通する課題であり、本学もまた未来に向けたそのような研修会を積極的に企画していきたい。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

2011年度に確立した「任期制助教制度」(資料3-15)、2012年度に設けた「特別任用教員制度」(資料3-16)を効果的に活用して、前者によって若手教員を、後者によって社会経験豊かな教員を採用していく。また、2010年度に設定した「教職課程特任教員」制度を活用して全学部の教職課程の充実を図っているが、今後も地域の教育関係者を採用して教職指導体制を整えていく。この制度の設置以降、教員採用試験の合格者数が増加しており、将来にわたりその効果は大いに期待できる。

〈2〉全学部

新任教員募集計画は、学部・学科毎に主体的に適切な人事構成を議論しながら進めることができている。また、各学部とも教養教育科目と専門科目とのバランスあるカリキュラム配置に配慮し、それに適合した教員組織とするよう毎年整合性を検討している。今後も、中長期的展望に立った適切な教員配置に努めていく。

〈3〉全研究科

大学院の開設や運営・維持に伴う教員審査や院生の存在、FD開催等が、教員の研究に対する意欲の向上に貢献し、学位の取得や外部資金の獲得への取り組み姿勢へ繋がっている。文学研究科では、国外から講師を招いたFD活動も行っており、教員の啓蒙に役立っている。また、『大みか英語英文学研究』(資料3-38)と『おおみか教育研究』(資料3-39)は査読付

第3章 教員・教員組織

き紀要であるが、教員の研究発表の場として機能しており、今後も充実を図っていく。

2011年度より新たに生活科学研究科および看護学研究科が開設したことにより、外部からの共同研究や依頼研究が増えた。地域研究活動の拠点として大学院の研究成果を広く社会に還元し、大学全体の活性化に繋げていく。

(2) 改善すべき事項

〈1〉大学全体

近年の計画的な新任教員採用人事により、教員年齢構成は徐々に是正が進みつつある。今後も引き続き計画的にバランスの良い年齢構成にする努力を続けていく。2020年移行の18歳人口激減期に向けて、予算上の面からも教員採用人事は計画的に遂行しなければならない。この点について、執行部のみならず学内での十分な共有認識の醸成に努めていく。

FD活動については、2012年度の「第13期中期経営計画」(資料3-41)中に「ファカルティ・ディベロップメント」の項目を掲げ、中期的計画性の下に順次性を持って企画するという観点を導入した。まずは2012年度中に4年間の計画立案を果たし、その下で具体的施策を遂行していく。

〈2〉全学部

現在までのところFD活動に関しては学科任せという現状があるが、今後は学部長がリーダーシップを発揮して、その活性化を図っていく。特に学生への教育力強化という点においては、学力面で多様な学生を迎えている現状に対応するために、リメディアル教育について調査研究しながら、その実行方法等を研究していかねばならない。また、教員のプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を向上させていくことも、これからの学生の能力の多様化への対応策として必要である。さらに、2013年4月に導入される授業支援webシステムを活用して個別指導を充実させ(資料3-42)、将来導入されるeポートフォリオへの準備も並行して進めていく。

4. 根拠資料

- 3-1 我々が学園の教育理念 (既出 資料1-2)
- 3-2 学校法人茨城キリスト教学園寄附行為 (既出 資料1-3)
- 3-3 茨城キリスト教大学学則 (既出 資料1-4)
- 3-4 茨城キリスト教大学就業規則
- 3-5 茨城キリスト教大学専任教員の職務および資格に関する規程
- 3-6 組織図(大学ホームページ) (既出 資料2-1)
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/soshiki/soshiki_120401.pdf)
- 3-7 茨城キリスト教大学地域連携推進室規程
- 3-8 茨城キリスト教大学国際理解センター規程
- 3-9 茨城キリスト教大学教育研究センター規程 (既出 資料2-17)
- 3-10 茨城キリスト教大学看護学部教員選考内規

第3章 教員・教員組織

- 3-11 経営学部設置認可申請書類（大学ホームページ）（既出 資料 1-6）
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_man.pdf)
- 3-12 茨城キリスト教大学大学院教員資格規程（既出 資料 2-6）
- 3-13 茨城キリスト教大学大学院生活科学研究科担当教員の資格に関する申合せ
- 3-14 茨城キリスト教大学院看護学研究科教員資格に関する申合せ
- 3-15 茨城キリスト教大学助教任用規程
- 3-16 茨城キリスト教大学特別任用教員任用規程
- 3-17 大学院生活科学研究科設置認可申請書類（大学ホームページ）（既出 資料 1-20）
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_food.pdf)
- 3-18 大学院看護学研究科設置認可申請書類（大学ホームページ）（既出 資料 1-22）
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_nur.pdf)
- 3-19 茨城キリスト教大学教職員任用規程
- 3-20 茨城キリスト教大学専任教員（B）任用規程
- 3-21 茨城キリスト教大学専任教員（C）任用規程
- 3-22 茨城キリスト教大学特別契約専任教員の就業に関する規程
- 3-23 茨城キリスト教大学教職課程特任教員の任用および就業に関する規程
- 3-24 茨城キリスト教大学兼任講師に関する規程
- 3-25 茨城キリスト教大学準専任教員任用規程
- 3-26 専任教員年齢構成（大学ホームページ）
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/soshiki/soshiki_age_120501.pdf)
- 3-27 茨城キリスト教大学人事委員会規程
- 3-28 茨城キリスト教大学大学院文学研究科担当教員の資格に関する申合せ
- 3-29 茨城キリスト教大学研究者情報（大学ホームページ）
(<https://securewww.icc.ac.jp/cbapp/cbdb/db.cgi?page=DBView&did=121>)
- 3-30 茨城キリスト教大学研究助成金規程
- 3-31 茨城キリスト教大学研究業績出版助成規程
- 3-32 茨城キリスト教大学教育職員研修規程
- 3-33 茨城キリスト教大学学会等に対する補助金規程
- 3-34 茨城キリスト教大学海外学会出張に関する旅費規程
- 3-35 茨城キリスト教大学紀要 第 46 号
- 3-36 言語文化研究所紀要 第 18 号（既出 資料 2-11）
- 3-37 茨城キリスト教大学看護学部紀要 第 3 巻第 1 号
- 3-38 茨城キリスト教大学大みか英語英文学研究 第 16 号
- 3-39 茨城キリスト教大学おおみか教育研究 第 15 巻
- 3-40 修士論文執筆に関するガイドライン（文学研究科教育学専攻）
- 3-41 第 13 期中期経営計画（既出 資料 1-24）
- 3-42 平成 24 年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」の審査結果について（既出 資料 1-27）
- 3-43 茨城キリスト教大学教授会運営規則（既出 資料 1-28）
- 3-44 茨城キリスト教大学運営会議規程（既出 資料 1-29）

第3章 教員・教員組織

- 3-45 茨城キリスト教大学大学院運営委員会規程 (既出 資料 1-30)
- 3-46 茨城キリスト教大学大学院研究科委員会運営規則 (既出 資料 1-31)
- 3-47 専任教員の教育・研究業績

第4章 教育内容・方法・成果

I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

本学は教育目的について、学則（資料4-I-1）第1章第1条「目的および使命」において、「本学は茨城キリスト教学園に属する幼稚園、中学校、高等学校と連携し、一貫した教育体系の最高機関として、キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもって地域社会はもとより広く国際社会に奉仕する人物を養成することを目的とする」と定めている。また、同第2条において、次項以下に見る各学部・大学院の教育目標を掲げている。さらに2011年度においてディプロマ・ポリシーを明文化し、大学ホームページにおいて公表した（資料4-I-2）。また、本年度の『履修要覧』（資料4-I-3 p.16～17）『2013入試ガイド』（資料4-I-4 p.9）に掲載し、学生や受験生への周知を図った。これら「学士力」の修得目標の基盤には、本学の教育理念に基づいた育てるべき学生像がある。それは、隣人愛の精神を身につけ、公正を尊重する教養を修め、真理の学修に取り組み、知的応用能力を持ち、福祉と平和に貢献すると共に地域ならびに国際社会に奉仕する者である。学士力としての全人的総合力に求められる知識、理解、技能、態度、志向性、学修経験、そして創造的思考能力などが本学の教育理念に合致していることは当然だが、本学はそこにおいて基礎から応用へ、受動から能動へと向かわせる教育課程を意識して編成・実施し、社会に有為な人材養成を目指している点を下記の各学部の教育目標に見て取れよう。

大学院に関しては、大学院学則（資料4-I-5）第1章第1条「目的」において、「キリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、高度の専門の学術について、その研究方法、理論及びその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする」と定めている。同第3条で教育目標を掲げ、それに基づく学位授与方針を公表している（資料4-I-6、4-I-7、4-I-8）。その基盤にあるものは、学部と同様に、本学の教育理念とそれに基づく育てるべき学生像である。

すべての学部・学科・研究科において、本学の教育理念に則った教育目標を定め、それに基づく学位授与方針を文章化し公表している。

〈2〉文学部

本学学則（資料4-I-1）第2章第2条2項に掲げられた文学部の教育目標は、以下の通りである。

「文学部は、幅広く豊かな教養を身につけ、教育、保育、国際交流など、多様な分野において地域社会ならびに国際社会に貢献する人材の養成を目指す。

- 1) 現代英語学科は、国際交流語としての英語の基本的かつ高度な運用能力を有し、国際化する現代社会で活躍する人材を養成する。
- 2) 児童教育学科児童教育専攻は、初等教育に関する専門知識を有し、未来を担う子どもの健やかな成長支援と学校教育等に携わる有為な人材を養成する。

第4章 教育内容・方法・成果

- 3) 児童教育学科幼児保育専攻は、初等教育および保育に関する専門知識を有し、就学前の子どもの教育、保育ならびに子育て支援に関わる人材を養成する。
- 4) 文化交流学科は、国内外の歴史、社会および文化に関する専門知識を有し、実践的な交流を通して世界に奉仕する人材を養成する。」

これに基づき、2011年度に文学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めて公表している（資料4-I-3 p.16）。

「幅広く豊かな教養を身につけ、その教養によって培われた現代社会に対する独創的で堅実な視点から、「英語」、「教育」、「保育」、「異文化交流」など多様な分野において地域と国際社会に奉仕できる人材の育成を目的として、以下の条件を満たした者に学士（文学）の学位を授与します。

現代英語学科は、現代社会における国際交流語としての英語の運用能力を身につけ、英語の学習・研究成果を国際交流・教育・観光ビジネス等の場で発揮できる素養を備えた者。

児童教育学科は、子どもの心身の発達・成長や、教科教育等に関する専門知識を身につけ、教育・保育・児童福祉等の分野で子どもや保護者等に関わることができる能力を有する者。

文化交流学科は、日本の文化に対する理解を深め、アジア・欧米諸地域の文化を学び、異文化交流の担い手となり、現代社会を生き抜くための知識と技能を身につけている者。」

〈3〉生活科学部

本学学則（資料4-I-1）第2章第2条2項に掲げられた生活科学部の教育目標は、以下の通りである。

「生活科学部は、心と生命を持ち、共同体の中で自然と共生しながら生きる、傷つきやすく精妙な人間を癒し、その良き生を守る人材の養成を目指す。

- 1) 人間福祉学科は、心理と福祉、二つの専門領域が相互にその専門性を高めあいながら学生を育み、地域の社会福祉に貢献する人材を養成する。
- 2) 食物健康科学科は、人間の基本的な営みである食を科学と文化の視点から教授研究して地域社会の発展に寄与するとともに、食べ物と健康の関わりを管理、教育する人材を養成する。」

これに基づき、2011年度に生活科学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めて公表している（資料4-I-3 p.16）。

「心と生命を持ち、共同体の中で自然と共生しながら生きる、傷つきやすく精妙な人間を癒し、その良き生を守る「心理」、「福祉」、「食物」などの分野における人材の育成を目的として、以下の条件を満たした者に学士（生活科学）の学位を授与します。

人間福祉学科は、心理と福祉の基礎を学び、それぞれの領域を専門的に深めることで、日常生活で直面する心理や福祉の問題解決に取り組むことができ、仕事を通して社会に貢献できる者。

食物健康科学科は、食を科学と文化の視点から研究し、食に関する問題解決をめざす質の高い管理栄養士や栄養教諭の養成を目的とし、専門職業人としての意識と態度、知

第4章 教育内容・方法・成果

識と技能を身につけている者。」

〈4〉看護学部

本学学則（資料4-I-1）第2章第2条2項に掲げられた看護学部看護学科の教育目標は、以下の通りである。

「看護学部看護学科は、生命の尊厳への深い畏敬の念と、人間に対する深い洞察力と温かい感受性を有し、地域の保健医療福祉に貢献する人材の養成を目指す。」

これに基づき、2011年度に看護学部看護学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めて公表している（資料4-I-3 p.16～17）。

「人々の「よき生」を支え育むことに寄与する「知恵」を持った人材の育成を目的として、以下の条件を満たした者に学士（看護学）の学位を授与します。

看護学科は、広い視野と豊かな人間性、高い倫理性、人間に対する洞察力やコミュニケーション能力を持ち、論理的思考と問題解決能力、科学的専門知識・技術に基づいた看護を実践できるための基礎的能力を有する者。」

〈5〉経営学部

本学学則（資料4-I-1）第2章第2条2項に掲げられた経営学部経営学科の教育目標は、以下の通りである。

「幅広い教養と倫理観を備え、経営の専門的知識を持った職業人の養成を目指す。」

これに基づき、2011年度に経営学部経営学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めて公表している（資料4-I-3 p.17）。

「豊かな教養と倫理観を身につけた上で、経営学の専門知識の修得と行動力（社会人基礎力）を持ち、それによって現実社会に適切に対応し、将来を見据える能力を備えた人材の育成を目的として、以下の条件を満たした者に学士（経営学）の学位を授与します。

経営学科は、組織、行動原理、マネジメント、マーケティング、ファイナンス、会計、情報処理などの専門知識に加えて、リーダーシップ、コミュニケーション能力、状況判断能力、問題解決能力など行動力を兼ね備えた社会が求める能力を有する者。」

〈6〉文学研究科

大学院学則（資料4-I-5）第1章第3条に以下の教育目標を掲げている。

「2 文学研究科の各専攻は、第1条に掲げる目的を達成するため、以下のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

(1) 英語英米文学専攻は、英語学及び英米文学の分野における精深な学識を授け、英語圏において培われてきた文化や伝統を社会に生かす良き市民の育成をめざすと共に、英語教員等の高度英語専門職業人の育成を図る。

(2) 教育学専攻は、教育学・教育心理学・臨床教育学の分野における精深な学識と実践力を授け、広く教育の発展に寄与する良き市民の育成をめざすとともに、教員や学校カウンセラー等の高度教育専門職業人の育成を図る。」

これに基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めて以下のように公表している（資料4-I-6）。

第4章 教育内容・方法・成果

「英語英米文学専攻

次の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、修了が認定される。

- (1) リベラル・アーツとしての文学の存在意義を理解している。
- (2) 英語の仕組みを探究することによって、思考の緻密さを獲得している。
- (3) 専門家として、地域社会の英語教育に貢献する能力を獲得している。

教育学専攻

- (1) 教育学の専門知識を修得している。
- (2) カウンセリングのあり方について理解し、実践する技術を修得している。
- (3) 心理学の観点から現代人の問題を理解し、専門家として、地域社会に貢献する能力を獲得している。」

〈7〉生活科学研究科

大学院学則（資料4-I-5）第1章第3条に以下の教育目標を掲げている。

「3 生活科学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。食物健康科学専攻は、食物科学及び人間栄養学の分野における精深な学識と実践力を授け、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する管理栄養士、食品衛生監視員、栄養教諭、家庭科教員等の高度専門職業人の育成を図る。」

これに基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めて以下のように公表している（資料4-I-7）。

- 「1. 所定の年限を在学し、指導教授から研究指導を受け所定の単位を修得し、かつ本研究科が行う修士論文審査に合格した者に修士の学位を与えます。
2. 課程修了の基準は、キリスト教に基づく高い倫理性、幅広い知識を備え、以下に示す専門分野における研究能力と専門職としての高い能力を身につけていることを求めます。
 - (1) 食物の役割と機能性、食品成分等の体内における挙動と生理メカニズム、教育および臨床現場における食育指導、地球規模の食糧問題や安全性等に関する高度な専門知識と研究技術を修得している。
 - (2) 地域保健・医療分野に貢献できる専門技術、技能を身につけ、広く科学の発展に寄与することを自らの使命としている。
 - (3) 専門領域の研究者として研究成果を世界に向けて発信する能力を獲得している。」

〈8〉看護学研究科

大学院学則（資料4-I-5）第1章第3条に以下の教育目標を掲げている。

「4 看護学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。看護学専攻は、基礎看護科学及び実践看護学の分野における精深な学識と実践力を授け、いずれかの領域で修士論文を作成するコースと、専門看護師を目指すためのコースの2コースを設け、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する専門的看護師、看護学研究やその教育を担う高度専門職業人の育成を図る。」

第4章 教育内容・方法・成果

これに基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めて以下のように公表している（資料4-I-8）。

「看護学研究科看護学専攻修了には、以下のような能力を有することを求めます。

1. 社会の保健医療ニーズに応える高度専門職業人としての能力
2. 高度専門能力を支える実践看護学研究やその教育の担い手としての能力
3. 慢性疾患患者の施設・在宅医療におけるシステムの運営・開発能力
4. Evidence based Nursing を支える基礎看護科学研究やその教育の担い手としての能力

なお、各研究科における学位授与の条件は学則第13条「課程の修了要件」に明示している。修了認定は各研究科委員会が行うことを同第14条に定め、授与学位については同第15条に明記している。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

各学科・研究科における教育編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、次項以降に掲げるように明確に定めており、『履修要覧』『2013 入試ガイド』ならびに本学ホームページにおいて公表している。

〈2〉文学部

教育内容が大きく異なる3学科を有する文学部においては、それぞれの学科別に以下の通り教育編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている（資料4-I-3 p.22～23）。

「・現代英語学科

1. 英語の「読む」「書く」「聞く」「話す」の4技能および非言語的コミュニケーション・スキルの訓練を通して、実用的なレベルの英語運用力を身につけます。目標とすべき英語力の目安は、TOEIC730点以上とします。
2. グローバル化社会を生き抜く職業人に必要なスキルと「開かれた教養」を身につけます。
3. 国際社会における英語の役割および位置づけについて理解し、英語圏以外の文化に対しても広い視野と公平さを身につけます。
4. 英語圏の文学・歴史・文化について研究することで、「生きる意味とは」「幸福とは」など、人のもつ根本的な問いについての答えを探求し、その過程で自己の人間としての成長を確認します。

・児童教育学科

a. 児童教育専攻

1. 教育学・教育心理学・児童学などの初等教育に関わる知識や理論、および特別支援教育にかかわる分野について学びます。
2. 音楽・美術・体育・労作体験などの実習的分野の経験や、初等教育現場などで子どもたちとふれあう体験から学ぶカリキュラムを設定しています。
3. 「頭と心と身体」をバランスよく鍛えることを目標としたカリキュラムを展開して

第4章 教育内容・方法・成果

います。

4. これらにより豊かな知的探究心と感性、健康な身体を併せ持ち、教育分野を中心とした領域で活躍できる人材の育成をします。

b. 幼児保育専攻

1. 保育の現場において高い専門性をもって活躍できる人材の育成をめざし、教育学や保育学の知識や理論、音楽・美術・体育に関する基礎的な技能とその現場での応用、また子どもの発達に関わる現代的な課題への臨床的対応などについて学びます。
2. 保育所や福祉施設での保育実習によって、自己の子ども観を問い直し、保育者として必要な実践的思考力を育成します。
3. 3～4年次の演習では、保育における様々な課題について自ら探求し、深く思索する姿勢を育てます。

・文化交流学科

1. 1年次で「文化交流論」「地球市民論」を通して文化交流についての展望を得るとともに、「文化ネットワーク実習」で情報発信のスキルを習得します。
2. 1,2年次の両学年で「基礎演習」を履修し、テーマ設定・情報収集・成果発表の各方法を実践的に学びつつ、「基幹科目」の講義によって人文社会系の基礎知識を身につけます。
3. 3,4年次では、「文化を学ぶ」科目群で幅広い知識を、「文化交流を実践する」科目群において行動・実践を伴う勉学方法を修得します。
4. これらにより価値観の相対性を自覚し、複眼的思考と国際的視野をもって社会に貢献できる実践力のある人材を育成します。」

〈3〉生活科学部

生活科学部の教育目標を教育・研究の場で具現化するために、2学科を設置している。それぞれの学科において以下の通り教育編成方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている(資料4-I-3 p.23)。なお、人間福祉学科では、3年次以降に「心理カウンセリングコース」「福祉コース」のいずれかを選択して専門性を高める設定をしている。また、表現能力、コミュニケーション能力、課題探求力、問題解決力など、心理および福祉の専門職に必要な能力を養うために少人数教育を実施している。

「・人間福祉学科

1. 人びとの生活を支援する「心理」と「福祉」のスペシャリストの育成をめざし、心理と福祉に関する専門的な方法論と知識を体系的に学びます。
2. 1,2年次は心理と福祉の基礎について学習し、社会福祉施設における実習などを踏まえて自分の適性を判断します。
3. 3年次以降に「心理カウンセリングコース」「福祉コース」のいずれかを選択し、専門性を高めます。
4. 表現能力、コミュニケーション能力、課題探求力、問題解決力など心理および福祉の専門職に必要な能力を養うために少人数教育を実施しています。

・食物健康科学科

1. 食物健康科学に関連する幅広い知識と専門性を身につけるための教育を行います。

第4章 教育内容・方法・成果

2. 1,2年次では、専門基礎科目等の導入教育を通して食物健康科学への興味、関心を深めます。
3. 3,4年次では、専門科目を重点的に履修することで、管理栄養士、食品衛生監視員、栄養教諭、家庭科教諭等の専門職業人を育成します。
4. 実験、実習、臨地実習等の体験型の学習を数多く配置することで、高度な専門技能を磨き、グループ学習を通してコミュニケーション能力や指導力を養います。
5. 4年次で、卒業研究を希望する者を対象に各研究室では課題研究の指導を行い、専門性を高めます。」

〈4〉看護学部

看護専門職に就くという目標を持って入学してくる学生を対象としているため、入学時から看護専門職につながる科目を配置している。また、学年を追うごとに、その内容がより専門的になるよう科目配置している。すなわち、1年次に学部基礎科目、専門基礎科目をおき、2年次に看護学の基本、看護展開の基礎となる科目を配置し、3年次・4年次において看護展開の応用、看護学の発展というように専門性をより高めていくこととした。教育編成方針(カリキュラム・ポリシー)は以下の通りに定めて公表している(資料4-I-3 p.24)。

- 「1. 看護専門職として社会に貢献できる看護実践者の育成をめざし、幅広い職業選択を可能にするために、看護師国家試験受験資格に加えて、選択履修により保健師国家試験受験資格や養護教諭一種免許状を取得できるカリキュラムを編成しています。
2. 看護展開において必要な科学的思考と判断力を養うための演習科目を1~4年次を通して展開します。
3. 科学的知識・技術、問題解決能力、コミュニケーション能力を含む確かな実践力を体系的に養うため、専門基礎科目、看護学の基本、看護展開の基礎・応用、看護学の発展の順に学習を積み重ねていく構成としています。
4. 地域の特性を活かし、放射線利用や災害と看護に関する専門的知識を学ぶ科目を設置しています。
5. 自らの関心を深め自律的・能動的に学習する態度を育成するとともに、生涯学習の動機づけをはかるため、多くの選択科目を4年次に配置し、また研究方法論と総合実習を必修としています。」

〈5〉経営学部

経営学科は以下の通り教育編成方針(カリキュラム・ポリシー)を定めて公表している(資料4-I-3 p.24)。

- 「1. あらゆるビジネスシーンに必要とされる専門知識や問題解決能力、コミュニケーション能力をもった人材を育成するために、マネジメント・会計・マーケティングの3分野を中心として基礎から応用まで体系的に学べる科目を配置しています。
2. 社会的および職業的に自立を図るリーダーシップ力とアサーティブネス能力(自己表現能力)を高めていくためのキャリア科目を配置しています。
3. 地域の活性化と振興を担う人材を育成するために、地域イノベーション系の科目を配置しています。」

〈6〉文学研究科

公表している教育編成方針（カリキュラム・ポリシー）は以下の通りである（資料 4-I-6）。

「英語英米文学専攻

(1)「英米文学」(2)「英語学」(3)「英語教育」の3分野を中心に、関連科目を加えたカリキュラム編成。(1)文学をリベラル・アーツとして学ぶことを、(2)英語を言語学的な観点から解明することを、(3)英語教育理論の修得と研究を、目標にしています。

教育学専攻

(1)「教育学」(2)「臨床教育」(3)「教育心理学」の3分野を中心に、関連科目を加えたカリキュラム編成。(1)現在の教育現場で起きている問題を、教育学を基盤とした学問領域から観て探究することを、(2)カウンセリングの理論や技法を実践的に学ぶことを、(3)現代人の心の問題を、発達・教育・臨床の各心理学の観点から探究することを、目標にしています。」

〈7〉生活科学研究科

教育課程編成の考え方および体系を「大学院生活科学研究科設置認可申請書」に明示し、下記のようにホームページ等で公表している（資料 4-I-9）。具体的には、地域で求められている高い専門性を持つ管理栄養士の育成、的確に子どもの食育が担える栄養教諭と家庭科教諭の育成、高度な知識・技術を有する食品研究技術者、食品衛生管理者の育成等、高度な食の業務に携わる人材育成を目指す教育課程編成を行うというものである。そのための専門教育には、食教育の基本となる食物そのものを深く探究する「食物科学分野」と、食物と栄養摂取、健康・疾病の関係を探究する「人間栄養分野」の2分野のほか、専門関連分野としてきわめて高度な専門応用科目と教育支援に関わる食教育支援科目を配置するという内容になっている。

公表している教育編成方針（カリキュラム・ポリシー）は以下の通りである。

「生活科学研究科食物健康科学専攻では、食教育の基本となる食物そのものを深く探究する「食物科学分野」と食物と栄養摂取、健康・疾病の関係を探究する「人間栄養分野」の2分野、及び極めて高度な専門応用科目と教育支援に関わる食教育支援科目から構成される専門関連分野を設置し、以下の修得を目指します。

1. 高度な専門知識と技能を、専攻が編成する講義、演習、実習により修得させます。
2. 課題研究に積極的に取り組み、新たな知見を含む科学論文を作成し、未解明の課題を解決する論理的思考法と先端的な実験技術を学ばせます。
3. 研究成果を学会で発表する機会を与え、プレゼンテーション能力を養います。
4. 教育研究者に求められる指導力、教育力を伸ばします。」

〈8〉看護学研究科

看護学研究科は、社会の保健医療ニーズに応える高度専門職業人の育成、基礎看護科学研究や実践看護学研究とその教育の担い手の育成を目標として、基礎看護科学分野および実践看護学分野（慢性疾患専門看護師教育課程を含む）2分野を設置している。その公表してい

第4章 教育内容・方法・成果

る教育編成方針（カリキュラム・ポリシー）は以下の通りである（資料 4-I-8）。

「看護学研究科看護学専攻は、掲げるディプロマ・ポリシーを教育研究目標として、基礎看護科学及び実践看護学の2分野を設置し、基礎看護科学分野（基盤実証看護学領域）では、より高度な科学化と学問体系化のための実験的実証研究、看護技術の安全性に関する実験研究、新たな看護技術の開発研究を行います。

実践看護学分野（生活支援看護学領域、発達支援看護学領域、精神看護学領域）では、多様化・複雑化する看護機能に的確に対応できる高度な看護実践実現のための専門的な知識や技術を修得すること、看護実践上の諸問題の実態把握や構造分析を通し、科学的かつ論理的に課題解決に取り組むことのできる研究的能力を育成できるようカリキュラムを編成しています。特に生活支援看護学領域においては、慢性疾患看護の CNS コースを設けています。」

なお、上記の2分野には、以下に示す領域を各々配置しており、特に生活支援看護学領域においては、慢性疾患看護の専門看護師コースを設けている点が大きな特徴である。

研究科・専攻	分野	領域	
看護学研究科 看護学専攻	基礎看護科学分野	基盤実証看護学領域	
	実践看護学分野	生活支援看護学領域	成人・老年看護学領域
			地域看護学領域
		発達支援看護学領域	母性看護学領域
			小児看護学領域
精神看護学領域			

（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

茨城キリスト教大学という名称から、キリスト教の精神に基づく教育目標を持つ大学であることは一見して明らかであるが、地元においては、歴史のある本学の存在ならびに教育活動は単に名称のみによるものではなく、その内容の評価を伴って十分に浸透し、社会的認知を得ている。その点は大学構成員においては尚更のことである。

学位授与方針、教育課程編成・実施方針を文章化し公表したのは2011年度からであり、これに関しては大学構成員における理解は十分と言えない可能性がある。ただし、教育課程編成・実施方針は学科において議論を積み重ね、原案を作成したものであるから、少なくとも自学科内の教員間での共有は果たされている。またその際に学位授与方針が基礎に置かれているから、所属学部学科のものは周知済みと考えている。今後大学全体で他の学部学科のものへの関心を喚起して、大学全体の方針の共有を促していくことが必要である。

これらの方針はすべて『履修要覧』（資料 4-I-3 p.22～24）『2013 入試ガイド』（資料 4-I-4 p.7～8）や各種印刷物、ホームページ（資料 4-I-2）等で公表しており、学生、保護者、受験生、社会一般等に周知を図っている。とりわけ受験生・保護者に対しては、『入学案内』において各学科の教育課程編成・実施方針が一目で分かるように、学科毎にカリキ

第4章 教育内容・方法・成果

ュラムを一覧表化して掲載した(資料4-I-10 p.22~77)。在学生には、年度初めのオリエンテーションならびにガイダンスの際に、『履修要覧』をもって確認し、明確に理解させている。また、『履修要覧』は学部学科、大学院共にホームページで公開しており(資料4-I-11)、誰でも確認することができるようになっている。

〈2〉文学部

教育目標と教育課程の編成・実施方針については、各学科の学科主任や教務委員を中心に策定され、それを学科内で共有するという経緯で成立したものである。そのため、周知という点では問題はないと考えている。学位授与方針は、そのカリキュラム・ポリシー策定時のベースになっている。在学生に対しては年度初めのガイダンス等で説明に努めてきた。教育目標ならびに各種方針は大学ホームページや各種印刷物を通じて、学生や社会に対して広く公表している。

〈3〉生活科学部

キリスト教の精神に基づく人格教育を行い、隣人愛の心で地域と世界に奉仕貢献する学生を育てるという教育目標の教職員間での共有は果たされている。学生に対しても毎年度初めにおける『履修要覧』の説明等により周知が果たされている。

〈4〉看護学部

在学生に対しては、4月のガイダンスの場で、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を周知している。また教員による履修相談等においてもこれらを説明しながら、履修計画を作成させるように心掛けている。

〈5〉経営学部

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーはホームページ、『履修要覧』等により大学構成員に周知され、社会に対しても公表されている。

〈6〉文学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、ホームページの「情報公開」ページ(資料4-I-6)等で大学構成員に周知し、社会にも公表している。

〈7〉生活科学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、ホームページの「情報公開」ページ(資料4-I-7)および「大学院生活科学研究科設置認可申請書」(資料4-I-9)の掲載により大学構成員への周知を図り、一般にも公開している。

〈8〉看護学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、ホームページの「情報公開」ページ(資料4-I-8)および「大学院生活科学研究科設置認可申請書」(資料4-I-12)の掲載により大学構成員への周知を図り、一般にも公開している。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

建学の精神を基礎におく教育理念は創設以来堅持している。また、各学部の教育目標ならびに学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、建学の精神ならびに教育理念との間で一貫性を持ち、適切であるかについての検証は、第1章1.(3)において記したように常に行っている。とりわけ2011年度に明文化した学位授与方針および教育課程編成・実施方針については、2012年7月から自己点検・評価運営委員会において検証をはじめており、2012年度内に結論を出す予定で進んでいる。

〈2〉文学部

教育目標については、学則(資料4-I-1)第2章第2条2項に示された骨格的な内容を具体化する形で『履修要覧』に「学科のめざすもの」という形で示されており(資料4-I-3 p.18~19)、これを学科単位で毎年見直すことになっている。

〈3〉生活科学部

各学科におけるカリキュラムの改定や学科改組などの際に、その背景となる社会情勢の変化やニーズ調査等を踏まえながら、学科会議において丁寧にその教育目標、教育課程の編成の検証・改訂作業を行っている。人間福祉学科に関しては、2011年度に適切性の検討を行い、適切であることを確認した。食物健康科学科に関しては、2000年度の学科開設後、2003年度の栄養士法改正によるカリキュラム改正時と、2005年度の学科の定員増・編入制度廃止時に、学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証した。さらに2011年度には、学部長の諮問のもとに再度それらの適切性を学科で見直し、充実したポリシーへと改訂した(資料4-I-3 p.16~24)。その際、管理栄養士養成教育の充実を図るためにカリキュラムの手直しが必要と認め、2013年度入学生より適用するカリキュラム改訂を実施した。今後も社会情勢の変化、社会のニーズ等を探求しつつ定期的な検証を実施していく予定である。

〈4〉看護学部

2004年の開学後にワーキンググループを立ち上げ、教育課程の検証ならびに卒業時の到達目標の確認作業を行っている。その一つの成果として、全学共通科目と学部基礎科目の充実を図ること、判断力と実践力を強化する科目の充実を図ること等を骨子としたカリキュラム案を提起し、2009年度に運用を開始した。

また、2010年度に、保健師教育の選択に関する指定規則の改正により、その運用方法が各大学の裁量に委ねられることになったため、本学では選択制とすることで広く聴講できるカリキュラム設定とし、2012年度の入学生からそれを適用している。

一方で、看護師資格を持つ養護教諭を養成するため、2008年度において養護教諭一種免許状の資格取得のための履修要件の整備を実施した(資料4-I-3 p.63~68)。2012年度は

第4章 教育内容・方法・成果

養護教諭一種免許状取得のための履修を選択している学生は（3年次生）10名いる。

社会情勢や教育内容の変化に伴いいくつかの改編を重ねて来たが、現在も学科内における委員会組織の中で毎年教育目標の見直しを行い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関係も含めて検証を繰り返している。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは『履修要覧』に掲載しており、大学構成員への周知を図っている。

〈5〉経営学部

今年度から中期経営計画の策定・実施・検証過程の変更がなされたことにより、その中の「質の高い教育課程の達成」項目において、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等相互間の整合性、カリキュラム内容との関連性について明確に検証を行うこととなった。これにより、今後定期的な実施・検証されることになる。

〈6〉文学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての問題、疑念、齟齬が見つかった際は、研究科委員会において検証し、解決を図っている。また、中期経営計画に教育目標・方針の検証を目標として掲げ、4年間の期間の中で検証を進めつつ具体的な施策を行っていく。

〈7〉生活科学研究科

2011年4月に開設の生活科学研究科では、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的検証については、第一回修了生の輩出以降に真摯な検証作業を行う予定でいる。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科は2011年4月に開設したことから、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的検証は、研究指導や修了生の輩出等今後の実績の蓄積を待って行い、その結果を自己点検・評価運営委員会に提出し、評価を仰ぐ予定である。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

それぞれの学部・研究科・学科における学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の策定ならびにカリキュラムとの整合性の検証作業は、本学の教育理念・教育目的との関連性を明確にした。また、構成員全体のその点に関する意識を向上させることに繋がった。

〈2〉全学部

年度初めに『履修要覧』等で学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を在学生、教職員等に示すことで共有が果たされている。また、日本語を必ずしも十分理解できない外国人教

第4章 教育内容・方法・成果

員に対しても、英語版の学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を作成して共有することができている（資料4-I-13）。これらの効果として、教育課程での具体的な方策が打ち出しやすくなった。それにより学部・学科の教育目標の達成に向けた取り組みを加速できたと言える。

〈3〉全研究科

徹底した少人数の教育体制を採っていることから、院生各自への学位授与方針や教育課程の編成・実施方針の周知は果たされている。また、学修面での個別対応もできており、教員、院生ともに満足のいく専門性の高い教育研究に従事できている。

（2）改善すべき事項

〈1〉大学全体

『履修要覧』（資料4-I-3）に「教育目標」「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「学科のめざすもの」「教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）」を掲載しており、各学部学科の「授業科目、単位数および履修規程」の一覧表も載せている。しかし、具体的に「教育目標」「学位授与方針」「学科のめざすもの」「教育課程の編成方針」のどの部分がどのような理由で「授業科目、単位数および履修規程」の個別部分に繋がっているのか、その理由と背景の説明がない。そのため、学生にとって現在自分が履修している科目は「教育目標」「学位授与方針」「学科のめざすもの」「教育課程の編成方針」のどの辺に該当する学修かという点が分明でない状態にある。

〈2〉全学部

学部の学位授与方針と学科の教育課程の編成・実施方針はそれぞれ別個に成立した経緯があるため、両者の整合性についてのさらに精緻な検証作業が必要である。また、果たしてどの程度学生に周知徹底されているかの検証作業も必要と考えている。

学生目線に立って、この方針に則って学修することで具体的にどのように成長をするのか・したのかについて、教員や学生自身が意識化する努力がなければならない。そのための実際的なツールとしてeポートフォリオの導入を目指す、その前段階として、2013年度から導入する授業支援webシステムの活用を図っていく（資料4-I-14）。なお、学科構成員のさらなる連携・強化を進めるため、これらの方針を新規採用教職員が自らのものとする方法について再検討する必要性を感じている。

なお、看護学部看護学科においては、学習方法が変化しかつ学習内容が増える臨地実習に関して、学生個々の学習能力と学習過程に則した指導が必要である。実習場所の整備と指導体制の充実が、そのための環境として必要になる。

学部開設から3年目を迎える経営学部は、学部設置の構想時点からみればすでに5年の歳月がたっている。グローバル化、少子高齢化、学生の学習時間の確保など、学士課程教育の質的転換への社会の要請に鑑み、2013年度は学部の教育目標に沿ったカリキュラムの具体的なあり方を再検討する時期と心得ている。現在、現代英語学科、文化交流学科と共に学科間の共通項を踏まえた3学科の新しいあり方について協議中であるが、2013年度において、

第4章 教育内容・方法・成果

その結論に基づいた具体的なカリキュラム構成作りに入る予定である。

〈3〉全研究科

社会状況の変化に応じて学位授与方針についてさらなる検討を繰り返していく必要がある。また、修士論文作成のための特別研究におけるテーマの多様化に鑑み、先進性のある高度な実験が行えるような研究機器の整備が課題になっている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

学部・研究科がそれぞれの学則に示されている教育目標を基盤にして、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を明文化したことは、専任教員の意識向上に寄与している。今後、新規に採用する教員には、それぞれの方針についての情報提供を、学部・学科、研究科・専攻単位で行っていく。

〈2〉全学部

年度初めに『履修要覧』等で学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を在学生、教職員等に示し、また外国人教員に対して英語版を作成したことにより、それぞれの方針を全学で共有することができるようになり、教育課程での具体的な方策が打ち出しやすくなった。

今後、カリキュラム等の改編を行う際に、教育目標・学位授与方針と教育課程の関係が適切であるか検証していくことが必要である。現在進めている中期経営計画の中で、教員の適切性も含めてこれらを評価・検証することを具体的施策として掲げた。

〈3〉全研究科

少人数の教育体制のため、院生への学位授与方針や教育課程の編成・実施方針の周知は果たされている。今後も教育目標を基盤とした教育課程のあり方を考究しながら、その効果のほどを検証して行く。完成年度の終了した時点で、あらためて科目編成・シラバス内容について、教育目標や学位授与方針に合致しているか研究科会において精査する。

(2) 改善すべき事項

〈1〉大学全体

学生にとって自分の履修科目が「教育目標」「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」「学科のめざすもの」「教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)」のどの辺に該当する学修かという点が明確でない状態にある。それを端的に明示できる科目もあれば、広い範囲において認定する類の科目もあるが、今後その関係性をできるだけ具体的に示し、履修科目の一つひとつの意味・位置付けを学生に認知させて、学修意欲の向上に繋げていく。

〈2〉全学部

第4章 教育内容・方法・成果

2013年度に導入する授業支援 web システムの活用法について十分に研究し、教育課程に関する各方針の妥当性を学生側からもフィードバックできるようにしていく。将来にはこれを総合的な e ポートフォリオとして発展させ、学生の在学期間中の学修経緯を横断的かつ縦断的に振り返れるようにしていく。

なお、看護学部看護学科においては、臨地実習に関して学生個々の学習能力と学習過程に則した指導が必要である。実習場所の整備と指導体制の充実に関しては今後とも継続して行い、現場の指導者との連携強化、指導者の育成の支援などの方策を引き続き強化していく。その際、学部の学位授与方針との適合性を念頭に、次章に見る学科の教育課程の全体像の中で、有効な教育構造を作り上げる配慮をする。

学部が開設されて3年目の経営学部では、2013年度には3年次生のゼミがはじまり、学生たちの就職への意識も高まることから、「学科のめざすもの」を再度確認し十分な検証を重ねる。

〈3〉全研究科

社会状況の変化に応じて学位授与方針について検討を繰り返していく。また修士論文作成のための特別研究においては、多様なテーマの設定が想定されるため、それぞれの分野に応じた先進性のある高度な実験が行えるように研究機器の整備を年次計画で進めていく。研究の高度化に対応するための教員研修、院生の博士課程への進学等も考慮して、国内外の大学や研究機関との連携強化を図るための事業を企画中である。とりわけ、カリフォルニア大学デビス校、アラバマ大学バーミングハム校と提携して共同研究、教員研修、留学、博士課程進学などを推進する企画が具体化に向けて進展しつつある。

4. 根拠資料

- 4-I-1 茨城キリスト教大学学則 (既出 資料 1-4)
- 4-I-2 教育理念・方針 (大学ホームページ) (既出 資料 1-10)
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/index.html>)
- 4-I-3 2012 (平成 24) 年度履修要覧 (既出 資料 1-13)
- 4-I-4 2013 入試ガイド
- 4-I-5 茨城キリスト教大学大学院学則 (既出 資料 1-5)
- 4-I-6 大学院文学研究科 教育理念・方針 (大学ホームページ) (既出 資料 1-7)
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/master.html>)
- 4-I-7 大学院生活科学研究科 教育理念・方針 (大学ホームページ) (既出 資料 1-8)
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/master02.html>)
- 4-I-8 大学院看護学研究科 教育理念・方針 (大学ホームページ) (既出 資料 1-9)
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/master03.html>)
- 4-I-9 大学院生活科学研究科設置認可申請書類 (大学ホームページ) (既出 資料 1-20)
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_food.pdf)
- 4-I-10 2012 年度入学案内 (既出 資料 1-25)
- 4-I-11 履修要覧・授業概要等 (大学ホームページ)

(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/class/index.html>)

4-I-12 大学院看護学研究科設置認可申請書類(大学ホームページ) (既出 資料 1-22)

(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_nur.pdf)

4-I-13 英語版三方針

4-I-14 平成 24 年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」の審査結果について (既出 資料 1-27)

II 教育課程・教育内容

1. 現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈1〉大学全体

大学全体として、全学共通科目、学部基礎科目、学科専門科目を明確に意識して、それらとの間の順次性に配慮した履修配置年次の設定と、それぞれの科目群毎の体系的な編成を心掛けている(資料 4-II-1、4-II-2)。各学科・研究科においては専門科目を中心にカリキュラムの適切性に関する検証に基づいて改訂を繰り返し、学生目線に立った順次性・体系性を追求している。現在展開中の教養教育改革タスク・フォースにおいても、全学共通科目の科目構成・配置年次・運営組織のあり方を含めた教養教育科目全般の適切性を検証しながら改革案を作成しつつある。なお、完成年度に至っていない経営学部、生活科学研究科、看護学研究科は、設置認可申請時に教育課程についての指導を受け、現在それに従って教育課程が進行中である(資料 4-II-3、4-II-4、4-II-5)。各学科・研究科は資格取得毎に「履修モデル」を作成してホームページに掲載している(資料 4-II-6)。

〈2〉文学部

各学科において、教育課程の編成・実施方針の下に具体的なカリキュラムの策定を行ってきた。今後は、例えばいくつかの大学で試みられている科目番号制(ナンバリング・システム)での体系化を図ってみるなどの新しい試みも検討する必要がある。もっとも、現状では履修配置年次を明確化し、履修する学年を指定する形で科目番号制の一端は実現できている。その装いを新たにすることで、科目番号制の導入は学生意識の向上の効果は期待できるかもしれない。いずれにしろ、各学科とも開設科目と教育課程の編成・実施方針との整合性はあり、履修の順次性への配慮も果たされているが、今後はその実際を学生に分かりやすく体系化して明示するような工夫をしていくことが必要である。

現代英語学科においては、2010 年度にカリキュラム改訂をして、低学年で「基礎演習」や「英語技能科目」を学び、高学年に専門性の高い講義・演習科目を配置して、学生の能力段階に応じた学習ができるプログラムを提供している。

児童教育学科児童教育専攻は、2011 年度入学生よりの新カリキュラムとそれ以前の旧カリキュラムが併存するが、2011 年度カリキュラムは学科科目を「基幹科目」「専門科目」「資格科目 I～IV」に整理し、より体系的編成になっている。児童教育学科幼児保育専攻もまた学科科目は同様に整理されており、順次的かつ体系的な編成になっている。

第4章 教育内容・方法・成果

文化交流学科は、文化交流の実践と文化の学習に加えてキャリア教育を柱としている。教養系学科としての性格を踏まえ、広がりのある科目構成を心掛けると共に文化交流を海外で体験する科目を置くなど、特色ある教育内容にしている。2012年度には広がりにおけるバランスを追求するという趣旨の下に、カリキュラムを若干改訂した。なお、1年生、2年生にそれぞれ基礎演習を必修科目として設定しているが、そこでの教育内容の継続性・順次性を明確にし、各担当教員が統一的内容で演習を行うという方針を2012年12月に決めた。従来大きな方向性だけを決めて具体的な演習内容は担当教員に任せていたが、その転換を図るものである。

各学科の卒業に必要な最低修得単位数は、全学共通科目が16単位（現代英語学科）・20単位（児童教育学科）・24単位（文化交流学科）、学科専門科目が80単位（現代英語学科）・60単位（児童教育学科）・79単位（文化交流学科）、その他自由選択として28単位（現代英語学科）・44単位（児童教育学科）・21単位（文化交流学科）であり、全学科とも合計124単位以上が必要である。

〈3〉生活科学部

生活科学部は、①大学での修学の基礎と教養を身につけるための全学共通科目、②両学科科目の共通基礎知識の習得用の学部基礎科目、③学科専門科目、を開設して教育目標の達成を図っている。このような教養教育と専門教育を2本の柱とした教育課程は体系的であり、それらの順次性も配置年次の指定によって果たされている。ちなみに、学部基礎科目には教養系科目、人文社会系科目、心理系科目、福祉系科目を設置している。直近のカリキュラム改訂は2011年度に行った。

卒業に必要な最低修得単位は、全学共通科目13単位、学部基礎科目16単位（人間福祉学科）・6単位（食物健康科学科）、学科科目88単位（人間福祉学科）・102単位（食物健康科学科）、自由選択7単位の構成となっている。卒業要件単位数は124単位（人間福祉学科）・128単位（食物健康科学科）以上である。食物健康科学科は、その専門教育における初期教育の重要性に鑑みて、2011年度にカリキュラムを一部改訂して「管理栄養士入門Ⅰ・Ⅱ」を新規開講した。また、2013年度からは、さらに管理栄養士の受験資格取得に繋がるカリキュラムを一部改訂する。

〈4〉看護学部

5項目の教育課程編成・実施方針に沿ったカリキュラムが編成されており、卒業に必要な最低修得単位124単位を満たすために体系的履修方法を設定している。年次ごとに先行履修要件の科目を置き、専門科目の履修の順序性は明確である。基本は看護師国家試験受験資格を得るためのカリキュラムとしているが、保健師国家試験受験資格も選択制の下に取得できるようになっている。幅広い視野をもった看護専門職の資質を備えた人材育成を目指して、2012年度に保健師国家試験受験資格選択制に伴い若干のカリキュラム改訂を実施した。

〈5〉経営学部

2011年度の開設にあたって、文部科学省から経営学部設置認可申請書に対する指導を受け、それに基づいて教育課程の編成・実施方針を最終的に設定した。授業科目はそれに則っ

第4章 教育内容・方法・成果

て開設しており、教育課程においても指示に沿って体系的に編成できている。

学部基礎科目は「問題を発見する科目群」「問題の基礎を学ぶ科目群」からなり、1年次から履修できる。学科科目には基幹科目と専門科目がある。必修の基幹科目は1年次から履修させ、基礎演習、キャリアデザインもそこに含まれている。少人数教育による演習は4年間通じて必修とし、キャリア教育は1年次の必修として早くからキャリア意識を高めることを狙っている。専門科目にはマネジメント系、地域イノベーション系、マーケティング系、会計・ファイナンス系、ビジネス支援・スキル系があるが、主に2年次以降に履修する形になっている。

2013年度には5名の編入枠を設け、国内外の大学で学んだ学生も受け入れて、本学の教育理念に基づく人材育成の対象としていく。とりわけ、地元の中小企業レベルにまでグローバル・ビジネス環境が進んでいることに鑑み、今後、海外提携大学からの編入生の受け入れに積極的に対応していく。

〈6〉文学研究科

英語英米文学専攻においては「英米文学の分野」「英語学の分野」が教養教育の位置づけとなり、「英語教育の分野」が専門教育になっている。また、在学留学制度を設けており、オクラホマ・クリスチャン大学、カリフォルニア大学リヴァーサイド校、ハワイ大学マノア校ならびにアラバマ大学バーミングハム校と提携を結び、留学期間を在学期間に含めている。修了に必要な最低修得単位数は、課題研究を行う分野から課題研究4単位を含めて12単位以上、それ以外の各分野から計4単位以上、総計32単位以上を修得すると定めている。なお、現職中高教員と教職を目指す本学学生を対象とし、ハワイ大学に属するCAPEという非営利団体の研修プログラムに参加する等の「英語教員研修プログラム」も実現に向けて具体的な企画に入っている。これは本学学生ならびに地元教員の英語教育能力の向上を果たそうというプログラムである。

教育学専攻では、「教育学の分野」が教養教育の位置づけとなり、「臨床教育の分野」「教育心理学の分野」が専門教育になる。2013年度より、これに「特別支援教育の分野」が加わる。これに先立ち、2012年度より「障害児教育研究Ⅰ・Ⅱ」を大学院独自の科目として開講した。また、教員免許状取得に配慮して、学部で履修途中であった教員免許状取得のために学部科目を履修する場合は学費を徴収しない措置を取っている。最低修得単位数は、課題研究を行う分野から課題研究4単位を含めて12単位以上、それ以外の分野からそれぞれ4単位以上、総計32単位以上を修得すると定めている。

両専攻共に昼夜間開講制であり、社会人や現職教員にも広く学びの場を提供することができる。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科の授業科目は、教育課程の編成・実施方針に基づいて「食物」と「人間」の関係を「健康」という視点から体系化する分かりやすい編成となっている。学生は「食物科学分野」と「人間栄養学分野」の2分野の内どちらかを自身の専門分野とするが、どちらの専門分野にあっても講義科目はすべてが必修となっている。専門関連分野には高度な専門応用科目と教育支援に関わる食教育支援科目を配置しており、興味関心や進路に合わせて選

択できる。

必修講義科目 12 単位のほか、専門分野の演習・実習・特別研究（修士論文）11 単位、その他の科目から 7 単位以上を選択する。修士論文の課題が両分野にまたがる場合は、専門分野外の演習・実習も選択可能である。また、家庭科専修免許、栄養教諭専修免許取得を目指す者は指定された科目を履修しなければならない。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科の授業科目は、教育課程の編成・実施方針に基づいて「共通選択科目」「専門共通科目」「専門科目」に区分し、各々必要単位数を定めている。実践看護学分野のうち生活支援看護学領域において設定している専門看護師（慢性疾患専門看護師）教育課程については、日本看護系大学協議会の認定基準に沿った授業科目を設置している。「共通選択科目」「専門共通科目」ならびに専門科目の各領域の基盤となる特論は主に 1 年次に担当し、学生が選択した領域の「看護学特別研究」は 1-2 年次通年担当としている。必要単位数は 30 単位以上、専門看護師の認定を希望する場合は 34 単位以上の修得が必要である。

（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉大学全体

各学科・研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育内容と教員体制の編成計画について前年度前期に検討する。それらを後期に確定したのち、学務部に提出するというのが例年の運営方法である。学科会・研究科委員会における編成案作成の際に、様々な議論を経てチェックがなされ、各課程に相応しい教育内容を提供するよう企図されている。

また、全学で入学前教育プログラムを実施しており、その内容の検討・構成も各学科の責任において行い、実施している。これに関しては高校からも概ね好評を得ている。高校教育からの連携に関しては、本学園に高等学校が存在し、そこから数多くの学生が入学していることから、かねてより強い関心を持ち、本学の中で歴史ある視点となっている。この入学前教育プログラムで新たに得た学園外の高校教育との連携の観点がそこに加わり、高校との連携に関する視点は、各学科の専門課程の初年次教育内容に反映されつつある。入学前教育プログラムの内容は、各学科において独自に決めているが、入学後の専門課程学習に必要な基礎知識・技能にかかわる入門的意味合いのリメディアル教育を実施したり、教員・在学生との懇親の狙いを交えた学科専門教育への招待というものにしたりと、様々な工夫の下に行われている。

リメディアル教育に関して言えば、中期経営計画（資料 4-II-7）の中でそのあり方を検討課題として掲げており、学科専門教育課程に向けてのリメディアル教育の検討と、高校の教育課程で未履修もしくは履修したが学力不足な者への補完教育をどのようにしていくかについて、今後検討を進めていく予定である。また、高校レベルの学修内容をしっかりと身につけることが社会人としての教養基礎力となるとの認識の下に、教養共通科目の教育課程でのリメディアル教育部分の構築に向けて、2012 年度に教養教育運営委員会が具体化のための将来に向けたロードマップを提起した。それを受けて、学長主導の下に、2012 年 12 月に教養教育改革タスク・フォースが設置された。

第4章 教育内容・方法・成果

従来、本学は隣接する茨城大学工学部との間で単位互換協定を結んでいたが、2013年度から本学全学部と茨城大学全学部（理学部を除く）との単位互換を実現するため、新たな協定を締結することにした（2013年3月締結予定）。これにより、両大学間で有効な教科補完体制が取れるようになり、所属学生たちにとっていっそう有利な教育環境が与えられることになった。

〈2〉文学部

学科毎に定めている教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容とするよう毎年学科会議で検討し、また専任教員に関しては十分な理解の中で授業構成を作り上げている。

現代英語学科においては、入学時に行う英語のプレースメントテストにより編成した習熟度別クラスで学習を開始し、その後も獲得能力に応じた順次的学修をさせるようにしている。それらのクラスでは、学生の現在能力に応じた教育内容とするよう心掛けている。

児童教育学科は、初年次教育で教職論や教育原理を教授し、2年次の教材研究では子供の立場に立った具体的指導内容とするように努め、3年次の現場実践を経て、4年次で集大成を果たさせる教育内容にしている。この体系性に基づく教育内容とすることは学科内で明確に合意されており、それに沿った授業が提供されている点はシラバス（授業概要）（資料4-II-8）に明らかである。

文化交流学科は、初年次教育から卒業研究（選択制）までの4年間、一貫して少人数の演習で柔軟な発想と多角的な思考力を養っている。「文化を学ぶ」科目群には、日本、アジア、ヨーロッパの諸地域における文化、歴史、芸術に関する科目を数多く用意している。「文化交流を実践する」科目群には、観光、情報・メディア、日本語教育など卒業後の職業とも結びつく科目を配置することで、本学科での学びに単なる知識と教養を超える実践性を持たせている。

〈3〉生活科学部

人間福祉学科は、基幹科目として心理学、社会福祉概論など5科目、福祉コース科目として社会保障論、児童福祉論など27科目、心理カウンセリングコース科目として人格心理学、福祉心理学など25科目、学科関連科目として人間観と倫理など8科目、実習関連科目として人間福祉実習指導など6科目を設置している。それぞれを担当する専任教員は、課程に相応しい教育内容を提供するとの学科会議での合意に基づいて授業内容を提供している。

食物健康科学科は、管理栄養士の養成課程に求められる教育内容について、栄養士法、日本栄養改善学会作成のモデルコアカリキュラム、管理栄養士国家試験新ガイドライン等に表示されている内容を踏まえて授業を実施している。授業内容については、授業回数ごとの内容をシラバス（授業概要）（資料4-II-8）に記載し、学生に周知しており、今後より一層質の高い教育を提供できるように学科内での定期的な検証システムを作り上げる議論を進める予定である。

両学科とも初年次教育にはとりわけ慎重に取り組み、目的を持って入学してきた学生達への4年間の学修の積み上げの基礎を作っている。

〈4〉看護学部

第4章 教育内容・方法・成果

カリキュラム編成方針に基づいて、『履修要覧』『入学案内』等に授業科目を一覧表にして学生たちにとって理解しやすい形で明示している。多様な学習形態であるため、それらには講義科目、演習科目、実習科目の区分を明記し、特に専門科目においては教育目標をわかりやすく表記して、達成できるような教育内容と方法を示している。学科目担当者は年間授業時間割を作成し、科目内容に関して責任を持ってシラバス（授業概要）（資料 4-II-8）を作成して実践している。

読み書きと表現力を重視して設定した 2012 年度入学前教育プログラムの履修者は、入学当初の交流、仲間作り、授業態度において、より早く大学生活になじみ、授業へのとまどいも少ないと教員間で評価しており、今後も継続する予定である。

〈5〉経営学部

経営学部設置認可申請において文部科学省の指導を受けて認可されたことにより、課程に相応しい教育内容を提供しているものと考えている。1 年次から原則 15 名以下によるゼミナール形式の必修授業を取り入れ、高校教育からの移行を丁寧に指導すると共に、個々の教師との結びつきを強めて、その後の個別指導に活かす体制を整えている。徹底した積み上げ方式で構成した科目群にふさわしい授業内容を作り、かつ実践することを各担当者は意識し、それをシラバス（授業概要）（資料 4-II-8）に表現する点の合意がなされている。

4 年間を通じてマネジメント・会計・マーケティングの 3 分野の知識とスキルを身につけ、ビジネス感覚に秀でた人材養成をすることがカリキュラム・ポリシーの一つの柱となっているが、もう一つの柱として、幅広い教養と倫理の修得が据えられている。これにかかわる科目担当者は、ビジネス科目との両輪を形成するという明確な自覚の下に、その授業内容を作り上げている。さらに地元中小企業にまで及び始めたグローバル・ビジネスの進展という社会情勢に合わせて英語教育にも力を入れており、外国語 10 単位を必修とすると共に内 6 単位は英語を履修することを義務付けている。この点も課程に相応しい教育内容として挙げられる。

〈6〉文学研究科

英語英米文学専攻の教育は、リベラル・アーツとしての英米文学、最新の言語理論に基づく高度な英語分析、そして英語教育能力の充実という、3 分野の学問領域を深めるために編成されている。それぞれの分野の特論、演習、研究、課題研究の授業において、個別指導に近い形態で懇切丁寧かつ高度な教育内容を提供している。

教育学専攻においては、「教育学の分野」における教育の基礎に関する科目に加え、「教育心理学の分野」「臨床教育の分野」の領域においてより実践的な学びができるようになっており、基礎から実践までを含む幅広い教育内容の構成としている。さらに教育学専攻で開設している 32 科目中 22 科目は、小学校教諭専修免許状取得に関わる科目として設定されている。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科の教育は、「食物科学分野」と「人間栄養学分野」の 2 分野における高度な学問内容に即して、「食物科学特論 I II III」「人間栄養学特論 I II III」を必修とし、「特別研

第4章 教育内容・方法・成果

究（修士論文）」「演習」「特別実習」を選択必修として、計30単位以上を修得することにより、十分に深い専門課程を学修できるように編成している。また、栄養教諭（専修）免許の取得には、「栄養に係る教育に関する科目」「大学が加えるこれに準ずる科目」「教職に関する科目」の25単位を修得することとしている。家庭科教諭（専修）免許の取得には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の25単位を修得することとしている。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科の教育内容は、専門教育科目を通じて専門性を高める一方、高度専門職業人の育成を目的とするものになっている。そのため、①広い視野と知識を同時に身につけると共に、②看護専門分野を深めるための基盤となる科目、③看護専門知識・技術の向上や開発などの研究活動を展開していくための科目、④看護を実践していくための基礎となる科目を配置している。教育目標の到達に必要な「看護学研究法特論」「看護理論特論」「看護倫理特論」は必修とした。「専門科目」には学生自らが看護学を研究していく上で必要な能力・技法を修得するための科目を配置した。各看護学領域には特論とその演習を置き、高度で専門的な知識・技術を段階的に修得可能としている。

各学生が選択した「研究」については、専門領域での学修を踏まえて研究成果を修士論文としてまとめる「特別研究」と、専門看護師を目指す学生が作成する「課題研究」とを設置した。また、実践看護学分野のうち生活支援看護学領域に設定している専門看護師（慢性疾患専門看護師）教育課程には、日本看護系大学協議会の認定基準に沿った授業・演習・実習科目を置いた。

2. 点検・評価

（1）効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

現在、副学長が学務部長を兼務しており、従来に比べてダイレクトかつスピーディーに大学執行部の方針に沿った教学施策の展開が可能になっている。この体制は、教学ガバナンスの改善と充実を目指したものであり、その目的は果たされつつある。また、事務体制においても、従来の教務部と学生部を統合した学務部を発足させた。これによって縦割り組織の弊害としてあった情報共有・協力体制の不足を改善でき、教学マネジメントは強化された。

〈2〉文学部

文学部は、どの学科においても「座学+体験的学び」というカリキュラム構成を作り上げている。その成果は就職率の向上・就職内容の充実という形で現れている。

現代英語学科では、初年次教育の一環として2010年度から現代英語基礎演習を配置した。その結果1年次の退学者が減少したため、教育指導面で効果があったと判断される。また、小学校や幼稚園における実習を伴う授業や、空港内における見学・研修を伴う授業など、職業的自立を図るのに必要な能力を培う授業配置を心掛けてきたが、近年航空業界の就職者が複数出るなどその効果が現れている。

児童教育学科においては、実習先や卒業生の就職先である教育・保育の現場から、その勤

第4章 教育内容・方法・成果

勉さと実践力について比較的高い評価を得ている。「謙虚に真理を迫及」する「我らが学園の教育理念」や「体験的学び」を重視する教育課程のひとつの成果と考えられる。

文化交流学科は、「知識－実践」という枠の中で、多様な講義科目と体験学習を用意して学生の興味と関心を喚起している。個々の学生の自己発見に沿って指導を重ねてきた結果は、海外の文化や生活に触れる「文化交流体験」という科目の履修者数や国際ボランティアに取り組む学生数の向上などの数字に現れている。

〈3〉生活科学部

教育内容の充実を図るため、生活科学部の両学科は2000年度の開設以来数回のカリキュラム改革を実施し、教育課程の変更を行った。それにより、学科科目を順次性をもった配置にし、学生が学修しやすい教育課程を実現できた。食物健康科学科において2011年度のカリキュラム改正で積み残しの課題となっていた事項（設置年次の見直し、実習回数の確保、高齢者栄養・運動生理科目の導入等）について再度検討し、2013年度からそれらを盛り込んだ新カリキュラムを実施することになった。

〈4〉看護学部

教育目標、科目構成ならびにその内容の整合性は、現在のところ果たされていると考えている。新カリキュラムの完成年度である2012年度より、4年次に科学的思考基礎演習（OSCE）が導入されて、卒業前の客観的な臨床能力を測定できる機会を作ることができるなど、卒業生の質的保証ができる取り組みを開始した。選択科目を多く配置したことによって、看護の専門性を迫及した学修ができるようになった。また、2012年度の入学生より保健師国家試験受験資格を得るための教育課程を選択制として、学習者の主体性を尊重した科目配置としている。さらに養護教諭一種のコースを設けた結果、3年次生で教職を目指す意欲的な学生が出てきた。

〈5〉生活科学研究科

大学院修了後に食物健康領域の専門職や研究職に就く者のほか、小中学校の栄養教諭、中等高等学校の家庭科教諭の専修免許取得が可能な科目編成にしているため、社会人からの問い合わせもあって、地域のリカレント型の教育機関としての将来性が認められる。事実、開設2年目である2012年度に、博士課程進学を目指す2名の社会人が入学した。

〈6〉看護学研究科

看護学研究科は毎年ほぼ定員を満たす受験生を迎えており、その2,3割が専従学生で、7,8割は社会人である。社会人学生は勤務先ですでに役職付きとなっている者も多く、生活科学研究科同様に、本研究科も県内の医療施設におけるリカレント型教育機関としての役割を担い始めていると言える。一方、専従学生は平均年齢が低く、教育研究者を目指す学生が多い。

（2）改善すべき事項

〈1〉大学全体

第4章 教育内容・方法・成果

教育課程の編成・実施方針に基づいたカリキュラム整備というアプローチの下では、現行の履修配置年次方式を一層明確にする科目番号制（ナンバリング・システム）の下でその体系化を図るなどの新たな試みも必要だと考えている。これに関しては前述したが、おそらくその作業は、卒業必要単位の構造的設計の意識化に繋がり、その結果、現状のカリキュラム体系の改善にも寄与するのではなかろうか。今後さらなる検討をしていきたい。本学が提供している教育課程は、本学の学部学科・研究科の教育目標の達成のための学びの体系なのであり、そこに個々の授業が嵌め込まれているという点への、各学部学科・研究科そして個々の教員の理解度が深まることは、教育課程の質向上のための一方法として大いに期待できる。ただし、この設定とその厳格な運用は、科目の専門性の高度化に沿った履修順位を守らせることになり、事実上の進級制度になる。制度の目的は、教育課程の体系的履修方法の設定であり、4年間の構造的設計であるにもかかわらず、それが一部学生への厳しいハードル化となることの弊害をどのように避けるかということは真剣に考えていかなければならない。このハードル化に関しては、本章IV 1. (1)〈1〉にて後述する。もっとも、1,2年次の科目は大方が教養系と専門基礎系に属し、3年次以降に専門的な多様化科目が配置されるのが一般的であるから、学科ならびに個々の教員がその順次性をきちんと踏ませる教育内容を提供して適切な指導を行えば、ハードル化する弊害は防げるはずである。

〈2〉文学部

本学の文学部に限らず、現在の各大学において兼任教員が教育課程の運営に一定の割合をもってその教育課程を支えている。しかし、兼任教員に対してそれぞれの学科の教育課程の編成・実施方針を提示し、その意識化を果たすための十分な手続きは執られていない。この点、授業担当の依頼をする際に、文書もしくは口頭で周知を図るなどの手当てが必要である。

また、すでに各学科とも取得資格毎の履修モデルを web 上で公開している（資料 4-II-6）が、とりわけ現代英語学科と文化交流学科においては、学生が目指す職業も様々であることから、それらを視野に入れた典型的な複数の就職先に関する履修モデルの作成が課題であると認識している。

〈3〉生活科学部

学科専門科目に関してはカリキュラム改革によって充実してきているが、学部基礎科目に関する検討はいまだ十分ではない。これは、現在検討が進められている全学教養系共通科目についての改革と共に進めていくものと考えている。専門分野につながる教養教育のあり方、また高校教育とのより良い連携のあり方については、それと共に検討をしていきたい。

なお、人間福祉学科は、教育課程と自由選択科目との関連について体系づける方法を検討する必要があると考えている。食物健康科学科においては、体系的な教育内容にするための科目構成の確認を担当教員間で図るべく話し合いを進めつつある。

〈4〉看護学部

オムニバス科目を意識的に数多く配置し、専門的な科目内容を複数の担当者によりさらに詳細に教授できるようにした。しかし、これにより担当者の担当時間数が増加すると共に、一貫した内容を保障し難い部分も見受けられるようになった。2013年度カリキュラムでは、

第4章 教育内容・方法・成果

再度科目担当者の見直しを行い、学生にとって最も効果的で学びやすい教員配置を考えたい。

〈5〉文学研究科

英語英米文学・教育学の両専攻科において、基本的に学部からの進学生を主とする。今後は、リカレント学生も多く受け入れ、専修免許取得の教育機関としての役割も果たしていくよう学生募集に力を入れていかねばならない。また、文部科学省で検討中の修士課程を積極的に活用した教員養成・免許制度に関する結論を待って、教育学専攻の将来におけるあり方について協議していく。

〈6〉生活科学研究科

修士論文の作成に多大な時間を要するため、開講科目によって高度な専門的知識を効率的に得られるように、今後シラバスの点検・改良を行っていく必要がある。また、入学者の語学能力が低いことから、博士課程進学等を考えると、演習その他で英語文献講読に力を入れる必要があると考えている。

〈7〉看護学研究科

完成年度の翌2013年度に教員の異動および昇格の可能性がある。それに伴い共通科目の増設と受験生のニーズに応えられるような専門性の高い領域を新たに配置することを検討している。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

2012年度に副学長制度を設けたことにより、各学部長は学部運営に専念できる体制が整い、大学全体の管理運営を担う運営会議の強化が果たせた。また、現在は副学長が学務部長を兼務しており、従来に比べてダイレクトかつスピーディーに大学執行部の方針に沿った教学施策の展開が可能になっている。今後も統括的に管理運営していくことにより、教育課程の検証を全学的に推進していく。

〈2〉文学部

2010年度以降、全学科で1年次必修となった「基礎演習」については、初年次教育の重要科目として、それぞれの学科・専攻に応じたあり方を継続的に検討し、実行に移している。児童教育学科幼児保育専攻においては、これまで担当者の裁量に任されていた基礎演習をオムニバス形式に変更することが計画され、一層の改善が図られている。これらを今後も続けていく。

また、「座学+体験的学び」という特色を継続・発展させるための施策を立て、教育内容をさらに充実させつつある。現代英語学科においては、韓国の提携大学での航空業界実習を計画している。この関連で、2012年12月に同大学の航空観光学科のスタッフによる講演会「キャビンアテンダント教育の現場から」を開催し盛況を博した。

第4章 教育内容・方法・成果

児童教育学科児童教育専攻では特別支援教育の充実に向けた実習が具体的に計画され、実行に移されることになる。文化交流学科は、特色ある授業である「文化交流体験」の施行地域を、これまでの東アジア・東南アジア・ヨーロッパに加えて、中央アジアも対象とすることが計画されていたが、2013年度に実施される予定である。

文学部発信で全学に波及する試みとしては、周辺自治体・茨城大学・常磐大学との連携で2012年度に開始した「域学連携事業」が挙げられる。地域の課題解決に大学が共同で取り組むことを目的としたこのプログラムを、本学のカリキュラムにしっかりと位置付け、継続的に実施していく。

〈3〉生活科学部

人間福祉学科では毎月、食物健康科学科では月に2回の定期学科会が開かれはじめた。これにより学科の様々な課題に関する情報共有や教育内容に関する話し合いを持つ機会が増えた。教員間の意思疎通はもとより、諸々の課題をスピーディーに処理できるようになった。

食物健康科学科では、2011年度から導入した「管理栄養士入門Ⅰ」ならびに2013年度から実施することが決まった新カリキュラムの効果について、GPA、臨地実習の成績・評価、成績不良者の人数、国家試験合格率等による検証を行っていく。

〈4〉看護学部

講義、演習、実習とさまざまな学修形態をとっているため、学生一人ひとりにとって効果的であるかどうかどうかを常時見直し、学生に合わせた工夫を行っている。関連科目間の重複や整合性等を見直し、教授方法を改善していくことに関して、学科会で話し合いを持っている。

〈5〉生活科学研究科

教員や研究者を目指して院生は意欲的に授業と研究に取り組んでいる。また、小中学校の栄養教諭、中高等学校の家庭科教諭の専修免許取得が可能な地域のリカレント型の教育機関として、徐々に認知が図られている。将来的には本特色をさらに積極的に打ち出していきたい。

〈6〉看護学研究科

地域医療施設看護職のリカレント教育ならびに教育研究者を目指す教育機関となることを「第13期中期経営計画」(資料4-II-7)に掲げた。現在のところそれは達成されつつある。また、専門看護師を目指す学生が2012年に入学し、2013年に2年次生となるため、専門看護師教育課程の申請をする予定である。

(2) 改善すべき事項

〈1〉文学部

学部教育の一定割合を担っている兼任講師との情報交換・連携を強化していく必要がある。大学側から、それぞれの学科の教育課程の編成・実施方針をしっかりと示し、学生指導上の

第4章 教育内容・方法・成果

問題点の共有も図り、改善についても協議していく。また、特に現代英語学科と文化交流学科においては、学生の目標進路に応じた複数の履修モデルを作成することに早急に取り組み、web 上などに公開し、直接指導も実施して、学生の教育課程履修の目安を充実させる。

〈2〉生活科学部

今後の教養科目の改革状況をみながら、両学科の教務委員を中心に主に学部基礎科目との連携性について検討を進めていく必要がある。また、専門教育課程の体系性と自由選択科目との関連についても具体的な検討を行う。教養、専門、必修、選択それぞれのバランスや適切性について、しっかりとしたカリキュラム作りを実施する。

なお、学生の教育面で重要となる情報、とりわけ制度改正・法改正の内容、外部研修会の情報等については、学科会において全教員間での共有を図ることで、今後のスピード感ある学科運営に繋げたい。また、管理栄養士国家試験出題基準を含めて、科目間の教育内容についての確認作業を2013年度中に完了させ、教育効果の向上を果たす。さらに管理栄養士教育の基礎力向上対策として、英語の教育内容を食・健康関連に変更すると共に、化学・生物の新規開講について、教養教育委員会と連携を図りながら5年以内の実現を目指していく。18歳人口の減少の加速化により、近隣大学との競争の激化が予想されることから、2018年度を目途に独自性を打ち出した新カリキュラムを完成させるべく作業を進めていく。

〈3〉看護学部

主体的に学ぶ学生を育てることを意図し、学びたいときに学べる機会を供与するために選択科目を置き、大学生としての学習内容の幅と質の向上を目指している。しかし、演習や実習を並行している現状においては、ほとんどの教員が終日臨地実習の実習指導に出向いている関係から、教員側の授業準備時間の確保が困難である。多くの教員がその準備を時間外や週末に充ててカバーしている。教育内容を充実させるためにも、実習指導体制を見直し、現状を改善していく必要がある。カリキュラムの変更とその運用において教育課程の全体との関係で歪みが生じないように常に学科教務委員を中心に点検・評価を行ない、科目担当者の含めた微調整を図っていく。

〈4〉文学研究科

リカレント学生を受け入れ、専修免許取得の教育機関としての役割も果たしていくよう学生募集に力を入れていく。また、文部科学省で検討中の教員養成・免許制度に関する結論を待って具体的な対応に関して協議する。なお、2013年2月に、これを一つの軸に据えた大学院将来構想検討委員会を立ち上げた。生活科学研究科・看護学研究科の将来構想も含め、今後積極的な議論を展開する。

〈6〉生活科学研究科

設置申請時の授業内容を履行中であるが、教育効果を検証し、必要に応じて教育内容・方法の見直しを図る予定である。特に高度な専門的知識を効率的に得られるようにするためシラバスの点検・改良を行っていく。また、大学院修了後の進路の開拓が課題となっている。他大学の博士課程進学・留学を希望する学生もいるため、その道筋をつけるべく、国内外の

第4章 教育内容・方法・成果

大学院との連携協定の締結を模索する。その関係もあり、博士課程進学や外国語学術文献の読解が容易になるように英語力の付与にも力を入れる。

〈7〉看護学研究科

「第13期中期経営計画」(資料4-II-7)に示したが、完成年度の翌2013年度に教員の異動・昇格と共に、共通科目の増設と受験生のニーズに応えられるような専門性の高い領域を新たに配置することを目指し、カリキュラムの再構築等の検討を進めている。まずは研究科内で原案を作り、その後は定められた手順で組織内での議論を積み上げていく。

4. 根拠資料

- 4-II-1 2012(平成24)年度履修要覧 (既出 資料1-13)
- 4-II-2 大学院2012(平成24)年度履修要覧 (既出 資料1-19)
- 4-II-3 経営学部設置認可申請書類(大学ホームページ) (既出 資料1-6)
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_man.pdf)
- 4-II-4 大学院生活科学研究科設置認可申請書類(大学ホームページ) (既出 資料1-20)
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_food.pdf)
- 4-II-5 大学院看護学研究科設置認可申請書類(大学ホームページ) (既出 資料1-22)
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_nur.pdf)
- 4-II-6 履修モデル(大学ホームページ)
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/class/model.html>)
- 4-II-7 第13期中期経営計画 (既出 資料1-24)
- 4-II-8 2012(平成24)年度授業概要

III 教育方法

1. 現状説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

〈1〉大学全体

本学は小規模大学としての利点を生かし、教員・学生間の相互関係、学生間の相互啓発に力を入れた教育方法を取り入れている。とりわけ、演習、実験・実技に関しては原則として学科内で履修人数の上限を設け、履修登録時点においてできるだけそれを遵守するよう配慮している。

履修科目登録数の上限に関しては、前回の認証評価の際の指摘を受けて改訂を行ない『履修要覧』に次のように明記して、これを厳密に守っている。

「文学部、生活科学部、看護学部各学科の1年間に登録できる単位数は、卒業要件に関わる科目が50単位未満で、総単位数は60単位以内とする。経営学部経営学科の1年間に登録できる単位数は、卒業要件に関わる科目が47単位未満で、総単位数は56単位以内とする。ただし、前学年度のGPAが3.0以上の学生は、卒業要件科目については最大で50単位、総単位数は60単位まで履修することができる」(資料4-III-1 p.27)

第4章 教育内容・方法・成果

大学院に関しては、履修科目の登録上限は特に設けていないが、他専攻および学部の授業科目に関して、当該学生の研究上必要と認めた場合に研究科委員会が8単位を超えない範囲で履修することを許可するとしており、それにより制御ができています（資料 4-Ⅲ-2 p.12、17、21）。

なお、GPA（評定平均値）は、学生個人が自身の既得成績を容易に可視化し、その数値を意識しながらより良い学修に向えるように導入したものであり、AA=4.0, A=3.0, B=2.0, C=1.0, F=0, 欠試=0, 失格=0,と点数化している。何らかの理由で試験に出席しなかった場合（欠試）ならびに何らかの理由で途中から授業に出席することができなくなった者（失格）も、不合格 F を取った者と同じ 0 点になってしまうことの不合理性に関しては、履修期間終了時期に科目取消し期間を設けたことで、本人がその期間中に科目登録の放棄をすることにより回避できるようにした（資料 4-Ⅲ-1 p.27～28）。これによって、興味を抱いて 4 月に履修登録したが、興味の変化、期待していた授業内容でなかったこと、あるいは家庭の事情等で出席しなくなった場合等に、成績点が 0 点となることを避けることができる。

これらの履修指導は、年度初めの学科別ガイダンスにおいて、教員ならびに学務部職員により丁寧に行われている。また、学務部窓口においても、スタッフ全員が相談ならびに質疑応答にあたっている。履修登録作業は学生自身による web 上の作業によって行う（資料 4-Ⅲ-3）。

低単位数取得者や低 GPA 取得者に対しては、学科会議においてチェックがなされ、ゼミ担当教員等から注意喚起がなされる。この一層効果的な展開方法について、2012 年度中に各学科において検討していくことが、各学科の作成した今年度策定の「第 13 期中期経営計画」（資料 4-Ⅲ-4）の「学生支援体制の充実」項目に掲げられ、検討が進められている。

なお、2012 年度の「私立大学教育研究活性化設備整備事業」の補助金申請において、e ポートフォリオの導入に関わる申請を行い採択された（資料 4-Ⅲ-5）。本学は現在、UNIVERSAL PASSPORT (IC-UNIPA) による学生・教職員間における web 上での情報管理・交換活動を実施しているが、これは教職員から学生への授業関連ガイダンスや資料・情報の提供、教員による成績管理、学生側での取得単位・授業出欠の確認などの用途で使われている。この IC-UNIPA の導入によって、教職員と学生、学生同士のメール等による情報提供・共有が盛んになり、情報システム面で大きな一歩を踏み出したが、この状況にさらに e ポートフォリオ・システムを加えることにより、学修プロセスを含む学生生活全般のデータや情報・成果などをデジタルとしてクラウド内に保存・管理し、必要な部分を学生・教職員間で共有して教育方法の改革と学習指導の新しいあり方を確立できるようになる。それは本学の推進している学生一人ひとりを大切にしながら「共に生きる」力を身に付ける教育活動の充実に繋がる。とりわけ、教職員・学生間の意見交換・交流が容易になり、学生や学生グループに寄り添った適時適切なアドバイス・指導・コミュニケーションが果たせること、学生指導や教育研究活動での教員同士の意見・情報交換が容易になること、個々の学生資料に基づいた緻密な分析・評価・アドバイスができること、就職・進学に際して在学中の全データをもとに的確な指導ができること、全学生のデータに基づく大学教育全般の点検・評価・改善が容易になることなどが、その効果として想定できる。

今回の申請で導入することができたのは、そのような全面的な e ポートフォリオにいたる前段階としてのラーニング・ポートフォリオ（成果物提出、質問・回答記録、課題と取組状

第4章 教育内容・方法・成果

況、履修・成績記録等の一元化)とティーチング・ポートフォリオ(教授内容・指導記録、授業資料等のデジタル提示、学科指導員としての記録、アドヴァイザー・ゼミ担当者としての相談対応記録等の一元化)である。現在の IC-UNIPA からさらに一歩進んだ授業支援 web システムとして活用していくことで、新たな教育方法の樹立に役するものと考えている。例えば、現在話題になっている課題解決型授業を展開するための様々な準備にも使えよう。

将来は、これらを全面的な e ポートフォリオへと移行させ、入学から卒業後に至るまでの全過程を web において構築・可視化する形を作り上げ、学生の生涯にわたる学習活動を支援していくエンrollment・マネジメントを樹立していく予定である。学生の教育期間を卒業までとしていた大学のあり方を生涯教育にまで広げていくことは、地域の知の拠点としての地方大学の重要な使命を果たすことに繋がっていく。e ポートフォリオ・システムは、そのための格好の設備整備になるものと認識している。今回、補助金申請の採択によって導入した授業支援 web システムは、そこへの重大な一歩と捉えている。

〈2〉文学部

文学部では、伝統的な教育方法である講義・演習に加えて、学科の特色に応じた実習科目を用意しており、知識の習得だけでなく、体験的教育方法による技能の習得にも積極的に取り組んでいる。

現代英語学科は、入学時のプレイスメントテストの結果に基づいたクラス分けを実施することによって、学生の到達度に応じた学習指導ができるような配慮を実施し、低学年における英語技能の向上に努めている。また、「Activities」等学生が主体的に学ぶような科目が複数配置されている。2013 年度から交換留学生の学内インターンシップ制度がはじまり、学異国人留学生による日本人学生への英語教育補助活動ができるようになる。その有効な展開を図っていきたい。

児童教育学科においても体育、芸術系科目を始めとして多くの授業で体験的な授業内容を推進している。それらの授業では同一授業のクラスを 2~5 クラス編成し、少人数による授業を心掛けると共に学生の授業への主体的取り組みを可能にしている。

文化交流学科では、留学生に演習への参加を積極的に促すことで、授業そのものを文化交流の場とする工夫をしている。また、地元の社会人や諸外国事情に詳しい方を講義に招くなどして、メディアを介さない生の情報や知識を得られるようにしている。毎年海外で行う「文化交流体験」は、現地の大学を訪ねて学生達と交流したり、できるだけその地の日常生活を見聞したりするようにプログラムを組み、体験に基づく文化考察に繋げる工夫がなされている。また、演習担当者は同時に所属学生のアドヴァイザーとしての役割を担う制度としているため、個々の学生の状況を把握しやすく、また問題のある学生についてすぐに科会で情報を共有しながら指導できる体制になっている。

〈3〉生活科学部

学部の特徴として、講義、演習に加えて実験・実習・実技の形態を多く取っている。人間福祉学科はとりわけ講義、演習、実習のバランスに配慮している。1年次の基礎演習(必修)は1クラス20名程度を目安とし、3年次・4年次の人間福祉演習(必修)は1クラス10名を上限とする。これにより、個の問題意識に対応した質の高い指導が行われている。食物健

第4章 教育内容・方法・成果

康科学科は講義・演習科目、実験・実習科目共に原則として2クラス編成とし、少人数教育を実現して教育効果が高まるように努めている。実験・実習科目では少人数グループワークと課題学習を取り入れ、主体的、自主的に学修に取り組めるように配慮している。実習科目の準備作業、課題への取り組みの指導・助言については、学生の作業・学習が進むように担当教員が授業時間以外においても対応している。学生の授業評価の結果を踏まえ、各授業担当者が自らの教育方法や学習指導の見直し・改善を図ることを学科会議における合意事項としている。

〈4〉看護学部

講義、演習、実習科目に応じて授業日程表を作成し、それを学生に周知して便宜を図っている(資料4-Ⅲ-6)。学生の自主的意思がなければ学修できない看護学という学問の性質上、学生が主体性を持って授業に臨めるように各教員が授業に取り組む合意がある。複数の教員が担当する科目においては、担当者間の協議を綿密に行って授業内容を組み立てるよう努め、学生にとって不利益にならないように配慮している。専門科目においてはとりわけ専門性を重視した教授陣を配置し、さらに専門性が高くトピック性の強い内容を教授するために学外特別講師を招聘している。演習科目においては学生を少人数グループになるように多くの教員を配置してきめ細かな教育を実施している。また、実習科目においてはそれぞれに実習のための要項を作成し、オリエンテーションや実習施設との事前打合せをきめ細かく行い、実習場所毎に教員を配置して臨地実習が効果的に行えるようにしている。

〈5〉経営学部

講義形式、グループ・ディスカッション形式(基礎演習Ⅱ)、チーム作業形式(リーダーシップ演習Ⅰ)など科目の特性を反映した方法によって授業を行っている。学部定員が60名であるため、少人数教育が実現している。2012年度は設置2年目であるが、「中期経営計画」において「質の高い教育課程の達成」を目指して現在の実行結果を毎年検討することになっており、今後学科会議等で協議しながら臨機に学習指導方法の改善を図っていきたい。本学科は他学科に比して履修科目登録の上限を47単位と低めにしており(資料4-Ⅲ-1 p.27)、学生が一つひとつの科目により集中して取り組めるようにしている。

〈6〉文学研究科

文学研究科においては、教育目標の達成にむけて特論・演習・研究・課題研究・実習等の多様な授業形態を採用している。学生は、修士論文にする課題研究の分野から12単位以上、それ以外の分野から4単位以上、総計32単位以上を修得するものとする。また、他専攻・学部の授業科目のうち、研究科委員会が認めるものに関しては、8単位を超えない範囲で履修できる。このような便宜をはかりつつ、学生の主体的参加を促す授業展開を行っている。シラバスについても充実をはかり、「授業評価」に基づいて授業内容・方法ならびにシラバスとの整合生も確認している。

学生は原則的に入学時に指導教授を決め、「指導教員届」を学務部に提出する。指導教授は頻繁に面接をしながら担当学生の選択科目等履修に関する指導を行う。学生は、学務部から配付された「履修登録確認表」を指導教授に提出して署名・捺印を受けて学務部に提出す

第4章 教育内容・方法・成果

る。これにより学生は適切な履修登録ができると共に、指導教員との密接な関係作りが果たされる。すべての授業は少人数指導であり、ほぼ個別的な指導が行われている。また、指導担当学生以外の学生に対しても積極的に指導にあたる機会も多く、専攻の教員全体で全学生を指導する体制になっている。

教育学専攻においては、2010年2月に行った学生対象のアンケート結果を踏まえ、様々な方策が実施されつつある。例えば、学生の論文執筆に関する指導に関しては、修士論文執筆に関するガイドライン（資料4-Ⅲ-7）を作成し、さらに通常の授業においても論文執筆の仕方・作法について基礎的な指導をする体制を整えるなど、きめ細かなあり方を推し進めている。社会人学生の場合は夜間開講の授業しか履修出来ないことが多いので、前年度履修できなかった科目は翌年なるべく履修できるように時間割を工夫するなどの対策を取るようにした（資料4-Ⅲ-8）。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科においては、学生は入学時に指導教授を決め、「指導教員届」を学務部に提出する。履修指導のガイダンスは研究科教員が行い、さらに指導教授は研究指導等のガイダンスを個別対応で実施している。学生は、学務部から配付された「履修登録確認表」を指導教授に提出して署名・捺印を受けて学務部に提出する。これにより学生は適切な履修登録ができると共に、指導教授も学生の1年間の履修状況を把握できる。すべての授業は少人数で行われ、専攻の教員全体が全学生と関わりながら指導する体制をとっている。

修士論文の作成については学生へ配布する履修要覧（資料4-Ⅲ-2）に明記し、研究指導の計画についてはシラバスに具体的な年間計画を明記し、それに沿って実施している。履修要覧には、修了要件、修業年限の延長、指導教員、授業科目の履修、履修登録、修士論文の提出及び最終試験、修士論文作成要領、試験および成績の評価について記載し周知している。

教育方法・学習指導のあり方の検証に関しては、生活科学研究科は開設2年目であるためまだ十分なデータが揃っていない。現在は、学生による授業評価によってその検証を試みている。完成年度後の2013年度以降、自己点検・評価を厳しく行い、その結果を公開するなどの取組を行っていく予定である。具体的には以下の項目を点検・評価することを決めている。①教学に関すること（教育内容、教授方法、教員の資質向上、教育研究活動、学位授与他）。②教学環境に関すること（施設、設備、図書、情報サービス、IT環境他）。③学習支援に関すること（学習支援体制、教育研究指導、シラバス、生活・就職指導他）。④学生募集と選考に関すること（募集、選考方法、選考結果、定員管理）。なお、1年次生に2名の社会人が在籍するため、夕方と土曜日に授業の大半が実施されている（資料4-Ⅲ-8）。また、定員も少なく（5名）、入学者も少ないため（1年次3名、2年次2名）、授業はほとんど個人指導の形式においてなされ、きめ細かな指導が実現している。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科は2011年4月に開設したことから、この項目に関わる評価は実績の蓄積が必要である。なお、毎年4月に行われるガイダンスでは、各コース別、履修年限別に用意した履修モデルを提示し、計画的な学修方法を指導した。在籍者の56%が社会人入学者であるため、他研究科との共通選択科目以外は昼夜開講を原則とし、各科目担当者により開講

第4章 教育内容・方法・成果

日・開講時間を柔軟に設定して、履修者が出席できる環境に配慮している（資料4-Ⅲ-8）。

また、研究指導計画については、指導教員の決定、研究課題の決定、研究計画の立案、研究倫理審査の指導、研究の遂行、論文の作成指導という流れの全般において、きめ細かな個別指導体制の下で行っている。

（2）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉大学全体

全授業に関してシラバスを作成し、同内容のものを紙媒体としての『授業概要』（資料4-Ⅲ-9）とホームページ（資料4-Ⅲ-10）で提示している。これは学生のみならず、一般の方々も参照することができる。これとは別に、『履修登録の手引き』（資料4-Ⅲ-3）という諸注意、留意点を詳細に記した冊子を毎年4月に全学生に配布している。

シラバスの項目としては、到達目標、授業計画、授業概要、教科書・参考書、成績評価の方法・基準、事前準備学習などを設定し、担当教員がすべてに関して記述するように指示している。これにより学生が授業に先駆けて主体的に学習に取り組む日程作りを可能にし、到達目標を知らせることで学修意欲を喚起し、それに至る過程を明瞭に認識させることができる。そのため授業計画は、各セメスター全15回分の各回の内容がはっきり分かるように記述し、授業工程表として明示することで、学生にとって毎回の授業に臨むにあたって予習のできるシラバスとなっている。シラバスの意義と利用方法に関しては、初年次のガイダンスにおいて教員ならびに学務部職員から時間をかけて説明し、計画的学修への意識を高めることを指導している。

シラバスの内容と授業との整合性については、半期科目は15回終了時に、通年科目は年度末において、すべての科目で履修者全員に授業評価アンケートを行い5点満点で数値化される。アンケートの設問は「1.この授業は、「授業概要」に書かれていた目的にしたがって行われていましたか。」（資料4-Ⅲ-11）としている。この学生による授業評価アンケートは授業改善委員会（資料4-Ⅲ-12）が主体となって行い、その結果は科目担当者に連絡される。ただ、教育上必要な修正がなされることは、シラバス運用上の調整範囲内のものと理解し、大学としては決して厳密さを押し付けることはしていない。しかし、授業回数15回の確保については厳守しており、休講した場合は補講を義務付けている。これは専任教員も兼任教員も同様である。

導入当初はシラバス作成に対する抵抗感もあったが、年を追ってその内容を改善すると共に意義等を周知せしめ、また社会的認知度の高まりもあって、現在は専任教員・兼任教員全体でほぼ良好な運用状態にある。

〈2〉文学部

学生による授業評価アンケートに、シラバスに基づいて授業が展開されているか、という項目が組み込まれている。ただし、その結果は、個々の教員にフィードバックされるが、管理職による管理を行っていないため、全ての学部授業がシラバスに基づいて展開されているかについての検証は不可能である。現状においては個々の教員レベルで、学生によるアンケート結果を踏まえて自己改善を行うことに期待する制度になっている。とはいえ、授業評価アンケートの「平均値」が学内で公表されており、それにより全体の傾向については把握で

第4章 教育内容・方法・成果

きる。2011年度末に行った後期アンケートによれば、全学平均は4.3で、文学部も4.3であるから、学部授業は概ねシラバスに基づいて展開されていると判断して良いものと理解している（資料4-Ⅲ-13）。

今のところ各学部の項目で書くように、この「平均値」の悪化は見られないことから、個々の教員に任せる以上の組織的な管理制度を作らねばならない必要性は感じていない。

〈3〉生活科学部

授業改善委員会における授業評価アンケートの2011年度後期の全学平均は4.3であり、生活科学部も4.3であるから、大きな不満があると考えする必要はないと捉えている（資料4-Ⅲ-13）。そこにはシラバスに基づいた授業が展開されているかを問う項目があり、その点はほぼ果たされていると認識している。

〈4〉看護学部

授業評価アンケートの2011年度後期の全学平均は4.3であり、看護学部も4.3で平均値であった（資料4-Ⅲ-13）。看護学科はオムニバス形式の授業が多いが、その科目の責任者がシラバスの作成を担当し、授業内容の全体を見渡してシラバスに記しているため、科目全体の構成は十分な配慮のもとに作られていると言える。カリキュラム編成の全体の中で一つひとつの授業の位置付けに配慮し、授業内容を決定し、授業日程表を作成している（資料4-Ⅲ-6）。

〈5〉経営学部

シラバスは、全学が統一した様式で記入することになっており、新設学部である経営学部でも同様の様式を使い、学生にとって利用しやすいものになっている。授業評価アンケートの2011年度の全学平均は前期後期とも4.3であり、経営学部は前期4.2、後期4.1で若干平均を下回っているが、大きな不満があると考えする必要はないと捉えている（資料4-Ⅲ-13）。

〈6〉文学研究科

学生による授業評価アンケートは学部において実施しているものと同じものを実施している（資料4-Ⅲ-13）。これによりシラバスに従った授業が行われているかをチェックすることができる。その結果は各教員に手交され、授業内容やシラバス記載の改善に利用されている。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科は2011年度開設のため、完成年度まで設置計画（資料4-Ⅲ-14）に基づき、着実に履行するよう努めている。シラバスについては、学部と同様に詳細なものが作成され、学生に配布されている。このシラバスにできるだけ忠実に授業が行われているものと捉えているが、授業評価アンケートの結果は個々の教員により自発的に改善に役立てる制度となっている。

〈8〉看護学研究科

第4章 教育内容・方法・成果

看護学研究科は完成年度まで設置計画（資料 4-Ⅲ-15）に基づいて履行する。授業の概要及び目的、授業計画・内容、評価方法・観点、教材と参考文献等を細述してシラバスとして配布・周知しているが、これに基づいた授業が展開されているかについての評価・検証はまだ行われていない。完成年度を終えた時点で実施する予定である。専攻学生が全員履修する専門共通必修科目については授業評価を実施し、検証の一助としていく。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

学部に関しては、学則（資料 4-Ⅲ-16）第 6 章「履修方法および単位算定基準」と同第 7 章「学習の評価および試験」に基づき、『履修要覧』に「授業、単位と卒業要件」（資料 4-Ⅲ-1 p.25～26）「試験規程」（資料 4-Ⅲ-1 p.30～35）を明示している。

「履修方法および単位算定基準」では、以下のように単位算定基準を定めている。現況の大学環境においては授業以外の学修時間の確保をチェックすることは困難だが、その修学時間確保の大前提に単位算定基準が存在することを、毎年 4 月のガイダンスにおいて丁寧に説明し、学生への周知を図っている。

- 「1）講義については、1 時間の授業に対して 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2）演習については、1 時間の授業に対して 2 時間の準備のための学修を必要とし、15 時間の授業をもって 1 単位とする科目、または、2 時間の授業に対して 1 時間の準備のための学修を必要とし、30 時間の授業をもって 1 単位とする科目のいずれかとする。
- 3）実験および実技については、2 時間の授業に対して 1 時間の準備のための学修を必要とし、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 4）実習については、2 時間の授業に対して 1 時間の準備のための学修を必要とし、30 時間の授業をもって 1 単位とする科目、または、45 時間の授業をもって 1 単位とする科目のいずれかとする。
- 5）卒業研究については、これらに必要な学修等を勘案して単位数を定める。」

「学習の評価および試験」によって、公欠を除き上記授業時数の 3 分の 1 以上を欠席した場合は受験資格を与えられず、その科目は失格となることを定めている。また、「試験規程」に、成績評価の具体的な内容について以下のように明記し、ガイダンスで一項目ずつ学生に説明・解説して理解させている。

- 「① 学業成績は、定期試験および臨時試験（いずれの場合も筆記・口述・実技などの試験を含む）やレポート等の成績を総合して評価され、合格と判定された場合には所定の単位が与えられる。
- ② 成績評価の基準は、AA（90 点～100 点）、A（80 点～89 点）、B（70 点～79 点）、C（60 点～69 点）を合格とし、F（59 点以下）を不合格とする。ただし、定期試験等に欠席した場合の評価は「欠試」であり、以下のいずれかに該当する場合の評価は「失格」となる。「欠試」および「失格」も F の場合と同様に不合格であり、単位は認定されない。

第4章 教育内容・方法・成果

- A. 当該授業科目の全授業時数の3分の1以上を欠席している場合。
 - B. 当該年度の授業料等が未納のとき。
 - C. 試験中に不正行為〔場合によっては懲戒処分の対象になる〕を行ったとき。
 - D. その他、担当教員が十分な根拠をもって評価に値しないと判断したとき。
- ③ 「F」・「欠試」・「失格」となった授業科目、取消をした授業科目は、次年度に再び履修登録をすることができる。」

なお、通知された成績評価について疑義がある場合は、学生は学務部の窓口を通じて、成績調査依頼票によって教員に成績の根拠調査を依頼することができる。成績評価をした教員と学生の中に第三者である学務部が入って疑義表明とそれへの回答がなされることで、客観性の確保とハラスメントの防止が果たされている。また、成績通知票は、年一回学生の保証人に宛てて送付している。ただし、学生本人が保証人への送付を希望しない場合は、学生が送付を希望していないことを保証人に通知する、という制度になっている。

入学前の既修得単位の認定に関しては、以下のように「授業、単位と卒業要件」において周知を図っている（資料4-III-1 p.26）。

「1）本学1年次入学生

本学入学以前に大学または短期大学等で修得した単位、特別科目等履修生として修得した単位がある場合、本学において修得した単位として認定することがある。単位認定希望者は、できるだけ授業開始前（履修相談日）に学務部まで相談すること。

2) 編転入学生

編転入学を許可された者が入学前に修得した単位のうち、2年次編入生は40単位、3年次編入生は70単位を越えない範囲で、本学において修得したものとして単位を認定する。

基本的に、2年次編入生については1年次開講科目、3年次編入生については1～2年次開講科目の範囲で、科目の内容が共通と認められた場合、単位を認定する。学生本人が認定を希望しない科目については、認定しない。

資格関連科目に関しては3年次以上の配置科目についても認定する場合がある。

教職課程の科目に関して、本学に入学する前の大学が短期大学である場合は、二種免許状に係る科目の単位数が上限となる。また、道德教育に関する科目は再履修しなければならない。（教育職員免許法施行規則第10条4および第6条表備考5による。

本学では2000年度入学生から適用）」。

なお、大学院に関しては下記の〈6〉の文学研究科の項にまとめて記す。

〈2〉文学部

各教員は、前項に記した学則ならびに「試験規程」に則り成績評価を行っている。その際、シラバス（資料4-III-9）に記した「成績評価の方法・基準」が、各授業における附則的位置づけとして用いられる。

〈3〉生活科学部

各教員は、〈1〉大学全体に記した学則ならびに「試験規程」に則り成績評価を行っている。また、シラバス（資料4-III-9）には「成績評価の方法・基準」という記入項目があり、

第4章 教育内容・方法・成果

各授業における成績評価に関する附則的位置づけとして用いられている。成績評価と単位認定に関しては、各学部間で差異はない。

実験・実習系が多い本学部では、学生と教員の距離が近く、また少人数授業となっているため、一層適切な成績評価ができているものと認識している。

〈4〉看護学部

各教員は、〈1〉大学全体に記した学則ならびに「試験規程」に則り成績評価を行っている。各教員がシラバス（資料4-Ⅲ-9）の「成績評価の方法・基準」に記入した内容は、その附則的位置づけとなる。

オムニバス授業においては担当者間の評価会議を持ち、最終的にシラバス作成者が責任を持って成績をまとめ単位認定を行っている。

〈5〉経営学部

各教員は、〈1〉大学全体に記した学則ならびに「試験規程」に則り成績評価を行う。シラバス（資料4-Ⅲ-9）中の「成績評価の方法・基準」はその際の附則的事項として位置づく。

〈6〉文学研究科

大学院においても、AA,A,B,C,Fの5段階の成績評価が行われている（資料4-Ⅲ-2 p.14、18、23）。履修した授業科目の単位認定は、大学院学則（資料4-Ⅲ-17）第11条において、「筆記もしくは口頭による試験または研究報告によるものとし、研究科委員会がこれを行う」と定めている。修士論文や課題研究論文については、その発表会が研究科専攻教員全員と専攻科院生全員立ち合いのもと行われている。その成績は、研究科委員会において審議・決定している。

なお、他の大学院における授業科目の履修に関しては、大学院学則第10条において、「研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ他大学の大学院と協議して双方の承認を得られたとき、学生は、当該他大学大学院の授業科目を履修することができる」と定め、10単位を超えない範囲で本学において修得した単位と見なすことにしている。これにより学生の学修意欲に沿った勉学ができるよう取り計らっている。これは留学の場合にも準用する。

入学前の既修得単位等の認定については、同第12条で、「研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本大学院または他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と定めている。認定単位数は、転学の場合を除いて10単位を超えないものとする。

これらに則り、学生の専門分野の勉学・研究にとって有益かつその意欲を増進させるために、日常的な教育活動と相まって単位認定制度ならびに厳格な成績評価の実施により、学生の学修にとって望ましい環境を整えている。文学研究科もこれらの規程に則り、成績評価と単位認定を行っている。

〈7〉生活科学研究科

第4章 教育内容・方法・成果

成績評価は、試験、レポート、出席などを基に行われており、その評価方法・観点についてはその詳細がシラバスに明示されている。修士論文については、発表会が研究科専攻教員全員と専攻科院生全員立ち合いのもと行われ、研究科委員会で審議することを明記している。また、最終単位認定についても研究科委員会で審議することを明記している。

〈8〉看護学研究科

シラバスに明示した通り、各担当教員の責任において実施している。ただし、最終的な単位認定は研究科委員会において審議・決定する。「修士論文」「課題研究論文」の審査は2012年度が最初となるが、研究科委員会から委嘱された研究指導教員3名（主査1名、副査2名）が試験を行い、研究科委員会において審議・決定することになっている。

（4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉大学全体

大学教育の質的向上のために、授業内容と方法の改善はきわめて重要な取り組み事項である。先に第3章1.（4）〈1〉において大学教員にかかわるファカルティ・ディベロップメント（以下FD）活動の三側面について記したが、ここでは本学における授業方法の改善を軸とする教育能力の向上のための「授業FD活動」に関して記す。

まず、本学は授業改善委員会を設置し、そこにおいて策定・作成された「学生による授業評価アンケート」を2005年度より全学科・研究科において実施している。2007年度には2年間の実績を基に質問項目等の見直しを図った。この結果は外部業者により取りまとめられ、個々の科目担当教員にフィードバックされると共に、各学部と大学単位の数値とグラフが大学全体で共有される（資料4-Ⅲ-18）。個々の教員はそれを基に担当科目の今後の改善点ならびに意見を報告書として学部長に提出することが義務付けられている。さらに、今後この授業評価結果の提示・活用方法および「授業FD活動」の充実について積極的な取り組みを行うための検討が、学長・副学長・授業改善委員会委員長との間で話し合われている。

看護学部を設立した2004年度から、FD活動に対する学科毎の予算付けを行うようにした。9年間それは継続されてきている。さらに2012年度の「中期経営計画」（資料4-Ⅲ-4）中に「ファカルティ・ディベロップメント」の項目があるため、その予算に基づくFD活動を中期的計画性の下に順次性を持って企画するという観点を導入した。まずは2012年度中にその計画立案を果たすと共に、順次性の明確な方向性と実施のためのコンセンサス作りをすることが各学部学科の中期経営計画に盛り込まれた。その下で、今後、具体案の作成が開始される。

〈2〉文学部

現代英語学科は、各種英語検定試験の結果、教員採用試験の合格状況、その他の資格取得状況、就職状況から教育成果の検証を行い、教育内容の改善方法について学科会議で検討している。児童教育学科は、教員輪番で授業報告会を行い、教育内容や方法の改善に役立てている。文化交流学科は、教育成果についての定期的な検証はしていないが、必要に応じて話

第4章 教育内容・方法・成果

し合いをすることでカリキュラムの見直し等に繋げている。

〈3〉生活科学部

人間福祉学科は、2010年度に教員相互の授業見学会を行った。2011年度は東日本大震災の影響で中断したが、2012年度に再開した。今後もこれを継続していく。食物健康科学科は国家試験対策で実施している模擬試験結果ならびに国家試験の合格状況等を分析し、教育内容・方法の改善を図っている。また、習熟度別クラスによる学習効果について検証を行っている。

〈4〉看護学部

看護学科は、実習科目について実習終了後に個々の学生から直接評価を得ている。それを直ちに次の実習に活かすと共に、次年度の実習指導者の協議会に反映している。また、オムニバス授業に関して相互に授業参観をして情報交換をしている。

〈5〉経営学部

経営学科は、2012年1月に学科FD委員が「インターアクティビティとしての講義」と題した発表をし、さらに文部科学省の「大学における教育内容等の改革状況調査について」を学習した。さらに、2名のアドバイザーが所属学生全員と個別面談を行い、授業内容等についても話し合いをして、その情報は学科教員共有のものにしている。

〈6〉文学研究科

教育学専攻は、修士論文の全体的な指導を中間発表等で行っているが、書式の統一など細かい部分における指示が不十分な箇所もあった。その反省に基づいて、2012年度初めに「修士論文執筆に関するガイドライン」（資料4-III-7）を学生に配布し、修士論文執筆における留意事項について確認をした。

〈7〉生活科学研究科

教育成果については教員が個別に検証を行い、研究科委員会で情報共有している。それを授業改善へと反映させていくための具体的な道筋についても、研究科委員会で鋭意協議中であり、完成年度以降に積極的に実施していくことになる。

〈8〉看護学研究科

看護学専攻は研究科FD研修により、「専門看護師教育課程における修得単位数及び教育課程審査基準の改定」「厚労省における（仮）特定看護師の制度・養成課程の枠組・資格の法制化」「全国看護系大学協議会における専門看護師と（仮）特定看護師の資格一本化にむけた取り組み」等に関する勉強会を予定しているが、授業改善に関しても検討していく。それによって教育成果についての定期的な検証システムを作り上げる方針である。

2. 点検・評価

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

多様な授業形態を取り入れるなどの工夫により、本学においては学生の主体的な授業参加を促す点は進んでいると認識している。シラバスもしっかりと定着しており、年々その内容は充実している。授業評価アンケートも定着し、実施し忘れたという授業数も少なくなっている。新たな「中期経営計画」を設定したことは、計画的・定期的な「授業FD活動」の必要性への意識喚起にとって好ましい流れを生んでいる。

〈2〉文学部

文学部では、伝統的な教育方法にとらわれることなく、体験的教育方法を早くから取り入れて実践してきた。それは各学科の学生に受け入れられており、履修者も多く評判も良い。また、学部独自の「外国語優秀賞」(資料4-III-19)の設定により、通常の授業や課外学習における外国語学習のモチベーションは向上してきている。

〈3〉生活科学部

生活科学部では、国家試験の合格率向上のために、法律で定められた学科科目のほかに国試対策講座や外部講師による授業、模擬試験などを3年次生から実施し、徐々に成果が出てきている。学科ごとに教育内容が大きく異なるため、教育方法における相違点は多いが、学習指導や学生対応に関しては差はなく、両学科ともに親身な学生指導により教育効果をあげている。また、食物健康科学科では、1年次に導入教育として位置づけた「管理栄養士入門」において卒業生による講話を実施し、学生の縦の連携を図ると共に学生目線での教育活動を試みているが、これは学生のモチベーションの向上に有効である。シラバスの作成、2クラス編成での教育、少人数でのグループワーク、授業時間外での学生対応等を含め、きめ細かな指導体制によって学びの環境が良好に整えられている。

〈4〉看護学部

看護学科においては、科目内容に関して教員相互の話し合いを行い、授業内容の重複をさけるようにしている。専門性を重視するためオムニバス科目が多いが、責任者を置いて教員間の横の連携をとるようにして内容を深めている。また、学生の学習進度に合わせて段階を踏みながら進め、授業形態も講義・演習・実習の様々な方法を取って学生の理解を深めることができていると認識している。

〈5〉経営学部

経営学科はグループ・ディスカッション形式(基礎演習Ⅱ)、チーム作業形式(リーダーシップ演習Ⅰ)を授業に取り入れており、学生のプレゼンテーション能力、協働能力、リーダーシップ能力を育てるのに効果的であると考えている。

〈6〉文学研究科

文学研究科では、入学時より頻繁に面談をして、学生の修士論文の進捗状態をチェックしており、学生の信頼も確保できている。教育学専攻では、論文執筆方法の基礎的指導を強化

第4章 教育内容・方法・成果

したため、専攻全体として修士論文の質が上がってきている。また、中間発表会で指摘された事項をうまく取り込む論文が増えてきている。

(2) 改善すべき事項

〈1〉大学全体

教育方法に関する全学規模の委員会には、教務委員会、教職課程委員会、授業改善委員会、教養教育運営委員会、自己点検・評価運営委員会があり、一定の役目を果たしてきた（資料 4-III-20）。しかし、授業 FD 委員会というような、授業の改善活動に直接携わる全学的組織はない。そのため、授業 FD は各学科を主体とするものに留まっており、教育内容・方法の改善が全学レベルの重要事であるという意識が十分に醸成されない原因となっている。

シラバスの記述において「教科書・参考書」の欄の詳細さに欠けるものがあり、学生にとって予習の学修時間を取りにくい状態にある。各回の授業への参考文献は、学期開始後に次回授業用として示せば予習は可能になるとしても、少なくとも学生の履修選択のために 15 回全体にわたる参考書等は掲げられていることが望ましい。総じてシラバスの作成に際して、単位算定基準を念頭に、学生の準備学修時間を確保させる必要があるという発想が希薄である。単に講義を聴講しに来る、演習で他者の発表を聞きに来る、実験・実技・実習をしに来るというだけでなく、その準備のために学修させることを不問に付す状態であることは、教育の質向上のために改善を要する。

〈2〉全学部

授業改善委員会と教育方法の向上の取り組みは、教員個人のみ委ねるのではなく、まずは学科単位での組織的な取り組みが必要である。授業改善委員会との連携により、学部として授業 FD の PDCA サイクルを明確にするとの方針を立て、実行に移していく必要がある。「中期経営計画」（資料 4-III-4）においてその方向性を打ち出したので、今後はその実施を確実に進めていきたい。

また、授業評価アンケートにおける評価基準について、学生と教員が同一の認識を持っているかが不明であるため、それぞれの評価の客観性や妥当性について何度も検討を重ねていく必要がある。教員間で授業評価を行いながら教員同士で授業を改善していく取り組みも、今後積極的に企画し実施していくことが必要であると考え。授業研究の取り組み方法の発表会等もあればより良い教育力が向上されていくに違いない。

なお、授業レベルが学生の能力実態から離れ、いたずらに高くなることを質の向上とは言わない。その意味で、教育の質の向上と学生の公平感乖離してはならない。学生の能力実態に沿った目線で、どれほど有効・有用な授業ができるか、そこが問われているのである。この視点に立って、教育方法・指導方法、シラバスに基づく授業のあり方、成績評価と単位認定に関する教員間での具体的な話し合いと、そこにおける合意を作っていく必要がある。そのために、まずは教員間の信頼関係に基づいた議論環境がなければならず、次いで委員会等の公的組織における議論の展開がなされねばならない。学外組織との連携を前提に教育活動が行われている学科に関しては、実習連絡協議会の取り組みを強化すると共に、学外実習施設の方にも委員会等に参加していただき、協力を得られればありがたい。この方法も今後

前向きに検討していく。

〈3〉全研究科

現況は相応の取り組みができてはいるが、大学院が置かれた社会的状況の中で考えた場合、今のままでは十分であるとは言い難い。授業支援 web システムの助けを借りて、時代に即した展開を図ることを検討していきたい。設置間もない生活科学研究科・看護学研究科においては、教育成果についての定期的な検証システムを作って検証していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉文学部

これまでの取り組みに加えて、時代のニーズに沿ったアクティブ・ラーニングの導入を図り、座学と連動させて教育効果を高めていく。学部独自の「外国語優秀賞」(資料 4-III-19)については、低学年から学生への広報を行い、受賞者を増加させるための取り組みを授業の内外で続けていき、学生のモチベーションを高めたい。

〈2〉生活科学部

学科ごとに教育内容が大きく異なるため、教育方法においても違いは多いが、学習指導や学生対応に関して差はなく、両学科ともに親身な学生指導により教育効果をあげている。

食物健康科学科においては、シラバスの作成、2クラス編成での教育、少人数でのグループワーク、授業時間外での学生対応等を含め、きめ細かな指導体制によって学びの環境が良好に整えられている。

今後は学生の自己学習力や応用力を高められる教育方法について、学科教員で検討を行っていく。また、アドバイザーおよびゼミ担当者による学生の個別のフォローアップ体制が構築されており、今後はさらに GPA や共通面談シート等を活用した定期的な面接指導のシステム化により、個人単位での学習指導・支援の充実を図る。

〈3〉看護学部

専門性を追求した科目内容に合った教授法を展開している。カリキュラムの変更に伴い、年次ごとに適切な評価を行いながら、教育内容と方法へのフィードバックを重視する点での教員間の共通理解が存在する。今後も教員間の連携をとりつつ学生の理解を深めるよう努めていく。

〈4〉経営学部

授業は講義形式、グループ・ディスカッション形式(基礎演習Ⅱ)、チーム作業形式(リーダーシップ演習Ⅰ)など科目の特性を反映した方法によって実施されている。この組み合わせは、学生の主体性、学生間の融和を図るのに効果的である。2013年度より3年次生のゼミが開始されるが、平均8名程度の少人数ゼミとなるので個別の学生の指導がさらに徹底されるものと思われる。

〈5〉文学研究科

英語英米文学専攻・教育学専攻共に、教員の指導体制の改善により、修士論文に対する学生の取り組み方に大きな進歩がみられている。今後ともこれを継続的に推進していく。

〈6〉生活科学研究科

昼夜開講制をとっている本研究科では、社会人入学の院生と一般院生では生活時間に違いがみられる。社会人が受講しやすい環境にするため、講義、演習、実習は土曜日、夜間、夏期休暇中に集中開講する方法をとっている。一般院生は、昼間を修士論文作成のための実験・調査等に充てているため、細切れでなく、集中したきめ細かな指導が可能となっている。

〈7〉看護学研究科

看護学研究科は、各コース別、履修年限別に用意した履修モデルを提示し、計画的な学修方法を指導しており、共通選択科目以外は夜間開講も実施し、各科目担当者により開講日・開講時間を柔軟に設定しているため、履修者が出席しやすい環境にある。そのため、現在のところ出席率もよく、多くの学生が1年次に20単位以上の単位取得ができています。

（2）改善すべき事項

〈1〉大学全体

今後教育内容の質保証システムの維持・向上にどれだけエネルギーをかけているかということが、地域社会・国際社会からの評価に大きな部分を占めることは間違いない。教員個人の活動や学科単位のそれに期待するのではなく、教育理念の実現のためとの姿勢の下に、大学全体が組織として強い意志において授業FD活動を管理・運営していく必要がある。

前述したように、そのための有効なツールとして、eポートフォリオがある。学士課程の教育方法ならびに指導の改善策として、入学から卒業までの学習のプロセスと成果を可視化でき、教員間でもティーチング・ポートフォリオを共有できるeポートフォリオの活用は、今後の大学による組織的授業FD活動の活性化の契機を形作るものとして重要である。2013年度からその前提となる授業支援webシステムが導入されることで（資料4-Ⅲ-5）、事前・事後学習への取り組みにおいて大きく一歩前進するものと期待している。

〈2〉全学部

授業改善委員会との連携を図り、各学部長のリーダーシップのもとに、FDのPDCAサイクルを確立していく。実施前年度中に各学科で計画したものに基いて実行をし、実施年度中には検証して、そこで明らかになった改善点について速やかに改善へと繋げていきたい。この過程を記録に残していくことで、さらに次の段階での生産性を向上させていけるものと考えている。

教員と学生の信頼関係を構築するためには、教員の教育力の向上が欠かせない。そのために、今まで継続してきた学科単位での授業改善のため取り組みの検証をしたうえで、学部としてのFD活動の導入を進める。具体的な計画としては、ティーチング・ポートフォリオの

第4章 教育内容・方法・成果

導入、授業改善取り組みの事例発表会の実施、国家試験等対策講座の教育方法の見直し等が挙げられる。

〈3〉全研究科

修士論文指導において一段の進歩が見られているが、2013年度から授業支援 web システムの導入が予定されているため、この新しいツールを活用して、より時代に合った指導方法の模索を行い、積極的に実践していく。2011年度に開設した生活科学研究科・看護学研究科においては、教育成果についての定期的な検証システムを早急に作り、個々の授業の教育方法の評価に留まることなく、専攻全体としての教育方法が適切であったか等、大きな視点での自己点検・評価を行わなければならない。教学関係では、教育内容、教授方法、教員の資質の向上、教育研究活動、学位授与の適切性などを点検して、次に活かしていく。

4. 根拠資料

- 4-Ⅲ-1 2012（平成24）年度履修要覧（既出 資料1-13）
- 4-Ⅲ-2 大学院2012（平成24）年度履修要覧（既出 資料1-19）
- 4-Ⅲ-3 2012年度履修登録の手引き・「IC－UNIPA」利用の手引き
- 4-Ⅲ-4 第13期中期経営計画（既出 資料1-24）
- 4-Ⅲ-5 平成24年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」の審査結果について（既出 資料1-27）
- 4-Ⅲ-6 看護学科授業日程表
- 4-Ⅲ-7 修士論文執筆に関するガイドライン（文学研究科教育学専攻）（既出 資料3-40）
- 4-Ⅲ-8 2012年度時間割
- 4-Ⅲ-9 2012（平成24）年度授業概要（既出 資料4-II-8）
- 4-Ⅲ-10 学生の方へ（大学ホームページ）（<http://www.icc.ac.jp/student/index.html>）
- 4-Ⅲ-11 授業評価アンケート
- 4-Ⅲ-12 茨城キリスト教大学授業改善委員会規程
- 4-Ⅲ-13 2011年度授業評価アンケート結果
- 4-Ⅲ-14 大学院生活科学研究科設置認可申請書類（大学ホームページ）（既出 資料1-20）
（http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_food.pdf）
- 4-Ⅲ-15 大学院看護学研究科設置認可申請書類（大学ホームページ）（既出 資料1-22）
（http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/setti_rikou/data/ninka_nur.pdf）
- 4-Ⅲ-16 茨城キリスト教大学学則（既出 資料1-4）
- 4-Ⅲ-17 茨城キリスト教大学大学院学則（既出 資料1-5）
- 4-Ⅲ-18 2007年度および2008年度学生による授業評価結果報告書（大学ホームページ）
（<http://www.icc.ac.jp/about/cert/pdf/2007-2008cs.pdf>）
- 4-Ⅲ-19 茨城キリスト教大学文学部外国語優秀賞規程
- 4-Ⅲ-20 組織図（大学ホームページ）（既出 資料2-1）
（http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/soshiki/soshiki_120401.pdf）

IV 成果

1. 現状説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉大学全体

不況の時代における学生の地元進学志向の強まりは、好況期であれば東京の有名大学を目指したであろう学力を持つ学生が本学に入学してくる現象を生んでいる。他方で、18歳人口の減少に伴う志望者減によって、かつては成績的観点から大学進学を断念していた学生たちが大学で修学する機会を得るという状況を生んだ。本学のような地域に根差した大学では、この二つの新たな事態がもっとも鮮明に表れている。このことは、本学における在学生の学力格差に大きな広がりをもたらすことになった。

現在、教育目標に沿った教育の質の維持・向上に関する最大の課題は、学生の学力格差が広がる中で、全学生に公平性を持って適切な教育内容を提供することであり、それにより教育成果を上げることにある。本学の教職員は、試行錯誤の中で多大なエネルギーをこの課題を果たすために注いでいる。

本学ディプロマ・ポリシーの基盤にある、キリスト教の精神に基づいた人格教育という教育理念に関して言えば、学習への能力とは異なるものとして、広くこの理念は学生たちに浸透している。これに関する授業としては、「キリスト教概論」が必修としてあり(資料4-IV-1 第18条)、チャペルの実施やボランティア活動への参加などにより、隣人愛をもって「共に生きる」という精神は全学生にいきわたらせることができている(資料4-IV-2 p.21~22)。

学科によっては、学生の学力格差に応じた新たな教育目標の設定が必要になってきている。あるいは、全学生に進級のための一定のハードルを課すという方法もあり得る。もちろん、これを安易に導入することには慎重でなければならない。なぜなら、学生に課すハードルが、学生自身の力で乗り越えるための単なる達成目標として提示するのに留まるのであれば、教員側がこれまで努力して設定してきた教育目標達成のための教育編成・実施システムや学修支援システムの工夫を無にすることになりかねないからである。進級ハードルの設定は、そこから考えれば、これまで設定してきた学生指導のための諸システムに、新たに加える指導システムの一つでなければならない。すなわち、学生に対してハードルを課す際には、必ず全学生がそのハードルを超えられるための教員側の具体的な指導システムの設計を伴わせる必要がある。その意味で、これは実は教員のための指導ハードルの設定である。入学を許可した学生に対し、教育目標を達成させる教育システムが大学という機関である以上、そのハードルを超えて教育目標地点に到達させ、学位を授与できるようにするための教育課程の編成・実施の体系が用意されなければならない。それはすなわち、平均的学力を持つ学生たちにとっては普通に越えられるハードルを超えられない一部の学生たちに、どのような支援・指導システムを用意するかということである。それがなければ、単なるハードルの設定は、いたずらに休・退学者を増やす結果となり、学生に対する時間的・経済的負担を強いる結果を招くだけに終わりがかねない。逆に教員側の指導システムが伴うなら、学生へのハードルの設定は教育上きわめて有効な一方法になる。現在、このあり方も含めて、学力格差に対する様々な対策を議論・検討中である。まずは、2013年度に管理栄養士養成課程である食物健康学科において進級制度を導入し、学生への早期支援・指導システムを始動させる。その効果を見て、他学科でも具体的な検討に移りたい。

第4章 教育内容・方法・成果

社会人として必要な基礎的知識・技能の習得に関する教養教育部分に関しては、現在、教養教育運営委員会からの答申に基づいて、2015年4月からの実施というロードマップの下に、タスク・フォースを設置してその理念・組織・教育内容についての検討を鋭意進めている。本学のような地域に根差した地方大学においては、いわゆる分厚い中間層の育成に際してこの観点は重要であり、教養教育面での大学教育に対する地域の期待は大きい。そこには現在急速に進展しつつあるグローバル社会状況に対する適応能力の教育も含まれる。日本語日本文化教育、外国語教育、異文化理解、文化交流という分野においても、今後十分な教育体系を作り上げていく必要がある。未来の社会を支える学生たちへの教養教育は、これらの内容を盛り込まなければならない。

コンピュータが普及し始めて情報化社会が始まったとき、本学はそれにふさわしい教育課程、内容を積極的に取り入れ、新しい社会状況に適応できる人材の育成に努めた。現在におけるその位置には、地方産業社会におけるグローバル化という社会状況があると認識している。かつての、いわゆるエリート層のグローバル化に力を入れるという時代は終わり、今は中間層のグローバル化が大きく進展しつつある。地元中小企業においても、業務の海外展開や外国人雇用の増大など、新規に取り組むべき諸々の問題と共に、グローバル対応はもはや避けようもない状況になっている。国も各種教育機関も、この潮流をもっと早くとらえて積極的施策を打ち出すべきであったが、マーケット・ニーズや就職先の有無を強く念頭に置くあまり、それができずに来た。大学においてマーケット・ニーズや就職先の有無は当然重要であるが、大学の社会的存在意義を考えると、知の集約拠点としての大学が国の将来を見据えてやらねばならないことはある。何より本学は、そのような理念の下に設置した大学である点は第1章1.(1)<1>で見た通りである。

本学はかつて、グローバル人材の育成は現代英語学科に任せておけば良いという時代を自ら脱し、1998年に全国で最初の文化交流学科という名称を掲げる学科を設置して、もう一つの核を作った。この動きは本学の理念にふさわしいものであった。現在、現代英語学科、文化交流学科、そして2011年度に設置した経営学科を含めて、グローバル化に適応する人材育成のフロントランナー学科として位置づけ、日本のグローバル化の意味・内容・将来への知見や、それに適応する知識・価値観・技能の習得をさせる新たな教育課程を定着させるための検討を始めた。この将来構想の樹立のために、2012年8月から小委員会を設置して、包括的視点の下に具体的な構想を作る議論を開始している。

本学が位置する地域において、ローカルの視点はきわめて重要であることは言うまでもないが、そこにいよいよグローバル環境が不可分の形で根をおろし始めた。このグローバルとローカルという二つ概念は、もはや別個に切りはなせるものではなく、相互にリンクしながら地域社会・企業と世界とを直接的に結び付けている。グローバルという造語さえすでに古びてしまった状況がそこで展開しつつある。この現状を、本学の教育課程はしっかりと受け止め、反映していかなければならない。2015年度に始める予定の教育課程は、遅ればせながらその実現のためのスタート地点となる。

個々の学生の教育成果は、単位の修得数、GPA 評価、資格取得、就職・進学状況によって測定できるが、これらについて体系的に評価するシステムは今のところない。大学全体ならびに学部・学科・研究科毎に関しては、単位修得率、GPA 数値、資格取得率、学位授与率、就職率、進学率などで測定できる。教授会資料としてこのすべてが報告されるわけでは

第4章 教育内容・方法・成果

ないが、例えば卒業判定にあたって学務部から一覧表が出されるほか、キャリア支援センターからは初夏以降の教授会に、学科毎の就職内定率等の一覧表が提出され、状況の共有努力がなされている。

なお、キャリア支援センター職員は、各学科担当に分かれており、担当学科の学科会などに出向いて諸々の打合せを行っている。2011年度の就職状況（資料 4-IV-3）は、大学全体の就職内定率が92.8%、文学部90.8%、現代英語学科89.9%、児童教育学科91.7%、文化交流学科90.0%、生活科学部92.6%、人間福祉学科93.1%、食物健康科学科92.3%、看護学部看護学科98.9%となっている。大学全体の数値は、雑誌の就職率ランキングにおいて全国私立大学中32位に挙げられた（読売新聞社『就職に強い大学2013』平成24年7月24日発行）。

卒業生との関係は、同窓会により維持されている（資料 4-IV-4）。未来においてエンロールメント・マネジメントの観点から卒業生に対するオープン・カレッジ等での再教育可能システムを構築する必要が出てきたときに備えて、さらなる緊密な関係を築いていく必要がある。そのことを念頭に、現在2種類存在する同窓会の統合を図るように両同窓会組織に働きかけている。一つはかつて存在した短期大学部の同窓会であり、一つは大学の同窓会である。2013年度中に同窓会統合大会を催し、統合同窓会を始動させる方向で協議を進めている。また、2012年秋には、直近5年間の卒業生に対して在学時代全般ならびに卒業後の状況を聞いたアンケートを実施し、同時に就職先企業にも卒業生への評価や本学への印象などを尋ねるアンケート調査を実施した（資料 4-IV-5）。その結果は運営会議で共有した。さらに、2013年3月には、2012年度の新規卒業生全員に対するアンケートを実施し、本学での学びに関する全般的な意見を聴取する。次年度以降もこれを継続的に実施し、内部質保証制度の一つとして有効に役立てていく。

〈2〉文学部

現代英語学科においては、教育成果を客観的に示す指標として TOEIC、TOEFL などの英語検定試験、中高教員採用試験などの資格試験が挙げられる。それらに示される数値からは、モチベーションの高い学生にはっきりとした成果が見られるが、全体の底上げに関しては課題が残っていると言わざるを得ない。

児童教育学科児童教育専攻は、小学校教育職員採用試験において現役合格者数が近年増加してきている。2012年度は現役生15名の合格であった（資料 4-IV-6）。教員養成課程を置く専攻として、一つの成果の表れと言える。幼児保育専攻では、2011年度卒業生53名中49名が就職を希望し、そのうち保育園や幼稚園、児童施設等、保育・教育に関わる職種についた者が38名いた。学生のこの分野に関わろうとする意欲を引き出しかつ知識・技能を伸ばせたことの一定の成果と考えられる。また、公務員採用者が毎年複数出ている。2012年度は2名であった。これは専門能力のみならず、幅広い教養を身につけさせることの一定の成果と言えよう。

文化交流学科はいわゆる教養系の学科であるため、教育目標としては特定の資格取得や技能の向上などの具体的なものは少なく、学習成果を客観的に評価する指標の設定は難しい。成果の実例として、「文化交流体験」に多くの学生が参加している事実、長期交換留学者数の増加（2011年度まで1,2名だったものが2012年度には5名となった）、沖縄大学との学

第4章 教育内容・方法・成果

生主導の交流活動、学生による学科コミュニティ新聞『rongo rongo』（資料 4-IV-7）の学生の手による発行などを挙げることができる。

〈3〉生活科学部

キリスト教の隣人愛と社会への奉仕という本学の建学の精神を基盤にし、人々の「良き生」を探求し、地域社会に還元するという生活科学部の目的を共有する2学科において、大学院進学をはじめ、中等教育（社会、公民、福祉、家庭）、栄養教諭、社会福祉士、認定心理士、産業カウンセラー、管理栄養士、栄養士、食品衛生監視員、食品衛生管理者の資格を取得し、多くの卒業生が地域社会において活躍している。

本学文学研究科教育学専攻に進学し、心の問題をより深く探究しようとする者の多くが、人間福祉学科の卒業生であることは一つの成果といえるだろう。また、卒業後に福祉関連の仕事に就く者が多く、地域福祉に貢献する人材を養成できている。

食物健康科学科における管理栄養士国家試験の合格率は、全国の管理栄養士養成大学の平均合格率にはおよばないものの、学科の定員増加により低下した合格率（2007年度 47.3%）は、2011年度は 63.6%まで増加した。2013年度に卒業する学生に関しては、国家試験対策の学修体制をさらに強化しているので、その効果を検証して合格率の向上につなげる予定である。過去5年間を見ても平均就職希望者率は 91.8%、就職希望者における内定率も平均 96.2%と高水準を維持しており、全国の管理栄養士課程大学の就職率に比してもかなり高い状況にある。また、就職先は県内の保健・医療・福祉機関、公務員、教職関係が多く、地域貢献をとという目標を果たしているといえる。なお、休学者、退学者に関しては第6章1.（2）〈1〉1）ならびに同章2.（1）〈1〉で詳述するが、アドヴァイザー制度、ゼミ教員によるサポート体制の充実の成果として、休学者、退学者の数は低位を維持できていることを付言しておく。

2013年度から、食物健康学科において学科科目1、2年次合計62単位中10単位以上未修得の学生に対する進級制度を新たに設け、低学年時点での学修対策を取っていくことを決めた。これに対する進級支援のために、教員側は18ステップの指導システムを設け、教育達成目標地点に到達できるように尽力する。この結果、学生全般の質的向上を果たし、さらにいっそう管理栄養士課程大学としての責務を全うできるようになるものと期待している。

〈4〉看護学部

看護師国家試験受験資格に加え、保健師国家試験受験資格を取得できるカリキュラム編成としているが、それのみならず学生自身の国家試験合格のための勉学を強くサポートしている。その結果、ほとんどの学生が看護師として、あるいは保健師としての資格を獲得し、就職する。社会に貢献できる看護専門職の人材輩出を目的とする本学部として、好ましい状況にあると言える。なお、過去5年間の国家資格取得率の平均値（資料 4-IV-8）は、看護師が 94.0%、保健師が 75.7%であった。

〈5〉経営学部

2011年度に開設してまだ完成年度を迎えていないが、初期の教育目標に沿った成果が上がりつつあると判断している。課程終了時における学生の学習成果を測定する評価指標につ

第4章 教育内容・方法・成果

いては、今後学科会議等で議論して定めていきたい。

〈6〉文学研究科

英語英米文学専攻では特別在学留学制度を設けており、2012年度に協定を締結したハワイ大学マノア校へ交換留学生として学生を1名派遣した。この学生は英語教員を目指しており、英語教育に必要な専門的知識と実践的英会話能力を身に着けることを目的として留学を志望した。本専攻が教育目標とする「英語教員等の高度英語専門職業人の育成」に沿う成果の一つと言えよう。教育学専攻においては、大学院終了後、学校や福祉施設においてカウンセラー等の心理職に就く者が多い。大学院で学んだ知識を活かした職業で活躍していることから、教育目標に沿った成果はあがっているものと思われる。

〈7〉生活科学研究科

密度の濃い授業が展開されており、教員と院生の双方で高い満足感が得られていると認識している。2012年度の修了生の学修状況ならびに進路先を見て、教育目標とその成果についての点検をしたい。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科は生活科学研究科と同様に2011年4月に開設したため、成果に関しては今後の実績を見ながら点検・評価していきたい。

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

学則(資料4-IV-1)第8章第18条「卒業の認定および学位の授与」において「本学則第4条に定める期間本学に在学し、以下に定める授業科目を履修し、文学部においては124単位以上、生活科学部人間福祉学科においては124単位以上、生活科学部食物健康科学科においては128単位以上、看護学部においては124単位以上、経営学部においては124単位以上を修得した者について、当該学生が所属する学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、文学部各学科を卒業した者には学士(文学)、生活科学部各学科を卒業した者には学士(生活科学)、看護学部看護学科を卒業した者には学士(看護学)、経営学部経営学科を卒業した者には学士(経営学)を授与する」と定めている。その下には学部学科毎の取得単位数等の詳細を列記している。学則は『履修要覧』(資料4-IV-9 p.1~13)、本学ホームページ(資料4-IV-10)に全文を掲載し、毎年4月のガイダンスで説明して学生への周知を図っている。

また、学則第7章第17条第2,3項には、「2 卒業見込み者で、一定の条件を満たしている者は再試験を受け、単位の認定を受けることができる。3 追試験および再試験に関しては、『試験規程』に定める」としている。この「試験規程」は『履修要覧』(資料4-IV-9 p.30~35)に掲載しており、その中の「再試験について」でこの件に関して以下のように記述している。

「卒業見込者で、定期試験および追試験の結果、不合格科目のうち2科目以内の単位を修

第4章 教育内容・方法・成果

得すれば卒業要件単位を満たす者に限り、学則第17条に基づき再試験を受験することができる。ただし、以下のいずれかに該当する場合は受験することはできない。

- A. 不合格科目の評価が「失格」または「欠試」であった場合。
- B. 不合格科目が、『基礎演習・学科のゼミにあたる演習』『卒業研究』『実験・実習・実技にかかわる科目』『外国語科目のうち CIS』『単位互換による科目』『卒業要件外の科目』のいずれかであった場合。
 - ① 4年次生以上でも卒業見込みのない者、および1・2・3年次生に関しては再試験を行わない。
 - ② 再試験を希望する者は、指定された期日に学務部に再試料を納入し、再試手続きをとること。再試験の日時・場所等は、後日学務部より指示する。再試料は1科目5,000円とする。
 - ③ 再試験の結果、合格した科目の評価は「C」となる。
 - ④ 再試験を受験して卒業要件単位を満たした者の卒業期日は、一般卒業者と同一に扱う。
 - ⑤ 卒業見込者を対象に、再試験の対象とならない科目を明示した文書を後期に掲示および配布するので、必ず内容を確認すること。」

大学院に関しては下記の大学院関連〈6〉〈7〉〈8〉に詳述する。

なお、2011年12月にディプロマ・ポリシーを明文化し、その検証を第13期中期経営計画（資料4-IV-11）の一項目として盛り込み、2012年度に検証をした。既述の通りこの中期経営計画は4年をサイクルとして設定したものであり、その計画に基づき、今後も毎年継続して検証を行っていく。

〈2〉文学部

卒業判定は学部教授会の権限により、学務部教務課が集計した単位修得状況のデータに基づいて、各学科カリキュラムに定められた単位を取得しているか厳密にチェックした上で、厳正な審議を経て行われている。なお、毎年4月に学年毎に全学生を集めて履修ガイダンスを行い、単位未修得の学生についてはゼミ担当教員・アドヴァイザー教員等が個別的な相談を受けるなどの配慮をして、一人ひとりの学生へのきめ細かな指導を実施している。

〈3〉生活科学部

生活科学部において卒業に必要な最低修得単位数は上記の通り学則に定められている。それを決められた科目区分毎に履修し、単位の認定を受けた学生に関して、学部教授会の審議を経て卒業が認定される。生活科学部各学科を卒業した者には学士（生活科学）を授与している。

〈4〉看護学部

学年毎に年度初めに履修ガイダンスを行い、単位未修得の学生においては修得のための個別的相談をするなど配慮している。学則に則り、教授会にて卒業判定を厳正に行っている。

〈5〉経営学部

第4章 教育内容・方法・成果

まだ課程修了生を輩出していないが、学位授与についてはディプロマ・ポリシーに基づき、学則に明記された卒業要件を満たした学生に対して、教授会で審議のもと学位授与をする方針である。

〈6〉文学研究科

各研究科共に、大学院学則（資料4-IV-12）第3章 第13条「課程の修了及び学位の授与」において修了要件を以下のように定めている。文学研究科に関しては、次のように定めている。

「文学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする」。この他に、「4 修士論文の審査及び最終試験は、各研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて各研究科委員会が決定する」

続く第14条で、課程修了の認定について、「修士課程修了の認定は、各研究科委員会が行う」とし、第15条で、「修士課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。文学研究科英語英米文学専攻 修士（文学）、教育学専攻 修士（文学）、生活科学研究科食物健康科学専攻 修士（食物健康科学）、看護学研究科看護学専攻 修士（看護学）。2 学位授与に関する規程は別に定める」としている。

「大学院学位授与規程」（資料4-IV-13）は、『履修要覧』（資料4-IV-14 p.29～30）に掲載して全学生に配布すると共に、ガイダンスの際に毎年説明をし周知を図っている。その中で学位論文に関する部分を見れば以下のようなものである。

「第5条 前条の学位授与に係わる学位論文は、在学期間中に論文概要を添えて、1編3部を各研究科長に提出するものとする。ただし、研究科長は審査に必要な部数の追加を求めることができる。

2 前項により一旦受理した学位論文は返還しない。

第6条 各研究科長は、前条により学位論文を受理したときは、学位を授与できるものか否かについて各研究科委員会の審査に付さなければならない。

2 前条により受理した学位論文については、審査及び最終試験を行う。

3 最終試験は、論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行う。

第7条 前条の規程により学位論文が審査に付されたときは、各研究科委員会は、教授のうちから3名以上の審査委員を選出し、受理した論文の審査を委嘱する。ただし、必要があるときは、各研究科の教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 各研究科委員会は、前項の審査委員のうち一人を主任審査委員として指名する。

第8条 学位授与に係わる論文審査及び最終試験は、学位論文提出後1ヵ月以内に終了しなければならない。

第9条 学位論文の審査と最終試験を終了したときは、審査委員は、速やかに審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を各研究科委員会に提出しなけれ

第4章 教育内容・方法・成果

ばならない。

第10条 各研究科委員会は審査報告書に基づき審議の結果、合格、不合格を決定する。

2 前項の決定を行う研究科委員会には、3分の2以上の委員が出席し、出席した委員の3分の2以上の賛成が得られなければならない。

第11条 各研究科委員会が前条の議決をしたときは、各研究科長は、その結果を速やかに文書で学長に報告しなければならない。

第12条 学長は、前条の報告に基づき学位の授与について決定する。

2 学長は、学位を授与すべき者には、学位記（別表）を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

文学研究科は以上の規程に則り、ディプロマ・ポリシーに従い、研究科委員会において厳正な評価をして、修了認定を行って学位を授与している。これらとは別に、「学位論文審査基準」の明文化はしてはいない。

〈7〉生活科学研究科

生活科学研究科では、「生活科学研究科ディプロマ・ポリシー」に従い、成績評価、修了認定、学位授与が適切に行われるよう努めている。大学院学則（資料4-IV-12）第3章第13条「課程の修了及び学位の授与」における修了要件は以下のようである。

「2 生活科学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。」

これ以外の要件ならびに「大学院学位授与規程」（資料4-IV-13）に関しては前項〈6〉に同じである。

〈8〉看護学研究科

すでに明示した「看護学研究科ディプロマ・ポリシー」に従い、成績評価と単位認定、学位授与を行うものとする。しかし、看護学研究科は2011年4月に開設したことから、この項目に関わる評価も実績の蓄積が必要である。大学院学則（資料4-IV-12）第3章第13条「課程の修了及び学位の授与」における修了要件は以下のようである。

「3 看護学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。ただし、専門看護師を目指すためのコースの学生は34単位以上を修得するものとする。」

これ以外の要件ならびに「大学院学位授与規程」（資料4-IV-13）に関しては上記〈6〉に同じである。

なお、「学位論文審査基準」については、論文コースにおいて以下の通りとしている。

- 「1.テーマは広く看護学に関わるものであること
- 2.学術論文としての体裁が整っていること
- 3.研究内容が独創的で、新しい知見が論理的に示され、その意義が明らかであること
- 4.研究倫理審査会の承認を得ていること」

本専攻のうち生活支援看護学領域の慢性看護学を専攻する学生は（CNSコース）、当該領

域の実習及び特定の課題についての研究の審査をもって修士論文の審査に代える。このコースでの「学位論文審査基準」については論文コースと同様であるが、1.を「テーマは広く看護学に関わるもので、より実践的であること」としている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

2011年の東日本大震災において、本学の所在地域は被災地として認定された。キリスト教の精神の下に隣人愛を謳い、「共に生きる」をスローガンとしている本学においても、多くの学生たちがボランティア活動に積極的に従事した。その中で大学は、「共に生きるプロジェクト」というボランティア支援企画を立ち上げ、それを強く支援した。本学の教育目標に沿った成果として、このときの学生たちの真摯な取り組みとその中で新たな学びの獲得は、本学の教育成果の一端として特筆できるものとする。

就職に関して言えば、すでに同章IV 1. (1) 〈1〉で述べたように大きな成果を上げている。とりわけ、単に就職内定率という数値の高止まりを維持しているというだけでなく、学生の就職希望先ならびに就職内定先が、本学の学部学科・研究科それぞれの教育目標に沿った職種において増えていることは好ましい傾向と認識している。

〈2〉文学部

文学部の特色の一つである「座学+体験的学び」という教育形態は、学生の卒業後の進路に反映している。現代英語学科においては、専門学校とタイアップした航空業界体験プログラムが効果を上げ、近年航空業界への就職者が複数出ている。児童教育学科においても教育職員採用試験における現役合格者数が上がっている。文化交流学科は海外での授業や沖縄など国内でも異なる文化を持つ地域との交流に意欲的な学生が多いことから、異文化に積極的に関与していく姿勢は学生たちに定着している。旅行関連業界への就職を実現する卒業生も出ている。

〈3〉生活科学部

生活科学部でも、二つの学科の教育目標に沿った職種への就職が継続的に保たれている。とりわけ、それぞれの分野への地域社会からの要望は強く、就職率も良い。食物健康科学科では数年前から茨城県上級試験、家庭科教員採用試験、栄養教諭採用試験への現役合格者が連続して出ている。また、中途採用者の求人との問い合わせも多く、本学科に対する社会的評価の高さが窺える。

〈4〉看護学部

看護学部看護学科における卒業時の看護師免許取得状況は概ね全国平均と同率である。保健師の合格状況は若干全国平均を下回っている(資料4-IV-8)が、ほぼ全員の卒業生が看護師あるいは保健師として就職している。

〈5〉文学研究科

第4章 教育内容・方法・成果

2 専攻共に、指導教授が学生と頻繁に接し、複数の教員がアドバイスをする教育方法によって、修士論文の質が高くなっている。

〈6〉生活科学研究科

2011 年度の開設時から活発に授業、研究が進められており、学部で経験できない高レベルでの専門分野への取り組みが実現している。それにより国際学会の発表に院生が共同研究者として名を連ねるなどの成果が得られている。またティーチング・アシスタント(TA) (資料 4-IV-15) として学部学生に指導の補助をする機会を設けているため、学生間の縦の連携ができて院生、学部生双方の修学に益するものとなっている。それは学科、研究科全体の活性化にも繋がっている。

また、中高教育職員の資質向上に向けて、今後、教諭免許(専修)の必要性が高まることが見込まれるため、現行の専修免許コースのさらなる充実が必要である。

〈7〉看護学研究科

2011 年度入学の1年次生6名中4名が2年修了予定であり、全員の研究計画書が倫理審査委員会より承認を得た。学内で中間発表会も開いた。これらは生活科学研究科同様、TA制度も相まって、アカデミックな部分において学部学生の良い刺激となっている。

(2) 改善すべき事項

〈1〉大学全体

就職率の向上に伴い、就職後の卒業生へのフォローが大切になってきており、現在キャリア支援センターを中心に対応する体制を整えているが、今後さらにそのための環境を整備していく必要があると認識している。その基礎作りのために、2012 年度に直近5年間の卒業生ならびに就職先企業1,000社へのアンケートを実施した(資料 4-IV-5)。この解析に基づいて、今後前向きに対策案を検討していくことが必要である。その関係で、転職希望者へのキャリア支援や資格取得を望む卒業生への学習機会の提供など、教育機関としての大学の枠組みの拡大に尽力しなければならないと考えている。

〈2〉文学部

社会人として必要な基礎的知識・技能の習得に関する教育のあり方に関して、どのような教育課程を設けるべきか、検討を開始しなければならない。特に資格学科的傾向の弱い現代英語学科と文化交流学科におけるそれは、就職先の拡大のためにも重要な意味を持っていると考える。

現代英語学科はグローバル人材育成の目標達成のために、留学する学生を数多く出すため、魅力的な海外研修プログラムを増やす工夫をする必要がある。また、中位以下の学力の学生の学力向上に向けた具体的な取り組みが必要である。

児童教育学科児童教育専攻では、「団塊の世代」退職後に再び厳しくなると予想される教員採用状況において成果を出し続けていくためには、現在の採用試験合格状況に甘んじることなく、新たな取り組みを考案していく必要がある。幼児保育専攻は、「現場に強い保育士・

第4章 教育内容・方法・成果

幼稚園教諭養成」という目標に向けた取り組みを続け、そのさらなる展開を図る必要がある。

文化交流学科は、地元地域への学生の関心は、海外に興味・関心を抱く学生は相当数に達しているが、地元文化や地域貢献に対する関心は一部学生にとどまっている。これを喚起していく企画を検討・立案していく時期になっていると認識している。

〈3〉生活科学部

高齢化が進み、この地域において福祉や給食で両学科に関連する施設数が増加していることから、生活科学部の両学科の学生が卒業後に同じ職場に就業する機会が増えると考えられる。そこで、今後は両学科の教育内容などの連携をさらに押し進める必要があると考えている。また、食物健康科学科における管理栄養士国家試験の合格率を全国平均に近づけることは喫緊の課題である。2013年度はそのための対策の一つとしてカリキュラムの一部改訂を実施した。また、GPAの活用方法を見直し、GPAの低い学生に対して早期の対策を講じる必要がある。

〈4〉看護学部

看護師・保健師国家試験等のニーズも変化してきており、学生の希望に見合った選択ができるような柔軟な対応が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

キリスト教の精神の下に隣人愛を謳い、「共に生きる」をスローガンとしている本学において、2011年の東日本大震災において被災地でありながら多くの学生がボランティア活動に積極的に従事したことは、本学の教育目標に沿った成果と言える。

就職に関しても、先に述べたとおり雑誌の就職率ランキングにおいて全国私立大学中 32位に挙げられるという大きな成果を上げているが、今後も建学の精神に基づく教育目標に沿った教育の質の維持と向上を目指していく。

〈2〉文学部

これまで学部・学科教育とキャリア支援センターや教職指導室との連携により培ってきた良好な就職実績を維持・発展させていく。発展の鍵となるのは公務員試験対策であると認識している。文学部には毎年一定数の公務員志望者がいる。大学としての公務員試験対策の取り組み方の強化は、そのような学生に対して有益であるばかりでなく、一般企業の就職筆記試験対策にも繋がるものである。

〈3〉生活科学部

2000年に開設されてから10年間にわたり両学科の卒業生の多くが地域社会において教育目標に沿った職種に就職して社会貢献に励んできた。その結果として、地元での社会的信頼は高まり、生活科学部は広く認知されるようになった。その際、学科での学びと進路選択の

第4章 教育内容・方法・成果

関連について、学生自身が主体的に自覚、行動できるような環境作りをキャリア支援センターと連携して行っている。食物健康科学科では、2013年度から開始される「管理栄養士入門Ⅱ」における社会人基礎力の育成に力を注ぐと共に、管理栄養士として働いている卒業生や臨地実習先とのネットワークの作りを行い、質の高い人材の輩出と連携に繋げる。県内の栄養教諭の増員計画が出されていることから、栄養教諭課程履修者の適正人数の確保と教育の充実を図って、毎年複数名の合格者の確保を維持していく。その他、大学院研究科との連携を視野に入れ、学力が高く、研究意欲がある学生について大学院への進学を支援する。

〈4〉看護学部

学科目の先行履修要件に関する規程を定め（資料 4-IV-9 p.68）、学習の進度を調整することで、学生の学習意欲を維持できている。専門科目を一つひとつ丁寧に修得していくことを目標に、地道な学習過程を各自が自覚しながら積み上げている。看護師国家試験の合格率を経年的にみると、1年目に不合格になった学生も2年目にはほぼ全員が合格している。新カリキュラムにおいて「科学的基礎演習Ⅳ」として卒業前の客観的能力試験を受ける科目を置いたため、その成果を見ていきたい。

〈5〉文学研究科

修士論文の評価を厳密に行うことで学生側の意識の向上を図る努力をしていかなければならないと認識している。また、「修士論文執筆に関するガイドライン」（資料 4-IV-16）の内容をさらに周知させて、修士論文の質的向上を図っていく。さらに、「学位論文審査基準」の明文化についても検討する。

〈6〉生活科学研究科

食物健康科学専攻は、2012年度末に初めての修了生2名を輩出するが、両名とも栄養教諭専修免許コースを履修中であり、資格を取得して修了する予定である。修了後にこれらの資格が活かせるよう進路指導を含めて対応している。TAとして学部学生への指導の補助も経験し、研究については密度の濃い2年間であったと認識している。

中高教育職員の資質向上に向けて、今後、教諭免許（専修）の必要性が高まることが見込まれることから、現行の「栄養教諭専修免許コース」と「中高家庭科教諭専修免許コース」の充実に力を注いでいく。

〈7〉看護学研究科

研究や論文に係る指導、TA制度等をさらに充実させていく。また、学内の学際的活性化をさらに発展させるために、国内外の他大学院と交流する方策に繋げていく。

（2）改善すべき事項

〈1〉大学全体

2012年度に行った、直近5年間の卒業生ならびに就職先企業1,000社へのアンケートの解析に基づいて、今後前向きに対策案を検討していく。その関係で、転職希望者へのキャリ

第4章 教育内容・方法・成果

ア支援や資格取得を望む卒業生への学習機会の提供など、教育機関としての大学の枠組みの拡大に尽力しなければならないと考えている。これはオープン・カレッジの設置に帰結するものになると想定しているが、2013年度にオープン・カレッジ設置検討委員会を設け、実地的な議論を始める。また、2012年度新卒者に対する卒業生アンケートの結果も、今後の本学のあり方に対する有効な材料を提供するものと期待している。

〈2〉文学部

学部の正規カリキュラム内で、いわゆる社会人基礎力を身につけさせるための対策を講じていく。経済産業省によると、社会人基礎力とは、「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の3つの能力から構成されており、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」とされている。文化交流学科科目「キャリアデザイン」は、そのような社会人基礎力を養うことを目的としており、2013年度からは現代英語学科学生に対しても開放されることとなっている。学部の中でも、教師や保育士といった明確な進路目標を持つ学生がほとんどである児童教育学科と異なり、大学で学びながら卒業後の進路を考えていく学生も多い文化交流学科・現代英語学科においては、学生が低学年から社会人基礎力を身につけつつ、具体的にキャリアデザインを描いていけるような施策を強化していく。また、現在一部の学生の参加に留まっているインターンシップについても、海外版・地域社会版など種類を増やすことで、より多くの学生が参加できるようにしていく必要がある。

〈3〉生活科学部

現在、学科ごとに構築の進む在学生と卒業生のネットワークを学部として連携させることで、地元施設での福祉や給食におけるニーズを掘り起こし、より卒業生の活躍の場が拡大するようなネットワークを作っていく。それはまた同窓会の強化にも繋がる。

人間福祉学科では、定期的に学生の卒業後の進路についての検討を行うこととした。また、教員自身の研究と学生の学びが強く関連することから、毎月「研究と教育の情報交換」というテーマで、個々の教員が話題を提供し、それについて学科内で討議する場を作った。

食物健康科学科は、教育の質の向上ならびに管理栄養士国家試験の合格率の向上対策として、進級判定基準、臨地実習に関する履修規程の導入を検討し、2014年度から実現することが決定した。また、成績不良者、長期欠席者、休学者を含め、アドヴァイザー、ゼミ担当による指導体制の強化を図る。さらに、国家試験不合格の卒業生に対して、国家試験対策講座や模試の情報の発信、相談窓口の設置などフォローアップを強化し、既卒者の合格率の向上を図る。

〈4〉看護学部

看護師・保健師に関する国家試験対策委員を決め、模擬試験や補講を実施するなど積極的な活動をしている。国家試験の合格率を上げていく方策を模索していく。

4. 根拠資料

第4章 教育内容・方法・成果

- 4-IV-1 茨城キリスト教大学学則 (既出 資料 1-4)
- 4-IV-2 Campus Life 2012 (既出 資料 1-12)
- 4-IV-3 2011 年度就職状況
- 4-IV-4 茨城キリスト教大学同窓会規約
- 4-IV-5 茨城キリスト教大学卒業生・企業調査 調査結果報告書
- 4-IV-6 IC から教師をめざす
- 4-IV-7 文化交流学科コミュニティー・ペーパー“rongorongong” 第 17 号・第 26 号
- 4-IV-8 看護師・保健師国家試験結果推移
- 4-IV-9 2012 (平成 24) 年度履修要覧 (既出 資料 1-13)
- 4-IV-10 学則 (大学ホームページ) (<http://www.icc.ac.jp/campus/32a.html>)
- 4-IV-11 第 13 期中期経営計画 (既出 資料 1-24)
- 4-IV-12 茨城キリスト教大学大学院学則 (既出 資料 1-5)
- 4-IV-13 茨城キリスト教大学大学院学位授与規程 (既出 資料 2-7)
- 4-IV-14 大学院 2012 (平成 24) 年度履修要覧 (既出 資料 1-19)
- 4-IV-15 茨城キリスト教大学ティーチング・アシスタント規程
- 4-IV-16 修士論文執筆に関するガイドライン(文学研究科教育学専攻) (既出 資料 3-40)

第5章 学生の受け入れ

1. 現状説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

学生の受け入れ方針は、学部・学科毎にアドミッション・ポリシーとして『2012 入試ガイド』(資料 5-1 p.1~9)、大学ホームページ(資料 5-2)に掲載している。その基底にあるものは、何より建学の精神・教育理念に共鳴する学生を切に求める思いである。その上で、学部・学科・専攻の教育目標や特色に沿った将来の目標を抱き、その達成に向けて意欲的に学び、社会と世界に貢献したいと希望する学生を求めている。

本学におけるアドミッション・ポリシーは、「求める学生像」と「入学者受入〔選抜〕の基本方針」との二つに分けて明示し、後者の方はさらに入学試験区分毎に選抜の基本方針を示すものになっている。この学生受け入れ方針については、『2012 入試ガイド』『2012 年度学生募集要項』(資料 5-3 p.2~9)に明記し、年6回実施するオープンキャンパス、高校進学説明会、高校教員に対する説明会等で記述ページを紹介するとともに、進学相談ブースにおいて質問を受け付けている。これによって受験生、保護者、高校に対して周知が果たされている。

障がいのある学生の受け入れ方針に関しては、『2012 年度学生募集要項』に次のように入試方法ならびに入学後の学習環境の整備のための手続きをするよう明記しており(資料 5-3 p.10)、受け入れに努めて、「良き生」への支援体制を整えている。

「1. 入試1週間前迄に入試広報部で入試環境・希望学科での就学内容についての事前相談を実施する。

2. 入学後の就学環境調整のために、必要時健康診断書の提出を求める場合がある」。

大学院におけるアドミッション・ポリシーも同様に明文化されており、『2012 大学院学生募集要項』(資料 5-4 p.4、22、30)、大学ホームページ(資料 5-5、5-6、5-7)に掲載すると共に説明会等でも周知を図っている。

〈2〉文学部

3 学科がそれぞれの専門教育内容を踏まえた入学者受け入れ方針を定めている。また、児童教育学科においては、児童教育専攻と幼児保育専攻で教育目標ならびに教育課程の編成内容が異なるため、独自の入学者受け入れ方針を定め、専攻毎に受け入れたい学生像を明確にしている。各学科の詳細な「求める学生像」「入学者受入〔選抜〕の基本方針」に関しては根拠資料を参照されたい(資料 5-3 p.2~5)。

なお、文学部各学科の「求める学生像」を簡潔にまとめたものを『入試ガイド』に掲載しているので(資料 5-1 p.1)、以下にそれを記載する。

文化交流学科：①アジアや欧米の異文化を肌で感じて理解したい人、②旅をすること、コトバを学ぶこと、人々と知り合うことが好きな人、③観光業界で働いたり、海外で日本語を教えてみたい人。

現代英語学科：①英語というコトバの学習を通して海外交流や国際貢献をしたい人、②英語の教員になりたい人、③英語を身につけて企業で活躍したい人、④英語圏の文化や歴史に関心のある人。

第5章 学生の受け入れ

児童教育学科：①子どもの成長とそこに関わる人や社会について学びたい人、②小学校・特別支援学校・幼稚園・保育園で働きたい人、③教職に限らず、福祉など地域の中で子どもと関わる仕事に関心のある人。

〈3〉生活科学部

生活科学部は学科毎にアドミッション・ポリシーを定めている。それらを束ねる学部として公示しているアドミッション・ポリシーは、下記のようなものである。なお、各学科の詳細な「求める学生像」「入学者受入〔選抜〕の基本方針」に関しては根拠資料を参照されたい（資料5-3 p.5～7）。

1. 社会の福祉、心の健康、食べ物と健康の関わりについて学び、そのことを通じて地域社会の発展を願う人
2. 生活科学の成果を理解し、それを批判的、創造的に発展させようとする意欲をもった人
3. 科学的知識・技術を活用して、人にやさしい社会の現実に向けて行動しようとする人

〈4〉看護学部

看護学部看護学科が明示している「求める学生像」は以下のものである。なお、「入学者受入〔選抜〕の基本方針」に関しては根拠資料を参照されたい（資料5-3 p.8～9）。

看護学部看護学科では「人間の良き生」を追求し、社会に貢献できる看護専門職の育成を目指している。そのため、看護職として必要な次の3つの資質を備えている人物を求めている。

1. 本学への入学を強く志し、将来、看護職として働きたいという明確な目標をもっている
2. 生命を尊び、周囲への気遣いをもちながら様々な人と関わるための努力ができる
3. 積極的に学んでいこうとする意欲をもち、生涯にわたって自己研鑽に励んでいける

また、看護学の重要概念である「人間」「環境」「健康」を理解する基盤として、高等学校在学中に、国語、英語、理科をはじめとしてすべての教科に幅広く関心を持って基礎的学習をしておくこと、ならびに主体的に学習する態度を身につけておくことを求めている。また、部活動やボランティア活動などを継続して様々な人と関わることも重要であり、看護の仕事について知るために看護体験に参加することも期待している。

〈5〉経営学部

「求める学生像」は以下の通りである。なお、「入学者受入〔選抜〕の基本方針」に関しては根拠資料を参照されたい（資料5-3 p.9）。

1. 本学の教育理念を理解し、そのうえで企業の経営活動に強い関心をもつ人
2. マネジメント、会計、マーケティングなどを学ぶことに高い意欲をもつ人
3. 将来、経済社会で働くことを目指す人

〈6〉文学研究科

『大学院学生募集要項』（資料5-4 p.4）と大学ホームページ（資料5-5）に下記のような

第5章 学生の受け入れ

なアドミッション・ポリシーを掲載している。

「茨城キリスト教大学は、その教育理念の一つに「リベラル・アーツ」の学びを掲げ、深い教養と専門性を身につけて社会に貢献できる人材の育成を目指している。学部での学びをさらに深めるため、また、現職教員を含む社会人のリカレント、リフレッシュメントを対象とする高度な教育研究機関として設置された大学院文学研究科修士課程は、英語英米文学専攻と教育学専攻から成り、高度な専門性が求められる職業等に必要となる能力を養うことを目的としている。

本研究科の求める学生像は以下の通りである。

① 英語英米文学専攻

1. 過去の文学作品を鑑賞し、現代における文学の意味と価値を探究する能力と意欲のある者
2. 最新の言語理論に基づき、英語の仕組みを探究することを通して、思考の緻密さの向上を目指す者
3. 英語教育における高度専門的能力を修得し、地域の英語教育に寄与することを目指す者

② 教育学専攻

1. 教育学・心理学・臨床教育・特別支援教育の高度専門知識と技術の修得を目指す者
2. 教育・心理の専門職業人として地域社会への貢献を目指す者
3. 現代の教育問題や人々の抱える心の問題に対する強い研究意欲をもつ者

〈7〉生活科学研究科

アドミッション・ポリシーを以下のような趣旨において記し、学生募集を行っている（資料5-4 p.22）。

「生活科学研究科食物健康科学専攻では、食物を介した人間の健康における諸課題を科学的に探究し解決する能力を養い、食品管理、健康管理、医療、食育分野で地域社会に貢献する人材の養成を目指している。基本となる教育・研究のフィールドとして、「食物科学」と、「人間栄養学」の2分野を配置している。「食物科学」分野では、食物中の機能成分、危害因子等、人間の健康やQOLに影響を与える因子を研究し、食品機能分析、食品有害物質対策等の専門技能を研く。「人間栄養学」分野では、摂取後の栄養素の機能発現、食物と健康や疾病との関係を神経機能など心の側面からも研究し、専門職業人としての知識技術を身につける。また、両分野の発展系として〔専門応用科目〕と〔食教育支援科目〕の科目群を設けて、高度な専門性と倫理性を培い、崇高な精神、高い指導力を有する中学校・高等学校教諭（家庭）、栄養教諭等の教育者の養成を目指していく。昼夜間開講制、3年間の長期履修制度を設け、仕事をもつ社会人のリカレント教育の場としている。

本研究科の求める学生像は以下の通りです。

1. 高度な専門性の修得を目指す者
2. 専門職業人として地域社会に貢献を目指す者
3. 食物健康科学を探究する強い研究意欲をもつ者

〈8〉看護学研究科

アドミッション・ポリシーを次のように掲げ、周知を図りつつ学生募集をしている（資料5-4 p.30）。

「本研究科の求める学生像は以下の通りです。

1. 看護学を探究する研究心と自ら進んで学習する意欲をもちあわせた者
2. 看護実践の向上に資し、さらに高度な専門的能力の習得を目指す者
3. 専門職業人として高い倫理観と責任性を養うために自己成長をめざす者
4. 幅広い視野に立ち、論理的思考について探求する意欲を持ち合わせた者

（2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈1〉大学全体

本学の学生募集にあたっての具体的な方法は以下の通りであり、広く学生の受け入れ方針の周知を図り、学生募集に関する情報提供に努力している。これらについては『入試ガイド』（資料5-1）『学生募集要項』（資料5-3）大学ホームページ（資料5-8）等に明記している。

- ① 高校・予備校巡回による情報提供
- ② 高校教員対象進学説明会の実施（6月、参加数2009年57校61名、2010年61校70名、2011年63校69名、2012年59校66名）
- ③ オープンキャンパスの実施（3月・5月・6月・7月・8月・10月の6回）
- ④ 高校・予備校内の学校説明会、模擬授業、系統別説明会（実績数2009年74回、2010年68回、2011年110回、2012年77回）
- ⑤ 企業企画の進学説明会への参加（実績数2009年57回、2010年47回、2011年42回、2012年25回）
- ⑥ 本学ホームページ・出版物・リーフレット・Facebookなどでの情報提供
- ⑦ 新聞・雑誌・ラジオでの宣伝広告
- ⑧ 業者の各種アンケート回答における情報提供
- ⑨ 本学キャンパス個別見学・相談への対応（高校単位での実績数2009年8回、2010年5回、2011年9回、2012年19回）
- ⑩ サテライト・オフィス（サテライトIC）での進学相談会実施（実績数2011年12名、2012年10名）

学生の選抜方法としては、全学科AO入学、特別推薦入試、一般推薦入試、社会人・帰国子女入試、一般入試（A,B日程）大学入試センター試験利用入試（I,II期）を行っている。加えて文学部全学科、人間福祉学科、経営学科においては外国人留学生入試、一般編入・転入・学士入学試験（10,3月）を実施し、看護学科においては地域特定推薦入試を行っている。これら多様な選抜方法を提供し、実施することで、本学の教育理念を理解し、各学部学科の教育目標の下に積極的に学修に取り組む学生を多面的に選抜できるようにしている。これらの試験それぞれの概要については後述する。

入試問題の作成は、学長から委嘱された出題者（1科目に複数の担当者）が行い、教科毎に総責任者、出題者グループ毎に出題責任者を配置している。運営管理については入試広報

第5章 学生の受け入れ

部長がその任に当たる。また、その入試問題は外部の専門機関に分析・チェックを依頼し、客観的な検証を経て使用している。

入学試験に際しては、試験運営を担う入試本部を設置し、総責任者を学長、責任者補助を副学長・各学部長、業務責任者を入試広報部長・副部長としてその運営にあたる。監督者・面談担当者は原則教員が行い、入試本部には各学科・専攻の入試広報委員が待機し、不測の事態に備えている。また、会場設営、受験生の誘導等は職員が担当し、全学体制で入学試験を実施・運営している。ほとんどの入学試験（AOならびに一般入試学外試験場を除く）を2012年度より新校舎（11号館）で行うようになり、学部や入試形態によって運営の質に差がでることはない。試験当日は学内への学生の立ち入りを禁止し、同敷地内にある高校・中学・幼稚園・保育園にも協力を要請し、静寂な環境の保持に努めている。学外試験場においては、不測の事態に備え、現地の主任監督者と入試本部との連携の体制を整える。センター入試の際は、学長・副学長・各学部長・入試広報部長・入試広報副部長・入試広報職員で構成される大学入試センター試験実施委員会を設置し、その運営・管理の任にあたる。

入学試験終了後は、学部・学科別に、学長・副学長・当該学部長・当該学科主任・入試広報部長・同副部長・同担当職員をメンバーとする拡大入試広報委員会を行い、公正かつ厳正な合格者の原案検討を行い、その過程ならびに結果の透明性に努めている。なお、AO入学については、各学科主任（専攻主任）・各入試広報委員・各面談委員で構成される学科別AO委員会が原案を立て、各学部長・入試広報部長・入試広報副部長・各学科主任（専攻主任）、各入試広報委員・入試広報部職員で構成される学部別AO委員会での判定を経て、各学部教授会で報告される。また、推薦入試・一般入試・センター入試については、学長・副学長・各学部長・入試広報部長・入試広報副部長・各入試広報委員・入試広報部職員で構成される拡大入試広報委員会で合否の原案を作成し、各学部教授会で合否判定が行われる。これらの選抜にあたっては、入学定員確保に留意しつつ、教育目標の達成に支障がないように、定員枠に対し過剰な入学許可とならないように配慮している。

これらの選抜方法、試験日程等をはじめとして、全学的な方針の検討、策定、調整、検証のために、入試広報部長を委員長とし、各学科から一名ずつ委員を出す入試広報委員会がある。さらにその上部機関として、学長、副学長、学部長、部署部長等により形成されている大学運営会議において大方針の検討、策定を行っている。

なお、大学院研究科の学生募集は、『大学院 Guide Book』（既出 資料 5-9）『学生募集要項』（資料 5-4）ならびに大学ホームページ（資料 5-10）において周知を図ると共に、以下のような方法で情報の提供を行っている。

- ・オープンキャンパスでのリーフレット配布（3月・5月・6月・7月・8月・10月の6回）
- ・8月のオープンキャンパスにおける相談ブースの設置
- ・本学ホームページ・出版物・チラシ・などでの情報提供
- ・業者の各種アンケート回答における情報提供
- ・本学キャンパス個別見学・相談への対応

入学者選抜は、第Ⅰ期を10月に、第Ⅱ期を3月に実施している。選抜にあたっては、各研究科長、各研究科入試担当教員および入試広報部によって適切かつ厳正に行われている。合否に関しては、各専攻研究科長、各専攻研究科担当教員による採点后、入試広報部で合格原案を作成し、再度各研究科の委員会において審議・承認されることで合格者が決定される。

第5章 学生の受け入れ

本学における多様な入試選抜方法の概要は以下の通りである（資料 5-3）。

1) AO 入学試験（資料 5-11）

本学のアドミッション・ポリシーに賛同し、本学で学修することに強い関心を持った学生が、本学大学担当者との触れ合いの中で大学の内容をじっくり吟味し、エントリー者と大学が十分に理解し合い入学を決めていく入試制度である。多様な個性や能力を持った人材を得るため、以下の選抜方法を用意している。1期：面談・課題型、2期：口頭発表・面談型、3期：小論文・面談型。なお、本学のAO入学試験は併願を認めている。また、看護学科に関しては1期のみの実施である。

2) 推薦入試

① 特別推薦入試

本学の教育理念に賛同し、恒常的に優秀な者を入学させてきた実績ある高等学校と本学との信頼関係に基づく入試制度である。本学より該当高校へ募集学科・募集人員・募集条件を通知し、条件を満たしている本学第一志望の者が学校長の推薦を付して出願する。提出された書類を精査し、面接指導を行った上で合格者を決定する。

② 一般推薦入試

本学を第一志望とし、提示された出願基準を満たした者が、出身学校長の推薦のもとに出願する公募型の入試制度である。選抜方法として面接と小論文を課している。

③ 看護学部 地域特定推薦入試

本学看護学部を第一志望とし、出願資格を満たすと共に、指定地域に志願者または保護者が1年以上居住している者を対象とした入試制度である。居住地の市町村長および出身高校長の推薦が必要である。また、居住地等の記載証明提出が義務づけられている。選抜には面接と小論文が課せられる。

3) 一般入試

A日程とB日程の2回を用意している。大学受験資格のある者で、本学実施の学力検査の成績と出身高校の調査書を参考として選抜する入試方法である。文学部文化交流学科、現代英語学科、児童教育学科児童教育専攻、児童教育学科幼児保育専攻、生活科学部人間福祉学科が2科目の入試である。生活科学部食物健康科学科、看護学部看護学科、経営学部経営学科は3科目入試である。なお、A日程においては、柏、大宮、仙台の学外会場を設けている。

4) 社会人・帰国子女入試

① 社会人入試

全学部全学科・専攻において、入学年の4月1日時点で満24歳以上であり、本学の出願資格を満たす者を対象とした入試制度である。選抜方法として面接試験を行っている。

② 帰国子女入試

外国の学校に在学した国際経験を生かし、自己の能力をさらに研鑽しようとする者を対象とした入試制度である。全学部全学科・専攻において実施している。入学年の4月1日現在満18歳以上で、原則日本国籍を有し、本学の出願資格を満たしていることが出願の条件である。選抜方法は面接試験を行っている。

5) 外国人留学生入試

文学部、生活科学部人間福祉学科、経営学部において本学の出願資格を備える外国人を

第5章 学生の受け入れ

対象に行っている入試制度である。選抜方法は筆記試験と面接試験である。

6) 大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験の結果を主たる資料とし、出身高校の調査書を参考にして合格者を決定する入試制度である。センター入試において本学が指定する教科・科目を受験していることが出願の条件である。

7) 一般編入・転入・学士入試

文学部、生活科学部人間福祉学科、経営学部において、本学の出願資格を満たす受験者を対象に、3年次と2年次へ編入・転入・学士入学を許可するための入試制度である。選抜方法は口述試験である。

〈2〉文学部

入試広報部が主体となって編集・発行する各種印刷物、大学ホームページ、また各学科が主体となって編集・発行するリーフレット(資料5-12)や学科独自ホームページ等において、入学者の受け入れ方針に基づいた学生募集活動を展開している(資料5-3 p.2~5)。入学者選抜は、AO入学においては学部別AO委員会、その他の入試においては学部教授会に合否判定権限があり、そこにおいて公正に行っている。

〈3〉生活科学部

学部・学科の求める学生像と入学者受け入れの基本方針に明示し(資料5-3 p.5~7)、それに基づいて学生募集およびAO入学、推薦入試、一般入試、センター利用入試などの入学者選抜を公正に実施している。心理福祉学科は、入試区分毎に入学者受入(選抜)の基本方針に従い、学生募集および入学者選抜を適切に行っている。また、食物健康科学科は、受験生のニーズに幅広く対応できるよう、AO入学1期、2期、3期、推薦入試、社会人入試、センター利用入試1期、2期、一般入試A日程、B日程を実施している。各入試区分の学生募集要項は、入試ガイド、大学ホームページなどに詳細を掲載しており、透明性を確保している。各入試区分の試験担当者は学科教員全員で分担し、また、各入試区分を複数人数の試験委員が担当するなど試験委員や選抜に偏りが生じないよう配慮している。

〈4〉看護学部

学部・学科の求める学生像ならびに入学者受け入れの基本方針を明示し(資料5-3 p.8~9)、学科の教育目標や内容を周知して入試活動を行っている。学生募集およびAO入学、推薦入試、一般入試、センター利用入試などの入学者選抜は適切に実施している。

〈5〉経営学部

受験資格に適合すれば誰でも受験することができ、公正に実施されている。筆記試験による入試については、出題者による入試問題またはセンター試験によっており、筆記試験を伴わない入試については、高等学校長の推薦、面接、小論文等によって判定して、能力・適性等を適切に判定する仕組みになっている。入試には学部で選出された入試委員が全てに関わっており、かつ教授会で最終判定がなされている。

第5章 学生の受け入れ

〈6〉文学研究科

入学選抜試験は、総責任者を学長とし、責任者を研究科長、業務責任者を入試広報部長・副部長とする入試本部を設置して実施している。監督者・面談担当者は教員が担う。選抜試験日には原則として研究科教員の出席を求め、入試本部に待機して常に不測の事態に備えている。入試判定は研究科委員会における審議を経て決定される。なお、文学研究科の具体的な入学者選抜方式は以下の通りである（資料5-4）。

英語英米文学専攻

- 1) 一般入試と社会人入試Ⅰ期では、英語の基本的事項を含んだ面接を行う。
- 2) 一般入試と社会人入試Ⅱ期では、英語学・英米文学・英語教育に関する基礎知識を問う記述試験と面接を行う。

教育学専攻

- 1) 一般入試と社会人入試Ⅰ期では、面接試験を行う。
- 2) 一般入試と社会人入試Ⅱ期では、教育学、臨床教育、教育心理学の分野から出題される記述試験と面接を行う。

〈7〉生活科学研究科

入学試験問題は、学長より任命された大学院担当全教員が分担して作成し、採点についても全教員で行っている。入試広報部で判定会議資料作成の後、研究科委員会で可否について審議し決定する。学生の受け入れ方針に基づき、以下の方法に則り、公正かつ適切に入学者選抜を行っている（資料5-4）。

- 1) 一般入試Ⅰ期では、本専攻の教育に関わる英語内容による記述試験と、食品学、栄養学、生化学より2科目選択とする記述試験および面接を行う。
- 2) 社会人入試Ⅰ期では、本専攻の教育研究への取組意欲を問う小論文と、食品学、栄養学、生化学より2科目選択とする記述試験および面接を行う。
- 3) 一般入試Ⅱ期では、Ⅰ期と同様の内容を行う。
- 4) 社会人入試Ⅱ期では、Ⅰ期と同様の内容を行う。

〈8〉看護学研究科

看護学研究科看護学専攻においても、問題作成、試験実施、判定に関して他研究科と同様に行っている。入学者選抜方式は以下の通りである（資料5-4）。

- 1) 一般入試・社会人入試Ⅰ期として、英文理解を含む小論文と面接試験を行う。
- 2) 一般入試・社会人入試Ⅱ期もⅠ期と同様の形式で行っている。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉大学全体

入学定員および収容定員は、教育方針に則り、教育目標を達成するために、教育内容を的確に学生に学修させることを念頭に、教育組織、事務組織、教育施設・設備、その他教育上の諸条件を考慮して定めている。本学は自らの定めた定員に基づき、学生の受け入れに対し

第5章 学生の受け入れ

て適正に管理するように努力している。

大学全体の収容定員に対する在籍者数比率の過去5年間の平均は1.02倍である。2009年度に2学科・2専攻で定員割れが見られ、入学定員に対する在籍者数比率は0.99倍となったが、2011年度に経営学部経営学科（定員60名）を設置し、現代英語学科を100名から70名に、人間福祉学科を90名から60名にそれぞれ入学定員の見直しを図った結果、2011年度は1.11倍、2012年度には1.12倍となった（資料5-13 表1-1）。

いうまでもなく、18歳人口の減少は、本学においても入学者数ならびに収容人数の適正管理に多くの労苦をもたらしている。適切な教育組織・内容、教育設備の維持のための財政的基盤となる学生生徒納付金の確保は、適切な大学の教育活動のためにきわめて重要である。他方、適正な入学者数とすることは、一人ひとりの学生の教育効果の点から、とりわけ実験・実習・実技等を数多く伴う学科・専攻において、疎かにしてはならない。現在、本学は、収容定員も入学者数も共に大きな問題を抱えていないと認識している。全国の大学の入学者比率が軒並み低位に甘んじた2012年度入試に際しても、本学は全学で1.12倍を確保することができた。ただし、食物健康科学科と看護学科において若干収容定員比率が高い点と、まだ完成年度に達していないが経営学科における2年間の収容定員比率が高くなっている点を踏まえ、それらを適正値に戻すべく2013年度入試に臨んでいる。

大学院は全体としては2012年度収容定員に対する在籍者数比率は0.45倍であり、2012入学定員に対する入学者数比率は0.48倍で定員充足に至っていない（資料5-13 表1-2）。

〈2〉文学部

18歳人口の減少という事態に直面し、本学は2011年度に経営学部経営学科を新設するなど社会的要請に沿った教育組織への改変に努めている。それに伴い、文学部においては現代英語学科より経営学部経営学科に30名の入学定員を移行した。

文化交流学科の収容定員に対する在籍者数比率は、2012年度は1.08倍であり、過去5年間の平均は1.12倍となっており適正な範囲に収まっている。入学定員に対する入学者数比率は2008年度から2011年度にかけて1.10倍以上で推移してきた。しかし、2012年度に1名の定員割れを起し0.98倍となった（資料5-13 表2）。

現代英語学科の収容定員に対する在籍者数比率は、2009年度から1.00倍を下回るようになり、その後も徐々に減少して2012年度は0.79倍となった。2011年度に、時代と社会の要請に応じるために経営学部経営学科を設置し、それに伴い現代英語学科の入学定員数を100名から70名に減少させ、入学定員と入学者数に乖離がないように配慮した。しかし、2012年度においても0.87倍であり、依然として定員割れが続いている。その結果、入学定員に対する入学者数比率が過去5年間1.00倍を上回らない事態となった（資料5-13 表3）。現在さらなる変革に向けた議論を続けている。

児童教育学科児童教育専攻の収容定員に対する在籍者数比率は、2012年度1.07倍で、過去5年間平均して1.11倍であり、ほぼ適正な範囲に収まっている。入学定員に対する入学者数比率は、2009年度0.99倍になったがその後回復し、2012年度は1.29倍であり、過去5年間の平均は1.20倍となっている。今後も安定的な入学定員の管理が必要である（資料5-13 表4）。

児童教育学科幼児保育専攻の収容定員に対する在籍者数比率は、過去5年間の平均は0.92

第5章 学生の受け入れ

倍で、1.00倍を超えていない。一方、入学定員に対する入学者数比率は、2008年度0.84倍、2009年度0.91倍と定員を割っていたが、2010年度以降は1.00倍を超え、2012年度には1.13倍となり、過去5年の平均は1.01倍となっている。演習・実習等において教育の質の維持のために定員管理を強く求められる学科であり、今後継続的に収容定員の充足を図りつつ入学定員の適正数の保持を心掛けていく必要がある（資料5-13 表5）。

〈3〉生活科学部

人間福祉学科の収容定員に対する在籍者数比率は、2009年度以降1.00倍を下回るようになり、過去5年間の平均は0.91倍になっている。その要因の一つとして、編入・転入・学士入学の募集定員10名の存在があげられる。過去5年間1名のみ入学実績であることから、2012年度に5名へ変更し、在籍者数比率の改善を図っている。入学定員に対する入学者数比率は、2008年度から2010年度にかけて1.00倍を下回っていたが、2011年度入学定員を90名から60名に変更した結果、2011年度1.07倍、2012年度1.23倍となって改善傾向にあると判断できる（資料5-13 表6）。

食物健康科学科の収容定員に対する在籍者数比率は2012年度に1.10倍で、過去5年間の平均は1.12倍である。入学定員に対する入学者数比率は2012年度1.09倍で、過去5年間平均して1.14倍であり、若干適正な範囲を超えていると言える。これは2010年度入試において、歩留まりの読み誤りにより、定員を大きく超えてしまったことによる。本学科は管理栄養士養成校となっているため、厚生労働省より定員管理を厳しく求められているため、2011年度入試から補欠者繰り上げ合格制度を導入した。その結果、現在の数値は正常に推移している（資料5-13 表7）。

〈4〉看護学部

演習科目や実習科目が多く、教育設備や実習施設の使用が多岐にわたるため、入学学生数は定員の枠内で留める必要がある。2012年度における収容定員に対する在籍者数比率は1.15倍で、過去5年間の平均は1.14倍である。入学定員に対する入学者数比率は2012年度に1.09倍で、過去5年間の平均は1.17倍である。若干適正な範囲を超えていると認識している。適切な定員管理を求められる学科であることから、今後とも一般試験における補欠者繰り上げ合格制度を有効活用して、合格者数の管理をしていく（資料5-13 表8）。

〈5〉経営学部

経営学科は2011年度から学生募集を開始した。本学科の収容定員に対する在籍者数比率は2011年度1.12倍、2012年度1.21倍である。入学定員に対する入学者数比率は2011年度1.12倍、2012年度1.30倍となり、2012年度は適正範囲を超えている。歩留まりを予測する過去のデータがないため、入学者数予測に困難を感じているが、完成年度に向けて、適切な入学定員および収容定員を念頭に管理にあたりたい。現在、入試広報部においてそのための検証を行っている（資料5-13 表9）。補欠者繰り上げ合格制度の有効な利用などを考えていきたい。なお、2013年度より5名の編入枠を設ける。

〈6〉文学研究科

第5章 学生の受け入れ

英語英米文学専攻の収容定員に対する在籍者数比率は、過去5年間0.10倍から0.30倍で推移している。入学定員に対する入学者数比率は過去5年間平均0.20倍で、特に2011年度は入学者0名という結果になっている（資料5-13 表10）。

教育学専攻の収容定員に対する在籍者数比率は、2008年度0.85倍から2012年度0.45倍と過去5年間で徐々に減少してきている。入学定員に対する入学者数比率は、2008年度0.70倍から2011年度0.10倍へと減少した。2012年度は0.50倍と上昇はみられたが、定員充足には至っていない（資料5-13 表11）。

〈7〉生活科学研究科

本研究科は2011年4月開設であることから、入学者選抜実績は2年度分のみである。募集定員は5名で、2011年度入試では2名、2012年度は3名の合格者を出し、計5名が入学している。収容定員に対する在籍者数比率は2011年度0.40倍、2012年度0.50倍であり、入学定員に対する入学者数比率は、2011年度0.40倍、2012年度0.60倍で定員充足には至っていない。今後充足率を上げるための方策が必要であるが、まず2013年度入学生から学納金の額を他研究科に倣って60%台に減額する。在学生5名中2名が社会人入試によるものであり、うち1名が長期履修制度を適用している（資料5-13 表12）。

〈8〉看護学研究科

本研究科は2011年4月の開設であることから、これまで2年4回の入学者選抜を行った。収容定員に対する在籍者数比率は2011年度1.00倍、2012年度0.92倍であり、入学定員に対する入学者数比率は、2011年度1.00倍、2012年度0.83倍であるから適切な範囲内で収まっていると言える。在学者11名中6名が社会人入試による入学であり、10名が論文コース、1名が専門看護師を目指すコースを取っている。現在のところ3名が3年間の長期履修制度を適用している（資料5-13 表13）。

（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

学生募集および入学者選抜の方法や基準についての定期的な検証は、毎年すべての入試が終了した後、入試広報部長、入試広報副部長、各学科各専攻の入試広報委員、入試広報部職員で構成される入試広報委員会において行われ、その結果を踏まえて学科会議における検証が行われ、次年度での改善に努めている。また、学科のアドミッション・ポリシーについては、学部長の監督の下で各学科主任が主催する学科会議の議を経て見直しが行われる。

近年の本学における入学者の偏差値傾向を見ると、成績最上位校からの入学者はほとんどないが、その下の上位校ならびに準上位校から一定数がコンスタントに入学してきている。また逆に、成績最下位校からの入学者もほとんどないが、その上の準下位校からの入学者は増えてきている。全体を大きな視点で見れば、入学者の偏差値幅は拡散していると言えるが、それでも中間偏差値層が本学入学者の大半を占めている点に大きな変化はない。とはいえ、その傾向は学科毎に異なり、一部学科においては拡散の度合いが強く、他の学科では中間へ

第5章 学生の受け入れ

の収斂度が強い。前者の学科ではその状況が授業運営上の困難をもたらしている。

ところで、茨城県北地域の18歳人口は、2011年まで大きく減少してきたが、これから8年間は緩やかな減少に留まる時期に入る。しかし、その後2020年度から再度大きく減少していく。それは5年間に10%ずつ減るという急激なものであり、その結果2035年度には18歳人口は2011年度比で60%前後へと達する。また、これまで18歳人口の落ち込みを補ってきた大学進学率は、50%を目前に頭打ちとなり、これ以上の伸びを見せるためには大規模な何らかの経済的支援システムがなければならぬ状況にある。とりわけ、私学の学納金は高く、近年の長期不況が今後も続くとするれば、大学進学率の向上のためにこれ以上私学が寄与することは困難と言わざるを得ない。おそらく今の50%前後の数値は、経済的に困難な時代が続くに従って、専門学校等や就職の方向へとゆっくりと戻り始め、大学進学率自体は下降していくのではないだろうか。このようなきわめて厳しい環境の中で、今後どのように入学者を確保し、そのための入試制度を整備していくかを検討するために、2012年度から学長、副学長、入試広報部長、入試広報副部長による入試改革検討の会議を持ち始めた。2012年度から2020年度までの施策の良否が2020年以降の大学の命運を決めるとの認識の下に、現状の学生募集ならびに入学者選抜方法のあり方を検証すると共に、今後の方針の検討を行っている。

もはや大学を取り巻く環境は、以前とはまったく異なる時代に入ったと言える。現在本学は幸い入学定員の1.12倍を2012年度において確保することができたが、今後はそれを維持することのきわめて困難な時代になるのは明らかである。大学の運営環境は、新たなステージに入ったという明確な認識の下に、真摯に検証・改善に取り組みつつある。

〈2〉文学部

文化交流学科においては、2012年度定員割れの事態を踏まえた検証の結果、指定校推薦枠の拡充を行った。また、今後、リーフレット（資料5-12）やホームページ（資料5-14）を活用した広報活動の充実に向けた取り組みを図り学生募集にあたる。

現代英語学科は2008年度から定員割れが続いていることから、2011年度に定員数を見直して100名から70名へ減じたが、事態の改善には至っていない。2012年度の入学者はさらに減少したため、指定校推薦枠の拡充を行った。学生募集については、学科での検証の結果、広報活動のさらなる充実を努めている。

児童教育学科児童教育専攻は、2010年度以降安定した入学者比率を保っている。募集方法の検証の結果、公立学校の教員採用試験の合格者の結果を高校に情報提供し、またホームページ上に掲載するなど、リアルタイムな情報発信を行って安定的に適正な学生の受け入れが実現できるよう努めている。

児童教育学科幼児保育専攻は、2008年度2009年度定員割れとなった事態の検証を行い、専攻教員が主体となって学科独自のリーフレットを作成したり、高校巡回にあたりたりして広報活動に努めた。その結果、2010年度以降は1.00倍の入学者比率を保っている。今後も安定した入学者確保のため、継続的な広報活動に努めていく。

〈3〉生活科学部

人間福祉学科は2008年度から定員割れに至っている事態への検証から、2011年度に定員

第5章 学生の受け入れ

を見直し、90名から60名へ減じた。これは今のところ功を奏したと言える。また、2011年度と2012年度にかけて指定校推薦枠の拡充を行っている。

食物健康科学科においては、常に1.00倍を超えた入学者比率を保っているが、卒業時に管理栄養士国家試験受験資格等の取得を目的とする学科であるため、適切な定員管理が求められる。今後も毎年度試験区分別志願者割合の分析を実施し、一般入試における補欠者繰り上げ合格制度を活用して適正な学生数の受け入れに努める。

〈4〉看護学部

看護学科は、少人数グループ編成で行わなければならない実習・演習科目を多く配置しており、卒業時に国家試験受験資格等の取得を目的とする学科であり、教育の質を保証するうえから適切な定員管理を求められる。生活科学部食物健康科学科と同様に、毎年度試験区分別志願者割合の分析を行い、一般入試における補欠者繰り上げ合格制度によって適正な学生数の受け入れに努める。

〈5〉経営学部

2012年度は開設2年目による学科の周知が進み、また入試区分の増加等が関係して入学者比率が1.30と適正範囲を超えた。2015年の完成年度を迎えるまで入学定員の確保は必須であるが、同時に適正入学者数に抑える努力も怠ってはならないと認識している。

入学者全員にアンケート調査(資料5-15)を行い、志望理由や将来の希望等を分析することで、学生募集および入学者の選抜方法やアドミッション・ポリシーとの整合性を検証して安定した学生の受け入れに努めている。とりわけアドミッション・ポリシーは、中期経営計画において「質の高い教育課程の達成」項目で毎年見直すことになっており、定期的に検証に努める。

〈6〉文学研究科

2専攻科とも定員割れが続いているため、在学院生への意識調査を行うと共に大学院修後の就職状況などを検証して、学生のニーズに即した大学院への改編に精力的に取り組んでいる。また、教育学専攻において、2012年度に新設した「1年半履修制度」(資料5-16 p.38)ならびに「先取り履修制度」(資料5-17 p.173)を利用して1名の入学者があったことから、その志願状況を検証し、これらの制度の周知を徹底していく。英語英米文学専攻は、文学部現代英語学科との積極的な連携の下に、学部学生への働きかけを強化する体制作りに入っている。今後その活動の検証を重ねて、学部から大学院へという進学ルートの確立を急ぐ。

〈7〉生活科学研究科

2011年度設置のため、現状においては検証する時点に至っていないが、今後、学生募集および入学者選抜方法について、研究科内において定期的に検証を行う体制を樹立する。その際、現在のカリキュラムの検証と学生の意識調査は不可欠である。また専門の場で就業している方々の大学院に対するニーズ調査も行い、専門家にとっても修学意欲の湧く大学院の構築に取り組む必要があると考えている。

第5章 学生の受け入れ

〈8〉看護学研究科

2011年度設置のため、現状においては検証作業の必要はないが、完成年度の実績を踏まえて検証を実施する。小論文と面接試験等の実施要項については、研究科委員会に設置した入試委員会において定期的に検証を行っていく。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

2011年度入試より『入試ガイド』の記載内容を改め、アドミッション・ポリシーを記載して各学部・研究科の教育理念、目的、特色を明示し、本学における受験生に求める能力、適性についての考え方を明らかにした。受験生にとって本学の教育目標等がより把握しやすくなったと認識している。

過去3年間の2010年度から2012年度の本学入学者総数推移を見ると、入学定員550名に対して2010年度573名、2011年度613名、2012年度615名と安定的に入学者数を確保している(資料5-13 表1-1)。これらは2011年度の経営学部の新設に伴って現代英語学科と心理福祉学科の定員の見直しをすると共に、入試制度の多様化を図って受験生のニーズに合わせた入試体制に改めたことによる。

下の表に見られるように、本学のオープンキャンパスは年に6回実施し、入試説明、模擬授業、キャンパスツアー、学科相談、就職相談、奨学金相談など多種・多様なプログラムを設け、教職員・在学生が協力してニーズにあった情報を提供するよう努力している。その結果、地域の高校からも評価されて、参加人数は、新型インフルエンザの流行(2009年度)や東日本大震災の影響(2011年度)を考慮すれば、高止まり傾向にあると言える。

	実施月	2009年	2010年	2011年	2012年
		参加人数	参加人数	参加人数	参加人数
第1回(IC進学スタートセミナー)	3月	144名	185名	—	204名
第2回(オープンクラス)	6月	241名	310名	173名	199名
第3回(入試説明会)	6月	223名	287名	328名	283名
第4回(キャンパス見学会)	7月	*—	639名	860名	692名
第5回(キャンパス見学会)	8月	982名	750名	768名	951名
第6回(入試対策講座)	10月	216名	238名	257名	275名
第7回(入試直前説明会)	—	—	92名	—	—
合計		1,806名	2,501名	2,386名	2,604名

※2009年の第4回オープンキャンパスは新型インフルエンザのため中止。

※2010年の第7回オープンキャンパスは経営学部新設のため開催。

※2011年度第1回(IC進学スタートセミナー)は東日本大震災の影響により中止。

※2011年度は東日本大震災の影響により、上表の第2回(オープンクラス)は第3回として、第3回(入試説明会)は第2回として実施。

高校説明会、模擬授業、キャンパス見学会開催など、入学希望者に直接に接触する機会を

第5章 学生の受け入れ

多く設けたことにより、2012年度は前年度より1,417件も接触者数が増加して14,544件となった。これにより本学の教育内容を伝える機会が広がったと考える。

〈2〉文学部

児童教育学科児童教育専攻は、過去3年間の入学者数比率が2010年度1.31倍、2011年度1.14倍、2012年度1.29倍となっており、入学者を安定的に確保できている（資料5-13表4）。幼児保育専攻も2010年度1.09倍、2011年度1.10倍、2012年度1.13倍であり、同様に安定的確保ができた（資料5-13表5）。これらは、教員による定期的な高校巡回、就職実績の向上、また児童教育専攻において2011年度より特別支援学校教諭一種免許状の取得が可能になったことに要因があると認識している。

〈3〉生活科学部

食物健康科学科の入学者数比率は、2010年度1.28倍、2011年度1.14倍、2012年度1.09倍であり、入学者を安定的に確保できた（資料5-13表7）。これは、受験生の資格取得に対するニーズの高さに加え、社会における食と健康への興味の高まりや、本学が地元企業と提携して企画・販売している健康バランスを考えた弁当作り等の取り組みが評価されたためと考えている。なお、2011年度より補欠者繰り上げ合格制度を導入し定員管理に努め、2012年度入試の結果に反映されている。

〈4〉看護学部

看護学科は2010年度1.18倍、2011年度1.28倍、2012年度1.09倍と入学者を安定的に確保できた（資料5-13表8）。これは、近年における受験生の資格取得に対するニーズの高まりや、2010年度より養護教諭一種免許状取得が可能になったこと、さらに2011年におきた東日本大震災の被災県として命の尊さ、救護・看護の重要性に強い関心が向けられことなどによると考える。

〈5〉経営学部

定員確保と定員に対する入学者比率の厳守を意識して入試を実施した結果、新設学部にもかわらず定員を確保した。比率については初年度は適切だったが、2年目の2012年度については予想外の応募者により1.30倍となった（資料5-13表9）。とりわけ、2012年度諸入試のうち終盤の入試については定員数厳守を強く意識して行った。

〈6〉文学研究科

教育学専攻では、毎年学内で2回実施している進学説明会には10名弱の参加がある。さらに、2010年度より作成し始めたニューズレター（資料5-18）は、入試広報部の手による配布に加え、大学院教員が学外で講演をする際や教員免許状更新講習等で配布し、現職教員への宣伝資料として活用している。これらの取り組みは、大学院の学びをアピールする場として機能しているといえる。

〈7〉看護学研究科

第5章 学生の受け入れ

2011年度設置から入学者数比率が、2011年度1.00倍、2012年度0.92倍とほぼ定員を充足できている（資料5-13 表13）。これは前述したアドミッション・ポリシーに従い基礎看護科学分野と実践看護学分野の2分野を設置し、研究と実践の能力を育成できることを目指したことと、社会人にも広く学びの場を提供するために昼夜間開講制・3年間長期履修制度を設けたことによるものと認識している。

（2）改善すべき事項

〈1〉大学全体

現代英語学科において2010年度に定員見直しを行ったが、依然として定員の充足に至っていない（資料5-13 表3）。2012年度には文化交流学科が1名の定員割れとなった（資料5-13 表2）。両学科の入学定員数充足のために、学科において現在教育内容の充実やカリキュラムの検討のための諸施策を検討中である。

現代英語学科は2013年度から新カリキュラムの下で再出発する。文化交流学科は国際交流にならんで地元地域との交流・貢献への視点を強化することを模索し、具体的な施策を検討中である。さらに、定員の変更も視野に入れた学長、副学長、学部長レベルでの検証に入っている。

〈2〉文学部

各学科が定めたアドミッション・ポリシーは明文化して周知を図っているが、学科を束ねる文学部として、各学科の専門領域を超えた文学部次元のアドミッション・ポリシーがなければならない。現在、文学部・各学科の責任者の下でその内容の調整を図っているが、早急にまとめて公にし、周知を図っていきたい。

〈3〉生活科学部

今後は一層強く教育の質が求められる時代であることに鑑み、質の向上と教育目標の達成のために、入試区分毎の募集人数について検討していく必要がある。また、授業の出席状況等の適切な検証をして、長期欠席・退学者をなくす努力をすることも適切な収容定員の確保のために必要である。

〈4〉看護学部

実習クラスのことを考えると、教室等の規模に見合う定員の1.1倍程度までに入学者数を抑制する必要がある。1年次早期に方向転換したい学生も見受けられるため、一般入試においても入学試験の際に志望動機、コミュニケーション能力の確認等ができるような何らかの工夫を検討していく必要がある。また、退学の原因分析、入試区分との照合等も検証し、学科の教育方針と合致した学生の受け入れならびに定着に努めて行く。

〈5〉経営学部

筆記試験で入学する学生の中にはアドミッション・ポリシーへの関心の薄い者も一部に見受けられ、入学後の教育課程で困難を感じることもある。今後いかに関心をもたせるか検討

第5章 学生の受け入れ

していく必要がある。また、アドミッション・ポリシーに示す「求める学生像」と入試の選抜方法が繋がっていないように感じるところもあり、今後検討していく。

〈6〉文学研究科

文学研究科英語英米文学専攻ならびに教育学専攻は2008年度から定員の充足が得られていない(資料5-13 表10、11)。これは研究科修了後の進路が不透明であることが大きな要因となっていると思われる。この点の改善を図るため、キャリア支援センターと共に研究科委員会で検討を始めた。

教育学専攻においては、人間福祉学科からの入学者が大半を占めており、児童教育学科および現職教員の入学者が少ない。今後、この問題を検証しつつ、児童教育学科の学生や現職教員の入学促進のための具体的な施策を立案していく必要がある。

〈7〉生活科学研究科

2011年度の設置から2回の入試を実施したが、定員充足に至っていない(資料5-13 表12)。基本的に周囲への広報活動が不足していると認識している。その強化を入試広報部と共に鋭意進めていく。

それとは別に、2013年度から学納金を他の研究科程度に引き下げ、一つの壁を取り払うことができた。現在取り組んでいるものに研究科独自のホームページの作成がある。これは2012年度中に改訂される。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

学生募集要項・入試ガイドへの明示のみでなく、高校巡回や入試相談会の機会を利用してアドミッション・ポリシーの受験生への周知を図っているが、さらにこれを徹底する努力を続けていく。また、この方針に基づく学生募集の効果を検証していくことが重要であると認識している。

学部入学者数と定員充足については、今後とも安定した数が確保できるよう広報とオープンキャンパスの充実を図っていく。受験生のニーズの多様化に応じた広報を強化(iPadによる学園・就職状況・奨学金等の紹介と効果的メディア参画の模索)し、同時に入試制度を継続的に検討していく。

〈2〉文学部

児童教育学科が両専攻共に安定的に学生が確保できているのは、教師・保育士を中心とした進路希望を高い割合で実現できている点が大きいと考えている。この実績を継続していくことが、今後の安定的学生確保に繋がるものと思う。教員採用試験の現役合格者数の増加への努力はもちろんだが、不合格者に対しても講師職の紹介や採用試験再挑戦のサポートを充実させており、学科に対する地域社会の信頼感は高まっている。本学の特色である面倒見の良さを教職員自身が意識しつつ、これを継続していく。

第5章 学生の受け入れ

〈3〉生活科学部

2000年に学部が開設された当初は、両学科ともに志願者が多かったことから一時的に定員増を実施した時期もあった。現在はこの地域で必要とされる適正規模において定員を管理しながら学生の教育にあたっている。今後、卒業生や学外実習施設、行政、地元企業等とのネットワークをより強固なものとし、人材の確保・提供の充実を果たしていく。また、人間福祉学科は多くの社会福祉士合格者を出しており、4年連続で茨城県内一位の実績を持っている。

〈4〉看護学部

オープンキャンパスや入学前プログラム等で受け入れ方針の周知や在学生の説明、模擬授業などを通して入学後のイメージアップができていていると考えている。学部特有の過密な学習プログラムの説明を分かりやすく行い、また入学後の相談も綿密に対応していることで、リアリティショックを緩和し、退学者を少なくすることができている。さらに、入学後の新入生歓迎行事も学生の評価が高く学習の仲間作りに貢献している。

〈5〉経営学部

適正な入学者数とすること、ならびにアドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を念頭に入試を遂行するよう心掛けている。学科内の基礎データとして、諸入試と入学時の学力、諸入試と入学後の成績の関係、高校での成績や高校のレベルと入学後の成績、入学時の学生のモチベーションなどを計数的に明らかにするために、学部長を中心にこれまでの2年間の集計作業を進めた。今後そのデータを基にして、向かうべき学科像を検討していく。アドミッション・ポリシーを含めた入試関連事項についても、それと並行して協議を積み重ねたい。

〈6〉文学研究科

定員割れの解消のための努力を鋭意続けている。何よりニーズ調査と柔軟なカリキュラムのあり方、そして学部との連携の強化が重要と考えている。また、人材育成後の進路の確保の大切さを認識し、キャリア支援センターとの協力関係を密にしている。片方で広報の充実も必要だが、他方ではこれらの地道な努力の中で、地域に根付いた研究科を作り上げていくことが定員確保の最短の道と考えている。また、文学部現代英語学科の学生の中から進学の可能性のある者に入学指導をはじめた。現時点では十分な効果が上がっているとは言い難いが、両専攻共に学部学生への大学院進学への敷居を低くする施策を実施しつつあり、今後に期待できる。

〈7〉看護学研究科

研究と実践の能力を育成できることを目指し、社会人にも広く学びの場を提供するために昼夜間開講制・3年間長期履修制度を設けたことは、学生の受け入れに効果があったと考えられる。従って、地域社会、学生のニーズに合わせて、専門性の高い教育・研究指導ができるように、さらにカリキュラム部分改訂に着手したところである。

(2) 改善すべき事項

〈1〉大学全体

定員の充足が得られていない学部・学科に関して、入試区分別募集人員の見直しとAO入学・推薦入試の学力を測定する評定平均値の条件について再検討する。また、学科カリキュラム等の検討を継続し、資格取得の実績データを分析しながら改革方向を検討していく。2012年度より、改組や定員数の変更を含めた抜本的な改革を検討しはじめた。その結果を待って、迅速な対応をしていく。現在の予定としては、2015年度からの実施を念頭に進めつつある。

〈2〉文学部

3学科(うち1学科は2専攻)を擁し、それぞれの学科・専攻毎に示したアドミッション・ポリシーは明確であり、妥当であると判断できる。しかしながら、文学部として求める学生像を明確にし、社会に対して示していくことが必要であり、2014年度入学生向けアドミッション・ポリシーではこれを実現する。

〈3〉生活科学部

両学科とも国家試験受験資格を与える養成校であるため、公表される国家試験の結果が学生確保に影響する。入学後に目的意識を喪失しないように入学前プログラムを丁寧に実施していきたい。食物健康科学科では、管理栄養士国家試験合格率を全国平均並みに引き上げるため、より質の高い入学生の確保に向け、入試広報と連携した広報活動の強化、高大連携の強化を図る。また、入試区分毎の募集人員について、入学後のGPA、国家試験合格状況のデータに基づく客観的評価を行いながら見直し・改善を行う。県北地域18歳人口の減少ならびに県内の近隣3大学間の競争の激化を踏まえ、入試広報部と連携し、北関東や東北からの受験生確保に向けて広報活動の強化を図る。

〈4〉看護学部

学生の入学者数を抑えることで教育の工夫が図られ、入学した学生の個性にあった教育ができています。学生が入学当初の目的を果たせるような教育を行っていくために、学生主体の学習ができるカリキュラムの評価を行い、修正しながら進めていく予定である。入試区分と入学後の学生個々の成績、学生生活、就職や卒業後の動向などを経時的に見るための統計化を進めている。

〈5〉経営学部

アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを首尾一貫させて関連づけることが必要であるが、これは中期経営計画において各学部各学科共に実施していくことを明記しており、本学科においても2012年度よりその作業を始めている。

〈6〉文学研究科

定員充足は万難を排して取り組む課題と認識している。教育学専攻に児童教育学科からの

第5章 学生の受け入れ

入学者が少ないのは、学部での卒業研究に対する取り組みが影響している可能性がある。両専攻とも卒業研究で研究の面白さを実感することで、大学院進学への動機づけを図りたい。また、年2回の進学説明会に加え、「事前相談」を随時設けることにより社会人および学外からの進学相談を継続して行っていく。また、定員数自体の検討も含めて多くの可能性を模索する。

〈7〉生活科学研究科

茨城県唯一の食物分野を領域とした修士課程であることと共に、栄養教諭専修免許状と中高教諭専修免許状（家庭）の両教員免許状を取得できることから文部科学省で検討中の教員養成の方向性とも合致しているため、今後は需要が増大すると考えている。地域行政機関や教育委員会との連携を強めつつ、入学者の開拓に取り組んでいく。2013年度からの学納金を引き下げする措置を取ることに关してはすでに書いたが、ホームページを改訂するなどして極力広報に努める。

その他、3研究科共に入試広報活動を拡充し、オープンキャンパスでの入試相談ブースの充実、学部4年次4月のガイダンスにおける研究科紹介、説明会の実施、新聞・雑誌・ラジオ・Facebook等での情報提供などを積極的に行っていく。

4. 根拠資料

- 5-1 2012 入試ガイド（既出 資料 1-15）
- 5-2 アドミッション・ポリシー（大学ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/admission.html>)
- 5-3 2012 年度学生募集要項
- 5-4 2012 大学院学生募集要項（既出 資料 1-17）
- 5-5 大学院文学研究科 教育理念・方針（大学ホームページ）（既出 資料 1-7）
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/master.html>)
- 5-6 大学院生活科学研究科 教育理念・方針（大学ホームページ）（既出 資料 1-8）
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/master02.html>)
- 5-7 大学院看護学研究科 教育理念・方針（大学ホームページ）（既出 資料 1-9）
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/rinen/master03.html>)
- 5-8 大学入学試験日程（大学ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/nyushi/guide/schedule.html>)
- 5-9 大学院 Guide Book（既出 資料 1-18）
- 5-10 大学院入学試験日程（大学ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/nyushi/guide/schedule4.html>)
- 5-11 2012 AO 入学ガイド
- 5-12 各学科リーフレット
- 5-13 各種入試データ（在籍者数推移・入学者数推移）
- 5-14 受験生・保護者の方へ（大学ホームページ）
(<http://www.icc.ac.jp/nyushi/index.html>)

第5章 学生の受け入れ

- 5-15 2012 年度新入生アンケート調査報告書
- 5-16 大学院 2012（平成 24）年度履修要覧（既出 資料 1-19）
- 5-17 2012（平成 24）年度履修要覧（既出 資料 1-13）
- 5-18 文学研究科ニューズレター No.4（既出 資料 2-13）

第6章 学生支援

1. 現状説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学の学生支援方針は、4月のガイダンスの際に全学部全研究科各学年の学生ならびに教職員全員に配付される『Campus Life』（既出 資料6-1）にすべて掲載し、学生・教職員に周知している。それは以下の通りである。

「本学園の教育理念である「隣人愛」にもとづく全人教育を実践するため、一人ひとりの学生の修学・生活全般にわたる以下のような支援等に尽力します。

- ・学生生活を円滑に行うための、修学、安全、安心、就職、進学、健康管理、経済的対策等への支援
- ・学生自治会活動・サークル活動への支援
- ・国際理解を目的とした内外学生への支援
- ・各支援の充実を目的とする保護者との連携の強化

これらは「ともに生きる」仲間という本学の教育基盤に根差すものです。学生の個性・能力を踏まえながら、入学当初から卒業後まで、心を込めたきめ細かな支援によって社会貢献のできる人材を育成します。」

教育理念、教育目標の周知徹底の中で、全教職員がこの方針の下で支援にあたる体制になっている。キリスト教の精神に基づく大学においては、他大学に比して構成員における学生支援方針の共有は意識の面でも実践の面でもより明瞭に行われていると自認している。

なお、2012年度4月より、従来別々の組織としてあった学生部と教務部を統合させ、学務部という名称のもとに総合的な学生サービス部署を設置した。これにより学生生活部門と教学部門とを一括して支援する体制が整い、一人の学生への支援に際してより包括的な支援・指導活動ができるようになった。

学園の2012年度「第13期中期経営計画」（資料6-2）では、学生支援方針について定期的に検討・検証することが求められている。それと並行して、2012年度からその仕組みを再構築するための以下に見るような作業が開始されている。包括的部分で言えば、学務部、キャリア支援センター、国際理解センター、その他関係部署の部長職等が、大学運営会議において直接問題・課題などを提議し、共に協議することで全学的な観点からの解決を図るというシステムが始められた。学務部は、2009年度より毎年1回実施している「学生満足度調査」（資料6-3）などをその場への課題提議に際してバックデータとして利用している。また、2012年に、卒業生とその就職先企業に対する大規模なアンケート調査を実施した（資料6-4）。このデータも今後の在学生ならびに卒業生への支援活動に有効に利用していく。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

1) 修学支援の内容について

教員が自らの研究室をオープンにして学生が自由に話をしに来られるオフィス・アワーという時間を設けている（資料6-5）。学生と教員との人間的接触を深めることを目的とした公認の面談時間であり、相談や話し合いを気楽にできるためのものである。その時間について

第6章 学生支援

は毎年年度初めに学生に対して周知している。

学務部は、修学支援系の事務の統括部門として機能している。学生は以下のような内容の支援を受けたい場合にこの窓口に来る。①授業および定期試験に関する事項全般、②授業時間割作成に関する相談、③履修ガイダンス・履修に関する相談、④資格取得関係の相談、⑤転部・転科の相談、⑥その他修学関係全般の相談。また、学期毎の成績表の取得、成績への疑義、科目等履修生、各種実習等にかかわる事務手続きもここで行う。

本学には以下のようないくつもの表彰制度があり、修学活動の目標となり、また良き刺激となっている。まず4年次生を対象とするものは、①優等賞（学業成績抜群な者および勉強の効顕著な者に対して与えられる賞）、②オリーブ賞（学内あるいは学外におけるユニークな活動、特に他者との関わりにおいてなされた、さわやかな行為に対して与えられる賞）、③IC アカデミー賞（卒業研究の優れた者に与えられる賞で各学科・専攻別に選出する）。これらは学位授与式場で表彰式を執り行う。また、全学科の各学年で、1年間の学業成績が特に優秀な学生に与えられる学業優秀賞があり、表彰されたものは本学図書館を大学院生と同じ資格で卒業まで利用することができると共に、文学部・看護学部・経営学部においては最優秀学生1名に、生活科学部では全受賞者に、奨学金として授業料の減免を行っている。このほか、文学部外国語優秀賞があり、文学部において外国語の学習意欲をさらに高め、学部全体の活力を向上させることを目的として、大学入学以後に受験した外国語の検定試験において優秀な成績を修めた学生に与えている。これは各学科・専攻別に選考されている（資料6-1 p.20）。

なお、奨学金に関しては下記5)に記す。

2) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年者および休・退学者については学務部がデータを管理しており、学生委員会、各学部教授会において学籍異動として報告される。各学科では1,2年次はアドバイザー制度、3,4年次はゼミ担当教員、留年生は各学科の担当教員と学務部との連携体制で支援・指導にあたっている。学務部学生課では、前期・後期の各1回授業欠席調査を実施しており、所属学科と連携して当該学生の早期ケアに努めている。また、オフィス・アワー制度（資料6-5）も設けており、担当教員による早期状況把握を図っている。

各学科は4,5月に新入生交流会を実施することが定められており、学科によっては宿泊を伴って実施している。この交流会は、初年次における学生相互および学生と教員の親睦を深め、距離を緊密化にすることを狙ったものである。学生にも好評であり、1年次の初めにあって新しい生活への不安を取り除くことに繋がっている。

大学院文学研究科教育学専攻において研究・就職に関連した教育臨床活動を支援している点は特筆できる。具体的には、2008年度ならびに2010年度入学生は、日立市内の小学校において県の不登校解消事業を目的とした「スクールライフサポーター」を半年から1年の間務めた。また、2012年度入学生の3名はNPO法人が管轄している有償ボランティアに登録し、日立市の小学校で支援の必要な児童（軽度発達障害）のサポーターとして週1日活動している。さらに2010年度より「修了生を囲む会」を定期的実施し、在學生と修了生の交流の場を設けて修学支援の一助としている。

なお、2012年度の「第13期中期経営計画」（資料6-2）では全学的な学生相談体制を検

第6章 学生支援

討するように指示しており、2012年度から各学部学科、関係事務部署での検証と検討が始められた。

3) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

4月のガイダンスに際して、学務部と学科教務委員が連携して履修相談を行っている。文学部現代英語学科および経営学部経営学科では、英語のプレイスメントテストを実施して、能力別クラスを編成して、補習的機能を持つクラスを作っている。2011年に新設された経営学科においては簿記検定、ITパスポート試験、TOEIC、SPIなどの対策講座を実施し、さらに国語、数学、英語のリメディアル教育も実施している。今のところ全学的な補習・補充教育は実施していない。その補完的指導として、各学科のゼミ担当教員等が必要な内容の個別指導を行っている。なお、教職指導室および公務員対策室については(4)にあらためて記載する。

4) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

本学では入学後に何らかの配慮が必要と思われる個別学生に対して、入学する以前の段階で、学生本人、保護者、大学関係者(入試広報部および学務部の教職員、所属学科教員)によるミーティングを行い、必要と判断した施設・設備の改修(バリアフリー化等)を実施すると共に、使用教室および授業運営等への配慮を行っている。2012年度においては、身体的障がい学生は在学していない。2008年度以降、学内支援者の育成の観点から、必要とする障がい学生の入学状況に応じてパソコン・ノートテイク養成講座を開催している。

5) 奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学の経済的支援には、公的機関によるもの、本学独自のもの、民間企業によるものの3種類がある。学外諸機関による奨学金としては、日本学生支援機構貸与奨学金、地方公共団体および民間育英団体奨学金、看護学部関係奨学金、寺島薬局奨学金がある。学内においては、茨城キリスト教大学同窓会奨学金、茨城キリスト教大学保護者会奨学金、大学生協勉学援助制度がある(資料6-1 p.24~25)。また本学独自の経済支援策として授業料減免制度がある(資料6-1 p.26)。この他に、本学の提携金融機関による教育ローン利子補填制度(資料6-6)がある。留学生に関しては、学外として文部科学省の各種奨学金制度等があり、学内には茨城キリスト教大学園外国人留学生奨学援助金制度(資料6-1 p.25)が設けられている。

各種奨学金に関する情報提供は、毎年全学生に配布している『Campus Life』、大学ホームページ、学務部学生課揭示版、学生ポータルサイトで周知している。4月のオリエンテーションでは、新入生に対して詳細に説明すると共に全学生に対して奨学金説明会を別に設定している。また、授業料減免制度に関する説明会は適宜開いて、口頭による情報提供に心掛けている。なお、学務部の窓口において、突然の経済状態の変化などによる経済支援の相談に乗り、授業料延納・分納手続き等も含めた様々な支援制度を紹介している。

奨学金の選考にあたっては、日本学生支援機構および地方公共団体の奨学金の場合は採択条件に基づいて適切に学内審査を行い、推薦をしている。民間企業による奨学金制度である寺島薬局奨学金は、学業修了後に茨城県内の高齢者介護などの福祉・医療系の分野に就業を

第6章 学生支援

希望する学生に対する資金援助制度であるが、募集要項に基づいて、学生委員会において申請書類ならびに面接によって審査し決定している。この他、看護学部関係の奨学金として県内病院による奨学金制度が設置されている。これは各病院の奨学金貸与規程に基づき書類および面接審査を経て決定する。

本学独自の奨学金である茨城キリスト教大学同窓会奨学金は、家計急変のために修学が困難となった学生に対する緊急支援を目的として、年間授業料の半額を支給するものである。

「茨城キリスト教大学同窓会奨学金規程」(資料 6-7)に基づき学生委員会の審査を経て決定される。また、経済状況が苦しく授業料支弁に支障を来すような学生を対象にした授業料減免制度がある。毎年若干名の年間授業料を半額免除している。「茨城キリスト教大学授業料減免規程」(資料 6-8)に基づいて学生委員会における書類および面接審査を経て選考し、決定される。

これらとは別に、東日本大震災により被災した学生(住居の全壊・半壊、原発事故による避難地区居住者)に対して、2011年度および2012年度前期学納金の一部減免措置を実施した。これは学務部学生課に提出された減免申請書および罹災証明書(原発事故による避難地区居住者は住民票)に基づいて実施した。この学生達には、2012年4月1日に「東日本大震災被災学生に対する学納金一部減免措置に係る規程」(資料 6-9)を施行し、卒業まで継続的な支援を行う方針でいる。

なお、茨城キリスト教大学保護者会が2012年4月1日に発足したが(資料 6-10)、経済的困窮の学生に対する奨学金給付制度を新たに設けることを決めた。ちなみに、11月に毎年保護者懇談会を設けており、そこで日頃相互に知ることのできない学生の様子などについての情報交換をし、修学支援に役立てている。

このほか、奨学の趣旨の下に、「ティーチング・アシスタント規程」(資料 6-11)の中で給与を支払うことを決めており、ティーチング・アシスタントに対する経済支援としている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

1) 生活支援の内容について

学生生活での質問・支援に関しては学務部が窓口になっている。その取り扱う相談等の内容は、①奨学金の相談、②授業料減免等経済支援についての相談、③休学・復学・退学などの相談、④学生専用駐車場の利用についての相談、⑤アルバイト・アパートの斡旋依頼、⑥課外活動関係の相談、⑦施設の使用、物品借用についての要請、⑧ポスター・ビラ等の掲示の要請、⑨保険関係の相談、⑩教育ボランティア関係の相談、⑪その他学生生活全般の相談である。この他、証明書の発行、遺失物・拾得物の保管、運動具の貸出し、ロッカーの貸出し、学生生活全般にかかわる業務を担当している。

学生からの相談は、IC-UNIPA やメールからも利用できるようになっており、それによって窓口事務取扱時間以外においても対応ができる。回答は、質問をした日の翌事務取扱日に必ず行う。また、電話での問い合わせには、「なんでも質問受付窓口」を用意し、専用の直通電話番号を『Campus Life』に明示している(資料 6-1 p.8)。これら相談全般に関しての基本方針として、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて個人情報の取り扱いに関してきわめて慎重に行っている。

第6章 学生支援

アドヴァイザー制度（資料 6-1 p.30）については本報告書でもすでに何度か触れているが、1,2 年次生の全員に、教員をアドヴァイザーとして配置する制度である。学生生活で困っていること、分からないことについての諸々の相談に乗る。1,2 年次の基礎演習担当者も同様の役割を果たすが、演習担当者のような教学指導者とは異なる教員をアドヴァイザーとすることで、より気楽に相談に来られる制度としている。学生生活に慣れ、すでに修学段階が進んだ 3,4 年次生においては、演習担当教員がアドヴァイザー役を兼ねる。

ちなみに、上述の「修学支援について」に掲げたオリーブ賞は、学内あるいは学外におけるユニークな活動、特に他者との関わりにおいてなされた、さわやかな行為に対して与えられる賞であり、修学のみに関わるものではなく、生活支援の性質も含むものである。学生にとって修学以外の面での生活目標の設定としての役割を担っている。

これと関連するものとして、IC バディ制度（資料 6-1 p.23）というものを設けて、下記の表のように学内外の様々な場面で、学生が大学のスタッフや地域の人たちと協力してボランティアや学校行事、地域活動に力を発揮する仕組みを作っている。例えば、国際理解バディの過去 5 年間の平均登録者数は 117 名であり、その盛況さが分かる。

本学は教育理念の基本にキリスト教の精神を掲げ、隣人愛の下に「共に生きる」をテーマとして地域貢献、国際貢献のための教育活動を行っている。そのひとつの場として、本学はチャペル礼拝の場を用意している。チャペル礼拝は、大学生活の中で祈りの場、聖書のメッセージに耳を傾け、真理への畏敬をもち、静かに自分を見つめる思索と内省の時間を提供する場として存在する。「真理はあなたたちを自由にする」という聖書の言葉を常に掲げて、宗教主事が執り行う。具体的には、共に讃美歌を歌い、聖書を読み、祈りの言葉に耳を傾けつつ奨励を聴く。奨励は本学の教職員を中心に、学外の牧師、卒業生、そして学生自身が担当する。本学にとっては、学生の心の支援策の一つとして重い位置づけを持つものである。

本学の重要な相談窓口に保健室がある。その主たる業務は、定期健康診断、応急処置であることは言うまでもないが、健康相談とそれに伴う諸々の相談事も多く寄せられる場所である。近年の学生気質からその重要度はさらに増している。保健室の現状については次項に記す。

本学は、看護学部以外の入学者全員に学生教育研究災害傷害保険ならびに同付帯賠償責任保険を掛けている。看護学部の学生は、日本看護学校協議会共済会総合補障制度 Will に加入することを義務付け、傷害、賠償、感染事故に対して対応できるようにしている（資料 6-1 p.26～27）。

学生と教職員との親密なコミュニケーションの場は、学生にとって相談や質問への壁を取り払うためになくはならない。本学では、演習、アドヴァイザー・グループおよび学生団体（クラブ、同好会）において、学生と担当教員あるいは顧問教職員と行う親睦会等に対して補助金を支給し、それを奨励している。学生と教職員が親睦を深め、指導・助言の充実を図る機会は、現在の学生気質を考えると大学教職員の側から積極的に設定することが必要である。それを容易にできることを目的とする補助金である。これは「演習、アドヴァイザー・グループ、学生団体向け補助金制度」（資料 6-12）として明確に規定され、『Campus Life』に掲載してある（資料 6-1 p.27）。

また、学生団体に対する補助金には、「学生団体企画奨励金」というものがある。これは、課外活動の活性化、学生団体の企画・運営力の向上、組織活動を通しての学生の人的成長

第6章 学生支援

への支援を目的とするものである。「茨城キリスト教大学学生団体企画奨励金規程」（資料 6-13）「学生団体企画奨励金募集要項」（資料 6-14）に基づき、毎年募集をし、採用された団体に奨励金を給付している。ちなみに、2012 年度は「新潟県南魚沼市での除雪ボランティア活動」「カンボジアでの日本語・英語教育ボランティア活動」「大みか祭へ参加し地域住民との交流を図る」「日本特殊教育学会 第 50 回大会（つくば国際会議場）参加」「第 1 回スポーツ鬼ごっこ全国大会活動」に給付した。

本学は、学生の社会的共同精神を養い、修学を助成し、学生・教職員が親睦をはかる施設として、クラブハウス合宿研修所と学生会館合宿所の二つの合宿所を提供している（資料 6-1 p.39～40）。その利用にあたっては学務部が管轄し、「クラブハウス・学生会館合宿所使用規則」（資料 6-15）に基づいて運営している。また、学生団体にはその活動の奨励・促進のために部室を提供し、「学生団体部室使用規則」（資料 6-16）に基づいて運営させている。なお、学務部では、授業の空き時間を利用して体を動かし、心身のバランスを保ち、学生生活を楽しめるものにするために種々の運動用具を貸し出している。その利用頻度も高く、学生に好評である（資料 6-1 p.27）。

学務部では、学生に対するアルバイトの斡旋も行っている。これは、学生生活に支障をきたさない限りにおいて、学生生活が豊かになるように健全なアルバイトに出会えるようにするためのものである。同時に、危険を伴うもの、重労働のもの、人体に有害なもの、教育上好ましくないもの、法令に違反するものなどは学生の職種として適当ではないとの指導を行っている（資料 6-1 p.28）。

本学のような地方にある大学の学生の中には、自動車通学でなければ著しく不便をきたす場所に居住する者もいる。そのため、本人から申請があった場合、適切な判断をして、自動車通学を許可している。また、大学の近隣に 101 台分の駐車場を用意している。これは「学生専用駐車場使用規程」（資料 6-17）に則り運用されている。また、学内には身障者用駐車スペースを 3 ヲ所 6 台分確保してあり、身障学生のキャンパスライフのために便宜を図っている（資料 6-1 p.29）。

本学は学内に 50 個室を備えた女子寮を設けている。毎年ほぼ満室の状況にある。ここに寮監を 24 時間体制で常駐させており、寮生にとってはもっとも身近な相談役になっている。寮もまた学務部の管轄下にある（資料 6-1 p.27）。

2) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

保健室には 2 名の職員を常駐させている。また、附属カウンセリング研究所およびカウンセリング研究所分室に相談員を置いて、学生ならびに教職員に対するケア体制をとっている。なお、健康管理を目的とする定期健康診断受診状況については、2009 年度から 2011 年度にかけての受診率が 96.9%という高水準になっている（資料 6-18）。未受診者には医療機関での受診を強く勧めている。各学生において検査値の異常が発見された際は、保健室から再検査に関する個別指導をしている。

また 2009 年度から 2011 年度にかけての保健室利用件数（資料 6-19）を見ると、各種相談、保健・栄養指導、内科的症状、検査が主なものになっている。とりわけ相談の数値がわずかずつだが増えてきており、心身面とのつながりの中での相談をする場所として役割が高まっていることが分かる。個々の学生の心身の健全さを維持することは、修学の大前提であるとの認識の下に、学務部の直接管轄下に保健室を置き、その機能・役割の検証と改善に努

第6章 学生支援

めている。

3) ハラスメント防止のための措置

近年問題になっているハラスメントに対する機関として、本学はハラスメント防止委員会を設けている(資料 6-1 p.30~31)。これは 2002 年 2 月に「セクシャルハラスメント防止委員会」として設置したものをベースにするが、2005 年 4 月にハラスメント全般を対象とできるように「ハラスメント防止委員会」へと名称を変更し、規程も一新した。その運営は、「茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関する規程」(資料 6-20)「茨城キリスト教学園ハラスメント防止委員会に関する細則」(資料 6-21)に則り行われている。

ハラスメント防止委員会は、個人情報保護の意図から、受け付けはメールを主とし、そのほか委員名を公表して直接委員に相談することも可能にしている。何より相談を受ける際のプライバシー保護には徹底的に配慮し、学内における組織系統から離れた存在として機能させている。

委員会は十分に慎重な調査等を行った後、相談者の救済および行為者の処分・措置に関する原案を理事長に提示し、理事長はそれを理事会に諮り、教職員に対する場合は就業規則等に基づいて厳正な処分を講じ、その他の者に対しても相談者の人権擁護、ハラスメントの再発防止などの観点から必要な措置を講ずる。

また、理事長にはハラスメント防止に関する啓発を行う義務があると規程に定めており(資料 6-20 第 6 条)、それに基づき学生・教職員に対して啓発企画を主催している。たとえば、直近では 2012 年 10 月に有識者を講演者に招き、教職員を対象とした「ハラスメント防止対策セミナー」を開催した。これにより、教育現場の学生・教職員それぞれの人間関係の中におけるハラスメントに関する問題を再考し、より良い教育研究環境の実現に向けて理解を深めることができた。

学生に対しては、ポスターを掲示するほか、『Campus Life』に「ハラスメントの防止に関するガイドライン」(資料 6-22)を掲載して、毎年 4 月のガイダンスにおいて周知を図っている。これらは大学ホームページ(資料 6-23)にも掲載しており、誰もが見ることができる。なお、これまでは学生同士のハラスメント行為に関する相談はなかったが、今後はその点も含めてこの委員会の活動の重要性は増していくものと認識している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

1) 進路支援の内容について

就職支援はキャリア支援センターにおいて実施している。キャリア支援のキーワードは、「低学年からの支援」「アセスメントを活用した科学的なアプローチ」「カウンセリング・スキルをもったスタッフ陣」「徹底した個別面談」である。学生と向き合う際は、カウンセリング・マインドを心掛けること、肯定的人間観を基礎とすることを常に意識している。また、「本学からフリーターやニートを出さない」をスタッフ間の合言葉にし、就職への希望率を上げて、就職希望なしを減らす取り組みに力を入れており、実際に就職を望まない学生の数は減ってきている(資料 6-24)。

1 年次では、EQ(行動特性検査)アセスメントを活用して、心内知性の強化(自己認識力・ストレス耐性・気力創出力)を目標に、以下のことを具体的に促している。①自分の現

第6章 学生支援

在位置（強み・弱み）を知る。②自己理解に留まらず他者理解をする。③将来像と現在の自分の現状とのギャップを認識して、大学時代の課題設定や行動計画をたてる。④キャリアに関する展望をイメージする。

2年次には、EQ アセスメントにさらに R-CAP（職業適性検査）アセスメントを加えて、対人関係知性の強化（自己表現力・アサーション・対人関係力）を目標にした以下の具体的な行動を促す。①キャリアデザインの明確化をしていく。②現在ある業界や職種の広がり気づかせる。③インターンシップ、ボランティア、アルバイトなどの啓発的経験をする。

3年次には、状況判断知性の強化（対人受容力・共感力）を目標に次のことを促す。①インターンシップなどによる実社会と企業組織を知る。②キャリアの結びつけと目指すキャリアの決定をする。

4年次には、これまでの大学生活で経験してきた様々な「体験の統合」を図り、社会で役立つ能力を継続的に行っていくことで本格的な就職活動に取り組みさせる。1,2年次の早い段階から「自己分析」をさせ、「職業観」を持たせることで、学生が目標や課題を設定し、意欲的に大学生活を送ることができるように導いていることが、4年次になったときの「体験の統合」における厚みのあるプロフィール作りのために役立つ。また、学生にとってキャリア支援センターのスタッフから4年間継続して支援を受けることで、受け容れられているという安心感、良き理解者がいるという拠り所を持つことができ、孤立することなく大学生活を送ることができていると考えている。

教育職ならびに公務員職への就職希望者に対しては、教職指導室と公務員対策室を設置している。これに関しては下記4)に詳述する。

2) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

学生の進路選択は、就職・大学院等進学、海外留学など多岐に渡っている。一部の学科においてキャリア教育科目を置くなど、学生生活の目標や将来の人生設計、卒業後の進路について考える講座を開設しはじめた。学生の全般的な進路選択に関わる指導については、ゼミの指導教員がもっとも身近な存在であり、そこにおいてきめ細かな対応をしている。その際、すでに書いた通りキャリア支援センターのスタッフも1年次から各学生とコンタクトを取って就職相談に乗っていることから、ゼミ教員への強力なバックアップを行っていることで個別学生の指導の質向上に繋がっている。

また、就職活動全般に関するガイダンス、実践的なセミナー、実際の求人情報の提供や進路指導・相談についてはキャリア支援センターが中心となって対応している。具体的なサポートプログラムは以下のものである。

- ① キャリアガイダンス： 就職活動の進め方や職種別のポイントについて、基本的な情報提供の場を定期的に設定している。そこでは、大学で学んだことを仕事で活かすための考え方や、実習や国家試験との両立の仕方なども含めてアドバイスをしている。学科教員と連携をしながら学科別の説明会も実施している。その開催時期と内容は、3年次の4月に第1回目（全体）、6月に第2回（学科別）、10月に第3回（全体）、11月に第4回（学科別）、1月に第5回（全体）を開き、4年次の4月に第6回（全体）の説明会を行っている。
- ② スタッフによる「私塾」活動： 就職活動に対する動機づけや人前での発表能力の向上、相手の心を掴む話し方などについてゼミナール形式で実践的に指導している。
- ③ 履歴書・エントリーシート指導： 自身の人柄や企業に対する熱意をどのようにしたら伝

第6章 学生支援

えられるかにポイントを絞り、書類の添削を通して実践的なアドバイスを行っている。指導を通じて、学生は自己アピールのポイントを掴むことができるようになっていく。

- ④ 模擬面接：自分の気持ちを言語化する訓練の場。新たな気づきやアピールポイントを深化させる手立てとする。
- ⑤ 個別面談：就職活動が本格化する時点から、徹底した個別面談を実施して、学生ニーズの把握やその準備のための支援アドバイスなど、日々変化する学生の気持ちを受け止めることに努めている。入学定員 550 名という規模の大学であるため、スタッフを学科別に配置することで面談を繰り返し実施することができ、学生一人ひとりの顔と名前を覚える中で相談に乗ることが可能になっている。それにより、スタッフ陣と学生との信頼関係が構築されていき、学生は安心感をもって不安や悩みを打ち明けてくる状況が生まれる。最終的には主体的な進路決定となるように、カウンセリング・マインドの下で支援活動をしている。
- ⑥ 内定者報告会と OBOG 座談会：実際の就職活動の進め方や仕事の内容についてリアルな話を聞き、自分が働くことへの具体的なイメージを持てるようにし、また近年の採用試験の傾向などを把握することに役立っている。
- ⑦ キャリセン・クルー制度：キャリア支援センターのスタッフの下で 4 年次生に 3 年次生の就職活動を支援させる制度。在学生同士だから相談しやすく、素直な意見交換ができ、相互の自己発見に繋がっている。

以上のように、個々の学生を取り巻く教員、キャリア支援センタースタッフ、学生仲間、保護者など諸々のルートの進路支援を組み合わせることで、全方位的なサポート体制を確立することに努めている。とりわけ、各学科担当制と個別面談体制で緻密なサポートを行っている点が特色として挙げられる。各学科により目指す業種や職種は異なり、そのため学科別に担当スタッフが学生一人ひとりとの面談を通して学科の学びを活かせる仕事を見つけられるよう、専門的な視点からアドバイスしている。なお、卒業時点で就職が決まらなかった学生に対しては、卒業後のフォローを外部機関（ハローワークやジョブカフェなど）と連携しながら実施し、支援活動を継続している。

大学院では、入学時に就職希望先の聞き取り調査を行い、それに必要な資格取得等の指導と履修モデルの提示を行うなどの個別的指導体制をとっている。また、希望先への照会等を実施し、キャリア体験をさせるなどの指導もしており、実際的対応に努めている。

3) キャリア支援に関する組織体制の整備

キャリア支援センターは 7 名体制であるが、そのうちの学生相談担当はキャリア・コンサルタント、産業カウンセラー、EQ プロファイラーの資格を有している。また、各学科教員とキャリア支援センターのスタッフで構成しているキャリア支援委員会があり、広い視野でキャリア支援活動の検討にあたっている。全学生の就職指導を行うには、センターと各学科教員との連携は不可欠であり、各スタッフの学科担当制を取り、担当スタッフがゼミを訪問したり当該学科の学生情報を入手したりして緻密に活動している。キャリア支援センターイベントの情報提供なども学科毎に実施している。また求人情報などは、アナログ情報とデジタル情報の両方を整備して、学生の利便性に応じている。先輩の内定情報も、在学生たちがいつでも参考にできるように整備すると共に、就職関係書籍など就職資料室（キャリアデ

第6章 学生支援

ザインルーム)を設置して、学生の就職活動を広範囲にわたって支援する体制を整えている。

4) その他の指導室

教職指導室と公務員対策室があるが、まず教職指導室においては以下の5点の業務を行っている。

- ① 教員採用試験対策としての課外講座の開講（通年、毎週土曜日）
- ② 教員となる意欲や能力を高めるための学習支援・学習相談
- ③ 進路相談
- ④ 教育ボランティアに関する案内や指導
- ⑤ 教職関連の参考書・資料・情報の収集と配架等

教職指導室は学生たちが所属学科を越えて共に学習しあえる環境を整えることを目的として、2009年度に設けた。運営方針は、小学校・中学校等の実際的狀況を踏まえた確かな実践的指導力を身につけさせるための支援に置いている。教員を志望する学生たちが各々の目標を実現するために、年間を通じた講座開設、学習支援・進路相談など、学生との継続的な関わりを通して効果的な支援活動を行う。校長経験者である教員1名が室長として常駐し、支援業務の計画・運営・検証・評価を中心的に担っているほか、学生の指導や相談にあたっては、学校現場や教育委員会での経験が豊富な教員3名を含めた児童教育学科所属教員が協力している。また、採用試験に向けて学生個々への細やかな指導を行うため、2012年度7月から8月に臨時補助指導員1名を採用した。

本学の教職課程は、4学部7学科すべてに置かれており、2012年度の履修登録学生は900名におよぶ。そのため教職指導室は、火曜日から土曜日毎日開放としている。参考書や資料、コンピュータを配置した学習室も併設していることから、学科や学年を問わず、多くの学生が気軽に相談に訪れたり、自主学習をしたりしている。在学生のみならず卒業生も積極的に利用する。土曜日の利用者数は50名を超えており、2012年度からは集団討論や模擬授業の指導にも活用できる学習室をさらに1つ増加し、学習環境の適切な確保に努めている。

入学時からの計画的かつ継続的な支援を図るため、教職指導室の利用促進について、4月に行う教職課程履修者を対象とした資格別ガイダンスおよび各学科ガイダンスにおいて説明している。また、「教職指導室だより」の学内掲示や情報システムIC-UNIPAでの講座案内を通して、全学生に対する周知を図っている。教職指導室の運営状況や学生の状況に関して学務部・教職課程委員会との情報共有・意見交換の機会を定期的に持つことにより、透明性のある管理運営に努めている。なお、文学研究科には、教員免許取得のための学部の単位を大学院入学後にも継続履修できる制度を設けて、教職志望者の進学への便宜を図っている。なお、教員養成から就職活動まで一貫した支援を実現するため、教職指導室を学務部、教職課程委員会、キャリア支援センターとの連携部署として位置づけ、協同して学生の対応にあたるように心がけている。

公務員を希望する学生に対しては、公務員対策室を設けている。そこではガイダンス、動機づけ、心構え指導、面接試験対策指導が行われている。また、キャリア支援センターにおいて、外部業者による公務員対策講座（試験対策、受講料補助、11月～2月全11回）も実施している。県・市町村職員、警察官、消防士等公務員志向は年々高まってきており、そのニーズに応えるために、公務員対策室を常時開放して全学部学科の学生がいつでも指導を受

第6章 学生支援

けられる状態になっている。公務員を志す場合、何より第一次試験を突破することが学生にとっての最初の壁であり、本人の自主的勉強にすべてがかかっている。公務員対策室では原則個別に相談者に対して指導をしており、動機づけや志望意識の維持のためにもそれは役立っている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

本学の全般的な経済的支援として、日本学生支援機構奨学金が最も大きな役割を果たしている。現状では申込者のほとんどが受給できている。家計急変者に対する緊急、応急採用も周知は果たされており応募者数も多い。下記表を見ればわかる通り、「授業料減免制度」(資料6-8)や「茨城キリスト教大学同窓会奨学金」(資料6-7)も十分に活用されていると言える。東日本大震災により被災した学生に対して、2011年度40名、2012年度87名が前期学納金の一部減免措置を受けたが、現在のところこの中から退学者や除籍者は出ていない。経済支援策として一定の効果を上げていると思われる。ただ、全体的に見れば、下記表のように過去3年間の経済的困窮を理由とする退学者数は変動が大きい。今後もきめ細かな学生対応によって支援の早期発動ができるようにしていく。ゼミ教員、アドバイザー、キャリア支援センター、学務部学生課窓口等が共同して学生情報を把握する体制を、今後とも有効に機能させたい。

日本学生支援機構			地方公共団体奨学金		寺島薬局奨学金		
年度	応募者数	採用者数	応募者数	採用者数	定員	応募者数	採用者数
2009	186	185	9	8	5	6	5
2010	201	201	16	9	10	13	10
2011	245	245	16	11	5	20	5
授業料減免制度			同窓会奨学金		経済的困窮による退学者数		
年度	応募者数	採用者数	応募者数	採用者数	全退学者数	経済的困窮	
2009	39	10	3	3	50	17	
2010	35	10	1	1	54	4	
2011	26	10	3	3	52	9	

4,5月に各学科で行われる新入生交流会は、新入生同士ならびに学生と教員間の親睦を深め、その後の様々な相談体制の構築に有益な機会を作っている。

毎年11月に実施する保護者懇談会は、教員と保護者との個別面談を主とするものであり、日頃双方が知ることのできない学生の様子についての情報交換ができると共に、学生の成績、進路等に関する大学と家庭との連携を図る機会として有効である。

キャリア支援センターによってなされているアセスメントを活用した科学的なアプローチは、低学年における自己理解や今後の大学生活・キャリアデザインを考える意識付けに役立っている。また、徹底した個別面談において学生の不安や悩みを受容し、勇気づけていく関わり方は、現代の若者に必要な対応であると考えている。本学学生にとっては、キャリア支援センターは一つの相談窓口としての役目も担っていると理解している。

(2) 改善すべき事項

事務組織の再編により学生部と教務部を統合して学務部とし、さらに2カ所に分かれていた学務部管轄の保健室も合併した。2012年度は学務部としての機能確立のための移行期であり、各学部学科との連携を図り、学生委員会と教務委員会に分かれている委員会組織の統合を果たすなど、組織的學生支援体制の早期安定化が必要である。なお、現在、学生支援窓口のほとんどはキャンパス中央の校舎に集めてある。しかし、キャンパスの周辺部から見れば、それは近くに窓口がないとも言うことである。これに対する物理的対応には限度があるため、今後eポートフォリオを導入するなどして、今以上にデジタル上でいつでもどこからでも相談できる環境を作る必要がある。

ハラスメント防止の取り組みに関しては、ハラスメント防止委員会の活動やハラスメントに係る相談窓口の認知度等について、現状の検証をするための学生・教職員に対するアンケート調査を実施する必要がある。

キャリア支援センターの業務は、低学年からのアプローチをはじめ、学生の個別面談や就職ガイダンス、各種講座の実施、企業対応さらに外部機関（ハローワークなど）との連携など、きわめて多岐にわたっている。しかし、現在の大学生に対してその就職意識を喚起するにはキャリア支援センターだけでは難しく、各学部学科教員や学生支援グループの一層の助力が必要である。それにより、学生の人間力・就業力をアップさせると共に、キャリア支援センターが開催するイベントへの学生動員数を上げることも期待したい。

公務員対策室は相応に意義ある活動ができているが、利用者数は期待していたよりも少なく、何らかの対策が必要である。第一次試験突破への支援策としては、対策講座の実施ならびにその受講料の補助、そして傾向と対策を指導することが必要だが、本学は講座実施とその補助金対策はできているものの、そのための試験指導が十分にやり切れていない。この認識にもとづいて、これまで室長に公務員出身者を常駐させて公務員という仕事への動機づけをする点を入れてきたが、2013年度は高校校長経験者を据え、公務員試験への対策・指導に力点を移して、学生のニーズに近い対策室のあり方へ転換する。

現在、キャンパス内に3カ所の喫煙スペースを設けている。しかし、本学園の基本的スタンスからも、社会的潮流から見ても、キャンパス内の全面禁煙措置を実現しなければならないとの認識を本学は長年抱いてきた。しかし、隠れ煙草の危険性、周辺地域への迷惑ならびに学内喫煙者への配慮等から踏み切れずにいた。2012年度も関係部署においてこの件に関する協議を重ねた。その結果、大学運営会議で2014年度からキャンパス内全面禁煙を実施することを決めるに至った。大きなプロジェクトになるが、喫煙防止キャンペーンなどの教育活動を伴いながら、教育機関としての使命意識を持って進めて行く。

修学支援のための諸々の課外授業は、特定の教員の無報酬で献身的な努力によって支えられている。この負担の偏り、負担軽減をいかに図るかは今後の大きな課題である。また、課外授業が正規授業の時間割と重なる場合があり、学生が困惑する事態も生じている。この調整も今後の課題である。

本学の大学院は修士課程のみであるため、さらに学問研究を継続したいと考える意欲ある学生に対する進学指導の方法の確立や進学ルートの確保が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

本学の経済支援制度に関しては、日本学生支援機構の奨学金だけでなく、授業料減免制度や茨城キリスト教大学同窓奨学金、その他外部団体からの奨学金も活用して相応に整備されていると考えている。

授業料減免制度については、毎年の応募者数を考慮しながら人数枠の見直しを図っていききたい。2012年度に茨城キリスト教大学保護者会が奨学金給付を決定し、2012年度から給付が開始される。本学同窓会も同窓会奨学金の拡充を検討している。これらの奨学金は、突発的な経済的困窮にも対応できるように制度的な運用を図っていききたい。

今後、2012年度に発足した大学保護者会との関係を密にし、様々な教育支援に関する連携を図っていく予定である。たとえば、4月の入学式には多くの保護者やご家族の方々が参列されるが、2012年度までは式典終了後に新入生の記念写真撮影をするだけに留まっていた。2013年度からは、保護者との連携強化のために保護者向けの入学式企画として、各学部・学科が主催する大学説明会を実施する。本学の教育理念はもとより、学生の入学する学部・学科の学位授与方針などを理解していただく良い機会となるものと期待している。

なお、これまで本学講堂の収容人数の関係から、入学式・学位授与式に全参列者を収容する事ができず、別に用意した大教室等に中継映像を流す形で間接的に列席していただく形式を取っていた。これを改めて、2012年度の学位授与式からは、午前に文学部、午後その他の学部という形の2部制とすることで、保護者をはじめとする全参列者を学生と同じ講堂に収容して式典を実施することにした。この形を取ることで、全学部教員も壇上に乗ることができるようになるため、全教員で全学生を送るという形式となる。このように、できる限り学生・保護者と大学との直接的な接触の機会を増やすことが、今後の大学のありうべき姿の一つであるとの認識にもとづく改革である。

キャリア支援センターでは、1年次生全員がEQアセスメントを受検し、受検者全員に検査結果をフィードバックすることにより、新入生一人ひとりの行動特性を早期に把握することができ、大学生活全般にわたる学生への見守りに役立っている。これは教職員による主観的判断とは異なり、客観的データに基づくものであるだけに信頼性と妥当性が確保されているものと考えている。

進路支援はメンタル・サポートの要素が強く、キャリア支援センタースタッフが取得している産業カウンセラー資格は、学生面談を丁寧に実践している本学における良質のサポートの維持に大きく寄与している。キャリア支援センターは進路支援のプロ集団としての自覚の下に、人材開発・育成を意図して職員の教育を継続する。

教職指導室に関しては、2009年度の設定以降、学習室の拡張による学習環境の整備、採用試験に向けた細やかな指導を行うための臨時補助指導員の採用など、ハード・ソフト両面における充実を努めてきた。その結果、教職を志望する学生への効果的・継続的な関わりが実現し、公立学校教員採用試験の現役合格者数は、2010年度10名、2011年度13名、2012年度18名と増加してきている（資料6-25）。今後も様々な人材資源の活用を図ることにより、変化しつつある教育諸環境の中で、対応可能な実践力を持った教員を輩出していけると

第6章 学生支援

考えている。なお、2012年度は、教員採用試験の直前の個別指導対応のため、県内公立小学校長退職者1名を臨時補助指導員として一時的に配置した。これにより効率的かつ有効な指導が実現できた。2013年度も引き続きこの方法を取るが、さらに長期にわたる配置としてその効果を計りたい。

(2) 改善すべき事項

事務組織の再編より学生部と教務部を統合して学務部となり、2012年度は学務部としての機能確立のための移行期と位置付けている。「第13期中期経営計画」(資料6-2)では2012年度を通じて学務部の業務確立のために、業務の統合・合理化、デジタル化の推進、学務部に係る委員会の再編等を検討し、実施するとした。これにより従来2部署の縦割業務が横断的となり、現実面で改善を実感しつつある。学生サービスの向上のための工夫・方策を打ち出しながら、学務部としての特色を明白にしていきたい。なお、委員会組織は同時開催などの方法を取りながら、統合化を進める。また、2013年度のeポートフォリオの導入が決まったことを受けて、学生相談体制の充実、学生情報の共有化が一層進むよう工夫を重ねていく。

ハラスメント防止の取り組みに関しては、上述したハラスメントに係るアンケート調査を2013年度に実施し、これまでの取り組みについての検証をすると共に、今後の施策に反映させる。またこの委員会の重要性、特に相談者のプライバシー保護の観点から、「ハラスメント防止委員会に関する細則」(資料6-21)にある委員による相談者への対応、手続き等について再検討した上で規程の見直しを行う。

2011年4月施行の大学設置基準の改正「大学におけるキャリアガイダンスの推進」に伴い、1年次から4年次までのキャリア教育とキャリア支援を体系化していく。本学のキャリア教育については、一部の学部が独自に開設しているが、全学部・全学生に共通して必要なものであり、大学として全学的なキャリア教育プログラムを構築してキャリア支援センターの実践的なプログラムとの連携を果たす。そのために、一般的なキャリア教育プログラムではなく、本学におけるカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーに沿った独自のキャリア教育ポリシーを明確化する。その際にも、学生情報の共有化におけるeポートフォリオの活用を図りたい。

キャンパス内禁煙化に関して長年議論を重ねてきたが、2012年度末の運営会議において、2013年度を通じて3カ所の喫煙スペースを漸減させていく決定をした。その手順は、2013年4月1日より告示をはじめ、同時に喫煙防止教育活動を活発に展開し、7月1日に喫煙所を1カ所廃止する。夏休み明けの9月20日に2カ所目を廃止し、2014年4月1日に3カ所目を廃止することで最終的に禁煙キャンパスを実現するというものである。これは学生自治会との協議を経て、連名による禁煙キャンパス実現キャンペーンとしていく。また喫煙防止教育に積極的に取り組み、教育機関としての使命を果たす。

修学支援のための諸々の課外授業についての混乱状況を改善するため、運営会議、教務委員会で関係学部学科との調整を意識的に取っていく。今後必要不可欠との判断がなされれば、予算措置を講じて課外授業の公認化したり、カリキュラム中に工夫して組み込み正規の教育課程化を果たすなどの点も含めて柔軟に検討していく。

第6章 学生支援

本学の大学院修士課程と他大学大学院の博士課程との連携に関しては、2012年度に設置した大学院将来構想委員会における議題の一つになっている。単位互換制度を全学規模まで拡大し合った茨城大学の大学院、あるいは筑波大学の大学院との連携を深め、学問研究を継続したい学生の便宜を図ると共に、教育指導の強化を果たしていく。

4. 根拠資料

- 6-1 Campus Life 2012 (既出 資料 1-12)
- 6-2 第13期中期経営計画 (既出 資料 1-24)
- 6-3 学生満足度調査
- 6-4 茨城キリスト教大学卒業生・企業調査 調査結果報告書 (既出 資料 4-IV-5)
- 6-5 2012年度 OFFICE HOUR
- 6-6 常陽銀行の提携ローンリーフレット
- 6-7 茨城キリスト教大学同窓会奨学金規程
- 6-8 茨城キリスト教大学授業料減免規程
- 6-9 東日本大震災被災学生に対する学納金一部減免措置に関する規程
- 6-10 茨城キリスト教大学保護者会会則
- 6-11 茨城キリスト教大学ティーチング・アシスタント規程 (既出 資料 4-IV-15)
- 6-12 茨城キリスト教大学演習、アドバイザーグループおよび公認学生団体補助金使用規程
- 6-13 茨城キリスト教大学学生団体企画奨励金規程
- 6-14 2012年度茨城キリスト教大学学生団体企画奨励金募集要項
- 6-15 大学クラブハウス・学生会館合宿所使用規則
- 6-16 大学学生団体部室使用規則
- 6-17 学生専用駐車場使用規程
- 6-18 2009年度～2011年度健康診断受診状況
- 6-19 2009年度～2011年度保健室利用件数
- 6-20 茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関する規程
- 6-21 茨城キリスト教学園ハラスメント防止委員会に関する細則
- 6-22 茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関するガイドライン
- 6-23 相談の窓口 (大学ホームページ)
(http://www.icc.ac.jp/student/pdf/campuslife2012_06.pdf)
- 6-24 2008年度～2011年度就職状況
- 6-25 ICから教師をめざす (既出 資料 4-IV-6)

第7章 教育研究等環境

1. 現状説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

2003年度に、学園グランドデザイン委員会を設置し、将来における教育研究環境の整備方針等を検討した。同委員会は、2004年2月に「2006年～2016年のキャンパスデザイン」（資料7-1）を提出し、学園の経営方針と連動したキャンパスデザイン計画として、各学校のエリアならびにゾーン設定、学園キャンパスの施設・駐車場・緑化・広場・アクセス方法・キャンパス内動線等の提言をした。

その後、理事会総務委員会や常任理事会等において、日立市の大甕駅西口開発計画方針の発表などを踏まえながら、学園全体のキャンパス計画を見直しつつ、学園全体の中長期計画が形成されてきている。グランドデザイン委員会の計画中にあった小学校の設置に関しては、少子化等社会情勢の推移を見守るとの理事会判断によって具体化されていない。

なお、2012年に、日立市は大甕駅西口開発計画に着手し、本学園を含めて地元との協議が本格的にはじまった。その推移を踏まえ、本学園は2012年10月に、各部局の代表者を集めた学園キャンパス計画委員会を立ち上げ、学生・生徒の安全性と利便性を考慮したアプローチ等の配置に関する検討を開始した。

施設整備に関しては、2012年度に法人事務局総務部管財課が中長期修繕10年計画を策定した。これを基に、法人と大学の協議を進め、今後の事業の具体化を図っていく。その際、地域の知と文化の拠点となること、大甕駅前という利便性を活用する道を模索すること、様々な顧客のニーズに応えられるアメニティー施設とすること等を念頭に進めていく必要があると考えている。今後ますます重要な課題となるであろう地域における生涯学習施設のあり方の議論と、これは密接なかかわりを持つものとなる。

2004年度の「キャンパスデザイン」提言時からの諸環境の変化、その中での教育研究等の施設関連の決定や実施状況を十分に把握した上で、新設された学園キャンパス計画委員会を中心に、2013年度を通じて今後の新たな環境デザインを作成するという計画が進んでいる。2020年度以降の18歳人口激減期に備えた将来像を提示することができるかどうかは、本学の未来にとってきわめて重要なことであり、その明確な意識の下にしっかりとした構想を作るということは、委員会メンバーの共通認識である。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学園は330,729㎡という広大な校地を県内に持ち、大甕の学園キャンパスはその内の168,206㎡である。その中に幼稚園、中学校、高校と共に大学の校舎群がある。大学が県内に持つ校地面積は合わせて216,043㎡である。これは大学設置基準第37条第1項に対応する基準を十分に満たす。大甕キャンパスの立地は、元ゴルフ場の緩やかに起伏する丘陵地帯と豊かな緑を活かした設計になっており、キャンパスのどこからでも水木海水浴場から久慈浜海水浴場にかけての太平洋を超広角度で見晴らすことができる。この清々とした景観は、日本のキャンパスの中でも有数のものと自負している。

大学専用運動敷地は11,515㎡、他部局（中高）との共用運動敷地は80,714㎡あり、運動場の敷地環境も良好といえる。2004年に南側の隣地を学園総合グラウンド用地として購入

第7章 教育研究等環境

し、そこに学園中央駐車場と野球場を移設した。

大学所属の校舎は全部で24棟あり、その総面積は47,992㎡でなる。1967年の大学新設の際に1号館を建設し、その後10年を経た1978年4月に大学図書館（現10号館）を竣工させた。1982年には大学文学部児童教育学科の設置認可にあわせて2号館が竣工し、1983年6月には大学カウンセリング研究所を建てた。大学設置20年を経た1987年10月に大学教員研究室、教室、管理部門事務室を擁した3号館を竣工させた。大学創立30周年となる1997年に大学文学部文化交流学科設置が認可されたのに伴い、翌年2月に4号館を竣工させた。1999年6月の短期大学との統合ののち、同年11月に、大学生生活科学部設置認可を踏まえて6号館を竣工させた。2003年12月には大学看護学部設置認可に伴い8号館が竣工する。2004年4月の短期大学部の学生募集停止によって、その建物・施設を2005年度より大学の建物・施設（固定資産）へと振り替えた。その後、2010年7月に、JR水戸駅前にサテライトオフィスを設置し、大学院の授業、公開講座等を中心とした活用を開始した。学園講堂は設置後40年以上を経過したため建て替えを計画していたが、耐震補強工事および外装・内装の全面改修を行うことで2010年3月にリニューアルオープンした。最も新しい11号館は、2011年3月に竣工したもので、経営学部開設に伴って建てたものである。教室、研究室、スチューデントラウンジを配置し、十分な教学事務スペースを組み込んでいる。

本学の交通環境としては、キャンパスから東に降ったところにJR大甕駅が隣接している。国道六号線がキャンパスから200m程のところを走っており、常磐自動車道の日立南太田インターチェンジも学園から車で7分のところにある。自然豊かな場所にありながら、交通の便に恵まれた立地である。とはいえ、東西の交通ラインは弱い。日立電鉄線の廃止はさらにそれを厳しくした。そこで2009年より、那珂市・常陸太田市方面と本学園との間のスクールバスの運行を開始し、本学より西に居住する学生への交通利便性を高めた。なお、2017年には久慈浜・大甕間にバス専用道路（Bus Rapid Transit、BRT）が開通する予定であり、その運行開始によって交通の便はさらに向上するはずである。

校舎等の状況に関して言えば、大学24棟の内、12棟が築後20年を超えており、施設のメンテナンス費用（電気・給排水衛生設備等の不具合や突発的な修繕費）が年々増加している。これらは学生の学習環境の改善のために必須のものであり、計画的に順次整備・管理を行っていく。また、耐震補強Is値0.7以下の建物が5棟あり（シオン館、南体育館、10号館、5号館、キアラ館）、国の補助金を利用しながら計画的な修繕を行う予定で補助金の申請を行っているところである。ちなみに、2013年度は2棟（シオン館、南体育館）の大規模改修を実施する計画を立てている。

2006年度に、学内託児施設の「アンネローゼ」を設置し、本学教職員や学生（大学院生・公開講座受講者など）の利便性に配慮している。バリアフリーについては、大学の中心的学習施設である大学図書館が、建設当初からスロープによるバリアフリー化の対応をしている。さらに2007年度において図書館北側にエレベーター塔を設置して、障がい者・高齢者等への利便性を一層高めた。

学園内警備は常時警備会社派遣員が巡回しているが、それを補完して外部からの侵入者等を監視するために、2010年に4台の監視カメラを設置した。2008年度には1号館と10号館のトイレおよびパウダールームをリニューアルし、女子学生にとっての使い勝手を向上させた。学園内の雨水排水処理対策も2009年度に検討を開始し、2011年2月に第1期工事に

第7章 教育研究等環境

着手した。なお、学園正門前公道はスクールゾーンに指定されているが、道幅が狭いだけでなく、抜け道として利用されて朝晩の交通量も多いため、定期的に地域の子供会と連携しながら安全対策を立てている。2013年度のキャンパス計画委員会による提言は、この点も含めたものにする予定である。

なお、大学院生用の施設としては、4号館を大学院棟として、文学研究科の院生用共同研究室1室と演習室1室、生活科学研究科の院生用共同研究室1室と演習室1室、看護学研究科の院生用共同研究室1室と演習室1室を備えている。各部屋に院生用の机、椅子、実験台、更衣ロッカーを用意している。4号館大学院棟は出入口にカードリーダー方式による入退館管理システムを導入し、院生にカードを携帯させることで日曜祝祭日を含めて、研究室を常時利用することが可能となっている。実験・実習室については、学部および教員用実験室と共用し、教育研究用機械・器具等についても学部学生・教員と共用している。また、本学では、大学の教育・研究支援、事務の効率化を図るため、総合情報ネットワークシステムをすでに構築しているが、大学院生については、学部学生と同様にこの情報システムを利用できるほか、大学院生研究室に1学生1台のパソコンを設置し、研究室からこれらのサービスを利用できるようにしている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学敷地のほぼ中央に位置する図書館は、鉄筋コンクリート地上2階地下1階（延面積：327,800㎡）であり、1991年4月に開館した。図書館職員は専任職員2名、嘱託員2名、委託職員4名（図書館司書資格者2名）を配置している。2012年5月段階の所蔵資料数は260,621冊で、年間ほぼ2,000冊の新図書を購入している。図書館利用者数は下表の通りである。

年度	図書貸出冊数	来館者数	視聴覚貸出数	AVルーム来訪者数
2009	34,192	106,488	9,372	15,170
2010	22,061	100,370	11,036	20,776
2011	23,470	105,140	10,997	21,394

来館者数は大きな変化はないが、図書貸し出し数は減少し、それに比べて視聴覚ルームの利用者が増えてきている。図書館の利用に関しては、「図書館利用規程」（資料7-2）に則った形で冊子型の『図書館案内』（資料7-3）を作り、全学生ならびに地域関係各所に配布している。利用可能時間は、月曜日から金曜日は午前8時30分から午後8時30分、土曜日は午前9時から午後5時までとなっている。これらのサービスによって、地域の公共図書館としての機能も持たせることができている。2013年度からは、学園に通う幼児・生徒・学生等の保護者に対して自由に図書館を利用することができる利用証を発行し、さらなる便宜を図っていく。

毎年、図書館の利用に関するガイダンスを実施し、便宜を図っている。過去4年間の開催状況は、2008年度15回（226名）、2009年度19回（328名、他にデータ・ベースの利用ガイダンス182名）、2010年度22回（425名、うち3回111名は本学園の高校生）、2011年度34回（663名、うち4回102名は本学園の高校生）である。図書館職員が具体的な方法を示しながらレクチャーする形である。これは、学生と図書館の距離を縮める上で重要な

第7章 教育研究等環境

活動と認識している。この4年間で3倍の学生がガイダンスを利用するようになった。受講者は新入生と3年次生が中心である。1年次生にとっては文字通りのガイダンスだが、3年次生には演習の文献調査等を目的とした教学的活動として位置づけられるものになっている。

本学図書館では、図書館サポーターズという制度を導入している。これは、在学生による新入生への図書館利用案内、図書館利用のサポート、視聴覚カウンター業務、蔵書整理、図書館企画サポート、広報誌の発行などに携わると共に、専任職員が退勤した後の開館時間における図書館運営を支えるためのものである。図書館サポーターズとなる者は、図書館業務に関心を持つものが多く、彼等への教育活動の一環としても位置づけることができる。その規程は「図書館サポーターズ要項」(資料7-4)として明文化されており、ガイダンスの際に提示して説明することで学生間への周知は図られている。

なお、資料の選定は「茨城キリスト教大学図書管理規程」(資料7-5)に則り行われているが、本学学生の知的好奇心を呼び起こすように、入門書と専門書をつなぐような啓蒙書を若干多めに集書している。図書館予算は、近年はほぼ6,000万円弱で推移している。予算に関する喫緊の問題として、急速に増加するデータ・ベース、電子ジャーナル、電子ブックなどのデジタル情報に対して、どのように予算を振り分けていくかということがある。ちなみに、本学図書館が契約しているデータ・ベースには以下のものである。「聞蔵Ⅱ」「メディカルオンライン」「医学中央雑誌(医中誌web)」「CINAHL」「MedicalFinder」「日経テレコン21」「MEDLINE with Full Text」「現行法規・履歴検索」「eol 企業ナビ」。現在のところ看護学部関連のデータ・ベースの使用数が多いが、これは医学・看護学関連の分野でデータ・ベースによる情報供与が進んでいるからである。しかし、今後は様々な方面にわたってデータ・ベース化は広がっていくことが考えられる。また、現在のところ電子ジャーナル、電子ブックについては購入閲覧をしていないが、これも急速に活用範囲が広がっている。早急に対応が迫られるものと予想している。情報検索システムとしては、OPAC(Online Public Access Catalog)、特にDI(ディスカバリインターフェース・次世代OPAC)と呼ばれる新システムを採用している。これは、従来のOPACを更に進化させた機能が備わっているものである。

全国の大学の学術・教育成果の発表ツールとして、機関リポジトリが重要な意味を持ちつつある。機関リポジトリは、従来の国立情報学研究所が論文収集と公開のために行っていたCiNiiとは違って、各大学・研究教育機関が独自にレイアウト・文献情報の取捨選択ができる。ただし、この運営には相応の設備と技術が必要なため、ごく一部の大学・研究教育機関に絞られていた。しかし、2011年に、国立情報学研究所は、自らが開発した機関リポジトリソフトウェアWEKOをベースに、機関リポジトリのシステム環境を提供し始めた。これによって多くの大学や研究・教育機関も自己のリポジトリを持つことが可能になった。本学もこのシステムを利用し、2013年4月から本格的な機関リポジトリの運営に乗り出すことを決めた。

この他、本学図書館の特色として、単なる「書」の集積ではなく、「図」(地図や絵画などの画像文献)の集積も目指すという観点から、美術展や写真展などを1F正面入り口にスペースをとって積極的に行っている。2010年度は「甦るカンボジアー伝統織物の復興から、「暮らし」と「森」の再生に至るまで」と題した内藤順司写真展、「茨城キリスト教学園60年史図

第7章 教育研究等環境

録発行記念写真展」、2011年度は美術・絵画展として「チキウチウ～武部裕展」を行った。また、毎年11月には学園祭で開催される「東南アジアの物産展示」、12月には「クリスマス関連絵画・芸術品・絵本展」を行い、適宜本館所蔵の貴重本・文献資料（複製聖書、江戸時代のカルタ、卷子本・写本・版本など）の展示を行っている。

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

施設・設備の面については、各学部学科の教育課程および各種養成施設の関係法令に基づき、講義室・演習室・実験実習室等を配置している。また、コンピュータ自習室に加えて学生食堂・ラウンジ等へのパソコン設置やコンピュータ教室の開放を行うなど、学生のコンピュータの利用に便宜を図っている。国家試験受験勉強の場として自習用の教室も用意し、支援措置としている。その他、ピアノ練習室、労作体験教育のための畑の整備などを通して、学生の学習環境整備に努めている。

教育支援体制として、「茨城キリスト教大学ティーチング・アシスタント規程」（資料7-6）に則り2010年度よりティーチング・アシスタント（TA）の配置を開始した。これは「大学院学生を教育的配慮のもとに学部開講科目の教育補助業務に従事させる」ことを目的とするものである。初年度は文学研究科で3名の大学院生を文学部の英語演習科目に配置したが、2011年度に生活科学研究科および看護学研究科を開設したことに伴い、徐々にTAの数を増やし、2012年度は全学部合計9名を配置するに至っている。大学院生の教育・研究能力を高める機会を提供すると共に、学部教育の充実を図るために効果を発揮していると認識している。

専任教員の研究費は、「茨城キリスト教大学個人研究費使用規程」（資料7-7）「茨城キリスト教大学助教給与内規」（資料7-8）「茨城キリスト教大学特別任用教員給与内規」（資料7-9）「茨城キリスト教大学教職課程特任教員給与内規」（資料7-10）により定められている。これに則り専任教員および任期制助教は年間35万円、特別契約専任教員は年間15万円、教職課程特任教員は年間15万円が支給されている。それに加えて研究助成の趣旨の下に、研究助成金（1件につき申請限度額50万円）（資料7-11）、研究業績出版助成金（1件につき最高100万円）（資料7-12）、海外学会出張に関する旅費（1回につき申請限度額25万円）（資料7-13）等の制度を定め、各規程に従って研究助成委員会において厳正な審査を経て支給対象者を決定している。その他、専任教員への研修制度がある。これは「茨城キリスト教大学教育職員研修規程」（資料7-14）および「茨城キリスト教大学教育職員研修規程施行細則」（資料7-15）に定めてあるもので、国内外における短期または長期研修の機会を得て、教育研究能力の飛躍的な向上を果たすためのものである。審査委員会による審査を経て理事長に研修を命じられた者は、研修の種類（短期、長期、国内、国外）に応じて80万円から200万円の研修費を支給される。

これら研究助成関連は、毎年の合同教授会において全専任教員に周知している。また、「第13期中期経営計画」（資料7-16）の重点課題である「教育・研究支援体制の構築」の中に「研究所および研究助成金の統合」や「教員研修制度の再検討」等を目標として掲げ、研究支援のより一層の充実を計画している。なお、2013年4月に教育研究センターを設置し、教員・院生等への研究・実践に対する支援の核とすることが決まっている。

第7章 教育研究等環境

専任教員の研究室は、文学部・生活科学部・経営学部については全員個室であり、看護学部は、教授・准教授・講師は個室、助教・助手は共同研究室を割り当てられている。実験系の科目を担当する教員には実験関連設備を設置し、また看護学部教員には衛生面を考慮して洗面台を設置するなど、教員の担当領域に合わせた充実した設備を整備している。

教員の研究時間の確保は、教育内容の質の向上のために不可欠であるだけでなく、大学の社会的使命の一つとして、国の学術研究を前進させていくことがあり、それを果たすためにも重要な施策の一つである。本学の専任教員は、一人当たりの年間授業担当コマ数を原則6コマとし、8コマを超えないと定めて過度な負担とならないように調整を図っている。出講曜日については、毎年度教員から希望を聴取し、可能な限り希望に沿った曜日に授業を配置した時間割編成をし、研究に専念する時間を確保することに努めている。近年、大学の行政に係る業務や新たなプロジェクトへの取り組み等によって、一部教員の研究時間の確保が困難になっている現象が現れている。この解決のため、行政部門を積極的に統合してその数を減らすことで教員が就かねばならない役職数を減らし、それに伴う各種委員会の改編等を図って集約化を進めている。なお、将来の18歳人口のさらなる減少という厳しい環境変化が進んでいくことで、担当コマ数、出勤日数などの面で負担が重くなっていくことも考えられる。それを回避するために、本報告書に記している諸々の改革改善に今後とも全学で取り組んでいく。

教育研究環境の整備に関する方針は、「第13期中期経営計画」における重点課題として「教育環境の整備・拡充」「教育・研究支援体制の構築」を大きな方針として掲げ、その具体的内容は各担当部署がそれぞれの現場に応じて目標設定をし、4年以内の達成を念頭に計画を立案した。学部学科ならびに事務担当部署が自ら設定したものであるから、各部署内での認知は充分である。教育研究機関として、学生・教職員の人材育成ならびに質の向上に資するために、全学を上げて積極的に環境の整備事業ならびにその検証作業に取り組んでいる。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学における学術研究が国の提示する倫理規範に則って適切に遂行されるために、研究に従事するすべての本学教職員が順守すべき倫理基準「茨城キリスト教大学倫理審査規程」(資料7-17)を定めている。これにより本学の行う科学的研究が社会の信頼を得られ、社会にとって正しく貢献するものとなるように配慮している。なお、国の倫理規範とは以下のものである。「大学における動物実験について」(昭和62年5月25日、文部省通知)

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成13年3月29日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示、平成16年12月28日改正・告示)

「疫学研究に関する倫理指針」(平成14年6月17日、文部科学省・厚生労働省告示)

「臨床研究に関する倫理指針」(平成16年12月28日、厚生労働省告示)

本学は「茨城キリスト教大学倫理審査規程」第3条に基づいて倫理審査委員会を設置している。同委員会の運営については第4条以下に定められているが、さらに「茨城キリスト教大学倫理審査委員会の運営に関する内規」(資料7-18)をもって運営の詳細を定めた。これらは共に2006年度に施行した。以後、倫理審査委員会において新規申請書、進捗状況、終了報告書の審査にあたっている。なお、倫理審査委員会には学外学識経験者若干名を加える

第7章 教育研究等環境

と規定されているが、現在は委員長と委員2名が学外者である。これに学内委員は7名を加えて委員会を形成させている。

2011年度に大学院に生活科学研究科と看護学研究科が設置されたことにより、大学院生の申請に便宜を図るため、当該委員会を1年に3回開催している。2012年度は、教員の倫理審査に対する認識を高めるため、FD研修として7月に講師を招き「臨床試験と利益相反」と題した講演会を実施した。それは利益相反の定義・分類にはじまり、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則や基準の遵守に関する多くの事例を提示し、最終的に利益相反の管理・システムは組織・研究者の保護のためにあり、各種倫理指針等は被験者の保護のためにあるという内容であった。設置間もない本学大学院の構成員にとって認識を新たにす有意義な講演会であった。

また、2010年1月に、「茨城キリスト教大学動物実験規程」(資料7-19)と「茨城キリスト教大学動物実験委員会規程」(資料7-20)を制定し、動物実験等を科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点および教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めた。これらは、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号)、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年6月1日、日本学術会議策定)、「動物の処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)等に基礎をおいて定めたものである。

以上の諸規程は、関連研究に関わる学部・研究科において、教員ならびに研究科学生全員に対して、研究・論文作成にあたり規程、指針に沿って行うよう指導している。大学院生の倫理審査委員会への提出書類の作成は、指導教員のもとで行い、倫理審査委員会に提出する。看護学部ならびに看護学研究科においては、「倫理審査委員会の運営に関する内規」に基づいて倫理審査小委員会を設け、そこにおいて仮審査を行った上で倫理審査委員会に提出する手順を取っている。これは好ましい結果をもたらしているため、今後その増設も検討している。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

施設・設備の整備に関しては、自然環境の豊かな校地の中で適切に維持・管理できている。2011年度から使用し始めた新校舎に多くの学生支援事務機関ならびに窓口を集中させることができたため、学生、教職員にとっての利便性が高まり、その効率性に関して望ましい環境が整いつつある。また、その新校舎の設備は最新のものを導入したため、授業等の運営上好ましい環境になった。

教育研究等の発表の場としては、今のところ『紀要』(資料7-21)の存在が大きな部分を占めるが、最近では本学の研究助成や出版助成にも積極的に申請する動きが見られてきており、今後の研究熱の高まりが期待できる。

本学の図書館は2,300人程度の大学としては広くゆったりしていて、本棚と本棚の間も最大限に広く取ってあり、棚もゆったりとした集書を心掛け、ゆとりある施設となっている。

第7章 教育研究等環境

また AV 関係の施設も充実しており、漫画を読みながら食事もできる場所もあり、地下には友人と話しながら勉強ができるグループ学習室もある。また、この規模の図書館に職員が 8 名常駐していることも特色と言える。その 8 名がすべてカウンターや館内の巡回を行っており、学生からの質問には真摯に対応している。ゆったりとしつつも澁むことのない時間が流れる本学の図書館は、毎年学務部で行っている学生満足度調査（資料 7-22）において常に学生にとって居心地の良い場所となっている。本学の学生にとっての図書館は勉強する場所であると同時に、自らの意識をリフレッシュする憩いの空間、癒しの空間となっている。図書館が学生に愛されるためには、設備の目新しさや規模の大小に捉われない居心地のよい空間作りが重要である。本学図書館はそれに成功していると考えている。

（2）改善すべき事項

建物・設備に関する東日本大震災の影響や建物の老朽化についての情報収集に努めているが、まだ十分に得られたとは言えない状況にある。今後の学園キャンパス計画と合わせて、これを急ぐ必要がある。また、学生の安全確保のために、現在の「危機管理基本マニュアル」（資料 7-23）の再検討や、学園消防・災害防止計画の見直し・検討が必要である。校地内に存在している建物に関する明確な順次的補修計画を策定したのは 2012 年度のことであり、今後早急に具体的な着手への財政的準備と補修実施に向けた手続きに入らなければならない。

倫理審査委員会に関しては、実験等の実施時期に合わせて申請書類の提出を求めているが、専任、兼任教員への提出日程の徹底が図られていないため遅れがちである。この改善が必要である。また、現在ある倫理審査規程は、人、動物に対する実験等を対象とした規程にとどまっているが、それとは別に、研究全般における健全な発展のため、不公正な研究内容、研究活動に係わる不正行為、研究費の取り扱いに係わる不正を防止するための「研究倫理委員会」の設置が望まれる。現在、社会において研究にまつわる様々な不正が取り沙汰され、社会的非難が起り、ややもすると教育研究機関、教育研究者に対する不信感が醸成されつつある。その社会情勢に鑑み、今後早急にその設置について検討する必要があると認識している。

現在の『茨城キリスト教大学紀要』（資料 7-21）には査読がないため、査読付きの研究誌に投稿する者が多く、『紀要』への投稿件数が伸び悩んでいる。2013 年 4 月に設置する「教育研究センター」の下で『紀要』を統合した上で、査読に関する議論をさらに進めていく。

図書館企画である「学科基本リーダーズ 10」「IC おすすめ 100」「プチライブラリー」の改訂が必要と考えている。これらはそれぞれが学生へのテーマ毎の推薦図書書架として設けられているものであるが、スタート当初は順調だったものの、いまは貸出数等も減少して低調となった。学生にとって、より効果の高い企画に改めることが必要である。なお、学生にとっての図書館機能等の検証を行うため、全学を対象としたアンケート調査を 2013 年度に実施する。

3 研究所体制に関しては、以下の 6 点を検討すべき問題として認識している。

- ① 研究所は、現状の大学院・学部・学科の構成に合致しているか。
- ② 研究所は、学内の図書館や、学内の研究支援を目的とした委員会（研究支援委員会・研究助成委員会など）、そしてその研究支援を受けた研究・教育活動と連携が取れているか。

第7章 教育研究等環境

- ③ 研究所は、競争的研究資金などの外部資金や補助金を調達できているか。
- ④ 研究所は、昨今のデジタル化・ネットワーク化に対応できているか。
- ⑤ 外部の大学院・大学・研究所との連携を取れているか。
- ⑥ 研究所は、地域社会に貢献できているか。

2012年度において学長の指示の下に図書館長を中心にこの検討が進められた。その結果、3 研究所体制は現在の大学・大学院の構成と十分合致しているとは言えないこと、研究支援助成委員会や図書館との連携も弱いこと、外部資金・補助金獲得への方策が練られていないこと、デジタル化に十分対応できていないこと等の問題があると判明した。とりわけ、現研究所体制が本学の学部・研究科の構成と明確な連動がない点はきわめて重要な問題点である。今後、現研究所の研究領域と重ならない研究科や学部学科から、さらなる研究所の新設を要望してくることも想定せざるを得ず、将来に対する明確な方針が必要な状況にある。また、外部資金の獲得にあたっての情報収集、申請補助、獲得資金管理等にあたる部門が現在庶務課になっており、多忙な業務の中でそれを行っている状態にあり、資金を扱う上で非効率な環境と言わざるを得ない。現在、この検討結果を踏まえて、研究所を統合して「教育研究センター」とすることが決まった。そこに専門の事務職員を配置して、安全安定した研究支援体制にしていく予定である。

ここ数年の教員研修・出版助成・研究助成・海外学会出張の申請・認可状況は下記表のようである。これを見ると研究助成制度は機能しているが、そのほかの制度は十分にその役割を果たせていない状態にあると言わざるを得ない。とりわけ、研修制度は100名を超える教員を抱えている本学においてこの状況にあることの原因を突き止める必要がある。今後検証していきたい。

年度		研 修			研究業績出版助成	研究助成	海外学会出張
西暦	和暦	種類	人数	部局			
2006	18	短期国外	1		1	2	
2007	19					1	
2008	20					2	
2009	21	長期国外	1				1
2010	22				1	1	1
2011	23	短期国外	1		1	3	
2012	24					3	1

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

東日本大震災の影響において大学校舎等の耐震補強計画を策定した。また、既存の建物・設備の見直しと建物診断を行った。それに基づき、校舎等の維持のための外壁改修塗装、屋上防水、空調設備更新を見積もり、今後10年間のライフサイクルコストをシミュレーションした。現在進行中ならびに検討中の大学事業計画と連動させながら、施設・設備の見直しと修繕計画を着実に実施していく。

第7章 教育研究等環境

なお、現在、ゲリラ豪雨等の急激な気象変化に対応するための計画的な学園雨水排水改修工事が行われている。それによって学園内の排水の一部が改善され、雨天時での施設間の移動がスムーズにできるようになった。

また、学園講堂の耐震補強を含む全面改修によって、安全性と施設・設備の充実が果たされた。2012年度においても稼働率は向上しているが、今後はさらに地域と連携した活用がなされるように地域への働きかけをしていく。

(2) 改善すべき事項

東日本大震災の現実を踏まえ、さらに学園施設・設備全体の防災機能の強化を図っていかなければならない。耐震補強が十分でない施設の修繕に関しては、補助金申請をして早期に実施する。また、避難施設と防災倉庫の設置等についても前向きに取り組んでいく。

施設の老朽化によってキャンパス・アメニティー部分（大学合宿所・部室、学生食堂、トイレ・パウダールーム等）の補強が必要になってきている。学習環境の改善ならびに入学者確保の視点からも、これらへの手入れは重要と考える。また、エンrollment・マネジメントの観点から学内施設の改革等が必要になることを見据え、その際に新たな利用者層となる社会人、高齢者の動線等を踏まえたバリアフリー化、施設内リフト等の施設・設備の充実も検討しておく必要がある。

4学部となった現在、敷地状態に余裕があるとは言い難くなってきており、今後のキャンパス設計計画上での工夫が大切である。また、それらとは別に、教職員の職場環境の改善という観点から、ハード・ソフト面での見直しもしなければならない。

教育研究支援策や研究所運営については、新設する教育研究センターの下で一層の強化が果たされると考えている。なお、教員研修等の現況も、研修制度の変更なども含めて鋭意改善していく必要があるが、教育研究センターの新設は、全学の研究に対する積極的な姿勢を醸成していくものと期待している。

4. 根拠資料

- 7-1 学校法人茨城キリスト教学園グランドデザイン計画案（答申）
- 7-2 茨城キリスト教大学図書館利用規程
- 7-3 図書館案内
- 7-4 図書館サポーターズ要項
- 7-5 茨城キリスト教大学図書管理規程
- 7-6 茨城キリスト教大学ティーチング・アシスタント規程（既出 資料 4-IV-15）
- 7-7 茨城キリスト教大学個人研究費使用規程
- 7-8 茨城キリスト教大学助教給与内規
- 7-9 茨城キリスト教大学特別任用教員給与内規
- 7-10 茨城キリスト教大学教職課程特任教員給与内規
- 7-11 茨城キリスト教大学研究助成金規程（既出 資料 3-30）
- 7-12 茨城キリスト教大学研究業績出版助成規程（既出 資料 3-31）

第7章 教育研究等環境

- 7-13 茨城キリスト教大学海外学会出張に関する旅費規程 (既出 資料 3-34)
- 7-14 茨城キリスト教大学教育職員研修規程 (既出 資料 3-32)
- 7-15 茨城キリスト教大学教育職員研修規程施行細則
- 7-16 第13期中期経営計画 (既出 資料 1-24)
- 7-17 茨城キリスト教大学倫理審査規程
- 7-18 茨城キリスト教大学倫理審査委員会の運営に関する内規
- 7-19 茨城キリスト教大学動物実験規程
- 7-20 茨城キリスト教大学動物実験委員会規程
- 7-21 茨城キリスト教大学紀要 第46号 (既出 資料 3-35)
- 7-22 学生満足度調査 (既出 資料 6-3)
- 7-23 茨城キリスト教大学危機管理基本マニュアル (災害時)

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

「我がが学園の教育理念」には、「キリスト教の精神に基き、謙虚に真理を追求し、公正を尊び、真の隣人愛をもって人と社会に進んで奉仕し、人類の福祉と世界の平和に貢献する人間の育成を目的とする」と謳っている（資料 8-1）。地域貢献・世界貢献は、大学学則（資料 8-2）ならびに大学院学則（資料 8-3）にも掲げてあり、全ての学部・研究科の教育目標にも挙げている。本学にとって地域貢献・世界貢献はまさに存在の生命線と言っても良い基本方針である。それは本学の教育力によるもの、研究力によるもの、そして地域での実践力によるものに分けられるが、いずれの分野においても、しっかりと地域ならびに国際社会と連携し、奉仕し、貢献へと繋げていくことを常に念頭に置いて教育研究活動を展開している。

その点をより広く周知するために、本学は 2011 年度に地域連携推進検討委員会を設け、「茨城キリスト教大学地域連携方針」（資料 8-4）の策定について議論し、下記の方針を定めて本学ホームページ上に公開した（資料 8-5）。

「茨城キリスト教大学が建学の精神に掲げる「隣人愛」は、地域社会との連携の基盤となるべきものです。隣人愛に基づいた共生の精神を土台として、「開かれた大学」としての使命を果たすために、本学は以下のとおり地域連携方針を定めます。

1. 本学が「総合大学」としての教育・研究活動を通じて有する知的・人的資源を、地域社会・地域住民の方々に対して還元していきます。
2. 地域社会が有する知的・人的資源を本学の教育・研究に活用していきます。
3. 地方自治体との連携事業を通じて、地域社会の発展や問題解決に寄与します。
4. 教育・保健医療・福祉に関わる組織との連携を通じて、地域社会の発展に寄与します。
5. 企業との連携を通じて、地域産業の発展に寄与します。
6. 他大学との連携を通じて、地域の学術の発展と人材育成に寄与します。
7. 高大連携事業を通じて、地域の教育水準の向上に寄与します。」

これに基づいて地域連携推進室を設置し（資料 8-6）、そこにおいて県市等との連携、地域との連携、公開講座、講演会、聴講生関係の事務を取り扱っている。現在本学は、地元の日立市、常陸太田市、高萩市と提携協定を結んでいるが、今後一層の緊密化のために連携事業の企画を建てるべく模索している。常陸太田市とは、後述するように域学連携事業がはじまり、日立市とは大甕駅西口開発での提携がなされ、高萩市とは認定こども園の高萩市での設置に関する情報提供活動がなされつつある。

国際社会との交流・協力・貢献に関しては、その担当部署として国際理解センターを設けている。もとは「国際交流部」と称していたが、その目的の多様性に鑑み、2011 年度に「国際理解センター」に改称したものである。その担当業務の主なものは、留学相談、短期・長期交換留学（派遣・受入）関係事務、本学提携校との交流事務、留学生支援活動（バディシステムの運用）、「GOGO 留学」（資料 8-7）の編集発行等である。運用については、「茨城キリスト教大学国際理解センター規程」（資料 8-8）によって定められている。

なお、2011 年度 4 月により広い事務室に移転し、事務室に隣接するスペースに留学生交流のためのアメニティスペースを設けた。これによりこれまで以上に本学一般学生と海外

からの留学生の交流が広まっている。またその中から、海外留学したいと考える学生も現れてきている。留学生は、議論を広げ知見を高めるために欠くことのできない存在である。現在、福島原発事故の影響でその数が減っているが、今後どのようにして本学で学修したい留学生を増やしていくかが大きな課題である。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

1) 地域連携

「茨城キリスト教大学地域連携方針」(資料 8-4) に基づいて地域連携推進室が設置されているが、ここが主体となって、以下の企画・業務を実施し、かつ検証作業を行なっている。

① 公開講座

大学の教育研究の成果を広く社会に公開し、市民への学習機会の提供及び資質の向上に資することを目的に、25年に渡り公開講座を開講している(資料 8-9)。2012年度は春期13講座、秋期13講座、語学、教養、心理、教育、健康、地域などの分野を開講し、各期200名以上が受講した。60歳以上の受講生には受講料を半額としており、毎回継続を希望する受講生も多い。

② 聴講生制度

文学部、生活科学部、経営学部開講科目の中で、本学が定める科目について18歳以上の社会人を対象に聴講を認めている。年1回の登録により年間の聴講を許可し、図書館利用も可能である。本学卒業生及び60歳代以上の場合、登録料、聴講料半額の経済的負担軽減を図っている(資料 8-10 p.165~166)。

③ 県民大学「大みか校舎」

茨城県教育委員会との協定により、県北地域に居住する県民の利便性やニーズに対応した生涯学習の機会を提供することを目的に、本学を会場に前期・後期講座を開講している。茨城県県北生涯学習センターの運営に基づいて本学教員による英語中級、看護、心理、食物、教育に関する講座を開講している。

④ 百年塾市民カレッジ

日立市と連携協定に基づく事業として、ひたち生き生き百年塾推進本部(事務局:日立市教育委員会生涯学習課)と共に運営を行っている。「一般教養」「まちづくり人材育成」「趣味と体験」「仲間作りと自主活動」の分野において、2012年度は11講座を本学教員により開講している。この事業は、市民が生きがいをもって充実した生活を享受し、まちづくりに協働できる生涯学習推進の担い手としての人材育成を目的に行っている。

⑤ 北茨城市民大学

北茨城市と市民大学講座の事業に関する協定を結び、前期、後期講座への講師派遣協力を行っている。学習機会を総合的体系的に市民に提供することにより「ひとづくり、地域づくり」の推進を図ることを目的に事業運営がなされている。

⑥ 高大連携「高校生公開講座」英語総合講座

茨城県教育委員会との協定により2003年度から英語総合講座を開講している。茨城県立日立第一高等学校、茨城県立日立第二高等学校の生徒を対象に、初年度から延べ400名を超える高校生が本学で学んでいる。文学部現代英語学科教員による前期・後期各12回の

第8章 社会連携・社会貢献

講座は、海外研修での実際に役立つ英語を学ぶ機会として、また、コミュニケーション能力のレベルアップとして有効との評価を受けている。

⑦ 「NHK文化センター」との提携講座

2010年度 JR水戸駅前に「サテライトIC」が開設されたのを契機に、NHK文化センター水戸支社との提携講座を開始した。講師は本学の教員が担当し、広く一般市民を対象としている。

⑧ 「ひたち学」シンポジウム

本学が位置する茨城県北部地域を見つめ直し、今後の可能性を探る学術的取り組みとして、2007年度より「ひたち学」シンポジウムを実施している。5回にわたる文学部文化交流学科中心の取り組みを経て、2012年度からは全学的取り組みとして再スタートした。

以上の企画には本学教員が積極的に関与し、地域住民に対して本学の教育研究の成果を還元するものとして実施しつつあり、地域住民への高度な学びの機会を提供しているものと自負している。

2) 国際交流

国際理解センターは、発足以来地域との関連で下記のような事業に参加してきた。これらは地域貢献の側面を持つと共に国際貢献活動としての意義を持っている。

- ① 茨城県留学生親善大使（主催：(財)茨城県国際交流協会）
- ② クエストいばらき留学生研修（主催：(財)茨城県国際交流協会）
- ③ ワールドキャラバン国際理解教育講師等派遣事業（主催：(財)茨城県国際交流協会）
- ④ 茨城ふるさとファミリー事業（主催：(財)茨城県国際交流協会）
- ⑤ 茨城県・日立市総合防災訓練（主催：茨城県・日立市）
- ⑥ 外国人のための防災訓練（主催：日立国際交流協議会・日立市）
- ⑦ 日立サンドアート・フェスティバル（主催：ひたちサンドアート実行委員会）
- ⑧ ひたち国際文化まつり（主催：ひたちとアジアの文化交流をすすめる会）
- ⑨ 外国人の皆さんによる日本語意見発表会（主催：国際ボランティア・ネットワークさくら）
- ⑩ ホームヴィジット（主催：国際ボランティア・ネットワークさくら）
- ⑪ ホームステイプログラム（主催：北茨城国際交流協会）
- ⑫ ロータリークラブ卓話（主催：水戸好文ロータリークラブ）
- ⑬ ロータリークラブ交流会（主催：日立港ロータリークラブ）
- ⑭ 東日本大震災被災者支援プロジェクト（主催：ガールスカウト茨城県連盟）
- ⑮ パキスタン・バザール in 偕楽園（主催：パキスタン・イスラム共和国大使館）
- ⑯ 日立市立大みか小学校訪問（主催：茨城キリスト教大学）
- ⑰ 中学校・附属幼稚園訪問（主催：茨城キリスト教大学）
- ⑱ 1ヵ月ホームステイ（主催：茨城キリスト教大学）

本学の海外提携大学は17大学あり、近年はアジア地域の大学との交流が盛んになっている。現在、提携協議をしつつある大学に、ラオス国立大学、スリランカ・ケラニア大学、ビシケク人文大学、キルギス民族大学がある。アメリカのオクラホマ・クリスチャン大学との交流は40年近くの歴史を持つ。この大学とは毎年相互に1ヵ月程の短期留学生の派遣・受

第8章 社会連携・社会貢献

入をし、また Semester 留学生の派遣と 1 年間の交換留学生の派遣・受入活動を行っている。諸大学との間で取り交わしている留学協定により、海外語学研修（短期留学）・Semester 留学・交換留学の各留学プログラムが実施されている。これらの海外研修によって語学力の向上を図ると共に、現地での貴重な異文化体験も経験でき、有意義な学修期間を過ごすことができる。単位互換制度により単位取得も可能になっている。交換留学中も在籍扱いとなるため、留学期間は在学年数に算入され、4 年間で卒業できる制度になっている。また経済的な面での助成制度もあり、協定に基づいて留学先の授業料が全額免除もしくは減額される。さらに成績優秀者は留学期間中の本学への学納金が全額免除（特別在学留学）されるか、あるいは授業料以外の学納金が免除（在学留学）される制度がある。参加学生に対しては、オリエンテーションや個別相談などできめ細かな対応を行い、常時提携大学の留学担当者と連絡を取り合う等、手続きならびに制度において安心して海外へ出ることができる態勢を整えている。

海外語学研修は、学部・学科を問わず全ての学生を対象とし、夏期・春期休暇中の 2 週間から 4 週間実施される。提携校の語学クラスで学び、ホームステイやフィールドトリップを通じて、それぞれの国の歴史や文化などを直接体験できる企画としている。海外文化研修は、文化的なテーマを持った 2 週間程度の研修旅行であり、毎年引率教員がデザインした独自のプログラムを提供している。Semester 留学制度は、現代英語学科の学生を対象とするものであり、オクラホマ・クリスチャン大学に派遣して英語集中コースおよびインターンシップを取り入れたプログラムに参加する。英語力を向上させ、異文化体験による国際理解の深化を目的として設けられているものである（資料 8-10 p.154～157）。ダブル・Semester 留学は、2008 年度に設けた大学院生用のものである。本学の修士課程に在学している間にカリフォルニア大学リヴァーサイド校もしくはオクラホマ・クリスチャン大学で英語教育プログラムに 1 年間参加することで、修士課程を 2 年間または 2 年半で修了するという制度である（資料 8-11 p.39～40）。この他に、学生が自分で計画実施する異文化体験という授業を設けている（資料 8-10 p.158）。これは、語学研修のほかにテーマを定めた史跡の見学、博物館・美術館の探訪、現地の文化社会活動への参加など、様々な異文化体験をして単位認定の対象とするものである。各種留学生による現地報告、修了報告等は本学ホームページ上に載せて、後学の学生たちの役に立てている。

3) その他

生活科学研究科においては、その研究は現代社会の課題を解決し人々の生活の質を高めることを中心にしたものであることから、論文、学会、フォーラム等を通じ広く社会にその成果を公表し、還元している。具体的には、2000 年度に食物健康科学科を開設して以来毎年 1 回実施してきた「21 世紀、食のフォーラム」がある。毎年、現代的課題やテーマを設定して学生ならびに地域住民を対象に講演やパネルディスカッションなどを行っている。2011 年度は「農作物への放射性物質の移行」のテーマで、2012 年度は「スポーツと栄養」をテーマとして J リーグ・水戸ホーリーホックのゼネラルマネージャー他に講演を依頼して 10 月に開催した。また、2012 年度からは新たに研究科独自の『大学院生活科学研究紀要』を発行する予定でいる。

大学院 3 研究科は、今後の大学院教育・研究の質の確保と学生の確保を目的に、国内外に

第8章 社会連携・社会貢献

対する大学・大学院間連携プロジェクトを組織として実施するための企画を立ち上げつつある。3 研究科長は、2012 年度春期休暇中にアメリカのカリフォルニア大学デイビス校、アラバマ大学バーミングハム校の大学院を訪ね、教育研究上の提携を実現するための折衝を行い、協定調印に向けて動く。その調印ののちに、具体的なさまざまな交流を開始するための企画を考案中である。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

2011 年度までは担当学部長と事務職員のみにより運営されてきた地域連携推進室は、2012 年度から全学部の教員が参画する地域連携推進室運営委員会の下に運営されることになった（資料 8-12）。これにより学内において地域連携・地域貢献の重要性についての意識が高まると共に、自治体他との連携がこれまで以上に円滑に進むようになってきた。また、2012 年度は、常陸太田市里美地区を対象とした域学連携プロジェクトが開始された。これは地元地域にある本学、茨城大学、常磐大学の 3 大学間連携のもとで推進されているものであり、地域連携・大学間連携の両面性を持つものとして、今後さらなる展開が期待される。

国際理解センターの活動に関しては、国際交流部から国際理解センターに改組したのちに、提携大学数が増え、留学生の受入・派遣の国も多様になり、留学生の交流広場もできてグローバル化が進展した。

(2) 改善すべき事項

大学に課せられる地域連携・地域貢献の役割の高まりの中で、現状の地域連携推進室では十分な対応ができなくなっており、今後将来を見据えた組織の見直しが必要になっている。また、建学の理念とも繋がるボランティア活動に関して、学内でコーディネートするための組織が必要であり、理事会主導の下に大学が中心になりその組織化の検討が開始されている。

国際理解センターの業務面では、まず本学の国際交流における地域貢献に関して、地域の方々に万遍なく伝わっているとは言い難い状況がある。引き続き地域貢献活動を進めると共に、その情宣活動にも力を入れる必要がある。また、東日本大震災と福島原発事故によって海外からの留学生数は大幅に落ち込んだ。そのため、2012 年 4 月に本学園総長と本学国際理解センター長とが韓国ならびに中国の提携大学を訪れ、現状報告と留学の勧誘を行ってきた。提携先大学ではいずれも歓迎され、事態が落ち着いた時点で留学生の送り出しを再開するとの確言を得ることができた。この問題は地域全体を巻き込んだ災害であり、本学だけではどうなるものでもないが、今後もこのような人的な交流を交えて継続的に状況説明と留学の勧誘を続けていく。今後一層本学が国際的通用性を持つ大学となるために、他部署との連携の下に改革改善を促進する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

第8章 社会連携・社会貢献

連携協定を結んでいる日立市・常陸太田市・高萩市との連携事業は、茨城県北地区に位置する本学にとってきわめて重要なものであり、教職員が積極的に関わる形を作り上げている。とりわけ、日立市と実施している学生プロジェクトでは本学学生の積極的な関与が目立つ。このような学生の新鮮な視点から地域の課題解決への提案を続けることは、少子高齢化・人口減少という課題を抱える地元地域に対する重要な貢献の一つと考えている。

自治体との連携については、2012年度に水戸市と新たに連携協定を結んだ。今後は北茨城市、東海村、ひたちなか市等との締結を検討している。

国際理解センターは、地域の行政機関・民間団体等から留学生派遣の依頼を受けた際、留学生の勉学に支障のない範囲で依頼に応じている。他の教育機関が断った事案を引き受けることもあり、国際連携に関する地域からの要請面での貢献ができています。また、学内における国際交流・国際理解に関連するイベントに地域の方々が多く参加している。その関係から、企画の段階から担当学科へのサポートを積極的に行っている。

福島原子力発電所事故以降、海外からの受入学生は激減したが、派遣プログラムの一つである海外語学研修は参加人数を昨年度よりも増やすことができた。

(2) 改善すべき事項

事務組織である地域連携推進室に教員の委員会である地域連携推進室運営委員会が加わって運営するという体制は、2012年度に本格的にスタートした。本学がさらに Center of Community (COC) としての機能を十分に果たしていくために、もう一段、地域連携・地域貢献の組織・運営体制の見直しを図り、地域連携センターとする必要があると考えている。

また、本学の建学の精神とも通ずるボランティア活動をコーディネートし充実させていくための組織については、2013年度に設立準備を整え、2014年4月に立ち上げる方向で検討が進んでいる。その際、地域連携センターとの関係性についてどのようにするか、本学にとって望ましいあり方を議論していく。

国際理解センターでは、今後も国際交流・国際理解に関するイベントに積極的に関わっていく方針に変わりはないが、そのためにも受け入れおよび派遣留学生数を増やす必要がある。そのための施策としてまず検討しなければならないのは、受け入れ学生に対する授業料減免、奨学金制度、住居整備等の学内体制の強化である。アジア地域から受け入れている学生の経済状況は厳しく、勉学に集中し難い様子が垣間見られることを踏まえ、真摯に取り組んでいく。

第二に、派遣学生に対する派遣体制の強化も必要である。教育機関のあり方に関してグローバル化に対応していくことは、学務部等との協力の下に今後強力に推進していく必要がある。現在、セメスター化の状況は学科によって不統一であり、教養共通科目も完全なセメスター化が果たせていない。この改善は急務である。また、派遣先の大学の学事暦と本学の学事暦が異なるため、派遣学生が派遣先大学の学期終了まで滞在することができない状態にある。この改善策も今後検討していく。

4. 根拠資料

- 8-1 我々が学園の教育理念 (既出 資料 1-2)
- 8-2 茨城キリスト教大学学則 (既出 資料 1-4)
- 8-3 茨城キリスト教大学大学院学則 (既出 資料 1-5)
- 8-4 茨城キリスト教大学地域連携方針
- 8-5 茨城キリスト教大学地域連携方針 (大学ホームページ)
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/tiiki/tiiki_policy.html)
- 8-6 茨城キリスト教大学地域連携推進室規程 (既出 資料 3-7)
- 8-7 GOGO 留学 2012
- 8-8 茨城キリスト教大学国際理解センター規程 (既出 資料 3-8)
- 8-9 茨城キリスト教大学公開講座パンフレット
- 8-10 2012 (平成 24) 年度履修要覧 (既出 資料 1-13)
- 8-11 大学院 2012 (平成 24) 年度履修要覧 (既出 資料 1-19)
- 8-12 組織図 (大学ホームページ) (既出 資料 2-1)
(http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/soshiki/soshiki_120401.pdf)

第9章 管理運営・財務

I 管理運営

1. 現状説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

第1章で述べたように、本学の教育によって育成する学生像は、隣人愛の精神を身につけ、公正を尊重する教養を修め、真理の学修に取り組み、知的応用能力を持ち、福祉と平和に貢献すると共に地域ならびに国際社会に奉仕する人材である。そのために本学は一貫して変わることなくキリスト教の精神を堅持し、学術研究体制の充実を図り、グローバル化に努め、地域社会のニーズに適応する姿勢を持つように努めつつ教育研究活動を行ってきた。その実現に向けた管理運営方針に関する規程も、以下に示す通り整備され、すべて『規程集』に収録してある。

- ・ 茨城キリスト教大学教授会運営規則（資料 9-I-1）
- ・ 茨城キリスト教大学運営会議規程（資料 9-I-2）
- ・ 茨城キリスト教大学大学院運営委員会規程（資料 9-I-3）
- ・ 茨城キリスト教大学大学院研究科委員会運営規則（資料 9-I-4）
- ・ 茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程（資料 9-I-5）
- ・ 茨城キリスト教大学授業改善委員会規程（資料 9-I-6）

管理運営はそれらに基づいて適切に行われている。運営会議、各学科会、大学院研究科委員会、大学院運営委員会、その他各種委員会などは、それぞれの役割を果たすために定期的に関わっており、最終決議機関である全学部合同教授会ならびに学部教授会は、それら教学諸組織の場での議論を経たのちに議案とされて審議を行っている。また、その教授会決定は、規程に基づき理事会にて審議決定されて、学園の最終決定となる。

本学の事務組織は、教育研究機能の支援と充実、改革・改善に貢献するよう設定されている。その効果的かつ柔軟な動きを可能にするために、人事編成に際して配慮していることは、業務における一定の専門性や年齢配分も去ることながら、学内各部署の幅広い経験を積むことで総合的な能力を持つ人材を育成していくという観点である。専門スキルが求められる部署もあるが、アカデミック・アドミニストレーターの育成という視点からは、一定の時間経緯の中で様々な業務を経験するというあり方に大きな意味があると考えている。とりわけ、本学の規模の大学では、専任職員における余裕を持った配置は難しい。広い視点を持った人材をどれだけ育成できるかが、効果的な事務組織を作り上げ、教員組織との連携協力体制を構成するための要点となる。また、人材の育成には、OJT とあわせて研修制度が不可欠である。この点を念頭に置きながら、事務体制作りのために内・外研修を活用している。事務職員の昇任も公正に行われている。

中長期的な大学管理運営方針に関しては、2012年7月の全学合同教授会において学長・副学長から『本学の指針に基づく中期施策の骨子 2012-2020』（資料 9-I-7）と題したものを提示した。その内容は、立案の背景として「社会構造のニーズの変化」「文部科学省指針の動向」「大学改革実行プラン」を挙げ、同時に今後の18歳人口の減少数値表を示し、それらを踏まえて本学の指針となるものを以下のように提示した。「キリスト教精神に基づく高等教育機関として、本学の理念・ミッションに基づく目指すべき大学像を追い求める。それは、教育理念に沿った人間育成であり、地域連携・貢献の拠点としての大学であり、国際

連携・貢献の拠点としての大学である」。この理念・ミッションに基づいた方針とは以下の通りである。

- 1 学修内容・時間・環境の充実
- 2 地域の核となる人材育成のための方策
- 3 生涯学習の場としての大学作り
- 4 グローバル化に適応した大学作りと人材育成
- 5 教育力、研究力の向上
- 6 幼保・中高との連携体制の強化
- 7 メリハリのある予算配分
- 8 すべてを支える財政基盤の安定化

このうちの1に関する具体的内容は、1) アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー間の一貫化とカリキュラムの対応化作業、2) FD,SD（教職員の潜在能力開発）の推進と連携（学ぶモチベーションを高める教育と学修時間の増加、質の向上への工夫）、3) 授業評価アンケートの位置付けの明確化、4) 入学前教育の位置付けの明確化、5) リメディアル教育の位置付けの検討、6) キャリア教育のあり方の検討、7) 一人ひとりに目のいき届いた学生支援体制作り、8) 研究・実践への支援体制作り、である。1) は学生の学修方向の明確な位置付けのため、2) は学生の学修モチベーションを上げる教職員側の能力開発、3) ～6) は現在実施中もしくは試行中のものだが、その深化の必要性を説き、7) は学生が安心して学習に取り組める環境作り、そして 8) は教員への支援策として強化しつつあるものである。

2の地域の核となる人材育成のための方策に関しては、1) 市町村（日立市、常陸太田市、高萩市、水戸市）との提携協定の活用、2) 茨城大学との連携推進、3) 地域とのキャリア教育の強化、4) 地元企業との連携促進（含インターンシップの推進）、5) 地域社会を巻き込んだ国際交流活動の模索、6) 地域の知の拠点化と発信力強化策の拡充（公開講座、「ひたち学」等）、7) 地域との連携によるボランティア活動の推進、を挙げた。これらの内、市町村との具体的な企画や茨城大学との提携は2012年度から大きく進展しつつある。

3の生涯学習の場としての大学作りに関わるものとして、2017年に最寄りの大甕駅に大学側の改札通路・ロータリーができることがある。これにより本学の正門はJR駅前ロータリーに隣接することになり、社会人・シルバー世代の通学の利便性が飛躍的に向上する。これに合わせて、もしくはその直後に、本学が生涯学習の場を提供することができるなら、本学の社会貢献面で大きな実績を積むことになると考えている。

4のグローバル人材育成の内容は、外国語運用能力、外国人との交渉・折衝能力、「日本」発信能力、「人・組織ネットワーク」構築能力、知的応用能力、問題解決能力を、教育意識、カリキュラム構成、授業内容、公的テスト・プレイスメントテスト等の充実により具体化していくとした。その施策として、国際理解センター機能の強化、海外提携大学の拡大、遠隔授業・研究コラボレーション・SENDプログラムの検討、東南アジアの大学との提携重点化、留学生の受入・派遣の数の増加と質確保ならびに手厚いケア、インターンシップ制度の充実、完全セメスター制等の検討、グローバル化のフロントランナーとして一部学科の位置付けの明確化を提議した。

これらすべてのロードマップを提示し、議論を行った。これは後日、理事会にも示し、同

意を得た。2012年9月の合同教授会では、さらに詳細な18歳人口の減少表ならびにグラフを加えて上記『骨子 2012-2020』の再確認を行った。今後とも同様に『骨子 2012-2020』を示しつつ、実施しようとする案件の中期的位置付けを検証し、確認しながらその実現を果たしていく。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

大学学則(資料9-I-8)の第47条に、学長を置くことを定めている。学長は、大学全体の運営に係る執行権限と責任を付与されている。また、大学の意思決定機関である全学部教授会構成員による合同教授会を招集し、主催する権限を持つ「茨城キリスト教大学教授会運営規則」(資料9-I-1)は定める。「茨城キリスト教大学運営会議規程」(資料9-I-2)および「茨城キリスト教大学大学院運営委員会規程」(資料9-I-3)では、大学・大学院の円滑な管理運営を図るために、大学運営会議・大学院運営委員会を学長が主催するとする。その他、学長は、人事委員会(資料9-I-9)、自己点検・評価運営委員会(資料9-I-5)等の委員長であることも各規程において定められており、学長の権限と責任については規程上明確である。

副学長は、2012年度に設けられたが、大学学則第47条第2,3項に基づき「茨城キリスト教大学副学長選出規程」(資料9-I-10)によって規定されている。その担当業務は、「学長を補佐し大学の運営全般にあたりるとともに、次の職務を行う。(1)学長の命ずる職務を遂行すること。(2)学長に事故等あるとき、その職務を代行すること。(3)必要に応じて、学長の命により会議に出席すること。この場合において、当該会議の構成員でないときは、議決に加わることはできない」となっている。

学部長は、学長と同様に大学学則の第47条に学部長を置くことと定められている。「大学学部長選出規程」(資料9-I-11)の第2条に、「学部長は学長を補佐し大学の運営に当たると共に、当該学部を統括する」とある通り、学部教授会の主催者であり、運営責任者として位置づけられている。

研究科長は、「茨城キリスト教大学大学院学則」(資料9-I-12)第32条においてこれを置くことが定められ、また同学則第33条は大学院の管理運営のために研究科委員会を置くとする。この研究科委員会を主催するのが研究科長であり、研究科の管理運営に係る責任を付与されている。

学長の選考については「茨城キリスト教大学学長候補者選出規程」(資料9-I-13)が規定する。すなわち、全教職員の選挙により候補者が選出され、理事会による承認の後、理事長によって任命されるという手順である。学長の任期は4年とし、再選を妨げないが、再任後の任期は2年で、連続して6年を超えることはできないというのが同規程第3条の定めである。学長候補者選挙の実施に際しては、同規程に基づいて全教職員の中から選出された選挙管理委員によって選挙管理委員会が構成され、厳正なる管理運営の下で執り行われる。選出方法は上記規程に詳細に定められており、第1次選挙および第2次選挙を経て候補者が選出される。第2条には「学長候補者は、人格・識見ともにすぐれ、本学の教育目的に理解ある者でなければならない」と謳われ、また第7条の「学長候補者としての被選挙権者は、原則として本学のいずれかの教授会の構成員である専任教授とする。ただし、本学専任教員の

第9章 管理運営・財務

20名以上の推薦を受けた学外者は、被選挙権を有するものとする」との条項によって学外者の被選挙権の可能性も明文化されている。副学長は学長の指名により任命される。

学部長は、「大学学部長選出規程」に基づき、当該学部教授会の全構成員による選挙によって選出される。また、同規程第4条により、当該学部の専任の教授または准教授の内から選出することになっている。投票および開票は当該学部教授会の場で行われ、その席上において選出される。投票結果は当該学部教授会議長より学長に報告され、学長同様に理事会による承認の後、理事長によって任命される。

研究科長は、「茨城キリスト教大学大学院研究科長選出規程」（資料9-I-14）に基づき、当該研究科の構成員により選挙がなされる。被選挙権者は、同規程第3条により、「本大学院における授業及び研究指導を行う教授でなければならない」と定められている。学部長選挙と同様に、投票および開票は当該研究科委員会の場で行われ、投票結果は当該研究科委員会議長（研究科長）によって学長に報告され、学長・学部長と同様に、理事会による承認の後、理事長によって任命される。以上のように、本学の学長・学部長・研究科長の選出は、各選出規程に則り明確に定められ、管理運営は公正かつ適切に実施されている。

理事会は、学園寄附行為（資料9-I-15）第13条2項において、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、第15条でその業務の仔細を以下のように定めている。「(1)予算、決算並びに資産の管理及び処分に関する事項。(2)人事及び業務に関する管理事項。(3)法人の根本方針の決定に関する事項。(4)その他この法人の業務に関する事項」。すなわち、法人の方針を決め、各教学部局の教学責任者である学長等の職務執行にあたって管理・監督を行うということである。

学園寄附行為細則（資料9-I-16）第7条は、年間4回の定例理事会（3月、5月、9月、12月）を開催すると定める。緊急事案については、臨時理事会を開催することになっている。同第8条には常務を処理するための常任理事会を置くことある。これは理事長および学園の教職員理事をもって組織され、月2回開催している。同第9条は委員会の設置を規定し、各理事が総務委員会、財務委員会に所属すると定めている。理事会総務委員会は、学校法人の業務全般について検討する。学校行事等運営全般、教職員人事、学生生徒納付金、施設設備、地域連携等がその主な内容である。理事会財務委員会は、学校法人の財政全般について検討している。これら総務委員会、財務委員会における検討ののち、常任理事会において審議し、理事会決定となる。

理事長は、『私立学校法』第37条に基づき学園寄附行為第11条において法人を代表する者とされる。理事である大学学長は、『学校教育法』第92条に基づき、「校務をつかさどり、所属職員を統括する」者であり、大学の最終責任者として包括的・大局的な立場において校務を管理運営し、所属職員を管理監督する立場にある。理事会は、学長に対してその管掌事項に関する通常的な権限を委譲している。大学教員の人事についても、大学人事委員会の議を経て、教授会での審議したのちに、最終的な決定を常任理事会が行うという形である。

理事長は、学園寄附行為第19条に規定されている評議員会および評議員に対し、「予算、借入金及び重要な資産の処分」「事業計画」「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」「合併」「私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散」「寄附行為の変更」「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められたもの」に関する事項が生じた場合に諮問をし、評議員会の意見を聞かなければならない。大学関連の評議

員は、大学学長、学部長、大学職員、大学同窓会長である。評議員会は、法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について役員に意見を述べ、諮問に答え、または役員からの報告を徴することができる。

監事の選任及び職務については学園寄附行為第8条で定められている。現在、2名を選任している。職務については学園寄附行為および監事会規程（資料9-I-17）に則って、法人業務・財産を監査する。毎会計年度に監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会と評議委員会に提出する。学園監事と公認会計士との間の会計監査方針の説明、会計監査結果説明、学園監事とのディスカッションは、2010年度から実施されている。監事は、理事会・評議員会だけでなく、文部科学省主催の監事研修会の出席や設置認可時の文部科学省のヒアリングのおいても同席し、その責務を全うしている。

学園内の監査室は、学園業務の適正化・効率化、教職員業務に関する意識の向上により学園の健全な発展・社会的信頼の保持に資する目的のもとに2009年度に設置された。2011年度に学園内部監査規程（資料9-I-18）を設け、学園内の監査室職員と学園監事、公認会計士との連携も強化されている。なお、2012年度の内部監査は、法人事務局総務部財務課および総務課（業務計画、労務管理、事務管理、文書管理、資産管理等）、大学図書館（業務計画、労務管理、事務管理、予算管理、資産管理等）、大学事務部庶務課（公的資金執行状況、書面監査による記録・計算資料の精査、証拠資料、帳票・計算の突き合わせ〔文部科学省科学研究費、厚生労働省科学研究費、受託事業、学術研究助成等〕）を対象とした。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織は、事務部庶務課、学務部教務課・学生課、キャリア支援センター、国際理解センター、入試広報部入試広報課、地域連携推進室、図書館図書課、情報センターの8部署である。法人業務を担当する部署としては、茨城キリスト教学園法人事務局総務部総務課・財務課・管財課・企画調査室および監査室が置かれている。企画調査室と監査室は、新たな事業展開に備えるために2009年度に新設したものである。また、学務部教務課・学生課は従来2ヵ所に分かれていたが、学生支援体制の強化を図り、縦割の業務を横断的に改善するという目的の下に、2012年度に学務部として統合したものである（資料9-I-19）。

2011年度に新校舎11号館に一部事務室が移転し、それに伴い事務室の大幅な移転と統合が行われた。統合の際には業務と人員の削減を行った。限られた人員の中で膨大な大学業務を遂行するには業務の削減は不可欠であり、学務部の統合はその良い機会であった。今後も全学的な業務の見直しと削減を図ることが中期経営計画（資料9-I-20）の中に盛り込まれており、毎年度末の中期経営計画総括作業の中で検証作業を繰り返すことになる。

2012年度の職員構成は、専任職員43名、嘱託員29名、臨時職員25名の計97名である。「茨城キリスト教大学就業規則」（資料9-I-21）に則り業務にあたっている。職員の採用に関しては、就業規則第7条において、「所属長会議の議を経て、理事長がこれを行う」と定め、「茨城キリスト教学園法人本部就業規則」（資料9-I-22）第29条において、「職員の採用は所属長の意見をきいて理事長がこれを行う」と規定している。具体的には、法人事務局総務部で採用計画案を作成し、理事会総務委員会を経て常任理事会で審議・決定する。例年5月に募集を開始し、6月、7月に採用試験を実施する。採用試験は、書類選考、グループ・

第9章 管理運営・財務

ディスカッション、個人面接、役員面接を内容とする。採用決定に関しては、7月末の常任理事会において行っている。専任職員の男女比、年齢層、業務量と職員数のバランス等を考慮し、組織の活性化と人材の育成、人件費抑制等を勘案して、本学の教育理念・使命を十分理解した職員の確保に心がけている。

また、有期雇用の嘱託員から専任職員への登用に関しては、嘱託員の就業に関する規程（資料9-I-23）第14条「専任職員への転換」に基づき、専任職員採用と同様に試験を行い決定している。その手続きは、毎年6月に嘱託員の業務評価（1次評価者、2次評価者）を実施し、その後に所属部署長からの専任職員への推薦状が提出され、その中から事務管理者の次長以上の選考会議を経て対象者を絞り、課題論文として所属部署の重点課題への提言を課し、また役員面接を行って選考するという流れである。最終的に、理事会総務委員会を経て常任理事会で審議・決定する。

異動に関しては、大学就業規則第9条において、「理事長は、業務の都合により、学長の意見を聴取したうえで、事務職員に業務の変更を命じることができる」と規定し、学園法人就業規則第15条には同様に「理事長は業務の都合により、所属長の意見をきいて、職員に業務の変更を命じることができる」としている。定期異動は、業務等の関係により異動月が変わることもあるが、毎年4月を原則として実施している。その関係から、「学園事務職員人事異動規程」（資料9-I-24）に基づいて、法人事務局長・総務部長が毎年2月末までに人事異動資料を理事長に提出する。その過程で学長の意見を聴取する。この人事異動資料を基に、理事長の責任において最終人事案を作成し、理事会総務委員会ならびに常任理事会で審議・決定する。

職員の昇格等に関しては、「茨城キリスト教学園事務職員任用規程」（資料9-I-25）があり、法人事務局において運用されている。具体的には、毎年2月末までに事務局長、総務部長が選考資料案を作成して理事長に提出する。理事長は自身の責任の下で最終案を策定し、理事会総務委員会に諮ると共に常任理事会において審議・決定する。なお、現在、職員評価基準および職能資格等級基準を明確化するための規程の整備を進めている。

本学においては、新たな社会のニーズに対応するために、折に触れ組織の改編を行ってきた。例えば、地域社会との連携を図るための地域連携推進室の設置ならびに強化を行い、キャリア支援の充実を目指してキャリア支援センターを設置してきた。また、大学のグローバル化に対応するため、2011年度より国際交流部を国際理解センターに改編して業務の見直しを行った。新たなプロジェクトに取り組む大学業務を支援する組織として、法人事務局に企画調査室を設置した。ここで中期経営計画の策定、学部等設置関連業務、補助金獲得等の業務を大学と連携しつつ行っている。これらすべての事務部署を、総務グループ、学生支援グループ、入試・広報グループに分け、各グループに担当管理職を配置して横断的な業務の改善を図りつつある。事務組織各部署の部長職の内、学務部、入試広報部、図書館、国際理解センターは、学長指名により教員が務めている。

従来、学長指名の部長職の背後には各学部長を「担当学部長」として置き、部長の職責を支える体制をとってきた。しかし、学部長は、何より学部運営に対する責任を担うものとして、当該学部の教員により選挙によって選ばれた者であり、全学的職務を担う部長職を支える責任を負える性格の職務ではない。「担当学部長」としての職務内容も年々多くなってきており、主職務である学部運営に支障を来しかねない状況にあった。そこで、2012年度か

ら、学部長の部署担当をなくし、学部運営に専念する体制を作り、部署は部署長による単独責任体制へと移行させた。この切り替えは執行部としての部長の所属意識を高め、責任意識の強化に繋がっている。その実態化を図るため、暫定的に、学長、副学長、学部長、そして部長による執行部会議を毎週開催するようにした。これは現在、大学の管理運営上の中核的な審議の場となっている。また、教授会開催の前週には毎回定期運営会議を開き、教授会提出議題等の審議を行い、効率的に運営会議の機能を遂行している。さらに各学部内の重要案件の審議が必要になった際は、学長・副学長のもとで学部長会議を開催する。

現在ならびに未来における最重要事項である大学の質保証の実現を考えると、学部長には学部の教学的質保証に専念することを求めなければならず、部署部長には部署のあり方の質保証に責任を持つ体制を必要とする。2012年度より、学長・副学長、学部長、部署部長というトライアングルで執行部を形成する体制作りが始まり、それが根付きつつある。また、そこには事務職員の長としての事務長が常に参与している。事務長には、事務全体を見渡す視点に立って、教員である部署部長とは異なる見解を提示することが期待されている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

2012年度に職員面接制度を取り入れ、法人事務局総務部が専任事務職員全員と個別に話し合いの場を持った。そのもとになるものは、担当職務、適性、仕事量、難易度、部署内コミュニケーション、職場環境、今年度の目標、これまでのキャリア、学内プロジェクトへの参画、学外研修会への参加状況、業務外活動への取り組み、今後のキャリア形成志向等を記したキャリア形成シートである。キャリアパスや業務に向う姿勢についての意見交換を通じ、本学園の求める職員像を確認しながら事務職員の意欲・資質の向上に資する一助とした。

SD研修を活発に行うことの重要性に鑑み、本学園では夏期休業期間を利用して毎年研修を実施している。これは、職員の課題発見力・整理力・プレゼンテーションを通じた説明力などの職員力向上に繋がっていると認識している。また、これを通じて各部局間や各部署間の情報共有も進み、総合学園としての一体感と相互コミュニケーションの向上も果たされている。

ちなみに、2007年度から2012年度にかけて実施したSD研修のテーマを以下に列举しておく。全般的に学園内の具体的な個々のテーマを取り上げて、担当職員による現状認識・点検・評価を全体に向けて問題提起するという形で進めている。

「事業所内託児施設における現状と今後の展開について」「建学の理念の具現化としての学園ボランティア構想」「キャリア支援センターの弱者支援」「実習教育室業務における連携の重要性」「近年のILL依頼件数急増についての現状と課題」「幼稚園の現況報告と今後の展望」「グループウェア導入に伴う現状と課題」「学園キャンパスの施設管理について」「消費収支計算書と財務比率」「カールロジャース<来談者中心療法>スキルを応用したキャリアカウンセリング」「オープンキャンパス参加者の出願状況について」「学生のマナーアップについて」「ともに生きるー地域連携推進室の現状と課題ー」「キリスト教主義学校の職員として、何を学生・生徒・園児に伝えるか？ー総務部職員の立場から」「事業所内託児施設の保育環境について」「学生にボランティアの醍醐味を伝える！ーボランティア・パスポートの活用とボランティア・フェアの開催ー」「看護科就職支援の現状と課題」「キャンパスバディ

と履修バディの活動報告と次年度に向けての展望」「茨キリ学生が身に付けておきたい3つの基礎力ー男塾・女塾の活動を通してー」「人事給与システム導入を振り返って、現状と今後の課題」「児童教育学科就職支援活動の現状と課題」「ローガン・ファックスが目指した自立する学園づくりー学園創立60周年の歴史を振り返ってー」「派遣の輪郭」「就職支援に於けるEQ検査の活用と考察」「大学経営評価指標について」「安全面からみた学園の危機管理を再確認する」「少子化時代の園児・生徒・学生募集について考える」。

言うまでもなく、大学職員は、大学をめぐる課題が高度に複雑化・多様化する中で、教育研究の質保証・向上や経営基盤の強化のために重要な役割を担っている。その能力の開発は、18歳人口減少の時代への対策という意味も含めて、一層重大な課題になっている。その観点から、2010年度から学外研修を積極的に取り入れる方針を立て、以後毎年5名程度の職員を派遣した。とりわけ、職員のマネジメント能力の育成に積極的に力を入れてきた。2012年度までの参加者数は以下の通りである。なお、研修会参加報告書が所属部署管理者経由で法人事務局に提出されている。「新入社員フォローアップコース」2名、「大学アドミニストレータのための業務マニュアル・業務改善基本セミナー」1名、「大学中堅職員のためのマネジメント養成コース」1名、「中堅社員ビジネス遂行力向上コース」2名、「目標達成力向上コース」3名、「課長のための「大学改革力」強化コース」1名、「新任管理者合同研修会」6名、「部長のためのマネジメント能力開発コース」1名。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

2009年度に法人事務局に企画調査室を設置し、中期経営計画策定、経営学部設置申請業務、外部資金獲得、大学管理運営に必要な調査等を行わせている。大学執行部と連携した大学業務の支援のための活動は、それ以前に比べて格段に良くなった。2012年度には私立大学経常補助金特別補助「未来経営戦略推進経費」を獲得し(資料9-I-26)、新たな大学教育研究の充実化のための施策への取り組みが可能になったことは一つの大きな成果と言える。

2011年度以降に、事務組織のあり方と業務内容の見直しについて事務管理者会議において話し合いを持ち、その結果として業務時間管理のあり方について行動指針を打ち出すことができた。すなわち、長時間労働の削減のために木曜日をノー残業デーに設定すると共に、ワーク・ライフ・バランスの推進施策を今後積極的に模索していくというものである。

事務職員の意欲の増進と資質の向上のために、学内外において職員研修を行っている。ここでの学習が、職員意識の变革と個々の能力開発に繋がっていると認識している。

(2) 改善すべき事項

上記「効果が上がっている事項」にワーク・ライフ・バランスの推進施策の模索のことを書いたが、単に長時間労働の削減だけで仕事と生活の調和が生まれるわけではない。個々の職員が自らの生活に対して安らぎの時間を確保するための意識的な取り組み姿勢もまた同時に必要である。事務制度の改革と個々の働き方の見直しとが相まって、相乗効果をもたらす方法を確立していく必要がある。現在、福利厚生面の充実度は比較的良い状態にあると認

識しているが、その実用・運用面での労使一体となった工夫を重ねることにより、今後さらなるワーク・ライフ・バランスの推進を行っていく必要がある。

専任職員の人事に関して、業務・役割を適正に評価をするための施策として、2012年度から職員面接制度を取り入れた。今後、その定着を果たし、処遇との連動性のための制度化の検討を急がねばならない。それに際して、職員の人事・給与等の改革を進めるための規程整備が十分とは言えない状態にある。職能資格等級別基準や役職・職員定年制度の規程の具体化に着手する必要がある。

東日本大震災後、学園全体の「学校法人茨城キリスト教学園危機管理規程」(資料9-I-27)の全面改定と「学校法人茨城キリスト教学園危機管理委員会規程」(資料9-I-28)の作成を行った。大学は、震災の状況を踏まえて「茨城キリスト教大学危機管理基本マニュアル」(資料9-I-29)を作成し、災害時の学生・教職員等の安全確保について2011年12月にシミュレーションをした。その後に原発事故の際の放射能被害の予想値が出ており、そのデータを踏まえた新たな危機管理マニュアルの作成が必要になっている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

職員SD研修会開催は、職員力向上には欠かせないツールとなっており、定着しつつある。今後は学内における階層別研修を取り入れ、多面的に職員の人材育成を行うことに力を入れていくべきである。また、日本能率協会主催の階層別研修会や日本私立大学協会主催の業務研修会には今後も積極的に参加し、大学をめぐる現在ならびに将来における課題に対応できる職員力の向上に努める。

法人事務局企画調査室は、現在一定の成果を収めているが、将来における大学を取り巻く社会構造の変化やニーズの変化など環境の構造的変容の動向を見逃すことなく、的確な提案をしていくことに期待している。また、その提言に対して法人事務局ならびに大学執行部は謙虚な受け止め方をもって応じ、学園・大学の将来への施策に真摯に取り組んでいく。

(2) 改善すべき事項

2007年度に、「目標管理制度」「人事考課制度」「自己申告制度」を柱とする職員人事評価制度の導入に向けた素案を作成した。目標立案による自己開発マネジメントの下に、業績評価シートの作成と各部課での目標に関する面接を試行しようとしたが、現在のところまだ十分に機能させられていない。職員人事に関しては、公平・公正な評価に基づき適正に処遇する業務評価のための規程が未整備であり、また評価する管理者の考課訓練も十分でないことから、その対応を急がねばならない。今後、職員人事に関する事務職員の満足度を高めていくために、説明・理解・合意を基盤とした人事の透明性を向上させる努力をしていく。その際、「茨城キリスト教学園事務職員任用規程」(資料9-I-25)の一部見直しを実施し、人事評価制度と相まって公平性を担保できる制度へと再構築することが必要である。また、事務職員の役職定年制度を規程化し、学園事務組織の役職人事の流動性の確保と役職への早期登用を実現して、事務組織の活性化を果たしていく。

東日本大震災の罹災後、「学園危機管理規程」(資料9-I-27)の全面改定を行い、また「学

園危機管理委員会規程」(資料9-I-28) および「大学危機管理基本マニュアル」(資料9-I-29)を作成した。しかし、その後、原発事故の際の放射能被害の予想値が出され、本学が被害想定区域に入っていることが判明したため、そのデータを踏まえたマニュアルの検討を再度行う。それとは別に、学園キャンパス周辺住民を含めた避難訓練を実施する必要があると認識している。そのための学園内緊急時対応体制の樹立を急ぎたい。

4. 根拠資料

- 9-I-1 茨城キリスト教大学教授会運営規則 (既出 資料1-28)
- 9-I-2 茨城キリスト教大学運営会議規程 (既出 資料1-29)
- 9-I-3 茨城キリスト教大学大学院運営委員会規程 (既出 資料1-30)
- 9-I-4 茨城キリスト教大学大学院研究科委員会運営規則 (既出 資料1-31)
- 9-I-5 茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程
- 9-I-6 茨城キリスト教大学授業改善委員会規程 (既出 資料4-III-12)
- 9-I-7 本学の指針に基づく中期施策の骨子 2012-2020
- 9-I-8 茨城キリスト教大学学則 (既出 資料1-4)
- 9-I-9 茨城キリスト教大学人事委員会規程 (既出 資料3-27)
- 9-I-10 茨城キリスト教大学副学長選出規程 (既出 資料1-26)
- 9-I-11 大学学部長選出規程
- 9-I-12 茨城キリスト教大学大学院学則 (既出 資料1-5)
- 9-I-13 茨城キリスト教大学学長候補者選出規程
- 9-I-14 茨城キリスト教大学大学院研究科長選出規程
- 9-I-15 学校法人茨城キリスト教学園寄附行為 (既出 資料1-3)
- 9-I-16 学校法人茨城キリスト教学園寄附行為施行細則
- 9-I-17 学校法人茨城キリスト教学園監事会規程
- 9-I-18 学校法人茨城キリスト教学園内部監査規程
- 9-I-19 学園組織(2012年5月1日現在)(大学ホームページ)
(<http://www.icc.ac.jp/edu/section.html>)
- 9-I-20 第13期中期経営計画 (既出 資料1-24)
- 9-I-21 茨城キリスト教大学就業規則 (既出 資料3-4)
- 9-I-22 茨城キリスト教学園法人本部就業規則
- 9-I-23 茨城キリスト教学園嘱託員の就業に関する規程
- 9-I-24 茨城キリスト教学園事務職員人事異動規程
- 9-I-25 茨城キリスト教学園事務職員任用規程
- 9-I-26 平成23年度私立大学等経常費補助金特別補助「未来経営戦略推進経費」審査結果
- 9-I-27 学校法人茨城キリスト教学園危機管理規程
- 9-I-28 学校法人茨城キリスト教学園危機管理委員会規程
- 9-I-29 茨城キリスト教大学危機管理基本マニュアル(災害時) (既出 資料7-23)
- 9-I-30 理事会名簿

- 9-I-31 2007（平成19）年度～2012（平成24）年度財務計算書類
- 9-I-32 2007（平成19）年度～2012（平成24）年度監査報告書
- 9-I-33 事業報告書
- 9-I-34 財産目録

II 財務

1. 現状説明

（1）教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

近年急激に進みつつある少子化現象は、あらゆる教育機関の経営状況を圧迫し始めている。学校法人の財政情報の公開は、そのような環境下で多くのステークホルダーが教育機関の経営の安定性を確認するために求めてきており、すでに社会的な趨勢として定着した。文部科学省もこれを学校法人の義務と定めている。学校法人がきわめて高い公共性を持つ社会存在であることを踏まえれば、それらの環境的要因とは別に、自発的な説明責任の自覚のもとに自ら財政内容を公にしつつ懇切な解説を付して万人の理解を促すことは当然の責務である。本学においてもその認識に基づいて、財務状況の公表を行っている。ただ、本学は学校法人茨城キリスト教学園の一部であるため、その財務管理主体はあくまでも法人である。財務諸表の公表にあたっては、ホームページに掲げるものは法人ベースのものである（資料9-II-1）。大学ベースの数値は、大学発行の広報紙『みどりの』（資料9-II-2）に毎年掲載している。

大学の教育理念に基づきその教育目的・使命を達成するには、教育研究上の環境その他の質の向上は不可欠であり、そのための財源の確保はきわめて重要な課題である。その課題を果たすために、何より財政の現状を把握してその内容を検証することが前提になる。それに基づき、未来に向けた財政指針の立案・実行に向かう必要がある。昨今の大学を取り巻く厳しい経済環境の中においては、それはなおさら慎重かつ的確になされていく必要がある。本学が学園全体の財政規模のほぼ7割を占めていることは、学園に対する財政的責任の重さという面もある。少子化社会のさらなる展開の中で、今後一層その重要性は高まっていくと認識している。大学財政の基盤の強化をしっかりと見据えた将来計画を立てることが必要である。

ところで、本学は学校法人茨城キリスト教学園の一部であるが、その財務管理に関しては各部局が一定の独立性を持って運営している。大学予算における予算編成の策定・執行はすべて現場である大学内部で行い、それぞれの最終的な審議が学園理事会においてなされ、承認される。各部局は法人に対して「法人費」を支出し、それによって法人はその財政的維持・管理をしている。また「第2号基本金」は、2010年度より法人会計において管理する形にした。

本法人の中長期的財政計画に関しては、従来は「長期経営計画」（資料9-II-3）として策定していたが、2010年度より「中期経営計画」へと変更して社会環境ならびに経営環境の変化に迅速に対応できるようにした。2010年度の「第11期中期経営計画」（資料9-II-4）では、既存学部の定員減ならびに学部新設（経営学部60名定員）等を盛り込み、それに基づいて大学の改組転換を果たした。2012年度策定の今後4年間を念頭においた「第13期中期経営計画」（資料9-II-5）では、法人における財政基盤の強化の課題の内容は、「各部局の

目標入学定員の確保」「学園ブランド力及び広報力の強化」「帰属収支差額の改善」「ファミリーマネジメントの実施」としている。その具体的内容を記せば、大学・中学校・高校・幼稚園における入学定員を確保し、特色ある教育やブランドの広報に努め、人件費支出の管理と施設設備の診断・管理を適切に行い、エコキャンパスの取り組みにも尽力するというものである。

本学における施設設備は、2004年の短期大学部との合併によって大きく増加した。それより先、1998年に短期大学部日本文学科を募集停止にすると共に大学文学部に文化交流学科を設置した。2000年には短期大学部生活文化学科と大学文学部キリスト教学科を募集停止して、大学に生活科学部を新設した。その後、2004年に短期大学部は全体的な募集停止を実施し、大学に看護学部を新設するという経緯をもって、全定員と施設を大学に移管したのである。この合併過程による学納金収入面での変化はほとんどなかったため、この間の学園全体としての帰属収支差額に大きな変化はなく、その比率でも大幅な変動を来すことはなかった。ただし、生活科学部と看護学部の新設に向けた校舎建設等の巨額支出は、一時的な積立率の悪化を招いている。とはいえ、看護学部の完成年度である2007年度には、生活科学部開設前年の1999年度の積立率の数字にまで回復した。なお、短期大学部が保有していた多くの校舎等が大学の資産となったことに伴い、貸借対照表の減価償却累計額が増えたが、施設設備が増加した以上当然のことである。

外部資金の獲得状況に関して言えば、文部科学省科学研究費補助金の過去4年間の獲得状況は、2009年度13件8,190,924円、2010年度14件9,698,542円、2011年度20件14,794,000円、2012年度24件19,916,000円と毎年順調に増加する形で推移している。第1期大学認証評価報告書において外部資金の獲得は改善の課題の一つとしていたが、その後の積極的な取り組みによってこのような成果を得た。今後も外部資金獲得額を増加させていくために、2013年度より「教育研究センター」を設立し、そこに外部資金獲得のための統轄部署を置き、本学教員への情報提供、手続き補佐等のための担当職員を配置する。2013年4月に発足したのちはさらなる競争的資金の獲得が実現していくものと想定している。

また、私大経常費補助金特別補助については、2011年度に「未来経営戦略推進経費」（資料9-II-6）において経営改善計画を申請した結果これが採択された。この補助金を有効に活用し、学園経営の安定化を図るために、大学のみならず法人、高校、中学校、幼稚園を加えた「未来経営戦略会議」を定期的開催し、学園全体の財政基盤確立に向けた計画を立案・実施しつつある。

次に財務諸表に基づく比率を見て、本学の財政的基盤の現状を説明する。

1) 帰属収支差額比率

帰属収支差額比率は、帰属収支差額の帰属収入に対する割合を示すものであり、一言でいえばその年の収支の健全性について見る指標である。全国の私立大学法人を見ると、その4割程がマイナス圏にあり、帰属収支差額比率は0.0～2.4%、2.5～4.9%、5.0～7.4%にそれぞれ1割の大学が名を連ねている状態にある。私立大学の財政状況の全国的な苦しさをそこに見て取れる。本学ならびに本学園は表1のようになっている。新学部設置のための2010年度の巨額投資の落ち込みがあるが、現在はその回復過程にある。

表1 帰属収支差額比率

第9章 管理運営・財務

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012 予算	全国平均
大学	12.0%	9.6%	14.9%	10.7%	4.4%	△6.4%	2.3%	△7.2%	6.4%
学園	13.2%	13.0%	13.4%	9.7%	7.9%	1.3%	2.3%	1.8%	4.4%

2) 人件費比率と人件費依存率

次に収支バランス指標である人件費比率を見る。ただし、この比率は帰属収入全体に対する人件費の比率であり、補助金、寄付金等収入の上下によって相応に数値が動くため、やや曖昧で幅のある指標である。本学は表2のようになっている。表中の全国平均は本学と同規模大学のものであり、大規模校まで含めれば51.7%になる。いずれにしろ本学の人件費比率は悪くない数値と言える。とはいえ、年を追うごとに数値が高くなる傾向にある点は今後の人事政策上強く留意していかなければならない。

表2 人件費比率

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012 予算	全国平均
大学	52.2%	52.8%	50.3%	51.9%	55.7%	56.6%	54.5%	57.4%	53.5%
学園	57.2%	57.7%	56.9%	58.8%	60.4%	63.9%	63.4%	61.8%	52.9%

これに対して人件費依存率という指標があるが、これは人件費と学生納付金との比率を示すものである。要するに、純粋に学納金の範囲内で教職員の給与等が支払われているかを見るもので、仮に補助金等がなくなった場合でも経営できるかを示す指標であると共に、人件費の昇降状態を比較的明瞭に見て取れる指標と言える。全国の大学単体の数値分布を見ると、60～69.9%が3割弱、50.～59.9%が2割強という状態であり、本学は表3のように分布上の最多グループに属する一校となっており、悪くない位置にあると言って良い。

表3 人件費依存率

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012 予算	全国平均
大学	63.6%	61.4%	59.2%	61.7%	65.0%	68.5%	68.5%	67.4%	66.9%
学園	78.3%	76.6%	78.0%	78.5%	83.7%	88.4%	89.5%	88.2%	72.0%

3) 消費収支比率

消費収支比率は、単純に消費支出と消費収入の比率を示すもので、これが100%であれば身の程に合った適切な支出規模の健全な財政状況にあると言えるものである。すなわち、帰属収支差額がプラスで、そのプラスの範囲内において基本金が組み入れられていれば100%以下になり、身を削って基本金に資金を回すような場合は100%を超えることになる。表4が本学ならびに学園の状況であるが、学園は2009年度に104.2%となって100%を超え、その後の2010年度の建築費支出のあとの余波の中にあると言える。とはいえ、全国平均と比べてみれば、大学も学園もその指数の現状は取り立てて悪いというものではない。

表4 消費収支比率

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012 予算	全国平均
大学	89.1%	96.0%	91.2%	95.5%	102.2%	108.0%	100.7%	109.3%	104.5%
学園	91.3%	94.8%	99.5%	97.2%	104.2%	150.3%	106.5%	110.9%	110.5%

学生サービスのために必要な新規事業・教育環境整備に大きな支出を続けることは学校経営の基本であるから、消費収支比率が100%を若干上回ることは、その整備に努めている結果であり、いたずらに問題視する必要はない。その投資が身の丈に合ったものであれば、間も

なく数値は回復していくはずである。むしろ、消費収支比率の向上のために教育環境を劣悪なまま放置することの方が大学教育の存続にとっては致命傷となる。そのバランスが重要だが、そのためには次に見る内部留保資産比率をきちんと踏まえていくことが必要である。

4) 内部留保資産比率

この比率の全国平均（除医歯系、以下同様）は25.6%であるから、表5に見られる本学の2012年度27.8%の数値は良好であり、学校運営上好ましい状態にあると言える。

表5 内部留保資産比率

	2010	2011	2012 予算	全国平均
大学	29.5%	26.7%	27.2%	25.6%

5) 運用資産余裕比率

これは本学の支出規模に対して財政的備えがどれくらいあるかを明示する指標である。全国平均では1.8年分が備えられているが、本学は1.7年分であり、平均レベルの余裕があると言える。

表6 運用資産余裕比率

	2010	2011	2012 予算	全国平均
大学	1.5年	1.6年	1.6年	1.8年

6) 流動比率

この指標は、日本私立学校振興・共済事業団が重視しているものであり、組織としての短期的な支払い能力を判断する指標である。100%を切ると借金によって施設設備を維持していると理解され、危機への備えがなくなっていると見なされる。200%以上であれば、いざとなった時にもまだ余裕が見込める状態とされる。本学は210%であり、支払い能力は良好な状態にあると言える。

表7 流動比率

	2010	2011	2012 予算	全国平均
大学	213.7%	210.3%	201.2%	236.6%

7) 前受金保有率

これは100%を割れば翌年度用の資金が先食いされているということで、資金繰りが厳しいことを示す。全国的には700%以上という75法人が指数を上げている結果300%程度を平均値とするが、100~299%が4割、300~499%は3割であり、表8に見られる本学の220%前後の数値は取りたてて問題のある数値とは言えない。数値が大きな大学は、現金預金に退職給与引当金や減価償却引当金を組み込んでいる場合さえあるが、本学ではそれらを特定資産として「その他の固定資産」に入れているため、現金預金は相対的には多くない状態になっている。スケールメリットのある大学では、本学と同じ形の計上をしながら豊富な現金預金を持つ大学もあるが、本学の規模であれば、無理に現金預金を増やす必要はなく、220%前後の現状を妥当として良いと思われる。

ちなみに、流動比率とこの前受金保有率はあくまで短期的な支払い能力を判断する指標であり、どちらかという危機的状態にある大学がどの程度に危機的なのかを見る場合に有効な指標である。それに比べて、上記の内部留保資産比率は目的別定期預金（特定資産）もすべて入れた保有資金（運用資産）に関する指標であり、また同様に上記の運用資産余裕比率

第9章 管理運営・財務

もどれくらいの余裕の中で運営されているかを見るものであるから、健全な大学の健全性の度合いを測る場合の指標と言える。本学の場合は、短期的な流動比率と前受金保有率も悪くなく、健全性を見る内部留保資産比率と運用資産余裕比率も良好な状態にある。

表8 前受金保有率

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012 予算	全国平均
大学	219.2%	220.8%	233.6%	245.8%	233.7%	222.6%	221.8%	213.1%	305.8%

以上をまとめれば、本学は現在、2011年度の経営学部新設に伴う出費後の財政的回復期にある。その促進のために、消費収支の面では多少の無理を承知の上で第2号基本金引当特定資産や減価償却引当特定資産などの積立額を増加させている。大学の消費収支は苦しい状態になっているが、これを好転させることが現在における最重要課題と認識している。とはいえ、収支バランス的には人件費抑制策が効いて現状は悪くない状態にある。これを今後も継続していかなければならない。財政的備えの面では現状は大方良い状態にある。現在、本学は財政面においては危機的状況にはないと言える。とはいえ、今後の18歳人口のさらなる減少が進む中で現状を維持し、教育環境の整備と優良な教育研究を実現していくための方策はしっかりと立て、それなりの危機意識を持ちながら強い意志の下に実施していくことが必要である。なお、その他の財務諸表比率は基礎データの表6～8として添付する。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

次年度の「予算編成方針」(資料9-II-7)は、毎年9月の理事会財務委員会、常任理事会において審議し決定する。そこでは、入学者数、学納金納入額、人件費、経常経費、施設設備計画、重点施策計画、財務計画(特定資産積立計画等)、経営指標目標(帰属収支差額比率、前受金保有率等)を十分に検証し、全部局の理事によって検討がなされる。

それに基づいて、大学予算責任者である大学学長は各学部・部署の予算担当者に「予算編成方針」を説明する。その担当者等は10月から予算原案の策定に入り、11月中旬以降に大学学長・副学長による部署毎のヒアリングを行って調整をする。それにより大学予算案の骨格が出来上がり、12月の大学財務委員会(学長・副学長、学部長、事務長、学科主任、各部課長等)においてこの予算原案を審議し完成させる。その後1月の理事会財務委員会の議を経て、3月の評議員会・理事会で承認されて最終的に成立の運びとなる。

以上の本学の予算編成プロセスにおいては、その役割分担も明確であり、予算配分についても合議制のもとになされていると言って良い。なお、当該年度4月以降に第1次補正予算編成を行っている。これは学生数の確定、繰越等決算額の確定による微修正である。その後の執行状況に応じて、経営指標目標を考慮しながら、12月に第2次補正予算編成を行う。予算の執行は、予算額を順守しつつ、適切な決算とすることを意識して、明確な責任体制のもと実施されている。

決算の内部監査に関しては、まず「学校法人茨城キリスト教学園寄附行為」(資料9-II-8)第8条に基づいて監事を設けている。監事の業務は同条第2項に以下のように定めている。

- 「(1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。」

また、同第19条において評議委員会を設け、理事長は「(1)予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項、(2)事業計画、(3)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項」等についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと定めている。

この他、監査室を設け、「学校法人茨城キリスト教学園組織規程」（資料9-II-9）第4章第11条において内部監査に携わる機関と規定し、職員を配置して常時学内監査業務に従事している。さらに、公認会計士による監査体制も整えている。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

全国的な少子化社会の進展の中で、本学が現在財政的に安定基盤を確保できていることは、高く評価できるものと考えている。これは本学の教育目標・使命への地元の支持の表れであり、地元における本学の定着度と貢献度への評価の結果と認識している。今後この状況の維持には、これまで以上の教育研究上の成果を出していくことが求められよう。全教職員がその認識を共有する中で、中長期的計画に基づいて、しっかりとした運営をしていくことが必要である。

2009年度の「第10期長期経営計画」（資料9-II-3）までは理事会メンバーが中心となって経営計画の策定を行っていた。また、その時点では各部局が縦割的な組織であったため、総合的な進捗度合いの管理は困難な状況にあった。それを解消すべく、2009年4月に企画調査室を設置し、主に学園経営計画の所管部署として経営計画の企画・立案・検証を担当させることにした。企画調査室は、2010年度に「第11期中期経営計画」（資料9-II-4）に着手するにあたって検証・改善へと繋がるPDCAサイクルを確立するため、現状認識に基づく具体的な目標設定および施策を盛り込むことに努めた。その延長上で、2012年度の「第13期中期経営計画」（資料9-II-5）策定時には、4年計画方式を導入し、そこにおいて明確にPDCAサイクルを回していくように中期経営計画を改定した。この過程で企画調査室は経営学部、大学院2研究科の新設計画に全面的に取り組んでいる。この他、特別補助金等外部資金の獲得（資料9-II-10）についても積極的に企画立案すると共に、法人と大学等各部局との連携協力関係を密にすることに関しても企画調査室は相応の役割を果たしている。

監査室機能が定着し、従来独自に動いていた学園組織等に対する有効な検証・監査業務を果たし始めた。その報告・提議を受け入れる側が、どのようにそれを効果的に反映させていくか、組織的かつ制度的な検討が必要である。

(2) 改善すべき事項

中長期的な教育研究計画は大学が主となって立案しているが、財政計画は法人が策定している関係から、その間の連動性が十分に確保されていると言い難い。企画調査室の設置によって多くの面で大学と法人との連携関係が進みつつあるが、教育研究と財政計画とが直結した関係を持つためには、中長期的な財政計画の策定にあたって何らかの大学との連動性確保のための組織的・手続き的改革が必要である。

2011年度における大学の学生生徒等納付金比率は79.5%で、ほぼ全国平均に等しい。しかし、寄付金率は0.4%で全国平均値の2.9%に比べて著しく低い状況にある。今後の一層の18歳人口の減少を控えて、学納金以外の収入源の確保が求められるが、現状では寄付金等の獲得施策が打ち出せていない。なお、研究に関する外部資金獲得策として、2013年4月の教育研究センターの設置が有効に働くものと考えている。26.4%と低い教育研究経費比率の向上にも、同センターは意義ある存在になると考えている。

本学においては、過去の良き時代の成功体験に縛られているということはないが、未来を見るとき、すでに始まっている18歳人口の減少がさらに拡大しながら日本のすべての大学に対する存立環境の悪化という形で襲いかかってくる自明の事実を、明確かつ実地的な認識として全教職員が共有しているかという点、その点は心もとない。2012年度より、大学執行部はこれらを早期に共有認識とし、今後の大学運営の基礎としていくために、教授会での状況説明・指針の提示等を積極的に開始した(資料9-II-11)。もはや小手先の弥縫策では追いつかない時代に入ろうとしている。

時代の変化に敏感に反応すること、未来を真摯に見ようとする。これが厳しい現実の前で適切な選択をするための要点であることは、古今東西共通の常識である。とりわけ財政関係に関しては、それができない組織は致命的な結果を被ることになる。過去にとらわれず、今が設置一年目であるというような謙虚な気持ちを持って大学経営に取り組むことは、危機の時代を迎えるにあたってきわめて重要なことと認識している。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

2012年度の「第13期中期経営計画」において4年計画方式を導入し、PDCAサイクルが明確に機能するよう改定した。経営面での重点課題として「3.財務基盤の強化」(資料9-II-5 P.5)を、また教学面の重点課題である「7.教育・研究支援体制の構築」の目標の一つとして「④外部資金獲得支援体制の構築」(資料9-II-5 P.29)等を掲げた。今後も、教育研究と財政の両立を図りつつ具体的施策の実施に努め、さらなる財政基盤の安定化に努める。

また2009年度に設置された監査室の機能は定着し、学園監事、公認会計士との連携も強化されている。検証・監査業務の報告・提議をどのように効果的に反映させていくか、組織的かつ制度的な検討を進めていく。

(2) 改善すべき事項

財政基盤の安定性の保持のために、まず必要なことは主たる収入源泉である学納金の確保

にある。とはいえ、教育の質保証のために届出適正人員（定員）を保つことに対しても十分な配慮が必要である。このバランスに最大限の注意を払っていききたい。その際、大学全体の定員への配慮と共に、学科・専攻毎の入学者数への丁寧な対策の下における入試施策を行っていく。第5章に書いたが、大学の入試環境はすでに新たなステージに入っている。地元志向によって入学してくる学力の高い学生と、全入的傾向により増えつつある学力の低い学生の両方を満足させられる教育課程作りに邁進することが、今何よりも求められている。その確立を前提として、はじめてバランスある学生数の確保への配慮も可能になる。

なお、目先の定員確保も去ることながら、2020年以降の18歳人口の激減期に届出定員を割り込ませないための事前施策が重要である。この点に関して、学内で十分な共有認識を醸成していくことは欠かせない。それは18歳人口への学納金依存体制を可能な限り少なくする新たなビジネスモデル作りということである。この収入源の多様化と共に、補助金・寄付金等の外部資金の獲得策の確立も大切である。本学の寄付金比率は全国平均に比して低い水準にあることから、保護者会・同窓会・地域住民等への募金活動を行う体制整備について検討していきたい。

支出については、抑制を基本とした予算方針の継続が必要である。特に消費支出中に大きな割合を占める人件費について、学園の帰属収支差額比率を見据えながら、総額人件費の適正な管理を図っていく必要がある。先に見たように大学自体は健全な比率にあるが、学園全体の視点から重点的かつ抜本的施策が望まれる。将来学生数の落ち込みが始まれば、人件費は重くのしかかることになり、その対策が不可避となる。そうならないよう十分な配慮の下に人件費のあり方を決めてしかなければならない。また、2011年度の教育研究費比率は26.4%であるが、これは全国的に低い比率となっている。そのため、教育研究経費への重点配分が必要と認識している。

今後も中期的な視点の下で、教育施設・環境の健全な整備の実現を期して、十分な自己資金を留保できる体質を維持していく。そのために誠意ある予算編成方針の策定を心掛け、経営指標目標を着実に達成できるように収支の均衡を図る。

4. 根拠資料

- 9-II-1 財務状況（大学ホームページ）（http://www.icc.ac.jp/edu/pdf/h23_kessan.pdf）
- 9-II-2 みどりの（茨城キリスト教大学広報） 第68号
- 9-II-3 第10期長期経営計画
- 9-II-4 第11期中期経営計画
- 9-II-5 第13期中期経営計画（既出 資料1-24）
- 9-II-6 平成23年度私立大学等経常費補助金特別補助「未来経営戦略推進経費」審査結果（既出 資料9-I-26）
- 9-II-7 2013年度予算編成方針
- 9-II-8 学校法人茨城キリスト教学園寄附行為（既出 資料1-3）
- 9-II-9 学校法人茨城キリスト教学園組織規程
- 9-II-10 平成24年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」の審査結果について（既出 資料1-27）

第9章 管理運営・財務

- 9-II-11 本学の指針に基づく中期施策の骨子 2012-2020 (既出 資料9-I-7)
- 9-II-12 2007(平成19)年度～2012(平成24)年度財務計算書類 (既出 資料9-I-31)
- 9-II-13 2007(平成19)年度～2012(平成24)年度監査報告書 (既出 資料9-I-32)
- 9-II-14 事業報告書 (既出 資料9-I-33)
- 9-II-15 財産目録 (既出 資料9-I-34)

第10章 内部質保証

1. 現状説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

大学のあらゆる面における内部質保証の問題は、現在ならびに未来において高度教育機関として存続し、社会・世界に貢献する人材を育成するために、本学が取り組まねばならない最大の課題であると認識している。それは単に学生の育成ということにとどまらず、教員の学術研究・活動実践とその成果の公表による貢献や、社会と世界の今後のあり方の啓蒙という側面、そして社会人ならびにシニア世代に対する積極的な教育的アプローチという面での貢献も含んでいる。これら一つひとつの質保証への取り組みは容易なことではない。しかし、その実施、成果、周知なくして、今後の大学を取り巻く厳しい環境の中で存続は危ういだろう。中長期的スパンで考えれば、全国の大学のほとんどが瀬戸際に立たされていると認識すべきである。2020年以降の18歳人口の激減期に際して、どのように大学自体を維持し、その質保証を継続して行けるかが問われている。

本学は2012年度に4年期限の「第13期中期経営計画」(資料10-1)を策定し、2020年に至るまでの8年間で2サイクルに分けた最初のサイクルが始まったとの認識の下に、2020年以降の準備を開始した。この4年2サイクル8年間の適切な運営施策の実施、その成果の創出、そして成果周知の徹底が、まさに本学における瀬戸際対策として位置づくものと捉えている。このような対策を早期に明瞭に打ち出すことは、人口推移上マーケット環境が確実に苦しくなることが決まっている以上、大学執行部の責務であると考え。その意識の下、2012年度の合同教授会の場において、地元の18歳人口推移グラフ(2005～2029年)等を示して今後の具体的施策方針を説明し、教職員一同の共有認識とした(資料10-2)。

大学の諸活動についての点検・評価に関しては、2002年度に徹底した自己点検・評価を行い、その経緯ならびに結果と将来展望を『茨城キリスト教大学の現状と課題』として刊行した。2006年度には、大学基準協会による相互評価ならびに認証評価を受け、大学基準適合と認定された。このときの「点検・評価報告書」および「茨城キリスト教大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」は大学ホームページにおいて公表している(資料10-3)。その前後には、2005年度より学生による授業評価のためのアンケートを開始し、2007年度には「茨城キリスト教大学授業改善委員会規程」(資料10-4)を設けて授業改善委員会を設置した。その後毎年授業評価アンケートを実施してきている。その結果は、2008年度までの分を大学ホームページにてすでに公開しており(資料10-5)、2009年度と2010年度の結果も近日公開する手続きが進んでいる。

また、2012年度には、過去5年間にわたる卒業生ならびに就職先企業に対するアンケートを実施した(既出 資料10-6)。この結果は現在分析中であるが、後日ホームページ等で公開する予定でいる。この調査に関しては、4年に一度程度の実施を想定している。これとは別に、2012年度の卒業生に対して、卒業間際の3月時点で卒業生アンケートを実施する。本学で学んだ内容等に対するもので、その結果から有効な内部質保証のための材料が抽出できるものと考えている。

上に書いた中期経営計画は、1999年度より法人全体の取り組みとして「長期経営計画」として開始したものの延長上のものである。それを10年が経過したところで見直し、2010

第10章 内部質保障

年度からは「中期経営計画」に改め、社会の変化に素早く対応できるようにした。この展開状況すなわち目標設定・現状分析・到達度分析等については、大学の各部署に関するものは自己点検・評価とも連動させる意識を明確にし、自己点検・評価運営委員会の場にて検証作業を行っている。2012年度には法人企画調査室の主導において、目標達成への取り組み方法をより具体的に記述してその実施をしっかりと管理するために、計画書の様式を新たにし、計画の実施のための具体策ならびに実施時期を明記させることにした。その実施は部署長の責任の下に確実に実施するものとし、PDCAサイクルの中で、現状分析、進捗状況、達成度の検証等を通して実際的な改革・改善につなげるシステムを構築した。法人は法人全体としての「事業報告書」（資料10-7）を毎年度作成し、基礎データ、事業の概要、財務の概要、今後の課題等と共に、2005年以降のものを大学ホームページ上に公開している。

情報公開については、学校教育法施行規則の一部改正（平成22年度文部科学省令第15号）により、2011年度から教育研究活動等の状況についての情報の公表が義務付けられた。これに伴い、2010年度より大学ホームページにおいて情報の公開を開始した（資料10-8）。それ以来、随時検証をしつつ公表項目の拡大に努め、また一般の方々により分かり易くするための工夫をしている。

（2）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

学則第66条で、「本学の教育研究水準の向上を図り、本学創設の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について本学は自ら点検および評価に努める」と規定し、その実行組織等は1995年の「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」（資料10-9）において定めている。また、第67条では、「本学は、授業内容およびその方法の改善を図るため、組織的な研修ならびに研究を実施する」とし、そのための組織等について「茨城キリスト教大学授業改善委員会規程」（資料10-4）において定め、2005年度に授業評価委員会を設置した。これは2007年度に内容の一層の充実を図って名称も授業改善委員会と改めた。これらにより、内部質保証の方針とそのためのシステムは明瞭である。

「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」は、その目的として、「大学は、その建学の精神を問い直し、明確にし、それに基づいた大学の教育・研究・運営が適切になされているかどうかを点検・評価し、大学の絶えざる向上と活性化をはからねばならない」とする。そのために自己点検・評価運営委員会を設置し、学長を委員長として大学運営会議メンバーならびに各学科主任をもって構成するが、さらにその内部に基本事項検討委員会を設けて点検評価項目を洗い出すという手続きを取ることで細部にまで目の届く実効性ある点検評価活動とするように配慮している。自己点検・評価運営委員会は洗い出された事項毎に実施委員会を指定して点検評価にあたらせる。各実施委員会から提出された報告書を自己点検・評価運営委員会は検証し、最終報告書を作成して全教職員に対して大学改革・改善の提言を行う。これは最終的に理事会へ報告し、その了解を得る。その後、最終報告書は『白書』として公刊し、各関係機関に配布する。この過程に学外者からの意見の聴取等による客観性・妥当性の向上のための手続きはないが、公刊・配布をすることで内部において客観性・妥当性を常に意識する効果があり、同時に実際に学外者からの意見等がもたらされることも期待している。これまで、『白書』は2度刊行して他大学等へ送付した。『2003

第10章 内部質保障

年度 茨城キリスト教大学の現状と課題 ―自己点検・評価報告書―』ならびに『2006（平成18）年度点検・評価報告書』がそれである。

構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底に関しては、ハラスメント防止委員会を設置すると共に理事会管轄の下に FD 活動をしていることは第6章1.（1）ならびに（3）〈1〉2）に書いた通りである。ハラスメントを防止するため、2002年4月1日に「茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関する規程」（資料10-10）を施行し、「ハラスメント防止委員会」を設置した。また2005年4月1日には、「茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関するガイドライン」（資料10-11）を施行し、学生および教職員に対して意識の徹底を図っている。個人情報保護については、適正な管理等を目的として2005年4月1日に「茨城キリスト教学園個人情報保護規程」（資料10-12）および「茨城キリスト教大学個人情報保護規程」（資料10-13）を施行して、現在それに則って運営がなされている。さらに、公的研究費の管理・運営を適正に行うために基準（資料10-14）を設けており、その不正使用の防止に努めている。動物実験に関しては、動物実験委員会を設けて教育訓練および倫理審査委員会主催による利益相反に関する研修会等を開催して、意識の向上に努めているところである。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

授業評価アンケート（資料10-15）の結果は、専任ならびに兼任の授業担当者にフィードバックし、各教員はそれを踏まえて改善のための報告書を学部長へ提出することになっている。また、毎年のFDの実施のために予算を配分し、各学科の授業改善委員を中心として学科毎にFD活動を実施することで、日々の授業改善に努めている。中期経営計画においても、その重点課題中に「ファカルティ・ディベロップメント（学部統括、学科・研究科毎）」（資料10-1 P.12）という形で掲げ、学部・学科・研究科毎に具体的な内容とロードマップを挙げることになっている。これについては、第3章1.（4）〈1〉および第4章Ⅲ1.（4）〈1〉ですでに書いた通りである。

教育研究活動のデータ・ベース化の推進に関しては、学校教育法施行規則の一部改正（平成22年度文部科学省令第15号）に従い、2011年4月1日より教員の学位・業績等を大学ホームページ上で公開するため、教員各自がweb上で入力できる研究者情報システムを構築した。第2段階として、さらなるシステムの推進を目指し、研究助成委員会の委員長であり研究支援委員である図書館長を中心として、教育研究活動データベース（特に機関リポジトリ）の設立を果たし、2013年度より着手する。

学外者の意見の反映については、倫理審査委員会において3名の外部委員（含委員長）を委嘱しており、年に数回開催する委員会で学外有識者の意見を取り入れている。また、ハラスメント防止委員会では、任務の遂行上委員長が専門知識・経験を有する委員が必要と認めた場合に学外から有識者を委員として加えることができると規定しており、必要に応じて学外有識者から意見を聴取する制度としている。

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応に関して言えば、2006年度に大学基準協会による相互評価ならびに認証評価を受けた際、大学基準適合と認定されたが一部に助言を受けた。序章2. に詳細を記したが、それは、①1年間の履修登録単位数の上限

の設定について、②-1 学部の国際交流について、②-2 大学院の国際交流についてであった。これを受けて改善を行い、2010年7月に「改善報告書」を提出すると共に、認定当時未完成であった看護学部の「完成報告書」を併せて提出した。その結果、改善への意欲的な取り組みに対して満足する成果であるとの概評を頂き、「再度報告を求める事項なし」との回答を得ることができた。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

中期経営計画において掲げた目標を具体的な改革・改善につなげる体制を確立するため、目標の到達度を自己点検・評価運営委員会において検証するシステムを整備した。これによりPDCAサイクルを実現できる体制が構築できた。また、2012年度から行っている改革により施策立案が具体的になると共に、4年1サイクルの中で各担当部署がロードマップを作成した上でそれに沿った改革・改善を進めていく形が確立した。

ハラスメント防止委員会の啓蒙活動や、学園全体の教職員を対象としたハラスメント防止に関する研修会開催等により、教職員や学生に対する意識の徹底については効果を上げている。

(2) 改善すべき事項

中期経営計画は経営的な側面も含まれているため、外部にそのまま公表することはできない。しかし、本学の内部質保証への積極的な取り組みを社会に示すために、経営的側面を切り離し、自己点検・評価部分を抽出した報告書を公表していく必要があると考える。大学の計画的な質保証・向上への努力の実際を明らかにすることは、大学における情報公開の精神に合致する。

授業評価アンケート結果を授業改善委員会で分析し、その結果を各学科のFD活動に活用していくことで授業改善へと繋げる努力をしている。しかし、各教員から学部長に対して提出することになっている個別教員改善報告書は、現状においては全教員から提出されていない。その理由の一つとして、各教員の授業評価アンケートとその改善報告書に対する効果が疑問視されていることがある。また、学部長による管理という点への意味付けが不明確なため、改善報告書を手にした学部長がその後でどうするのか、その点の確認がなされていないこともある。現状は、まずは学生・教員双方の授業改善意識を喚起すること、ならびにその継続的施行による授業評価アンケート実施の定着化を図る段階にあると言える。

今後、教員から学部長への改善報告書の提出に関する是非の議論も必要だが、まず何よりも授業評価アンケートの目的はあくまで大学の質保証にあるのであって、個々の教員への評価ではないことの確認をすることが大切である。授業は大学の質保証の対象として最たるものである。具体的な授業作りはあくまで個々の教員の仕事であるが、その積み重ねが大学の教育課程そのものである以上、授業を個々の教員に手放しで委ね預けるわけにはいかない。とはいえ、授業分野によって「良い授業」の規定は異なるということ一つ取ってみても、評価基準の共通化には意味がない。一つひとつの授業の質保証は、所詮は担当教員が行ってい

く以外にはないのである。

それに対して大学組織は、大学教員の社会的責任や、マーケットの縮小による財政危機到来予測の周知と共に、教員個々に対して適切かつ組織的な授業支援体制を作り上げ、教員を作る授業の質を高める手助けをするシステムを形成していくことが必要である。その前提として、まずは教員全員が自らの授業が全体の教育課程、カリキュラム・ポリシーのどの部分を担うものなのかを明確に認識するための働きかけをしなければならない。ついで、次年度シラバスの内容がそれに適したものになっているかを、教学組織部内の責任者がきちんとチェックすることも不可欠なことである。また、その履行状況も、決して厳密性を押し付ける必要はないが、学生の予習・学修・復習上きわめて大切なものであることから、授業の質保証・向上の観点から教学責任者によるチェックがなされねばならない。学部長・学科主任は、管轄下にある各授業分野における「良い授業」作りに向けて、具体的かつ効果的な管理・支援システムを作るための全学的な協議を今後とも進めていく。

前向きで組織的な施策によって個々の教員の授業作りを援助していくことは、形式に留まりがちな評価手続きを繰り返すのとは次元の違う授業改善の実をもたらしものになる。その認識の下に、すでに第13期中期経営計画において、教育理念、教育目標、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、「学科のめざすもの」、カリキュラム・ポリシー、そして教員個々のシラバスとの整合化を目標に掲げ、それが「質の高い教育課程の達成」に繋がるとの共通理解に立って、各学部・学科が具体的な4年計画を立てている。今、この計画を着実に実行し、授業改善への組織的な支援体制を整えつつある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

第13期中期経営計画（資料10-1）を巡るシステムを樹立し、『本学の指針に基づく中期施策の骨子 2012-2020』（資料10-2）を教授会ならびに理事会に提示・説明して、教育課程ならびに教育環境の質保証システムをスピード感を持って樹立していく体制を整えつつある。今後はこれらを日常的な自己点検・評価活動と絡める中で、達成目標に向けた努力を推進していく。最大のポイントは、2020年度以降の18歳人口激減期に向けた準備施策の完成である。第13期中期経営計画は、そのための第1期目の4年間を対象とするものであり、次の第14期中期経営計画がその第2期目となり、その後2020年度を迎えることになる。このような中長期的な視点から、今後の自己点検・評価活動を展開していく。

ハラスメント防止委員会では啓発企画や研修会開催等を主催している。直近では2012年10月に有識者を講演者に招き、教職員を対象とした「ハラスメント防止対策セミナー」を開催した。今後も引き続き啓蒙活動や研修会開催等を通し、より良い教育研究環境の実現に向けて理解を深める活動を進めていく。

2013年度から導入する授業支援webシステムは、入学時より卒業時までの授業を通じたラーニング・ティーチングのデータを一元管理できるものであり、教育課程の質向上の道具として大いに期待される（資料10-16）。本学のこれまでの教育方針の上にこれを運用して行けば、未来に向けた教育課程の改善や様々な数値目標の設定、経年比較分析等に活用でき、効果が上がるものと考えている。

(2) 改善すべき事項

本学は茨城キリスト教学園の大学部局である。学園の中の大学というあり方が、単体の大学にはない優位事項であることは、学園内高校からの進学者数から見ても明らかである。しかし、本学園は幼保・中高・大学・大学院の一体的なブランドイメージを作るという視点に欠けるため、十分に学園としての利点を活かしてきれていない。将来は一つの学園というブランドイメージを確立して、全学園で教育・研究・地域貢献・国際貢献活動の改善と改革を果たし、それに役立つ学園 IR 体制を構築していくことが必要である。

現在、法人本部に企画調査室があり、学園全体の企画・調査にあたっている。将来的には、学園広報戦略室のようなものを併設し、教育環境コンプライアンス活動に留まることなく、積極的にブランドイメージを作り上げる作業を行い、企画調査室の活動と連動して学園の見地に立った有効かつ効率的なマネジメント活動を担い、PDCA サイクルを生む核となる必要がある。

本学は今、そのような統一的な学園イメージの中で、国際理解センターと地域連携センターをもって国際連携・貢献と地域連携・貢献を推進し、教学面では学務部、図書館、教育研究センター、そして自己点検・評価運営委員会の下に研究・教育の質保証と改革・改善を進めていき、さらにキャリア支援センターによって学生の希望に沿った社会への送り出し活動を果たすという学内体制を作り上げる過程にある。これらが確立し、相互の円滑な業務連携体制が成れば、内部質保証システムは十全に機能していき、地域社会の評価も高まるものと考えている。また、そのような総合的な観点と共に、教育機関の核である一つひとつの授業の質保証・向上を果たす努力を、組織として管理・支援していくシステム作りに取り組んでいる。学長・副学長のもとで学部長・学科主任による中期経営計画に沿った4年間にわたる積極的な取り組みが開始されており、今後の着実な履行が期待される。

授業評価アンケートを大学の質向上の目的に有効利用するために直接的かつ具体的にどのような改革を計っていけば良いのか、現在授業評価委員会において協議中である。間接的には、授業支援システムとしての web ソフトを導入したり、研究の進展への組織的かつ資金的補助体制を整えたりして、個々の教員ならびに担当授業の質向上への支援策を行っている。授業評価委員会での協議結果を待って、FD 活動関連はもちろん、その他の制度的な問題に関しても可能な限りの支援体制を整える。その際、本学は大きく領域の異なる4学部7学科となっていることの現状を踏まえ、全学的な視点と、学部的・学科的な視点に立つ支援の意味や施策の差を考慮し、各学部学科に所属する学生に取り最適なものになるよう常に心がけていく。

4. 根拠資料

10-1 第13期中期経営計画 (既出 資料1-24)

10-2 本学の指針に基づく中期施策の骨子 2012-2020 (既出 資料9-I-7)

10-3 大学基準適合認定 (大学ホームページ)

(<http://www.icc.ac.jp/about/cert/index.html>)

第10章 内部質保障

- 10-4 茨城キリスト教大学授業改善委員会規程 (既出 資料 4-Ⅲ-12)
- 10-5 2007 年度および 2008 年度学生による授業評価結果報告書 (大学ホームページ)
(既出 資料 4-Ⅲ-18) (<http://www.icc.ac.jp/about/cert/pdf/2007-2008cs.pdf>)
- 10-6 茨城キリスト教大学卒業生・企業調査 調査結果報告書 (既出 資料 4-Ⅳ-5)
- 10-7 2011 (平成 23) 年度事業報告書 (大学ホームページ) (既出 資料 9-Ⅰ-33)
(http://www.icc.ac.jp/edu/pdf/h23_jigyohoukoku.pdf)
- 10-8 情報の公開 (大学ホームページ) (既出 資料 1-14)
(<http://www.icc.ac.jp/about/disclosure/index.html>)
- 10-9 茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程 (既出 資料 9-Ⅰ-5)
- 10-10 茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関する規程 (既出 資料 6-20)
- 10-11 茨城キリスト教学園ハラスメントの防止に関するガイドライン (既出 資料
6-22)
- 10-12 茨城キリスト教学園個人情報保護規程
- 10-13 茨城キリスト教大学個人情報保護規程
- 10-14 茨城キリスト教大学「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」
に基づく科学研究費補助金等の運営・管理基準
- 10-15 2011 年度授業評価アンケート結果 (既出 資料 4-Ⅲ-13)
- 10-16 平成 24 年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」の審査結果について (既
出 資料 1-27)

■ 終章

1. 理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況

本学が開学された1967年に、日本の人口は1億人を突破した。2006年に1億2774万人でピークを迎えるが、本学はその間に、2000年に生活科学部、2004年に看護学部を開設して規模を拡張してきた。一方、18歳人口のピークは2002年であり、2009年に向って急激に減少した。茨城県央・県北地域に関して言えば、1999年をピークに人口減少期に入っている。本学の規模拡張策は、その中において多角的な学部学科構成にすることにより、様々な大学進学希望者の要望に応える受け皿を作り、地域における存在意義を向上させるという側面を持つものであった。その延長上に、2011年に経営学部を設置した。これにより社会科学系の学部が加わったことで、総合大学としての地域のニーズに応える準備は完了した。

ところで、18歳人口の減少は、受験競争状態の解消、1人当たりの教育費の増大、高度教養社会の確立等に起因する大学進学率の向上を伴った。全国でも同様の傾向だが、茨城県を見れば1998年に40%であった進学率は現在52%に達している。このお陰をもって、人口が減少しているにもかかわらず、大学生の総数自体は減ることなく横ばいを保つことができた。この間、全国の大学数は780に増大し、本学の総入学者数もまた定員を割れることなく現在に至っている。

本学は、現状において順調な運営状態にあり、財政的にも比較的余裕がある。教育理念・目的は1990年代前半から始めてきた自己点検・評価活動を通じて検証され、その達成に向けた努力が重ねられてきた。2006年度の第一期認証評価も適合認定を受け、それ以降の歩みも適切なものと認識している。ただし、2008年のリーマンショックと、2011年の東日本大震災・福島原子力発電所事故によって、国を取り巻く環境は大きく変化し、とりわけ被災地にある本学は多くの課題を背負うことになった。

地域社会と公共機関との連携への欲求は、大震災以降、質の変化を伴いながら一層高まっている。地域の人材育成の最終段階を担う教育公共機関は、そこにおいてきわめて重要な課題を突きつけられていると言える。また、グローバル化の波は、すでに地方の隅々にまで及んできた。中小企業の経営者からは、それに応じた新たな人材育成を要望する声も高い。グローバル化と地域連携は、そこではすでに一体化したものになってきているのである。一時もて囃されたグローカルという単語さえ、すでに苔むした感を抱かざるを得ない新たな状況が展開しつつある。地方大学の重要な使命が、あらためて問われていることを認識しなければならない。

本学が一貫して抱いてきた地域と国際という二本の柱の意義は、さらに重要性を増していると言って良い。このような中で本学は、あらためて教育理念・目的と教育目標を見つめ直し、キリスト教の精神の下で、地域連携・貢献、国際連携・貢献への道を堅持しながら、全教職員が一丸となって次の一步を踏み出したところである。

2. 優先的に取り組むべき課題

将来に目を転じて茨城県内の18歳人口未来予想推移を見ると、これから7年間は緩やかな減少に留まるが、2020年度から5年毎に10%ずつ減っていくという急激な減少期に入る。2035年度には、2011年度比で60%にまで落ち込む。マーケットの40%が消失するというこの事態は、多くの大学が現在ほぼ全入状態にあることを思えば、事実上存続困難という状

況に近くなることを意味する。18歳人口の減少を補ってきた大学進学率も、経済環境の好転もしくは学納金の大幅な削減がなされない限り、今の50%前後をピークに、おそらくは専門学校や就職の方向へとゆっくりと動くことで徐々に下降していくことだろう。

このようなきわめて厳しい未来環境の中で、本学はどのように入学者数を確保し、大学の経営的存続を果たし、教育目標の達成と地域・世界への貢献を果たしていくのかが今問われている。一つの道として、マーケットの縮小に歩を合わせて経営体を小さくしていくという方法が考えられる。入学定員の削減、教職員の整理、適切な規模での運営という方法は、全国いくつもの大学で採られる道であろう。あるいは、地域の複数大学が協力し合う体制を作り、相互に利点を伸ばし欠点を補うコンソーシアムを作り上げることも試みられよう。現在すでに各地で様々な方法が試されており、今後もそれは続けられるに違いない。とりわけ社会人教育の分野で、それは有効に機能するかもしれない。また、若者の増加する国の学生を受け入れるグローバル体制を作ることで、マーケットを外に広げていく道もあり得よう。将来一部の学部学科にそうした受け皿を設けることは大いに考えられる。

ともあれ、未来の危機的マーケット状況においてどのような道をとるとしても、教育課程の十全な運営のための内部質保証体制の確立・維持への努力は、どの大学に対しても今後強く求められていくことになるだろう。それなくして大学という教育機関の健全さを保ち、地域の人々から信頼される存在であり続けることができない以上当然のことである。本学においてそれは、2012年度から新たにスタートした第13期中期経営計画を履行し、そのPDCAサイクルを適切に果たすために本学全構成員が真摯に取り組むことによって達成されと考えている。4年計画の第13期中期経営計画は、2016年度に第14期中期経営計画へと移行し、その完成直後の2020年度に第3期認証評価を受けることになる。すなわち、4年2サイクルの中期経営計画の成否が、次なる第3期認証評価の対象そのものとなり、その評価後に2020年以降の急激な18歳人口減少期に入っていくという構図である。

大学を取り巻く環境は、明らかにこれまでと異なるステージに入った。本学はその重大性を真摯に踏まえ、近未来を見据えながら、適切な事前対策をとっていかなければならない。大学の将来をどこまで見通して施策を立てるかという点に関して言えば、本学が今着手し始めたことは2020年度以降への準備施策と位置付けており、明白である。その際の重点課題は、以下の4点にあると考えている。

- 1) 「我が学園の教育理念」の下にあるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー間の連動性を確立し、その中にシラバスを位置づけた教育体系を築き上げる。これは建学の精神と使命を個々の授業にまでおよぶものとして位置づけ、その実現を果たそうということである。
- 2) eポートフォリオを積極的に導入するなど教育密度の向上とエンrollment・マネージメント体制の確立を行う。情報機器・ソフトの利用による授業改善ならびに事務部署の効率化に前向きに取り組む、入学前から卒業後までの学生サービスの諸機能を充実させていく。
- 3) 地域社会のニーズに応じたグローバル人材を育成できるようソフト・ハードの両面の整備に尽力していく。単に海外との連携を強めるということだけでなく、それらを地元の地域社会に繋げていくことを何よりも重視した大学のグローバル化を心掛ける。これは他面から見れば、地域連携・貢献の動きであり、その重視である。

- 4) 学生・教職員にとって気持ちの良い教育研究環境を確保するために、計画的な保全・整備を実現する。アメニティー部分の充実や福利厚生の手厚さに努めることはもちろんだが、組織を取り巻く環境が厳しい時代の中でもっとも必要なことは、組織内部の協和であり、それを基盤とする明るく前向きな姿勢である。これを疎かにする組織には何物もなしえない。「共に生きる」を掲げる本学においては、とりわけこれらの観点は重要であり、仲間を助ける姿勢、安心・安定した学修・労働環境の下ですべてを展開させることへの配慮は、本学の将来を決める要になる。

3. 今後の展望

現状の検証なしに、未来の展望を抱くことはできない。大学にとってその自己検証とは、単に自己の経営的存続を目的とする次元に留まるものではない。社会と世界に対する責務を負い、強く影響を及ぼす大学の存在性を考えるとき、存続と同時にどのように大学の使命を果たしていくかという点に重きを置いた自己検証でなければならない。今回の第2期認証評価のあり方とそれに沿った本報告書の作成作業は、その点できわめて有益なものであり、今後の展望へと繋がる意義あるものとなった。

大学における自己検証の内容としてまず大切なものは、教育課程と学術研究のあり方であり、その質保証であることは言うまでもない。大学は、現在ならびに未来を担う人材の育成と、知的・文化的生産拠点となることにその存在意味がある。この使命を果たす教育研究機関としての自己検証において欠かせないものは、未来に必要な人材像への認識であろう。現在が混迷の時代として大きな転換点にあることは衆目の一致する所であり、そこにおいて未来に必要な人材像を見極めることの困難さも誰もが認める。そうではあれ、これだけは外せないという項目は確実に存在する。それは、グローバルな視点を持った人材、国・地域の産業を担う人材、人々の健康を支える人材、超高齢化社会に奉仕する人材、そして未来を担う子供たちを育てる人材などである。

本学の持つ学部学科構成は、これらの全てを覆っており、未来に必要な人材を育成する場として有効かつ適切であると確信している。それだけに、本学の地域に持つ責任は大きく重い。困難な局面に差し掛かっている日本国ならびに茨城県、とりわけ東日本大震災の甚大な被災地域である県北地域の新たな地平を切り開く人材を育成するために、本学は世界・地域・産業・健康・福祉・教育の各分野において専門的な教育を供与し、同時にバランスある教養人を育てる教育機関として質向上を果たしていかなければならない。その継続は、単に高等教育機関としての義務というだけでなく、国と地域の未来にとって必要不可欠なものと認識する。

現在、本学の経営状態が良好であることは、これまでの本学の努力の成果であり、革新の結果である。しかし、この現状に甘んじて、この重要な時期に様子見に入ることは許されない。質の向上は弛まざる改善の中にしかあり得ないこともその理由の一つであるが、それとは別に、何より今のこの過渡期の先に垣間見える未来が、決して大学という教育機関にとって好ましい環境でないからである。現在が過去を脱ぎ去りどこかへ向う過渡期であるとすれば、その先を見定める努力の中で、大学もまた過去からの脱皮を果たす革新マインドを持ち続けなければならない。今この国が直面している難局は、世界の混迷の反映であると共に、国内諸問題の困難さの投影である。大学は、それに加えて18歳マーケットの劇的縮小とい

う環境を目前に迎えようとしている。どのような業界においてもマーケットの収縮という実に単純な危機がもっとも困難な危機である。2020年代に18歳人口の落ち込みが一段と深刻になったとき、大学はその危機にどのように対処するのか、その展望を持って手を打ち始める必要がある。まして本学は幼稚園・中学校・高等学校を抱える学園法人の一角にある。大学のブランド力の低下はそのまま他の部局にも反映していく。その責務の重大性の自覚の下に、しっかりとした展望の下での運営が望まれる。

上記のように、そのために教育理念・目的と教育目標を念頭に、教育課程・環境の質保証を断然たる決意において実行することはもちろんである。これなくしてどのように歩を進めようと、その道は徒爾に終わろう。しかし、それだけでは足りない事態が未来に来ることも、今からしっかり見据えておく必要がある。そのとき、大学という高等教育機関としての存在性をトータルに捉え、その総合力の向上を図る中ではたして何を新たに始められるのか。あくまで教育・文化の核としての大学において、刷新と機能の高度化を図って新しい価値を加えるところに、なすべきリノベーションの方向はあるはずである。大学の内部においてどのような方向性を見いだすことができるか、また国や地域社会における大学の課題とは何か、そこに経営的観点を加えながら、今後集中的に議論を積み重ねていかなければならない。